

つくばみらい市議会 決算特別委員会会議録

平成 21 年 9 月 11 日 開会

平成 21 年 9 月 15 日 閉会

つくばみらい市議会

第 1 号

[9 月 11 日]

つくばみらい市議会決算特別委員会
(第1号)

平成21年9月11日 午前10時00分開会

出席委員

委員	長	染谷	礼子	君
副委員	長	高木	寛房	君
委員		秋田	政夫	君
委員		坂	洋	君
委員		倉持	悦典	君
委員		堤	實	君
委員		岡田	伊生	君
委員		直井	誠巳	君
委員		横張	光男	君
委員		松本	和男	君
委員		古川	よし枝	君
委員		海老原	弘	君
委員		山崎	貞美	君
委員		廣瀬	満	君
委員		豊島	葵	君
委員		川上	文子	君
委員		中山	平	君
委員		神立	精之	君

議長	今川英明君
----	-------

欠席委員

なし

出席議員

5番	中山栄一君
----	-------

出席説明員

総務部長	古谷安史君
市民経済部長	中川修君
会計管理者	森勝巳君
秘書広聴課長	石神栄君
定額給付金対策室長	菊地龍夫君
企画政策課長	間根山知己君
企画政策課長補佐	中島強君

企画政策課情報政策室係長	飯 泉 健 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
総 務 課 長 補 佐	飯 泉 勝 宏 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
財 政 課 長 補 佐	古 谷 隆 夫 君
人 事 課 長	森 伸 次 君
人 事 課 長 補 佐	中 村 滋 成 君
税 務 課 長	沖 田 照 雄 君
税 務 課 長 補 佐	岩 本 善 宏 君
税 務 課 長 補 佐	染 谷 武 君
税 務 課 収 納 対 策 室 長	海老原 貞 夫 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
農 政 課 長 補 佐	倉 持 尊 志 君
産 業 政 策 課 長	奈 幡 優 君
産 業 政 策 課 長 補 佐	須加尾 博 司 君
生 活 環 境 課 長	張 谷 昌 彦 君
生 活 環 境 課 長 補 佐	野 村 良 則 君
市 民 窓 口 課 長	飯 泉 芳 郎 君
市 民 窓 口 課 長 補 佐	木 川 眞 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

議 事 日 程 第 1 号

平成21年9月11日(金曜日)

午前10時00分開会

1. 協議案件

1) 認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について

午前10時00分開会

委員長(染谷礼子君) おはようございます。

21年の3回目の定例会、9月2日から10日目に入りますが、大変お疲れのところ、本日はありがとうございます。最後まで慎重な審議をよろしく願いいたします。

それでは、平成20年度つくばみらい市歳入歳出決算について、きょうから3日間審査を行いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は18名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に、議会事務局職員、総務部長、会計管理者、関係課長及び職員が出席です。

これより議事に入ります。

なお、議案の説明については、簡潔に、主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定についてを議題といたします。まずは、議会事務局所管の一般会計決算について説明を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長（井波 進君） 議会事務局の井波と申します。

どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、決算書の63ページ、64ページをごらんいただきたいと思います。

議会費の決算がここに書いてございます。

それでは、議会費の予算現額の合計でございますけれども1億4,025万6,000円でございます。支出済額が1億3,845万9,717円、不用額といたしまして179万6,283円でございます。ちなみに、執行率につきましては98.72%でございます。

主な内容につきまして、説明申し上げたいと思います。

まず、10節の交際費でございます。支出済額が14万5,083円、不用額が55万4,917円、議長交際費でございます14件分でございます。これにつきましては、インターネットのホームページ上でも公開をしております。

続きまして、13節の委託料でございます。支出済額が177万6,124円、不用額が36万5,876円でございます。これは、会議録の作成委託料ということで、本会議それから委員会の録音テープを文字にする反訳料でございます。ちなみに、昨年20年度の時間が94.5時間となっております。

以上で、議会事務局所管の説明を終わります。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

秋田委員。

委員（秋田政夫君） ただいま説明あった交際費の件なのですが、前年度が約6万4,000円支出されているのですけれども、今回がこの記載のとおりなののですけれども、予算額に対して非常に少ないというようなことで、その予算額の根拠ですね、それに対しての根拠を教えてくださいなのですが、ちょっとあまりにも少ないので、果たしてこれで今後もそういう形になっていくのか、お願いします。

委員長（染谷礼子君） 答弁をお願いします。

議会事務局長（井波 進君） 交際費でございますけれども、実績に基づいて予算を計上するのが基本かとは思いますが、交際費については、他の市町村とのおつき合い、それから他の団体とのおつき合い等がございます、その年ごとによって大分つき合い、交際方が変わってきます。そんなものですから、合併当初、谷和原村さんと伊奈町と合併したときに、両方の議長交際費を合わせて年々少なくしております。20年度は70万円予算化しておりますけれども、今年度は60万円ということで、年々調整をさせていただいておるのですが、ぴったりというふうな形で、事業ごとに決まった事業をやるということではないので、予算見積もりが非常に難しいというところがございます、今年度は14件の交際費の支出をしております、昨年度は9件ございました。議長の判断にもよりますけ

れども、出席した場合には、交際費を基準に基づいて支出するというところでございまして、不用額が生じてもやむを得ないと事務局では考えております。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

秋田委員。

委員（秋田政夫君） 予測が立たないということで、でもやはり今交際費の簡素化というか、大体世の中の流れがそういう形になってきていますので、そんなには、この55万4,917円の不用額ですか、何かこれはちょっと異常のような気が、ほかのバランスを考えると。予測が立たないといえばそれまでなのですが、もうちょっと考えてもいいのかなと思うのですが。

委員長（染谷礼子君） 局長、お願いします。

議会事務局長（井波 進君） 調整をさせていただきたいと思っておりますけれども。通常でいけば、1月ごろになると、おおよその大半が過ぎますので、そこで3月の定例議会に補正予算として計上するというのも考えられるわけですが、それで減額ということも。ただ、性格上、幾ら減額してもぴったりというふうなことにはならないので、あえて議会事務局としては、減額をしないで、そのように不用額ということで上げさせていただいたわけですが。

今後予算上で、いろいろ考えなければならぬというふうに思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、予測がつかないので、それで急に足らなくなったから補正というふうにも間に合わないものなので、徐々に様子を見ながら考えていきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員（秋田政夫君） わかりました。

委員長（染谷礼子君） ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、議会事務局所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

次に、会計課所管の一般会計決算について説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者（森 勝巳君） それでは、会計課から平成20年度の歳入歳出の決算についてご報告を申し上げます。

決算書の27ページ、28ページをお開きいただきたいと思います。

27、28ページでございます。その一番下段になりますけれども、手数料、総務手数料ということで、次ページ29、30ページをお開きください。当ページの一番上段の中で、節の3番自動車臨時運行許可申請手数料というふうなことでございますが、予算30万円に対しまして、収入済額が42万5,250円収入済となっております。これは、対前年度、19年度と比較しまして19.5%の申請件数が増となっております。内容につきましては、567件の申請がございました。1件当たり手数料といたしまして750円をちょうだいたしております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、73ページ、74ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費の4番会計管理費でございますが、予算額336万4,000円、支出済額298万6,003円でございます。執行率にしますと88.76%の執行率でございます。

まず、役務費でございますが、予算額60万円に対しまして24万9,166円の支出でございます。不用額としまして35万834円不用額というふうな内容でございますが、この内容につきましては、平成19年度は1万5,882件の取り扱い件数がございました。それに対しまして、20年度でございますが8,305件ということで、約半分に減っているわけでございますけれども、特別徴収分という市民税がございます。その市民税の取り扱いの手数料がゆうちょの方で20年度に無料になりました。そのために、約半分の減ということで、24万9,166円の支出で済んでございます。

それから、負担金、補助及び交付金でございますが、3万円当初予算計上してございました。支出済額といたしましては5,000円ほどの負担金ということで支出になったわけでございますけれども、県南都市会計事務研究会負担金ということで、構成市町村が11市で構成をしております。これまでの残額がありまして、予算額3万円ということでしたが、5,000円ということで運営をしていこうというふうなことで5,000円の負担へ変更というふうなことになりました。

歳出につきましては以上でございます。

それから、附属書類の方で、30ページ、31ページになりますけれども、28万8,000円ですか、平成19年度につくばみらい市歳入歳出決算書の作成委託料ということで180部作成をしてございます。1部当たり約1,600円になろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

神立委員。

委員（神立精之君） 決算とは違うのだけれども、今よくテレビとかそういうもので、役所とか、各団体とか、裏金が大分発覚しているわけだけれども、このつくばみらい市にはそういう裏金はあるのか、ないのか、そこら聞きたい。

委員長（染谷礼子君） 会計管理者。

会計管理者（森 勝巳君） そうですね、新聞報道等でも大分問題になっていることでございますが、当市につくばみらい市におきましては、一切そのようなことはないというふうなことでございます。

委員（神立精之君） わかりました。

委員長（染谷礼子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ会計課所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上をもちまして終了いたします。

次に、秘書広聴課所管の一般会計決算について説明を求めます。

秘書広聴課長。

秘書広聴課長（石神 栄君） 秘書広聴課、石神でございます。

それでは、秘書広聴課所管の決算についてご説明をさせていただきたいと思えます。

歳入歳出決算書の、まず最初に36ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入からご説明をさせていただきます。

3項委託金の1目総務費国庫委託金の1節でございます自衛官募集事務委託金3万円がございます。

続きまして、歳入、60ページをお開きいただきたいと思います。

60ページの下から六つ目、広報紙等広告掲載料20万円がございます。これは広報紙の中に、市内の事業所の方から広告料をいただき、事業所の広告を掲載したときの広告料でございます。

それでは、歳出のご説明をさせていただきたいと思います。

65ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の1節報酬でございます。この中の男女共同参画推進委員会委員報酬16万8,000円がございます。これは男女共同参画推進委員会2回開催したその委員報酬でございます。

続きまして、69、70ページをお開きいただきたいと思います。

同じ1項の総務管理費の10節交際費でございます。市長交際費37万9,876円、これ市長交際費でございます。内訳といたしましては、こちらに関しましては、慶祝、弔慰、見舞いなどで、電報を含めまして、電報1本も1件と換算いたしまして111件ございます。

続きまして、11節の需用費でございます。印刷製本費のこの131万円余の金額のうちの、私ども方では89万400円が、男女共同参画計画の本編及びダイジェスト版の印刷でございます。

続きまして、次の71ページ、72ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの19節の負担金補助金でございます。県市長会負担金及び全国市長会分担金等々でございます。秘書広聴課所管は、全国市長会関東支部分担金、それから県副市長会負担金、県南地方総合振興協会負担金、茨城交友会負担金等でございます。

続きまして、2目の秘書広報費でございます。ページは先ほどと同じように71、72ページの一番下の段になってございます。ここは、11節需用費の中で96万1,000円、これは21年度の繰越明許でございます。これは「くらしの便利帳」の印刷製本費がこちらの中に含まれております。

次ページをお開きいただきまして、73ページ、74ページでございます。印刷製本費、こちらは「広報つくばみらい」に関する印刷製本費等でございます。

続きまして、85ページ、86ページをお開きいただきたいと思います。

9目の諸費、この中に県防衛協会負担金、並びに日中友好協会負担金が入っております。

以上、秘書広聴課でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより質疑及び意見を行います。

質疑のある方ございますか。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 70ページの市長交際費なのですが、さっきも議長の交際費で出ましたけれども、市長交際費、この間、基準の見直し等があって、平成18年度からすると、かなり30%下回る決算になっているのですけれども。それで、支出の中身見ただけでも、一つ私は問題を指摘したいのですけれども、先ほど電報の話がありましたけれども、電報も含めての支出件数が入っているのですけれども、その電報の中で、同和

問題の研修会について6本祝電を出しているのです。そのほかに、職員の派遣なんかもあったりするのですけれども、それは別としても。市長交際費の中から、金額の問題は別にして、同和問題、同和研修会に6本祝電を打っている。しかも、以前に問題として取り上げた、行政の圧力というか、強行な圧力によって、行政が負担金を出すみたいなおことがあったということが指摘されているわけですが、その部落開放愛する会には4回、そのうちの4回ですね、その研修会と称するところに祝電を送っているのですけれども、これは偏り過ぎているのじゃないかと。今、同和行政は一般行政としてやろうというふうに国がいているわけですから、これは改めるべきではないかというふうに思うのですが、どうですか。

委員長（染谷礼子君） 秘書広聴課長。

秘書広聴課長（石神 栄君） ご指摘の点につきましては、21年度の予算特別委員会のときにもご指摘をいただいたかと思えます。

この件につきましては、より一層内部で検討させていただきまして、善処できるところについては善処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

ほかにもございますか。

豊島委員。

委員（豊島 葵君） 広告掲載料20万円と、これは広報紙だと思っただけけれども、これ20万円というのは何社というか、1社じゃないでしょう。それちょっとお聞きしたいのですけれども、これ広報紙しかやっていないよね、今のところね。

委員長（染谷礼子君） 秘書広聴課長。

秘書広聴課長（石神 栄君） それでは、今ご質問がございました予算書の60ページの広報紙等広告掲載料についてのことでございますけれども。広報紙の中の、こちら広報紙をお持ちいたしましたけれども、「お知らせ版」のところを中心に広告の方を掲載をさせていただいております。これを1枠として計算しておりまして、これの1枠で2万円でございます。

20年度におきましては、年度途中からの実施ということでございますので、6回、6編ですね、6号で掲載をさせていただいております。その中で、1枠を6回ご利用いただいているのが1社、それから、半枠、半枠は今のレイアウトの中の半分でございますけれども、ここについては、つくばみらい市の金融団の皆さんから3回、そのほか、市内の事業所の方から、やはり半枠でございますが5回、これは2社でございますが、5回の掲載をいただいております、合計20万円ということになります。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

豊島委員。

委員（豊島 葵君） 前に、行政バスかな、これはちょっと合っているかわからないけれども、広報紙で20万円ということだけれども、行政バスに何かつけられないのかな、それは総務課の方か。例えば、行政バスなんかは、すごい広告の何というかな、意味はあると思うのだ、毎日巡回しているのだから。民間のバスにはかなり閑鉄あたりにはいつもついているでしょう、後ろとかに。行政バスの場合は、そういうのは可能なのかなどう

か、これちょっと今出たから聞きたいのだけれども。

委員長（染谷礼子君） 説明の方、総務部長。

総務部長（古谷安史君） ただいまの豊島委員さんのお話ですけれども、コミバス、行政バスというかコミュニティバスのお話かと思うのですけれども、確かに、ほかの市町村では、そのところにPRというか、コマーシャルというか、そういうことでやっている市町村もあるようですけれども、本市としては、まだそこまではちょっとやっていないのですけれども。これから、そういうことで、少しでも収入ということで考えることがあれば、今後の検討課題ということでさせていただきたいというふうに思います。

委員（豊島 葵君） あまり乗っていないのだから、幾らかでも、もしできれば収入を上げてもらいたいというのを要望しておきます。

委員長（染谷礼子君） 秘書広聴課長。

秘書広聴課長（石神 栄君） あわせて、広告料の件で今検討しているのが、ホームページのバナー広告といわれるものでございます。ホームページのトップページに企業の広告を掲載していただくということで広告料の収入を得ていきたいということでございます。

秘書広聴課といたしましては、今、市内の企業を回りまして積極的にこちらの営業をさせていただいているところでございますが、今現在まだバナー広告の実施までは至っておりません。ただ、こちらについては積極的に皆様の方にご理解いただきながら活用していただく、もしくはご利用いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

ほかにございますか。

川上委員。

委員（川上文子君） 報酬の中の男女共同参画推進委員会報酬、それから、今説明があった計画書の発行等の、男女共同参画計画書の発行等の予算の説明もありましたけれども、この委員会報酬が、去年が、実績20万4,000円、今年が16万8,000円という形だと思うのです。この決算年度の直前にDVの講演会の中止が、たしかあったのですよね。19年のぎりぎりのところかな、ということで、本来いうと、委員会なんかの議論がそういう問題も含めてかなり密度が濃くやられる必要があったのだというふうに思うのですけれども、その委員会の開き方についてどうなのか。

それからもう一つは、もう年度が最終的にだと、つい最近の話になるのだと思うけれども、定額給付金の中のDV被害者の、居住がここになくても対応していくという形での市の独自の施策がとられましたよね、最終的にそういう中で申し出はどのくらいあったのかというのは、課として把握、当然しているのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 説明、秘書広聴課、お願いします。

秘書広聴課長（石神 栄君） 今、川上委員のご質問の中の男女共同参画推進委員会の報酬でございますけれども、これは男女共同参画推進委員会、こちらが公募して委員会を組織したものが、平成21年の1月からでございます。委員がおっしゃられているDV講演会の開催これ20年の1月、前年度のものでございます。こちら推進委員会というものは、推進条例等の制定及びつくばみらい市における男女共同参画の推進事業についてのいろいろご検証いただいたりご提案いただくための委員会でございます、2回ということでご

ざいます。

もう1件の定額給付金、それから子育て応援特別手当金に絡むDV被害者に対する市単独の助成制度でございますけれども、これも所管は実は児童福祉課になってございます。これについて、私どもの方でも政策調整ということで、いろいろこの問題については取り組んでまいったところでございますけれども、申し込み件数、申請件数ですね、申請件数及び支出件数というのは双方とも1件でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

川上委員。

委員（川上文子君） DVの被害者というのがなかなか顕在化しないというのがあって、定額給付金の問題は、今ここに住所がある人で、実際には、世帯主が申請すれば全然それは見えてこないという実態があるので、いずれにしてもそういういろいろな場面での把握をしながら、やはりDVでの講演会の中止も含めて、市がその問題について切り返す上でも、積極的に取り組んでいるという姿勢をちゃんとあらわすことが私は必要だというふうに思うので、例えば、住民課等の中とかいろいろな場面で、税金の相談や住民票の移動の相談だとか、いろいろな場面でそういう事態が後ろ側にあるのじゃないかとか、消費者センターもできたわけですから、そういうところでの相談の中だとか、いろいろなところでの実態の把握をぜひして行って、そしてその問題について、計画をつくったというのがあるわけけれども、積極的に対応策が何ができるのかというところで考えていく必要があるのだというふうに思うのですけれども、担当として、何かもう1年たって、ほとぼりが過ぎてしまっというふうにならないように、ぜひ喚起をしておきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 秘書広聴課長。

秘書広聴課長（石神 栄君） 秘書広聴課といたしましては、DV問題にとらわれずに、DV問題に特化せずに、前回の決算委員会のときにも、川上委員のご質問にお答えさせていただいたかと思っておりますけれども、男女共同参画全体の中で、その男女共同参画推進の中で、全体的にバランスよくとらえていきたいというのが私どもの基本的な考えでございます。

今、委員がおっしゃられたように、特にDV被害者については潜在的な方がいらっしゃるということも、そういう実態についても、もちろん私どもの方でも十分承知してございます。ですから、今回の特に定額給付金及び子育て応援特別手当金に関する市単独の事業につきましても、市広報紙のみならずあらゆるメディア等を活用させていただいて、その方に対する周知だとか、そういうことで事業を実施させていただいたというところでございます。今後についても、この問題については、市としては、男女共同参画事業ということで積極的に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 特化してとらえる必要はないというのは、それはもちろん男女共同参画全体からするとそういうことなのだと思うのですが、DV問題での講演会の中止をしたというのは全国的に大きな問題になったわけですよ。そういうことの中で、やはりそこを切り返していくという意味で、ある意味特化する必要があるというか、神経をちゃんとそこに、つくばみらい市として、そういう人たちについて対応を積極的にしていく姿勢

を持っているのだよということは、講演会の中止あったからこそ特別に配慮しなければならないというふうに思いますので、どうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 秘書広聴課長。

秘書広聴課長（石神 栄君） もちろんDV問題について一時後ろ向きな姿勢ではないかというふうなご指摘ご批判をいただいたことは事実でございます。ですから、今回のDV問題、DV被害者に対する特別給付金ですか、定額給付金とそれから子育て応援特別手当金に関する市単独の事業につきましては、市としては積極的に導入を図りまして、茨城県で2番目というスピーディーな対応をさせていただいたというところでございまして、今のご意見はご意見としてちょうだいいたしておきます。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 終わりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、以上をもちまして、秘書広聴課所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は終了いたします。

次に、総務部所管の定額給付金事業の一般会計決算について説明を求めます。

総務部長。

総務部長（古谷安史君） それでは、昨年20年度に実施しました定額給付金の件に関しまして、担当より説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

定額給付金対策室長（菊地龍夫君） 定額給付金対策室の菊地です。よろしくお願ひいたします。

私の方から、定額給付金にかかる決算の報告の方をさせていただきます。

決算書の35、36ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが歳入の項目になってございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、その中の2節で総務管理費補助金ということで、右側の下から二つ目の定額給付金給付事務費補助金50万円、こちらが平成20年度にかかります給付金の事務費にかかる補助金の歳入になってございます。

それでは、歳出の方に移らせていただきます。

87ページ、88ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、中段に11目としまして、定額給付金給付事業費がございします。20年度の支出済額、総額で43万8,000円となっております。こちらにつきましては、定額給付金対策室が2月に発足しまして、給付事業にかかる実際の受け付け業務等は4月から開始されたことに伴いまして、それにかかる準備、発送の準備等にかかる経費になってございます。

主な支出項目としまして、7節賃金7万8,120円、こちらは臨時職員の賃金になってございます。こちらは2名分、3月15日から働いていただいております。この臨時職員につきましては、ご存じのとおり、経済対策として臨時雇用対策で募集をしまして応募いただいた方に定額給付金の方で働いていただいたものになってございます。

11節としまして需用費11万3,350円の支出がございします。こちらにつきましては、先ほど申しましたように準備にかかるコピー用紙その他一般文房具ですね、そういったものの購入費等になってございます。

14節使用料及び賃借料7万8,540円の支出となっております。こちらにつきましては、定額給付金のシステムにかかりますパソコン4台、プリンター1台のリース料になってございます。

定額給付金にかかる報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明は終わりました。

これより質疑及び意見を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、総務部所管の定額給付金事業の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上で終了をいたします。

ここで、執行部の入れかえを行いますので、暫時休憩とします。

午前10時41分休憩

午前10時50分開議

委員長（染谷礼子君） 休憩前に引き続きまして審査を再開いたします。

総務部所管の一般会計決算について説明を求めます。

なお、議案の説明については、簡潔に主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

初めに、総務部長よりあいさつがあります。

総務部長（古谷安史君） それでは、総務部所管の平成20年度の決算につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、企画政策課、それから総務課、財政課、人事課、税務課、この順番でご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） それでは初めに、企画政策課長。

企画政策課長（間根山知己君） おはようございます。企画政策課の間根山です。

平成20年度の企画政策課にかかわる決算説明をします。よろしくお願いいたします。

まず、収入から説明します。

決算書の36ページ、こちらをあけていただきたいと思います。

14款で国庫支出金の一番上の総務管理費補助金、これは自動車事故対策費補助金で、コミュニティバスの平成20年度の運行にかかわる経費での国庫補助金で901万3,525円でございます。

同じくその下に8節で合併市町村補助金としまして990万円、こちらの内容は、行政評価の導入事業費で190万円、それからあと消防団の器具置き場の整備事業ということで800万円、これは第4分団の伊丹地区の車庫等の整備でございます。

それから38ページ、こちらをあけていただきたいと思います。

同じく15款の県支出金の中の県補助金で、1節の合併特例交付金ということで6,200万円、こちらは、電子自治体の構築事業におきまして、小中学校のパソコンの購入、それから保守等、庁内のIP電話とかの借り上げとか、それから人事考課の制度構築支援業務というようなことに対する補助金でございます。

46ページ、こちらをあけていただきたいと思います。

46ページの15款の県支出金の中の1目の総務費委託金、4節で統計調査費委託金ということで379万1,000円、このうち企画にかかわる委託金は、一番下の社会福祉施設等調査委託金ということで2万円ございますが、それを除いた5件でございます。

内容に関しましては、20年度に実施及び準備に要した各統計の調査の委託金で調査員の報酬それから事務雑費でございます。

それから48ページ、次をあけていただきたいと思います。こちらの16款の財産収入の中の1節利子及び配当金ということで、一番下の方になりますけれども、ふるさと創生基金預金利子としまして112万8,165円ということでございます。

それから60ページ、こちらをあけていただきたいと思います。

60ページは、20款の諸収入で、ちょうど真ん中あたりになりますけれども、雑入ですね、それに関しての自治総合センターコミュニティ助成金としまして120万円ございます。これは、地域のコミュニティ活動に対しての助成金で内容は支出にもございますので、こちらで説明したいと思います。

それから、その下の方に、株式会社メディアパークつくば残余財産分配金ということで74万円ございます。これにつきましては、メディアパークつくばの解散に伴いまして、清算業務が終了したことによりまして確定した残余財産の分配額でございます。

分配額につきましては、平成19年の9月の18日に確定してございます。これにおきましては、出資比率に応じての確定ということでございます。なお、解散の経緯につきましては、昨年8月の全協の方でも説明しているとおりでございます。

収入につきましては以上でございます。

それから支出の方にまいります。

決算書の78ページ、こちらをあけていただきたいと思います。

総務管理費の6目で、企画費ということで、7,302万4,000円の予算現額に対しまして支出が7,207万7,143円ということでございます。

主な支出について説明させていただきます。

80ページ、次のページをおあけいただきたいと思います。

13節の委託料でございます。これは昨年度より導入した行政評価システムの職員への技術それから指導など、研修会を実施した業務委託料としまして193万9,350円、こちらを支出してございます。

次に19節の負補交でございますけれども、負担金総額で4,540万5,500円ほど支出しておりますが、この大半は、常総地方広域市町村圏事務組合負担金ということで4,496万5,000円支出でございます。それ以外につきましては、昨年同様でございます。

次に、その次のページ、82ページをあけていただきたいと思います。

82ページ補助金になります。コミュニティバスを運行するバス事業者、関鉄ですね、関東鉄道に対する運行経費の損失補てんになります。循環バス運行事業補助金としまして2,293万3,000円でございます。

それから、その下の自治総合センターコミュニティ助成金としまして120万円、先ほど収入でもございました。これにつきましては、地域のコミュニティ活動に対して、今回19年度なのですが、伊丹集落に助成されたもので、内容としましては、伊丹地区の集落内のコミュニティ活動が、集会所を利用して、国の方で認められて、国庫補助の助成を受けて、集会所の老朽化した備品の整備に充てたということで補助を得ています。

次に、7目の情報管理費、こちらに移ります。

決算総額が4,071万842円ということで、12節の役務費になります。こちらは通信運搬費の739万4,808円になります。こちらが伊奈庁舎と谷和原庁舎を結ぶ回線で、パソコンの内線電話、戸籍などの基幹系を含むNTTのスーパーワイドなのですが、こちらの通信料でございます。

それから13節なのですが、こちらの委託料、これは保守委託料としまして、インターネットファイアウォール、これは外部からのウイルスの侵入をブロックするシステムでございます。それからLGWAN、これは国と県との情報を通信する専用線、専用回線でございます、の機器保守及び遠隔管理等で384万900円でございます。

それから、ネットワーク運用等支援委託料としまして341万3,840円、これはホームページ作成、それから職員の支援、アドバイス、修繕などでございます。それから、LGWANの設備再構築業務委託料、こちらは決算書の附属資料の26ページにもございますように、セキュリティーの問題が生じたことと、5年以上のものはハードディスク面での保証がなくなります。部品交換もスペア部品もなくなりますことから、国から交換するように指導がありまして入れかえたものでございます。917万7,000円ということでございます。

それから14の使用料及び賃借料でございます。

LANの機器借り上げ料としまして、サーバー及び職員使用のパソコンの借り上げで809万4,822円でございます。

それから19節の負補交なのですが、いばらきブロードバンドネットワーク負担金としまして、県が中心になって構築している基幹系のネットワークの負担金ということで465万6,277円を支出をしてございます。

次に86ページをお開きください。

86ページの10目、一番下の方になります。こちらの統合推進費としまして、決算額が3,720万1,458円でございます。主なものにつきましては、13の委託料なのですが、小中学校のコンピュータ教室のパソコンの保守料で、小学校が116台のパソコンとそれからサーバー4台、それから中学校が同じくパソコン82台、サーバーが2台というようなことで、こちらの合計保守料が207万9,000円でございます。

次に、88ページ、次のページを開けていただきたいと思います。

14節の使用料及び賃借料ということで、基幹系のサーバーの機器借り上げ料で512万4,420円でございます。それから、住基カードを発行するための住基ネット機器借り上げ料としまして114万5,088円と、それとその下の小学校コンピュータ教室のパソコン借り上げ料としまして、合計額が1,501万9,200円でございます。

それから、18節の備品購入費としまして、小中学校用のパソコン購入費でございます。これは教師用のパソコンで103台購入してございます。金額が1,362万3,750円でございます。

次に、98ページをお開きいただきたいと思います。

98ページが一番下になります。5項の統計調査費、決算額につきましては387万6,876円ということで、主なものにつきましては次のページの100ページをお開きください。

2目の諸統計調査費ということで、1節の報酬になります。こちらは、住宅土地統計調査員の報酬で326万4,750円というようなことで、これは平成20年の10月1日現在によって実施しました64人の調査員の報酬でございます。これも5年に一遍の調査でございます。

それから、268ページ、こちらをお開きいただきたいと思います。

12款の諸支出金で1項の基金費の1目も基金費ということで、下の方になります。ふるさと創生基金の利子積立金で金額が112万8,165円、これは基金積み立ての20年度分の利子、利率が大体0.25%ということでございます。

以上が、企画政策課にかかわる決算内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、総務課長。

総務課長（堤 有三君） それでは、総務課の所管の分をご説明いたします。

まず、歳入からなのですが、33ページ、34ページをお開き願ひたいと思います。

5目の消防費国庫補助金ですが、消防施設費補助金ということで1,264万2,000円、これは耐震性貯水槽の補助金でございます。

続きまして、7目の総務費国庫補助金ということで選挙費補助金ということで8万円が支出していますが、これは裁判員制度にかかわる裁判員の抽出システムでございます。

それから、37ページ、38ページ、県負担金ということで、4目の消防費県負担金ということで835万4,500円、これも先ほどと同じ耐震性貯水槽の補助金でございます。

歳入については、主なものはそれだけでございます。

あと、歳出の方で65、66ページ、総務費、総務管理費ということで、ここで1番報酬ということで3,277万5,600円、これ行政協力員報酬ということで、210名の方、210件の報酬でございます。

それと、次ページで68ページ、これもまた報償費ということで、広報紙等配布謝礼ということで32万2,883円、区長のほかに、行政協力員のほかに班長さんということで、そういうのがない集落、8地区あるのですが、その謝礼でございます。

続きまして、70ページ、11の需用費、役務費、委託料とございますが、需用費、役務費につきましては、庁舎全体の需用費と、役務費については郵便料、そういったものが主なものでございます。

それから委託料につきましては、下から2番目にありますが、去年は字名変更業務ということで257万2,500円、これは旧谷和原地区の北山地区ということでこの経費がかかっています。それから、弁護士訴訟委託料ということで144万5,000円、20年度は2件ほどの裁判を抱えていましたのでこの費用でございます。

続きまして、使用料及び賃借料は、庁舎内の複写機その他もろもろの備考に書いてあるとおりでございます。

それから、22節の補償、補填及び賠償金ということで、去年は2件ほどございまして、16万5,510円を支出しています。道路の損傷による事故ということですよ。

続きまして、85ページ、86ページ、9目の諸費ということで、節の19の負担金、補助及び交付金ということで、ここでは、一番下の集会施設整備補助130万2,000円ということで、これ去年は古川と仁左衛門新田の集落施設の補助金でございます。

続きまして、97、98、選挙費ということで、選挙管理委員会費ということで305万8,764円支出していますが、去年は選挙がなかったので、定例といいますか、備考に書いてあるような経費でございます。明るい選挙推進費についても、報償費ということで、新成人に記念品を配ったというような14万9,760円というようなことでございます。

次ページの99、100の監査委員費につきましては、備考に掲載のとおりでございます。

続きまして、193、194、消防費ということなのですが、これはつくばみらい市の消防団、団員229名にかかわる報償費、あるいは消耗品費、その他もろもろが備考の方に書いてあるとおりでございます。ちなみに、20年度は、消防団出動した火事が5件ほどありました。

続きまして、197、198の消防施設費、この中で、工事請負費ということで、先ほど企画政策課の方からありましたけれども、三島地区の伊丹の第4分団の車庫の新築解体工事ということで853万2,956円、それから、耐震性貯水槽設置工事ということで2,706万8,670円、これは昨年は5カ所ほどこれを設置しました。

続きまして、次ページ、199、200ページ、水防費、防災対策費とありますけれども、これにつきまして、水防費の旅費が70万8,000円の支出額ゼロとなっていますが、幸いにしまして、昨年は水防隊といえますか消防団が出動するような水防のあれはございませんで、台風が来なかったということで、これは支出額がゼロということになっております。

同じく防災対策費につきましても、職員手当ゼロになっていますけれども、職員水防隊も出るような、出動するような災害はなかったということでございます。

それから、15節の工事請負費772万3,800円、J - アラートということで、全国瞬時警報システム接続工事ということで、ご承知のとおり、この前、地震の誤報といえますか、あれが流れたあのシステムの経費でございます。

以上が、総務課の決算です。よろしくどうぞお願いします。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、財政課長。

財政課長（大久保明一君） それでは、財政課の方から所管の部分をご説明します。

22ページをお願いします。

歳入の方ですが、10款の地方交付税になります。こちらの一番下ですね、普通交付税につきましては、対前年度比7.9%減、1億9,000万円あまりが少なく、総額で18億4,920万円ということになります。

詳細につきましては、附属資料に、決算の推移が21ページに載っていますので、お手元の附属資料の方をご一緒にご参照いただければと思います。

26ページをお願いします。

26ページは、13款の使用料及び手数料になります。こちらの真ん中ほどですね、節1の総務管理使用料、行政財産使用料ですが、こちらは44万3,093円は、庁舎の自動販売機などの使用料の収入です。

36ページをごらんください。

36ページは、14款の国庫支出金になりますが、一番上の枠です。昨年12月に補正をお願いしました地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、こちらが3事業で818万4,000円、その枠の中の一番下ですね、2月に補正をお願いしました地域活性化生活対策臨時交付金、こちらが1事業で1,000万円、残り4事業は、繰越明許で繰り越しをしております。

46ページをお願いします。

46ページは、15款の県支出金ですが、一番上の欄です。茨城県からの農地法とかに基づく事務、19事務の交付金で、市町村事務処理特例交付金が213万4,838円です。

48ページになります。48ページは、16款財産収入になりますが、こちらの財産収入の一番上、茨城みなみ農業協同組合敷地収入ほか、この枠の中で、真ん中辺にある三つは都市計分ですが、それ以外の10件、財政課分では1,652万8,904円、この分が財政課分の収入に

なります。

下の枠ですが、こちらについては、利子及び配当金の財政課分の収入になりまして、一番上の財政調整基金から五つの基金ですね、財政調整、減債、公共施設整備基金、次のページにわたっていきますが、土地開発基金、地域振興基金、こちらの5基金の利子を合わせまして420万6,019円が収入となります。

50ページが財産売払収入になりまして、今の基金のすぐ下ですね。土地売り払いの部分が500万円のうち2件財政課分がありまして63万5,440円になります。その下、公用車売払収入は、公用車2台で5,000円です。

それから、その下の寄附金になります。寄附金は、節1の一般寄附金は、匿名寄附で3件ありまして3万円です。

それから、4目のふるさとづくり寄附金、こちらが5件ありまして、合わせて79万1,000円になります。

54ページをお開きください。

54ページは、20款の諸収入のうち、市預金利子ですが、こちらが322万5,346円で、これは普通預金にしてありまして、去年の12月ごろは0.12%、今現在は0.04%という金利になってございます。

58ページをお開きください。

こちらは雑収入となります。真ん中ほどにあります公衆電話使用料、それからその一つ下、複写機使用料、それから下から3番目の茨城県市町村振興協会市町村交付金などが収入となります。

60ページに移ります。

60ページの市債ですが、市債は、財政課所管分につきましては、繰上償還借換債になります。まず、60ページの節2の衛生債公的資金繰上償還借換債、こちらが5件で4,730万円です。これは上水道事業が5件です。

それから、62ページの方ですが、上から四つ目ですね、4節の土木債公的資金繰上償還借換債、こちらは常磐新線建設資金、こちら2件で1,620万円の借換債です。それから、一番下の枠ですね、教育債になりますが、こちらが2,060万円、こちらは小絹小学校建設事業1件です。合わせまして、8,410万円の借りかえをしまして、償還利子が約1,000万円安くなります。

歳出の方に移ります。

70ページをお開きください。

合わせまして、附属資料の28ページが財政課の説明になります。

まず、こちらの70ページの中の下から四つ目ですね、行政バスの運行業務委託ですが、こちらが246万4,525円、これは全運行日数がバス4台で延べ584日のうち委託した日数が182日、詳細につきましては、今の附属書類の28ページに載せてございます。

74ページ、お願いします。

3目の財政管理費です。こちらの主なものは、真ん中あたりですが、14節使用料及び賃借料になりますが、財務事務支援システムの借上げで753万4,800円、こちらにつきましては、予算執行管理、指名願、業者管理などの事業を支援するシステムです。

76ページ、こちらにつきましては、13節委託料ですが、こちらは庁舎あるいは公有地の管理関係になりまして、一番上の庁舎警備委託料、あるいは庁舎の窓、床清掃、それから

庁舎の除草、公有地の除草等財政課の委託しているものが主なものになります。それを合わせまして支出されていますものが2,772万4,653円になります。

78ページをごらんください。

主なものでは、14節の使用料及び賃借料で、真ん中あたりです。公共施設の土地借上料として2,659万1,361円、こちらにつきましては、防災無線、消防施設用地、図書館など合わせまして347件になります。これの借り上げ料です。

飛びまして、268ページをごらんください。

268ページは、11款公債費です。こちらについては、節23のところ、それぞれ元金、利子、合わせまして、一番上の支出済額15億8,377万3,160円が公債費ということになります。これにつきましては、先ほどの附属書類の5ページから13ページが詳細になりますので、あわせてごらんをいただければと思います。

その下の12款諸支出金、こちらは25節の積立金ですが、一般会計につきましては3億6,865万6,460円で、そのうち財政課分になりますが、上の財政調整基金、その次の減債基金、それから公共施設整備基金、それから地域振興基金、ふるさとづくり基金の5基金で、これの積み立て及び利子積み立ての総額分は3億6,441万5,518円になります。基金の残高の詳細につきましては、附属書類の3ページに載せてございますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

以上が財政課の主な歳出となります。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、人事課長、お願いします。

人事課長（森 伸次君） それでは、人事課に係る決算状況につきまして、主なものについてご説明をいたします。

初めに歳入の説明になりますが、58ページになります。

20款の諸収入の雑入になります。上から5番目になりますが、雇用保険料自己負担金97万212円でございますが、これは臨時職員と嘱託職員の自己負担金になります。対象人数は120人となっております。

次に、中段より下の派遣職員負担金3,416万3,754円でございますが、茨城県等へ派遣している職員の負担金でございます。平成20年度は、茨城県1名、租税債権管理機構1名、後期高齢者医療広域連合1名、取手地方広域下水道組合2名の5名となっております。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の説明に移りますが、66ページになります。

総務費の一般管理費の1節報酬の産業医報酬11万9,500円でございますが、こちらにつきましては、法律及び市規則により市役所内に職員の健康管理のために産業医を置くことになっておりまして、そのための報酬です。年額報酬となっております。

次は、70ページになります。

13節委託料になります。委託料につきましては、上から順に給与電算処理委託料158万8,293円、源泉徴収票処理委託料32万3,465円、職員定期健康診断委託料252万8,950円、職員研修委託料51万9,750円、二つ飛びまして人事考課制度構築業務委託料142万6,250円となっております。このうち、職員健康診断、職員研修及び人事考課制度構築業務の内容については、最後に決算に関する附属書類の中でご説明をしたいと思います。

次に、72ページになります。

一番上でございますが、メンタルヘルスサポート委託料37万8,000円となっております。

委託料につきましては以上でございます。

次に、14節使用料及び賃借料になります。

一番下の人事記録システム借上料57万9,600円でございますが、これは職員の人事記録、履歴管理に使用しており、そのソフトの借り上げ料となっております。

次に、総務費の最後になりますが、19節負担金、補助及び交付金になります。職員研修負担金26万8,600円でございますが、先ほど説明しました研修委託料については、市単独主催の研修でコンサルタント会社に委託しているもので、この研修負担金については、茨城県自治研修所主催による負担金となっております。

次に二つ飛びまして、非常勤公務災害補償負担金51万4,300円、また一つ飛びまして、県職員給与費負担金894万5,871円、こちらは茨城県からの派遣職員1名分の負担金、人件費となっております。

今度は、86ページに飛びます。

総務費の諸費になります。19節負担金、補助及び交付金になりますが、公平委員会負担金10万6,900円、中段より下の県安全運転管理者協議会負担金7万2,000円となっております。歳出については以上でございます。

続きまして、決算に關します附属書類、先ほど申し上げましたが、附属資料の29ページをごらんになっていただきたいと思ひます。

全部で4事業でございますが、初めに、人事考課制度構築支援業務でございますが、平成20年度から給与面への反映も開始しており、本格実施となっております。人事考課制度については、公正公平な考課が基本であるため、考課制度をさらに高めていく必要があります、考課者研修を実施いたしました。さらに、考課制度の精度を高めるための制度自体の改善等も随時行っております。昨年は、考課者研修を2回、4日間開催するとともに、精度のさらなる向上を目指すため、コンサルタントとの協議を実施しております。

次に、職員採用にかかる業務については、昨年の採用試験受験者は、事務職が36名、保健師が3名、採用につきましては、それぞれ6名、1名となっております。試験内容につきましては、教養試験、作文試験、口述試験、討論検査及び体力検査の五つの試験及び検査を実施しております。

次に、職員研修事業になりますが、研修項目は、各職種ごとの階層別研修と特別研修に分かれております。全29過程、総参加者数が400名となっております。水戸の自治研修所、常総広域、市役所内における研修に分かれて実施をしております。

特別研修の内容につきましては、時代に即応したものを研修内容に取り入れまして、地方分権に対応できるよう人事考課の職員育成とタイアップし、職員の資質、能力向上を目指し、計画的に参加させて職員のスキルアップに取り組んでおります。

最後になりますが、職員健康診断業務につきましては、職員及び臨時嘱託職員を含め事業所として実施をしております。検査項目に關しましては記載のとおりでございます。

以上が人事課にかかる決算状況及び主要事業の状況となっております。よろしくお願ひいたします。

委員長（染谷礼子君）では最後に税務課長、よろしくお願ひします。

税務課長（沖田照雄君）税務課です。

税務課の所管部分のご説明をいたします。

決算書の15ページ、16ページになります。

歳入を先にご説明をいたします。

市税でありますけれども、市民税ですが、個人市民税の収入済額は23億7,151万1,475円で、現年課税分の徴収率は97.6%で、滞納繰り越し分が36.9%の収納率でございます。なお、対前年度比としまして、19年度の比較としまして1億3,476万5,000円の増額でございます。その理由としましては、住民税の納税義務者が19年度よりも858人増えておりますことと、そのうちの1人の方で高額納税者がおりまして、1人の方で3,000万円納付されたことなどが考えられます。

次に、法人税でありますけれども、収入済額が7億7,257万3,971円で、現年課税分の徴収率が99.6%、滞納繰り越し分が25.8%であります。なお、対前年度と比べまして2億4,735万9,000円これはマイナス、減額でございます。やはり、その理由としましては、大変不景気であるということが考えられます。

次に、固定資産税でありますけれども、収入済額が29億4,004万6,414円で、現年課税分の収納率が98.6%、滞納繰り越し分が32.8%であります。なお、比較としましては1億4,711万円増えてございます。その理由としましては、みらい平のセンチュリーつくばみらい平マンションの新築に伴うことと、仮換地による使用収益が開始されたことなどが主な要因かと思われれます。

続きまして、軽自動車税の収入済額でありますけれども7,545万6,497円で、現年度課税分の収納率は97.3%、滞納繰り越し分が34.7%です。比較しますと333万2,000円増えております。この理由としましては、登録台数の増加と思われれます。

次に、たばこ税の収入済額でありますけれども、2億8,526万9,930円で、比較としまして119万4,000円、これはマイナスでございます。

ただいまの4税合わせました市税の収入済額は64億4,485万8,287円で、収納率につきましては95.9%、対前年度比4,901万1,000円の増額でございます。

次に不納欠損額、一番上になりますけれども424万8,105円ありますが、1期から期別の件数では1,032件で87名分でございます。先日の堤委員からの滞納状況についての一般質問もありましたけれども、つくばみらい市の茨城県下の徴収率の順位でありますけれども、現年課税分が第3位で、そして滞納繰り越し分については34.9%で、何と第1位でありまして、第2位の28.1%を大きく上回る実績を上げております。

以上が市税であります。

次に、45、46ページをお開きください。

県支出金の総務費委託金の2節徴税費委託金でありますけれども、収入済額1億510万3,956円、これにつきましては、県民税の徴収委託金でございます。19年度と比較しまして1,300万円ほど増えております。理由としましては、先ほど市民税の説明と同様であります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書の87、88ページになります。2款の総務費、下の欄の徴税費でありまして、次のページの89、90ページ、90ページの14節使用料及び賃借料でありますけれども、支出済額3,656万9,127円は、電算機器借り上げでありまして、茨城計算センターの分でございます。

次に、19節負補交でありますけれども、支出済額が594万1,700円、これの主なものとしましては、次のページの92ページをごらんいただきたいと思っております。備考の欄の4番目で

すね、茨城租税債権管理機構負担金530万1,000円でありますけれども、これは大口滞納や整理困難事案につきまして、県の管理機構に委託をお願いをしている分でございます。処理件数が20件ありまして、1件当たり13万円、それで20件260万円、それと徴収実績割ということで261万円、それと均等割5万円を加えたものが530万1,000円でございます。

次に、2目の賦課徴収費の13節委託料、支出済額6,777万9,767円でありますけれども、内訳につきましては、備考のとおりでありまして、主なものは、委託先が茨城計算センターと固定資産関連のアクリーグ株式会社、それと鑑定料でございます。

次に、次のページの94ページの真ん中の23節償還金、利子及び割引料でございますけれども、支出済額が9,800万7,367円のうち個人法人市民税還付金が9,241万4,567円でありまして、内訳としましては税源移譲還付金が1,245件で3,795万9,895円、それと住民税の還付金が668万8,072円、それと法人税の還付金が5件で4,776万6,600円あります。それと固定資産税還付金が28件で245万6,500円、軽自動車税還付金が6件で6万3,300円、それに還付加算金として307万3,000円を支出しております。

以上が歳出です。よろしく願いをいたします。

委員長（染谷礼子君） 以上で説明が終わりました。

次に、質疑及び意見を行いたいと思います。

質疑のある方。

川上委員。

委員（川上文子君） まず、財政の組み方の問題なのですが、今年度差し引き残高が7億3,600万円、財政調整基金に3億6,200万円積み立てているので、実質的黒字は10億9,900万円、約11億円の黒字なんですよね。19年度を見ても9億円の黒字、さかのぼればずっと合併した18年度も7億円ということで、中身を見ると、当初予算から比べると地方税が3億円上回る、地方交付税が2億5,000万円を上回るということで、昨年の決算のときにも指摘をしたと思うのですけれども、当初予算の組み方が、現実的なのかということが問われる結果なのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてまず課長の方から。

委員長（染谷礼子君） 財政課長。

財政課長（大久保明一君） まだちょっと細部にわたってまで私の中に細かい部分が入っていません部分もありますが、決算統計の状況を見させていただく中では、平成19年度と平成20年度を比較してみますと、平成19年度が、実質的な収支が136億円なのですけれども、ごめんなさい、差し引き分が13億6,000万円ぐらいが19年度に実質的収支として黒字だったのですが、今回の20年度の実質的収支の調書、差し上げています附属資料の1ページになりますけれども、こちらをごらんいただくと、実質的収支の黒字部分は10億6,000万円しかございませんので、単年度では、委員のご指摘のとおり黒字になっていますが、平成19年度に13億6,000万円の黒字があったものが、平成20年度は10億6,000万円しか黒字がないので、3億円はその19年度の黒字を食っているというような部分もございまして、その辺をよく精査をしながらやっていく必要があるのだろうというふうに感じています。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 今言われたのは、特別会計も含めた金額で言われたのだと思うのですけれども、私が言ったのは一般会計の話で、それで当初の予算の組み方の問題と同時

に、当初予算で組み込めない形で、例えば税増収があったとか、交付税が上回っただとか、さまざまな要因で変化が起こったのは補正で修正していくという行為がとられると思うのです。だから、当初ですべてパーフェクトに組めないというのは当然かと思うのですけれども。

毎年毎年この間の中では、財政が大変だということで、いろいろな事業の財政担当のところでも、当初予算組むときに、各課から吸い上げたもので排除したものも含めて抱えているのが現実だと思うのですよ。だから途中で、予算当初よりも増収になる見込みが明らかになった時点で、それを生かしていくという努力が結果としてされないと、私は10億円という金額は大変大きい、140億円の財政規模の中で10億円ですから、生かせるべきだというふうに思うのです。

今回の地域活性化の交付金の取り扱いについても、非常に短い期間で対応しなければならなかったという困難の中で、いろいろ議会の中でも、もっと地域の活性化の方策はもっとたくさんあるのじゃないかとか、いろいろ私も言いましたけれども、指摘をされる使い方だったのだと思うのです。そういうところを見ても、財政を生かすというところでの政策的な展開の仕方が、やはりもっと市民にどう生かしていくのかというところで、各課の努力とそれから財政の判断の努力が私は必要なのだというふうに思うのですね。合併後もう18、19、20いずれも大幅な黒字というふうに私は見れるのですけれども、そういう状況なので、ぜひ新たに財政課長になっているわけですけれども、考え方を再度教えてください。

委員長（染谷礼子君） 財政課長。

財政課長（大久保明一君） 今、ご指摘をいただいた部分等を含めましてよく整理をしていきたいと思いますが、それにつきまして、今ご意見をいただいたり、ご指摘をいただいた部分の中で、予算を組むときに、各課が当初予算の中に組み入れた部分が当該年度で事業を進められないという部分から、総予算の中から削られている部分等が、各課で整理をして優先順位をつけて次年度あるいは次々年度等に事業をしようとして計画をしているんだと思われます。そういう部分につきましては、よくご意見を拝聴して進めていくということになるかと思えます。

また、昨年からお話をしていきます部分の中に、合併特例債の部分がございますので、これ等も含めまして、企画の方で事業の総括的な部分の整理の作業を行っているということもございますので、そちらの事業の整理等もあわせて、状況を財政課でも把握をしていきたいという部分がございます。

それと、ご承知のように、昨年世界的な不況というような部分の中で、川上委員おっしゃるように、単年度実質収支につきましては、今年度も、一般会計につきましては6億8,000万円の黒字ということになっております。ただ、繰り返しになりますが、平成19年度は、一般会計では9億1,800万円の黒字があったわけですので、2億3,700万円は、19年の蓄えを拠出してきている部分があるものですから、その辺のところの要因もよく整理をしていきたいということで予算に臨んでいきたいと思えます。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

川上委員。

委員（川上文子君） もう一つは、60ページにあるメディアパークつくば社の残余財産

の分配金74万円、これ附属書類の3ページに、出資による権利というところにメディアパークつくば社の出資の権利128万6,000円が減額でゼロになったと、つまり民事再生法の適用で、あとの整理の中で、出資金については99%の減資が行われて、その整理の中で128万円という金額が、つくばみらい市の株式会社に対する出資に残った権利だったと思うのですね。2億円のお金がこうなったわけですよ。

最終的に、今回の整理の中できのう説明を求めたらば、解散に当たっての事務整理費用だとか租税費用等がかかったので、128万円のうちもろもろそういうものが全体の中で引いて、残りを分配をすると74万円なんだと、何遍もこの問題を話し合ってきましたけれども、実際には、市長はかつて町長としてこの事業を積極的に推進したわけですよ。必ず大きな利益を生み出すと、公益的にも意味があるということでやった事業が、結果として2億円の出資金について74万円になったという問題について、私は、執行部として、また市長として、その結果を、基本的には申しわけなかったということも含めて、明らかにすべきだというふうに思うのですけれども、どうですか。

委員長（染谷礼子君） 企画政策課長。

企画政策課長（間根山知己君） 決算報告関係なのですが、ただいま2億円が74万円になったというようなことなのですけれども、これに関しましては、内容的には、最終的な残余財産というものが1,150万円ほどということで、それを出資した総株数ですか、それで割り当てたものが1株当たり185円というようなことで、最終的には、当市の方で割り当てた株数ですか、もともと2億円出資していますので、それで掛けた数字、要するに4,000株で掛けた数字が74万円になったというようなことなのですが。

それに関しましては、最終的なもの、今言いましたけれども、19年度当初の残余、決算関係は、もともと解散、要するに、解散したのが最終的には清算確定した日が9月18日というようなことで、そのときの現金で持っていた解散現在の出資が最終的に1,390万円ほどあったのですが、その中での支出、清算人の報酬とか、それからあと支払い報酬、要するに弁護士とか会計士とかというような報酬と、それからあと清算にかかわる事務経費とかの支出260万円ほどございました。それからあと逆に収入の方もございまして、そちらの方に関しては、パソコンとかの処分とか、それからあと預金利子とか、というようなことで、差し引きますと先ほど言いましたような残余財産としては1,150万円ほどの額になったと、当市の割り当てが、先ほど言いましたように、全部の株数が6万2,200株ほどありましたので、それに関して当市の持ち分が4,000株ということで74万円になった経緯がございます。

先ほどの中で、2億円が74万円になったというようなことなのですが、その中のことなのですけれども、当市において、少なくなったことはこれだれもわかることなのですが、当市においての、じゃその間、できてから今までの間の波及効果はどうなのだというようなことがございます。主たるものにつきましては、19年までの波及効果におきましては、まずワークショップができて、それにおいてのワークショップ江戸での売り上げとか、それからあと市内での撮影の際のお弁当とかということでいろいろ収入がございます。

こちらの収入の方なんですけど、推計方法につきましては、茨城県が発表している茨城県産業関連数表に基づきまして推計しますと、15億円ほどの直接効果があったというようなことが言えます。それはどういうことかといいますと、要するにワークショップ内で

のこととか、それからあと県の公社の方とかというようなことで、いろいろなサービス等出てまいります。そういうものを合わせると、サービス効果だけで、先ほどいいましたように15億円の、今までの波及効果があったというような形からすれば、あとはそのほかにも道路とか、それから、そういうロケにかかわる逆に協力していただいた、今のロケの関係でいろいろと協力という形になると、テレビなんかでも最終的に当市の名前が出てきたり、それから逆にCM関係での放送料というような形が出ますので、そういうものに関して、いろいろと波及効果というような形がありますので、それに関しては、先ほど言いましたように、2億円の出資金はありましたけれども、それなりの波及効果があったのじゃないかというような形で思います。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 県開発公社に、ワープステーション江戸事業自身を今譲渡していて、その決算を見ますと、平成20年度やっと黒字に転換して、平成20年度で1万3,000円の黒字になったという決算報告ですよ。ただし今までの積年の未処分の赤字がありますから、県開発公社としては2億6,500万円の、この事業によって赤字を抱えているというのが現実ですよ。

つくばみらい市にとってどうかというと、2億円だけではなくて、私の試算でも15億円ぐらいのお金をかけている。単年度で見ても今年度の決算を見ますと、使用料として入っているのが110万円、それから土地の借り上げ料で1,000万円、多分税金が300数十万円だと思いますけれども、約1,500万円の収入、一方でその使用料を見ますと、歴史公園のさまざまな委託の、草刈り等の費用で255万円と、プラス・マイナスすると1,200万円ぐらいの黒字というふうに見られるのだけれども、15億円の中でやったさまざまな、平成9年から11年までの4本のメ社にかかわる借金の返済額のトータルが、今年度だけでも、この20年度だけでも5,000万円、毎年毎年5,000万円ぐらいのお金を、返済で、ここにかかわる借金の返済で充当して、まだこれが続くわけですよ。道路も入れればもっとの金額。

今ちらっと間根山課長が、10億円ぐらいの経済波及効果があったとかというふうには言われましたけれども、私はどこかのところできちんと、市民はあの事業は一体どうなっているんだというふうに思っているのですよ。だから、前にも一般質問の中で、どういう効果があったのか、市がどういう損失を受けたのかということについては明らかにして、市民の理解を得る必要、理解がされるかどうか、市民の判断を仰ぐ必要が私はあるんだと思うのです。

多分市長は、来年度続行するかどうかともかくとして、一つの機を迎えるわけですから、彼が責任をもって、しかも、言葉をその時点に戻せば、今の現実とは全く不似合いなうたい文句でこの事業を進めてきたわけですから、私は与えた影響はとても大きい。単にテレビの中で、つくばみらい市の皆さんというテロップが流れることだけで採算が合うのか、そこでかかわった業者の方々の納得も含めて、ある事業だったのかということについては、まとめた形で、市として責任ある報告をして、市民の判断を私は仰ぐべきだというふうに、74万円という金額の中で改めて思うので、決算として市長がそこをきちんと触れるべきだというふうに思いますけれども、部長はどうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 総務部長。

総務部長（古谷安史君） 川上委員の方からも、一般質問の中で、何度かこのメディア

パークの件に関しては質問をもらって、それなりに市長の方からも答弁はしているかと思えますし、また今年でしたっけ、3回ぐらいにわたって、広報紙の方で、昨年かな、3回ほど続けてメディアパークの関連のものの総括的というか、そういったもので、たしか1ページ、2ページぐらいを3回に分けてお知らせというか、総括して、波及効果とかそういったものも含めまして、たしかお知らせしてあるかというふうには思いますので。当然今回こういった決算特別委員会の中での質疑意見というものは、市長の方には、私の方から、各委員の方からこういった意見が出ましたよというふうなことで報告は当然しますので、そういった中での、市長がどう判断するかはちょっと今のところは私の方からは何とも、そこまではちょっと答えられないというふうなところでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

途中ですけれども、総務部所管につきましては、まだ質疑もあると思いますので、ここで一たん休憩をしまして、午後1時から再開をしたいと思います。

午後零時07分休憩

午後1時00分開議

委員長（染谷礼子君） それでは、午前中に引き続きまして、午後の審議をしたいと思います。

総務部所管につきましてはの質疑の続きですけれども、その前に説明がありますので。

税務課長（沖田照雄君） 税務課ですけれども、先ほど、たばこ税につきまして、119万4,000円マイナスと言いましたけれども、プラスでございます。申しわけございません、訂正させていただきます。

委員長（染谷礼子君） それでは、再開いたします。

総務部所管につきましてはの質疑に入ります。

質疑のある方、古川委員。

委員（古川よし枝君） 税務課に聞きますけれども、固定資産税について伺います。

固定資産税の中で企業誘致優遇措置によって資産税の減免制度があるわけですが、実績が、事前に聞いたのですけれども、2,028万2,000円の合計だというふうに伺っているのですが、5社について減免をしているということですが、それぞれの事業所の雇用、市に対して経済効果がある面では人件費のこともあると思うのですが、雇用の問題もあると思うのですが、その辺で、5社についてそれぞれどういう状況でこの事業での貢献があるのか伺いたいというふうに思うのですが。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

税務課長（沖田照雄君） ただいまの質問でございますけれども、固定資産税にかかる企業誘致優遇措置にかかる資産税の減免についてでございますけれども、金額につきましては、減免の金額は20年度が2,028万2,800円でございます。

それでただいま委員おっしゃるとおり、5社でございますけれども、一応その5社の会社の名前については、個人情報ということで控えさせていただきます。ですから会社名はいわないでどこの会社に幾らというのは言えますので、言わなくてもよろしいですか。

委員（古川よし枝君） まず、企業名が言えないということなのだけれども、以前は企業名を出していたのですよね。個人情報というけれども、市の税金ですよね、税金を減免

しているわけですから、出したと同じですよその分は。そういう点では、出したその制度を受けたところのことについては、個人情報だけの問題ではなくて、きちんと公開をすべきだし、経営状態がどうのこうのではないわけですから、例えば、雇用について市内でどのぐらいの雇用率があるのかとか、そういう点でその制度の貢献がどのぐらいあるのかというのは当然知るべきものだというふうに思うのですが。

委員長（染谷礼子君） 課長。

税務課長（沖田照雄君） きノウ、実際に問い合わせがあったわけでございますけれども、私どももきノウそういうことで名前の公表できないかということでありましたので、一応私どもの方で調べまして、上位機関である県の方にも、県も同じように優遇措置していますので問い合わせしたら、県の方でも名前については出していないということなのです。ですから今後、そういうことで私どもも、きノウ言われたことなので、今後そういうことで、公表できるものであれば公表したいということによろしいでしょうか。

委員（古川よし枝君） 現状はそういうことだということですから、それ以上はこの段階で進まないと思うので。じゃ5社について、それぞれ少なくとも雇人数が市内の中でどのぐらいいるのか伺っておきます。

委員長（染谷礼子君） 税務課長。

税務課長（沖田照雄君） ただいまの質問でございますけれども、一応人数はどれぐらいかということでありまして、定義の中では、従業員が10名以上の場合とか、ということであるのですけれども、実際にどれだけというのは、まだつかんでおりません。時間をいただければわかります。

委員（古川よし枝君） やはり施策として、つくばみらい市がやっているわけですから、その事業の効果というか、そういうものはきちんと事業としてつかむべきだというふうに思うのです。公開できない部分もあるにしても、どのぐらいの効果があるのかということですよ。住民税も含めて、法人税のそういうのも含めて、きちんと把握すべきだというふうに思うのですが、わかり次第後でお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

横張委員。

委員（横張光男君） 課長にお伺いします

まず最初に、税務課長からなのですが、決算の監査資料にもございますように、私は不納欠損処分をお伺いしたいと思います。

大変税務課の努力によって、平成19年が、不納欠損処分は1,000万円余の金額があったにもかかわらず、平成20年度は424万8,000円ということで、大幅にこの不納欠損が減額されているというのは大変よろしいことだと思っております。これも税務課の努力かなと私も評価をいたします。

それで、もう一方で、収入未済額が大体並行していると、不納欠損処分が少なくても、収入未済額が多ければこれは何にもなりませんから、非常に傾向的にはいいのかなと思うのです。そこでお伺いしたいのですが、具体的にこの不納欠損処分424万8,000円の中で、ちょっと私なりに合点がいかないのは、現年度分で不納欠損をしているものが個人で2万5,940円、それともう一つは、固定資産税で、現年分で、金額は小さいのですけれども、6万3,800円という、それ以外はないのですけれども、現年分で不納欠損をしているというものはどのような理由なのか、それをまずお伺いしたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 税務課長。

税務課長（沖田照雄君） 済みません。決算書に載っている、今ご指摘の2万5,940円と固定資産税の6万3,800円、これがどういう人を欠損したのかということでありませけれども、今この資料の中では、どういった経緯でこれを欠損したのかちょっとわからないので、これも時間をいただかないとわかりません。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） 通常、私らも考えるのは、この決算説明書にもありますように、いわゆる不納欠損処分には、即時処理するものと、期限がきて時効消滅するものと、そういうものがあるわけですよ。通常そういうものから考えれば、滞納繰り越し分が主なものであるというのは私は今までも理解しているのですよ。しかし、現年分であえて不納欠損処分するという理由というものがちょっとわからないものですから、後で結構です。金額は小さいのですけれども、教えていただければと思います。

委員長（染谷礼子君） 税務課長。

税務課長（沖田照雄君） 不納欠損について、今言われたように、欠損するからにはそれなりの理由というものがちゃんとあるわけでございます。ですから、全部欠損した人については理由がありますので、その台帳は保管してありますので、ちょっと調べてお答えいたします。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） 名前とかそういうものはもちろん要りませんから、その辺のところ、ちょっと私なりに合点がいきませんので。

それともう1点、財政課長に、これは数字的なことではないのですけれども、私も、2年か3年くらい前に、交付税の算定要領による一般質問をしたのです。そのときには現在の久保課長ではないのですけれども、この予算、参考資料を見ましても、17年、もう既にさかのぼること平成10年から対前年度比がマイナス、マイナス、マイナスということで、交付額がきているわけです。

たしか平成16、17年だと思うのですけれども、国の構造改革によって交付税の算定要領の内容が相当変わってきたのではないかと、あのときに、新型交付税というような表現をされてきました。前は面積とか、道路延長とかそういう関係で、それがウエートを占めておったのですけれども、今度は人口比率だということに相当ウエートがかかった新型交付税というものが入ってきて、3年間の中で徐々にその目的に到達するような算定方法に切りかえるというような方針がされて、あのとき私も一般質問で、それによってこのつくばみらい市の交付税にはどのような影響を与えるのかということを質問した経緯がございます。もう既に3年、多分3年くらいたっていますので、その辺の基準財政需要額の方の中身、細かいことはいいですから、新型の交付税によってのマイナス面がどのくらいあるのか、私は非常にそれは関心あるのですけれども、財政課長、知っていれば教えていただければと、以上です。

委員長（染谷礼子君） 財政課長。

財政課長（大久保明一君） ただいまご質問いただきました交付税の算定の中身なので、こちらにつきましては、今財政課の方で、細かい資料をもってきていませんので、後ほど調査をしてお知らせをしたいと思いますが、交付税の今年度18億円ということと下がっておりますが、これにつきましては、平成19年度の決算と比較をしますと、今、

横張委員の方からご質問をいただきました、それぞれの項目によって項目単価があるのですけれども、これもほとんどの部門ですべて単価が下がっておりますので、そのことによって、平成19年度と比較して下がっているという部分については確認ができていますのですけれども、中身の算定要素の変化については、調査をしましてご説明をしたいと思います。後ほどちょっとお時間をいただいて説明したいと思います。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） 財政課長、項目ごとにその単価が下がっていると、そこなのです問題は。いわゆる項目ごとにすべて、総務費から教育消防まですべて行政経費を見て、その単価が下がっていて、それで違うところでその部分を補っているのです。ですから本来の、私はあのときにも議会の中で、伊奈時代だったつくばみらい市になってからだか忘れましたが、この新型交付税というのは、本来の交付税の趣旨に反すると、交付税の趣旨というのは、税収の高いところ低いところ、そういうものを、ある一定レベルまでの水準で見て、それで全国津々浦々均衡をとっていったわけです。それが本来の交付税だったのですが、人口にその分ウエートがかかるということは、大都市圏、そういう市町村は、非常に交付税の算定の仕方の内容によっては恩恵を受けるわけですよ。しかし、いわゆる過疎地、さらには、つくばみらい市のように、人口が4万何ぼの市町村なんかは、私は、その新型交付税は非常にマイナスであると、あのときにも申し上げたのです。ですから、どのくらいマイナスなのかどうなのかということは、私も非常に興味があるものですから、相当、二、三年経過していると思いますから、後で結構ですから、その辺のところは十分に財政課で検討されて明確にさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしいでしょうか。

財政課長。

財政課長（大久保明一君） 今、ご質問をいただきました部分については、十分に細かい部分を整理をしていきたいと思います。

なお、今ご質問いただいた部分のそれぞれの基準財政需要額を算出する上での平成19年度よりも単価が下がっているということでお話をしましたが、項目をお話をさせていただきますと、例えば、土木費ですと道路延長の単価、それから港湾費の中の、ごめんなさい、つくばみらい市は港湾費はありませんので。それから公園費の要素の中の人口ですね。それから都市公園の面積比の単価、それから教育費に移りまして、小学校費の児童数の単価、学級数の単価、それから中学校の生徒数の単価、学校数の単価、高等学校は該当になりません、など、多くの部分で平成20年度は19年度と比べますと単価が下がっております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） 私も、交付税の算定資料は見えていませんから、確かにそのとおりなのです。ですから、単価が下がるということは、当然それだけの需用額が生み出せないわけですから、その分がそういう面で、この前の二、三年前に、小泉内閣のときに、新型交付税という大きな見出しの中でスタートしたはずなのです。その辺でどう動いているのか、その辺を承知をして、地方六団体もあるわけですから、知事会やいろいろな会で、やはり大きくマイナスになっているときには、そういう組織の中を利用しながら、また戻してもらおうような方向も要望はしていくべきではないかということで、前にも一般質問の

ときに言ったわけです。しかしそのときも、まだその数字はわかりませんということだったのです。

しかし、なぜここで聞くかということ、もう既にあれは3年くらい前ですから、100%それに移行しているはずなのです。その辺のところは、ただ単に、財政は厳しい、これは厳しいのは私も承知しております。厳しい厳しいだけじゃなくて、どこに問題があるのか、それがいわゆる財政分析だと私は思うので、ぜひやっていただいて、単価のわかっているのは明らかなのです。ですので、十分に明らかにして、もしつくばみらい市でそういうものが出てきたとしたら、やはりそういう組織を利用しながら、中央、国に働きかけをすべきではないかということをお願いして答弁は要りませんから、以上で終わります。

委員長（染谷礼子君） 税務課長。

税務課長（沖田照雄君） 古川委員の先ほど企業誘致の数字でございますけれども、5社ありますけれども、名前は言いませんので、A、B、Cで言います。

Aの会社が11名、Bの会社が128名、Cの会社が104名、Dの会社が271名、Eの会社が41名ということで合計で555人であります。

〔「市内は」と呼ぶ者あり〕

税務課長（沖田照雄君） 市内雇用はわかりません。

委員長（染谷礼子君） ほかに質疑ございますか。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 予算のときも、今の決算のときも説明があったのだと思うのですが、もし重複したら大変申しわけないと思うのですが、再度お聞きしたいのですが。

60ページで、自治総合センターコミュニティ助成金と120万円が雑入で入っているのですが、伊丹地区の集会所のコミュニティ活動への補助として支出をしているのですが、この雑入の扱いに、なぜなっているのかなというふうに、補助金でもないし、交付金でもないし、どういうたぐいのものなのかなというふうに思うのですが、この補助をする、どういう活動だったのかということ伺いたいのですが。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

企画政策課長（間根山知己君） どうして雑入扱いかというようなことでよろしいのですか。

委員（古川よし枝君） それも含めてどういう活動に対しての補助なのか。

企画政策課長（間根山知己君） こちらなのですが、去年の8月号の広報にも載せていただいたのですが、宝くじコミュニティ助成事業ということで、財団法人の自治総合センターの方から助成金が来るのです。助成が1回市に入りまして、そのまま自治会の方に、要するに伊丹の方に出したもののなのですが、これは雑入扱いと、ちょっと申しわけないです、この場ではちょっと明確なあれはないのですけれども、恐らく県それからあと国の方からという形ではなくて、ちょっと入ってくるのが第三者的な財団法人ということで、扱う場所がこの中で、予算書の中で該当するものがなく雑入扱いのようになったのかなというふうな気がしますけれども、その辺後でまた調べまして。

今の雑入扱いの件は、財政課の方で。

委員長（染谷礼子君） 財政課長。

財政課長（大久保明一君） 歳入につきましては、ご承知のように、款分けしてありますけれども、この款分けの中で、国から入ってくるお金、県から入ってくるお金等々の仕

分けをしてございます。その仕分けの中に、このお金は仕分けの中に入れるお金ではないということから、雑収入という扱いになります。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） どういう事業に補助したのかという、補助というか、助成したのか聞きたいのですけれども。

委員長（染谷礼子君） もう一度お願いします。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 今わかりましたけれども、どうい事業を伊丹地区の集会所は活動をしていて、そこへの補助をやったのかということなのですが。

企画政策課長（間根山知己君） こちらの方は、伊丹地区からの申請によって、直接申請を自治総合センターというようなことで県経由で入っているのですが、この中の活動なのですけれども、まず集落内の、いろいろあると思います、老人会とか、それからあと婦人会とかふどっことかいろいろ、幾つかの小さい集落的なもので、そういうものがいろいろ集まって集会所を有効的に利用したということ、そういういろいろな小さい活動の中で認められたというようなことなのですが、個々のものについては、申しわけないのですけれども、今言ったように老人会とか、ふどっことか、昔からやっている、何というのですか、事業というか、地域の行事ですか、いろいろな行事、そういうものが盛んにやっているというようなことで、これの助成の内容が、集会所の、要するに備品の整備。その事業に対してなのですけれども、実際に、補助を受けたのが、集会所の老朽化した備品の整備ということで、電球を取りかえたり、それからあと冷蔵庫等とか、エアコンとかというようなことで、そちらに対しての助成ということでございます。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） そうすると、こういう助成制度がありますよという手挙げ式で行ったという事業で、その全体のコミュニティ活動について、備品に使おうが何に使おうが補助、助成をしたということなのですか。

企画政策課長（間根山知己君） こちらの方は、今年も8月号の広報の方に、こういう事業において、こういうことで、申請してこういうのに該当すれば、申請して助成を受けませんかというような内容で、広報の方に募集を載せております。

委員長（染谷礼子君） 税務課長。

税務課長（沖田照雄君） 済みません。横張委員さんの先ほどの不納欠損の理由がわかりましたので説明します。

市民税の特別徴収分でありますけれども、2万5,940円につきましては、平成20年の12月11日に、会社倒産ということになります。資産税の6万3,000円につきましては、1件が死亡で相続人がいないということになります。もう1件につきましては、やはり会社倒産ということで不納欠損をいたしております。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） 今の回答に対して。現年分なのです、あくまでも。現年課税分の不納欠損ですよ今聞いたの。理由は確かに会社倒産であろう、さらには、相続人がいないとかという、そういう予算の、不納欠損処分処理しないで、現年分であれば、私は、予算減をして、調定減にすれば、不納欠損にはならぬだろうと、そのシステムの方法なのです。

過年度分については、これはやるしかないのですよ。現年分は、そういうものを不納欠損処分とするのかということなのです。やり方の問題ですから、一たん課税した、ですから、滞納分はもう課税の減はできませんから、当該年度であれば、課税の減額をして、調定を減にし、そしてさらに予算を減額すれば不納欠損というものは出てこないのじゃないかというような考え方も、私が間違っているかもしれませんが、そういうようなやり方もあるということだと思っております。

委員長（染谷礼子君） 税務課長。

税務課長（沖田照雄君） 今言われれば、私も今までやってきたことが、やはり現年度については今言われたような調定減をしてということで私もそう思います。しかし、今こういうふうな処理でそこまで、私どももそこまで思っていないので、この件につきましては、もう一度よく調べます。間違いはないと思うのですけれども。

委員（横張光男君） 間違いはないと思うのですが、私が頭の中で勝手に解釈しているのかもしれませんが。というのは、不納欠損というのは、納められない、確かにそれは会社倒産したから納められないかもしれませんが。しかし、当該年度であれば、それは税額を減額することもできるのではないということも考えられるのです。過年度分はもちろんですませんよ、経過しちゃっていますから。そういう方法もできて予算の減額というシステムをとれば、私は不納欠損という答えよりも好ましいやり方ではないかなということをおもいましたから、それはあくまでも今後の、間違いはないと思うのですけれども、どうもその現年度分ですから、強いて言えば、以上です。

委員長（染谷礼子君） その件については答弁よろしいですね。

では、ほかに。

海老原委員。

委員（海老原 弘君） 先ほどの古川委員の伊丹のコミュニティの件なのですが、ちょっと関連でお聞きしたいのですが、私の個人的に得た情報では、中通川の拡幅のときに、集落の共有地になっている集会所の敷地を、あの工事は県ですか、要するに、本来の集落の確固たる了解をもらえないでやってしまって、その次の区長さんがそれに気がついて、おかしいじゃないかと、県の公共工事やるのにそういうことがあっていいのかというような話をお聞きしました。その件は謝って、集落に対して何らかの誠意を見せるということで、伊丹のあそこの橋は何というのですか、伊丹神橋ですか、あそこの両サイドに、要するに中通川の工事のときに、県の土地があったので、そこを無償で貸与するような方法をとったと、その一環とは違うのですか。私聞きたいのは。

委員長（染谷礼子君） 企画政策課長。

企画政策課長（間根山知己君） 先ほど言いましたように、この地域コミュニティの助成事業の方は、要するに新しく物をつくるとかそういうのじゃなくて、要するに施設そのものに対して今回助成したと、要するに備品関係が古くなったので助成したということで、助成の方の団体も財団法人の自治総合センターということなのです。ですから、河川改修の関係とは一切これは切り離して関係ございません。

委員（海老原 弘君） 古川委員が聞いたように、よそでそういうような該当するものがあれば、そういう助成を、申請してからでしょうけれども、受けられる可能性があるということですよ。

委員長（染谷礼子君） 企画政策課長。

企画政策課長（間根山知己君）　そうですね。今年の申請も、提出期限が9月の18日までの申請になっているのです。ですから、それまでに該当するところの集落等で、そういう事業があれば申請していただいて受けつけられれば、そういう助成を受けられることができるという形になると思います。

委員長（染谷礼子君）　ほかにございますか。

坂委員。

委員（坂　洋君）　私初歩的な、細かいことじゃなくて初歩的な、素朴な疑問で、この決算書で、歳入と歳出を引くと7億3,600万円の差し引きが出たと、これがもし逆の場合、歳出の方が多かった場合はどういうふうになるのかということとか。

あとこの決算書の不用額という欄がありますけれども、これはもう最初予算があって、それがあまったよという額だと思うのですが、この不用額があるならば、不足額という欄もあってもいいのじゃないかと思うのです。そして、これざっと見ますと、補正予算額よりも不用額が多いというものはないのです。そういうことがあれば補正を組む必要がなかったということになるのですが。まず、知りたいのは、不用額の欄があってなぜ不足額の欄がないのかと、不足があった場合は、お金が足りなくなった場合はどういうことになるのかということをお尋ねしたいのです。

委員長（染谷礼子君）　財政課長。

財政課長（大久保明一君）　今の、不用額じゃなくて、不足額という関係についてお答えしたいと思いますが。一応予算を組む段階で、不用額というのは、事業をやり終わったあとに残ったお金なのですけれども、不足額ということになりますと、事業あるいは工事でも委託でもいいのですが、事業を起こすときに、その事業が行えないということになります。という、例えば、A工事、道路の改良工事をやろうとする事業が500万円かかるとしたときに、不足額が300万円あるとすると、事業を起こすときに、500万円の設計を組むわけですが、これを入札に付すことができません。これが要は歳入歳出のお金がないと事業をやってはいけませんよというようなことになっていましたので、そのようなことから、不足額が生じたものに対して、事業を今の段階で起こしてきたというものについては、自分の経験ではないので、ちょっとこれは考えられない部分なのですが。

以上です。

委員長（染谷礼子君）　坂委員。

委員（坂　洋君）　そうしますと、翌年度の繰越額というのは、必ずあるという意味ですね。

財政課長（大久保明一君）　これだけ100数十億円のお金があるので、完璧に100%の支出ということが仮にあったとすれば、繰越額はゼロになりますが、過去において繰越額ゼロというのを扱った件もやはりございませんので、なかなかゼロにするのは難しいだろうと思います。

委員長（染谷礼子君）　ほかにございますか。

豊島委員。

委員（豊島　葵君）　72ページの補償、補填及び賠償金ということで、よく賠償金が出てくるような気がこのごろするのだけれども、多分これ道路が陥没したか何かのものだと思うのですが。聞きたいのは二つばかりあるのだけれども。道路は、私もこの前も総務部長にはちょっと言ったと思うのだけれども、結局課長会議とか部長会議とかやるわけだよ

な。そういう中で、役場の車はどの課も毎日すれ違うぐらいだからいっぱい走っていると思うのですよ、市内を。そういう中で建設課ばかりではなく、どこの課もやはりこういうのを起きないように、そういうところ、ただぼうっとして前見ているのじゃなく、やはり道路関係は、集落道路とかそういうところかなり傷んでいるところもあるので、やはりそういう会議の場でああいうところとかという話を出してもらって、こういうことが起こらないようにするのが一番だと思うのですけれども、そういうところをお願いしたいと。これみんなやはり、今どこの課にいたってまた建設課へ行くかもわからないのだから、皆さんで気をつけて、これはいつも目を配って道路の補修はやっていただきたいというように要望しておきます。

もう一つ、予算のない中だからいろいろなところから要望が出ていると思うのですよ、生活道路関係は。経済常任委員会なんかこの要望の中にも生活道路の整備促進ということで要望出していると思うのですけれども、財政課あたりでは、建設課あたりから上がってくる集落の要望だよ、これいっぱいあると思うのですけれども、優先順位はどういうふうにつけているのかちょっと聞きたいのですけれども、もう何年もできないところもいっぱいあるわけですよ。うちの方の集落一つ見ても。だから、どういう関係で優先順位をつけているのか、ちょっと聞きたいというふうに思います。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

財政課長（大久保明一君） 豊島委員のご質問の、例えば道路の補修、工事の関係の優先順位ということなのですけれども、こちらにつきましては、当初予算あるいは補正予算等につきまして、道路の事業が上がってきますが、これについては、担当課がつくります優先順位表を基本的にすべて尊重しまして、それに基づいて当初予算、補正予算を組んでいるという状況であります。

委員長（染谷礼子君） 豊島委員。

委員（豊島 葵君） 結局、建設課でそういうふうには組んでは来るとは思いますが、全部が全部その要望にこたえられないと思うのだ。財政課でも。もちろんお金の問題あるから。そういうときは、結局もう一回じゃここ見直してくれとか何か建設課に言うのだらうと思うのですけれども、やはり建設課と協議する場合には、1回出たものを協議する場合は、もう1回文書で上げるのかそれとも口頭でやるのかちょっと聞きたい。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

財政課長（大久保明一君） 今のご質問の見直しの関係ですけれども、まず当初予算で予算要望が上がってきて、当該年度で行うという事業について、建設課から予算要望に順番をつけて予算要望が上がってきます。この段階で、平成21年度予算につきましても、一番優先順位の低いものから、下から切ってっております。ですから、何番までで切ったかは今資料がないのでわかりませんが、例えば30番までの順位は、21年度予算にのっていたとしますと、31番以降の順位については、建設課がそのまま順位のものの資料を持っておりますので、それが住民の皆様のご要望とかご連絡がなくても、課の方ではそれをそのまま翌年度の検討資料として調査資料として持っていて、また予算の補正なり、次年度の新年度要望なりのときに財政課と協議の中に入れてくるということになるかと思っております。

委員（豊島 葵君） 何%くらい要望にこたえているのですか。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

財政課長（大久保明一君） 平成21年度の予算を組んだときの状況ですが、仮に建設課

に、道路改修、道路新設工事の要望が100件程度あるとした場合なのですけれども、その約1割から2割ぐらいが、予算要望として上がってきていたのではないかという状況です。

委員長（染谷礼子君） 豊島委員。

委員（豊島 葵君） わかりました。

だから総務部長にお願いしたいのです。会議とか何かで、やはり道路の補修だけは、今言ったように間に合わないわけだから、道路関係の工事が、だから補修だけはよくやってもらうようお願いしておきます。

委員長（染谷礼子君） 部長。

総務部長（古谷安史君） この前の総務常任委員会のときにも指摘がございまして、私の方から担当の部長の方に、その旨をお話をしまして、近々全職員へのパソコンでの回覧等でお知らせをして、通勤の途中、あるいは市内での出張そういったときに、そういう市道等の傷みとかそういったものがあった場合には、すぐに建設課の方に報告してほしいというようなことを、過去何回かはそういったことで、実際に建設課の方から出しているのですけれども、再度そういう指摘が議会の方からもあったというふうなことも一筆加えて全職員に回覧をするようにというふうなことで、近々それは出すというふうなことで報告は受けています。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） 3点ほどあるのですが、まず企画政策課の方で、P82とP88、要するに電算機の委託料という考え方なのですね。決算については、いつもこの委託料のウエートが大きいんじゃないかという議論は出るのですけれども、計算センターは別としまして、パソコンの、何というのですか、メンテも含めて、委託リース料、これはある意味ではどうなのでしょう、市内の業者でも対応できるというか、その辺の考え方というのはもうそろそろしてもよろしいんじゃないかと思うのですよ。ただそれが高いか安いかは別としまして。ただ、どうもかなりの額が、P82で見ますといろいろのありますよね、例えば、役務費で伊奈・谷和原の庁舎のLANの分が730何万円、それから委託料というLGWANの設備の再構築業務委託料、あるいはLANの機器の借入れが使用料で800何万円とか、あと学校の先生のパソコンのあれが1,300万円とか、いろいろな部分この機器関係のリースを含めて、かなりそういう専門的なことのできる会社というか、パソコン業務のできる業者がかなりあると思うのですよ。

ですから、ここでどうのこうのとは言えないのでしようけれども、この辺というのは、例えば、ずっと19年度もそう、18年度もそう、同じ業者を頼まなくてはならなかったのか、それともそうではなく検討をしてこの結果になったのか、この辺を一つ、どの部分がどうということではなくて、ちょっと聞きたいと。

それから、総務で80ページなのですが、要するに、メディアパークシティが清算されているわけですね。それでこの負担金の中で整備事業推進懇談会負担金というのが20万円ここに計上されているのですけれども、これはどういうことなのか、私ちょっとわからないので、その辺説明お願いしたいと思います。

それから、財政の方で、50ページの車が2台、これはポンコツでスクラップという考え方なのかもしれませんけれども、これはオークションという考え方、これがスクラップであれば、当然その値段でしようがないのでしようけれども、これから例えば不用になった部分を、よくヤフーのオークションなんか見ますと、大分各自治体からもそういう出品が

出されているのですけれども、その辺の考え方はしているのか、ひとつお願いいたします。

それから、また戻りますけれども、企画政策課の部分でいう、要するにパソコンの機器借入れの部分は、来年度の予算編成もあるわけですが、その辺も十分今後考慮してやっていってもらえるのか、お願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 課長。

企画政策課長（問根山知己君） 企画政策課の方からお答えいたします。

今の82ページの委託料の関係なのですが、この中で、委託料全体で1,700万円ほどございますけれども、この中のネットワーク、今現存する市内全体のネットワークの関係ですので、既存からのネットワークということで、こちらの関係は新しく参入した、新しくというのちょっと難しいものですから、要するに、現内容がわからないとできない部分がございますので、そちらの方とのつながりもでございます。

それからあと、L G W A Nとかということでございますが、これは市独自のものじゃなくて、県と国とのつながりがございますので、これは国でやっている業者、これ業者名で言いますとN E Cで発注したのですが、そちらでやはり同業者じゃないとできない部分というのがあります。あとほかの部分もあるのですが、この部分についてはリースとかそれからほかの部分はあるのですが、なるべく使える部分において市内の業者、もしくは市内に近い業者というようなことで今現在は対処しております。ですから、なるべく市内でできるものは市内でというようなことで、それは基本にやっていますので。

それとあと80ページのメディアパークシティ整備事業推進懇談会負担金というようなことなのですが、これは21年度からは、今これは名前は現存しておりません。21年度からは、つくばみらい市企業誘致等促進協議会ということで名称が変更になっております。

内容的には、当初予算の方でも、ワープ周辺の企業誘致関係の促進ということで経済活性と、要するに基盤強化を図る目的で21年度より名称変更になって、今までどおりやりますよというようなことで、もともとあの周辺の企業誘致というようなことで図っていくというようなことの、県とそれからあと市というようなことで、今までどおり整備を進めていくような目的で残っているような状況でございます。その負担金が今までどおり20万円というようなことです。

以上です。

財政課長（大久保明一君） 財政課の方の公用車の売り払いの関係なのですが、こちらについては、中身は、軽トラック1台、それから軽乗用車が1台でございます、経年の、車両の乗った年数は今調査していますので、後ほどお話をしたいと思います、ちょっと乗るのには厳しい状態の車両だったということ聞いております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） その2機種については、財政の方で今出るわけですね。何年型でどのというの。それと、企画の方の今言われた、何でしたっけ、メディアパーク云々というの、80ページか、これが名称が変わってということなのですが、要するに県からはしごを外されているわけですよ、はしご外されていると言葉悪いですが、また誘致活動どうしようか、そういう問題で県も一緒になってやってくれるということなのだけれども、この費用というか同じ費用を出し続けていくのですか。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

企画政策課長（間根山知己君） 負担割合ですよ。今までどおり変わらないと思いました。

それからあと、今のあれなのですが、その前の先ほどのちょっと説明不足だったものから、82ページの委託の関係なのですが、リース関係は要するに5年でリースしていますので、前の分の20年度だけじゃなくて、5年間ということで発生しますので、ですから、1社云々じゃなくて何社かまたがっていますので、その中で地元でできるものは地元ということで多くできるような形をとっています。

以上です。

財政課長（大久保明一君） 済みません、先ほどご質問いただいた公用車のなのですけども、こちらについては軽トラックが平成2年、それから軽乗用車が昭和62年。

委員長（染谷礼子君） 済みません、もうちょっと大きな声で。

財政課長（大久保明一君） 軽トラックが平成2年、それから軽乗用車が昭和62年で両車両とも走行が不能になってしまったものであります。

先ほどいただきましたご意見等を、今後に取り入れられるものについては入れたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） もう1回いいですか。

パソコンの方のリースの関係で、5年契約だ何だというサイドがあるということなのですが、現在は、例えばその中で、市内の、市内というか、すごくこだわっていて申しわけないのですが、とかそういう関連の会社というのは使われているのですか。

それともう一つ、先ほどのメディアパークシティ整備事業の推進懇談会費の負担金ということで、名称が変わって云々という話なのですが、あくまでもメディアパークそのものの事業がというか、そのEDOTekですか、あれはもう解散されているわけですよ。その中で、2期事業もないという考え方で、あくまでも負担金だけは同じような比率でそれでオーケーということで進めていらっしゃるのでしょうか。やはり新たな事業という考え方で県の方に期待をしているということなのでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 企画政策課長。

企画政策課長（間根山知己君） それでは、委託関係なのですが、こちらの関係は地元の業者からもリースもしていますし、逆に購入もしています。この年度でいうとちょっと個人名になっちゃいますからあれですが、学校に入っているパソコン等は地元の業者というようなことで購入はしているような形もあります。

それと、今のメディアパークシティの整備事業推進懇談会の関係なのですが、こちらにおきましては、先ほど委員おっしゃるように、ワープステーションの関係じゃなくて2期事業の関係、2期事業の関係という言い方おかしいのですが、あそこの周辺を今後どうするかというような形で、県の方でもそれなりの推進してきたというようなことでありますので、手を引かれては我々も困ってしまいますので、そちらを今後どうしていくかというようなことで、周りをどうしていくかというような形のもとで、企業の誘致等も入れまして今後の対策を考えるというようなことでしていくような形の懇談会ということですよ。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

堤委員。

委員（堤 實君） 人事課長にお伺いします。

人事考課について、こういう制度構築の業務委託だとか、こういう内容はどのような内容を委託しているのですか、と同時に、その考課たるやどうなのか。例えば、評価したときを具体的に、昇進や賃金ですね、そういうものに反映させるとか、そんなことでどのようなやり方をしているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

人事課長（森 伸次君） ただいまの堤委員のご質問についてお答えをいたします。

人事考課の委託に関しましては、先ほど決算書の説明の中で申し上げましたけれども、考課者研修会、管理監督者の研修を2回、延べ4日やっているということで、こちらにつきましては、まず、制度導入して実際2年目になるわけですが、考課者の考課の内容を、均等な公正な考課をしなくてはいけないということの大前提の目的がありますから、そのレベルを視点合わせをするということで個々の能力を高める研修をしております。こちらにつきましては、2年目になりますが、今後も継続的に続けていって信頼性のある考課制度を目指さなければいけないということで考えております。

もう1点ですね、具体的に今後どのように使用していくのかということでございますが、まず20年度、21年度ということで賞与に反映をしております。この次は、今、堤委員からご提案というかお話をいただいたようなことで、昇給、昇進、こちらにつきましても、ある一定の基準をつくりまして、今後そちらに利用していきたいということで考えております。こちらにつきましては、今全自治体でやっておりますが、どこも同じようなことで進めておまして、まずは手当への反映、そのあとは昇給の反映、昇任への反映ということで考えておまして、今順次その最終目標を達成するために事務を進めているところであります。

委員長（染谷礼子君） 堤委員。

委員（堤 實君） と同時に、中身のウエートの問題、これが一番大きいのです。例えば、賞与であれば、半期で平均30万円とか40万円と、そういう場合に、それを何%そのウエートをかけるのか、それによって全然変わってくるのです。ですから、その点は今のところどうなのですか。

委員長（染谷礼子君） 人事課長。

人事課長（森 伸次君） 資料用意しますので少々お待ちください。

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

まず、人事考課につきましては、以前からご説明をしているところではございますが、考課の基準、業績考課、これは結果に基づく考課ですね。組織の期待、個人の目標に対し遂行した結果。2番目としまして態度考課、過程、日々の仕事に取り組む姿勢や態度。3番目としまして能力考課、これは原因、担当職務の遂行において発揮した能力。最後に目標管理ということで、民間企業で実施しております考課とほぼ同じような内容になっております。

人事考課につきましては、つくばみらい市で18年9月に制定をしたわけですが、このような人事考課マニュアルというものがございまして、全部で52ページにわたっております。詳細な考課を実施しております。

内容につきましては、業績考課につきましては3項目から4項目、その5段階、態度考課につきましては8項目ございます。能力考課につきましては、8項目掛ける4区分ということで全部で32項目、合わせまして、管理監督職と一般職で若干違いますが、管理監督

職が43項目、それに一般職が44項目ということで人事考課を実施しておりまして、当然その考課表の中に、今、委員がおっしゃいましたそのウエートですね、こちらも非常に重要になっておりますので、これも管理監督職と一般職のウエートは違うようなことで数字が使われるように設計されております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 堤委員。

委員（堤 實君） 最後になりますけれども、確かに民間では、ウエートの置き方というのは、幹部になるほどそのウエートの大きさがあらわれるということは当然ですけれども、ただ、平均値を与えまして、悪いものは落とすと、優秀なのは上げるという方法もありますが、ただ、もう一つこれは慎重にしなければいけないのです。みんな、賞与とはいつでもやはり生活給ですから、慎重にしなければいけないのは当然なのですが、と同時に、こういうこともあるのです。10人いて10人とも優秀で完璧であれば、プラスアルファも下を下げの必要はないということも頭に入れていただいて、慎重に行っていただきたいということをお願いして終わります。

委員長（染谷礼子君） 人事課長。

人事課長（森 伸次君） ただいまご提言いただきましてありがとうございます。

実際のところ、今言われたような形で、全体の中では、S、A、B、C、Dと評価が5段階あります。当然のごとく下位のC、Dとかに職員が多くいてはまずいわけですので、ほとんどがB評価という中でやっております。

ちなみに、率だけ申し上げますと、参考までに、平成20年の状況ですね。S評価はおりません。A評価が20.6%、B評価が77.3%、C評価が2.1%、合計で100%、D評価はおりません。S評価というのは、一般職が管理職のような能力を占めていると、持ち合わせているということですので、本当のスペシャルですので、実際には難しいのかなということで、Dについては、ほとんど公務員の資質的な能力がないというようなことですのでDもないということで、A、B、Cに大体ランク分けされているという状況です。

それと近隣市町村の状況を見ますと、やはり手当に反映していきますので、民間企業のように売り上げが上がった社員には手当を大きく上げるということも必要でしょうが、今言われましたように、あまり差をつけて逆にやる気を失うとか、そういうことも芳しくないんじゃないかということで、これは人事課だけではなくて、人事課の上に調整委員会という部長職の要職にある方が入っていて決めているところがあるのですが、そこでそういうパーセントのウエートなんかも決めておりまして、それは職員全員に開示をしております。現在進めております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） まだまだ質疑あるかと思うのですが、次に市民経済部所管の審議もごございますので、最後1人ということで質疑の方。

神立委員。

委員（神立精之君） 36ページの合併市町村補助金990万円、これは何を基準にこの数字が出るのか、教えてもらいたいものだけでも。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

企画政策課長（間根山知己君） 990万円ですよ。これにつきましては、基準といわれてもあれなのですが、こちら国庫補助の関係なのですけれども、これの内容に関しまし

ては、20年度の行政評価導入事業として190万円、それとあと消防団器具の置き場ということで、これは第4分団の伊丹地区の車庫等の整備事業として800万円、合計で990万円なのですが、この補助金自体は、合併市町村に対する22年度までの国庫補助金、要するに3億円の中の一部ということで、累計が3億円になったらこの補助はもうないよというようなことなのですが、22年までの補助という形になっております。

委員（神立精之君） これ何らかのあれがないと、各市町村がみんな同じ金額じゃないと思うのだ。合併した町村がみんなばらばらだと思うのだけれども、何らかのそれがあると思うのだが、そういうものが。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

企画政策課長（間根山知己君） ちょっとお待ちください。

これはどれに該当するというのは、要するに3億円の中の中のその中の事業、要するに該当する事業と該当しない事業があると思うのです。その内容については、申しわけないのですが、今持ち合わせがないものですから、あとで連絡するというようなことでよろしいでしょうか、回答するというので。

委員（神立精之君） それじゃ、地方交付金の交付税のものなのだけれども、これは合併した町村は10年間は下げないというような約束事にこれ合併しているわけだ。ところが、今こういうふうになってみると、これどんどん下げてきちゃって、合併が何となく国が地方をだましたような感じを受けるわけだ。だからそのためにも、この交付税については、もう一度、県並びに国に対しての強力な申し入れをした方がいいと思うのだが、その点をちょっとお聞きしたいのですけれども。

委員長（染谷礼子君） 部長。

総務部長（古谷安史君） 午後でしたっけ、午後ですね、午後一で横張委員からも、交付税の算定基準が途中で変わってきているというふうなことで、6団体あたりで、強烈に、国あたりにそういった要望も当然していくべきではないかというようなことでお話がいまして、やはり横張委員の一般質問の中で、市長が、そういう市長会とかそういった中でお話はさせていただくというふうなことで、たしかお答えはしているかと思うので、そういったことで再度市長の方にも、きょうの総務部関係の決算特別委員会の中で、そういった話が出て、市長の方に交付金の減を何とかせいというふうなことでお話がありましたということで、市長の方には伝えておきたいというふうに思います。

委員（神立精之君） いわゆるこういうふうな財政になってくると、非常に各末端の市町村が一番困っちゃうと思うのだ。だからこれについても、県並びに国に対して、今から強烈に要望していくべきだというように考えますので、その点をよろしくお願いして終わります。

委員長（染谷礼子君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） 一つは、76ページなのですが、総務費、その委託料について、この中で幾つか庁舎の委託の問題があるのですが、前年度で比べると、例えば、この中に庁舎の窓ガラス清掃とかがあります。前年度は55万5,000円なのですが、今回21万円約半分以下ですね、それから庁舎の床清掃委託料これが前年度が100万円超えています。今年度が56万7,000円、そのほかこの委託について大幅に減額になっているのですが、これは人件費を削減の目的なのか、それとも清掃の回数を減らしてきたのか、その辺のことを質問したいと思います。

それともう一つは、補助金についてなのですが、これから概算要求で、来年度も非常に補助金については厳しいという話が聞くのですが、この補助金の査定に当たって、補助金審議委員会があります。その中での補助金についての今後の見通しというか、あり方とかいろいろな話が出ていると思うのです。当然一般の方からも出ていると思いますので、一般の目から見た補助金に対する考え方をお聞きしたい。この2点。

もう1点は、次のページの78ページの企画費の報酬の部分、節1報酬なのですが、前年度は、行政改革懇談会委員報酬で36万円支出して、今回4万8,000円というふうになっています。これは一応行政改革懇談会は終息して終わったのか、また、何回ぐらい開催したのか、その3点をお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長（染谷礼子君） 担当課。

財政課長（大久保明一君） それでは、財政課の方の部分についてなのですが、76ページの委託費なのですが、こちらについて一番減額が大きいのが庁舎の窓、床清掃業務でありまして、こちらについては、平成20年度は業者が変わっています。業者が変わっていることと、それから制度が変わりまして、長期契約をすることができるようになりまして、平成19年の4月1日から3年間の契約ということを経ることによって、前年度比、窓と床清掃合わせまして142万9,000円ほど減らすことができました。庁舎の警備についても長期継続契約によって減らすことができたもので30万円弱です。電話交換業務も同様です。

それから、庁舎と公有地の除草については、公有地が減ったことによって、これは伊丹の消防小屋です、ここの除草が必要なくなったことによって少し減っています。以上のような状況です。

それから、補助金審議会の一般の目から見た補助金の考え方ということなのですが、こちらにつきましては、補助金審議会に一般の方が3名入っておりますけれども、その皆さんから見た状況を、昨年度いろいろご意見をいただいて、昨年度の補助金が決まっているということになります。

今年度につきましては、これから委員さんを選任をして、今年の2月でしたか、委員さんが任期が終わっておりますので、これから委員さんを選任をして補助金審議会に臨んでいきたいと思っております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

もう一つありましたので、企画政策課。

企画政策課長（間根山知己君） じゃ企画の方から、報酬が前年度に対して随分少なくなったということなのですが、前年度の方は、これは行政改革大綱とプランということで作ったのですが、前の年にそういうことでつくって、つくるための懇談会ということになっております。

昨年度は、これに対する進捗とそれから結果報告というようなことで1回だけ開催しております。これプランの方なのですが、18年から21年までというようなことでなっておりまして、また22年から新たに見直してやるというようなことで、終息したわけじゃなくて、また引き続き見直ししながらやっていくというようなことになっております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

委員（秋田政夫君） ありがとうございます。

庁舎の委託については、長期契約で非常に安くできるというようなことで、非常に評価のできるものだと思っています。補助金については、各種団体、平成20年度は5%カット、来年度も一律何%カットだというような形なのですが、この一律何%カットというのは、非常に公平なようで不公平な面もあると思いますよね。例えば、内容がよければ、補助金を上げてくれ、費用対効果で、内容の悪いものは費用対効果で下げてくれというような声も聞くのです。よく精査して上げてくれという、でも、そうであれば、受益者としては、じゃいろいろな面で、もう少し頑張ろうとかという形になるのですが、一律毎年財政難でカット、カットでいくと、非常にトーンが下がってしまって、全体的に下がってしまうというようなことも生れると思うのですね。ですから、補助金審議委員会の審議のあり方が、財政難だからすべて削る方向な考えで審議されているのか、やはり効果のあるものについては今以上に上げるかと、その辺もう一度聞きたいのです。

委員長（染谷礼子君） 担当部長。

総務部長（古谷安史君） 補助金審議会のあり方というふうなことなのですからけれども、一般の方3名入ってしまっていて、また議会の方からも、各常任委員長さん3名入っております。職員が3名ということで、合計9名で現在補助金審査運営をしておるわけですからけれども。

今の秋田委員がおっしゃるように、一律何%カットというふうなことも確かにございますけれども、中には補助金の少ない団体に対してはカットはしていないとか、当然その団体ごとに、もし本当に適正に補助をするべき団体なのかというふうなことで、補助金審査の中でも、その団体の代表者を呼んだりして、いろいろ審議をしていただいておりますので、一律に何%カットというふうなことばかりではないかなというふうに思いますので、確かに財政厳しい折ですから、いろいろ補助金のあり方というものは、また新たにこう考えていかななくてはならないのかなというふうに考えておりますので、その辺のところでご了解のほどお願いしたいというふうに思います。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

委員（秋田政夫君） 最後に、ある市町村では、補助金審議委員会に民間をなるべく多く入れているという、やはり納税者である、税金なのでその使い方については、市民の声を非常にそれに反映しているというようなことで聞いていますし、中立的な方を、大学のそういった先生方を委員長にしたり、中立的な立場の人を入れていると。ですから、どちらかというとなら民の方を多くした方が、補助金の受益者にとってもそれを説明するとき説明しやすいのかなと思うのですよね、そういったことをやっている市もあるということをお願いして。要望です。

委員長（染谷礼子君） 最後になります川上委員。

委員（川上文子君） 申しわけない、職員の配置の問題で、嘱託職員と臨時職員が257名現在、全体590人のうちの43.4%、大変高くて、この20年度の決算の時点の資料を見ると、茨城県が29.8%のときにつくばみらい市38.2%で、そこからさらに5%上がっているという状況で、私は、市民のための責任ある仕事をしていただくには、嘱託臨時という対応は非常に不安定なわけで、これが43%というのは本当にもうどうなのかというふうに思うのですけれども。

行革行革というふうに言うけれども、さらにこれを増やそうなんていうふうに思ってい

るのか。それから嘱託と臨時職員の処遇というのは、具体的なところでどこが違うのか。それから嘱託職員、臨時職員というのは、法的に労働条件については、何の法律に基づいてその労働条件の確保がされているのか。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

人事課長（森 伸次君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、臨時職員と嘱託職員ということで257名ということで、こちらにつきましては、平成21年9月1日現在の直近の数字でございます。昨年、平成20年の5月1日現在の数値がございまして、これは昨年の一般質問等でも使用させていただいている数字でございます。こちらについては226人ということで、31名実際に増えているという状況になっております。ただ、実質的には、昨年の4月1日と5月1日の段階で3名ほど違っておりました、実質は28名増えているような状況になっております。

こちらにつきましては、非常に行政改革、財政難というような状況で、集中改革プランも策定しまして、目標は達成はしておりますけれども、今後10年間等の厳しい財政の中で、職員は減らしていかなくちゃいけないというような命題というか、課題はあるのですけれども、実際、とはいっても、人口増もありますし、一概にそんなに職員を減らして行って行政が運営できるのかという問題もあります。ということで、一気に今後嘱託職員を増やしていこうというような考えはないのですが。

ただ、昨年から増えた28名というのは、具体的に内容をご説明しますと、幾つかの要素がございまして、まず、一つは臨時職員が7名増えております。こちらにつきましては、職員が出産をした方がかなりおまして、非常に少子化の中、子供ができたということで喜ばしいことなのですが、この場合には、臨時職員を採用できるということで法律で決まっております、そちらによるものと、定額給付金事業、現在進めておりますが、そちらで2名ということで、合計7名のうちの2名なのですが7人増えております。

嘱託職員につきましては、28人のところ、そうすると21人ということになるわけですが、こちらの内訳を申しますと、新規事業のパスポート事務が一つございます。それと、児童クラブの新規開設による指導員の増3人、保育所の3歳児未満の入所者が30名ほど超えまして、これについても5名の保育士の増、朝と夕の勤務者の方が片方やめてしまったので、もう片方の人を補充して1名、社会福祉業務では、発達障害児の支援事業ということで、療育教室というのを新たに今開設の予定で進めております。こちらで指導員にかかる方が2名、それと介護福祉業務、こちらは介護認定業務というのを、社会福祉課の方から社会福祉協議会の方に委託をして今まで頼んでいたのですが、それを金額の関係で有利な方で進めようということで、こちらの認定業務を専門にやれる方を2名頼んでおります。それと、健康増進課では各種の健康事業や受診者の拡大、増加というようなことに対応するために、補助的な専門的ないろいろな資格を持った保健師等の方を2名増やしております。ということで、ここでかなりの数があるということです。

最後になりますけれども、保育士の退職、不補充によって嘱託にかえているというのが3名あります。それと、あとは業務関係の職員で、人事異動によって業務関係のものを財政課に異動させたり、あと給食センターの調理員の退職した方の補充をしない、これを嘱託でやって2名ということで、このようなことで28名増えております。

ということで、内容的には28名にはなっておりますが、実質的にはそれほど嘱託は増えていないと、ただ数字的には、職員数が若干毎年減っておりますので5名から10名と、嘱

託がこういう新規事業で当然職員になじまいような、専門的な知識を有している人ではないとできない仕事がございますから、それが増えているということで、実質その報道がされるという、そのどこの市町村もやっではいることだとは思いますが、増えちゃっているということで、職員と嘱託職員の割合が拮抗してきている状況ではあります。

ただ、積極的に嘱託職員を採用して、人を減らしていくというようなスタンスで今進めているわけではないのですが、保育士、幼稚園教諭等については、若干減らしているという状況であります。

それと2点目の中で、臨時職員と嘱託職員でどう違うのかという質問でございますが、基本的には、臨時職員については、先ほど申し上げました育児休業職員の代替と、あと事務繁忙ということで事務の手伝いになる事務補助については、短期間の雇用ということで1年間というような労基法の制約がございます。臨時職員については、もともとは半年雇用ということで、それが1回限り延長できるということで、実質的には1年ということで、どこの自治体も1年ということで扱っているかと思えます。

嘱託職員については、保育士とか、調理員とか、保健師とか、専門の特殊な仕事、資格を持っている人たちということの区分で整理をしております。こちらにつきましては、市の規則の中で定められておりますけれども、最長5年間勤務できるということにしております。

金額的な問題につきましては、一般の事務系については840円で臨時ですね、嘱託職員については、有資格者とかがありまして、890円から1,100円を超えているものも、1,100円ぐらいになっている、ちょっと今数字ははっきりしないのですが、のもございます。そういうことで整理をされております。

どこの市町村も、この非常勤職員の採用に当たっては、気をもんでいるところで、当然同じような事務をやっていく上では、雇用関係で安定した収入を得られないということで、ボーナス等も出ませんので、どこも苦慮をしております、県の人事関係の協議会なんていうのも県全体で組織されているのですが、その中でも、何とか臨時の人にボーナス支払ってあげたいのだからなんていうことで悩んでいる市もございます。ただこれは、法律的には、救ってあげられるものがなくて、現実的には現状のようになっていると。

それと、嘱託職員と臨時職員の勤務時間の関係ですが、臨時職員についてはフルタイムで我々と同じようにやっております。嘱託職員については、週5日の35時間以内ということで勤務になっております。我々は、労基法の改正で、お昼休みの15分詰まりましたので、38時間と45分ということになっておりますが、嘱託は35時間以内ということで、若干の勤務時間が短くなっているということで現在進めております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 今、官製プアというのが問題になっていて、私も先日、自治体学校という勉強会にも参加して、全国の中では、生活保護のケースワーカーが実際には生活保護の自分を受けている対象にならざるを得ないというような状態の就労で、840円ぐらいが平均ということで、計算しても7時間だと13万円ぐらいで、とても自立して生活できる給料じゃなくて、特に嘱託の労働時間というのは換算ではないけれども、保育士なんかについていえば、父母から言えば、子供の命を預けているわけで、処遇の違いによっても大変な違いがあるわけですよ。責任もって仕事をしていただく上からも、この不安定な中

身というのは大きな問題を生むというふうに思っています。

この間の労働基準法の有期雇用の契約の、働く人たちに対するガイドラインも新たに設けられたりして、非常に注意をした取り扱いを国の方でも求めてきているわけで、そこも含めて、住民からするとどの人も役場の職員という思いで、当然要求するわけですから、要求にこたえられるだけの身分の保障というのがないと、大変かわいそうだなというふうには思います。そこら辺をぜひ受けとめてほしいと思っています。私ももう少し調べますけれども。

委員長（染谷礼子君）　じゃ要望ということで。

それでは、総務部所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上をもちまして終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時36分休憩

午後2時48分開議

委員長（染谷礼子君）　それでは、休憩前に引き続きまして、審査の方を行いたいと思いますが、初めに、大変、皆さんからの質疑、多いことは結構なのですけれども、できましたら時間等の関係もございまして、お1人質問まとめて1回ということでもよろしく願いたいと思います。質問を1回にまとめてください。よろしく願いたいと思います。

それでは、議案説明のため、市民経済部長、関係課長及び職員が出席です。

それでは、市民経済部所管の一般会計決算について説明を求めます。

なお、議案の説明につきましては、簡潔に、主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

それでは、初めに市民経済部長からあいさつがあります。

市民経済部長（中川 修君）　引き続きお疲れのところご苦労さまでございます。あいさつということもございません。市民経済部関係につきまして、農政課から順次ご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（染谷礼子君）　では、農政課長。

農政課長（坂田 宏君）　それでは、ゆっくりしゃべれと申し入れがありましたので、ゆっくりしゃべりながら簡潔に終りたいと思います。

最初に、主要事業の執行経過説明書をごらんください。

46ページになります。

決算に関する附属書類です。

46ページをお開き願います。

ここに農林関係、2ページにわたって46、47と載せてございます。主なものを説明したいというふうに考えています。

最初に、地盤沈下対策事業ということで、806万9,000円決算をいたしました。事業内容については右の説明のとおりでございますが、詳細について少しご説明を申し上げます。

鐘打排水路272メートル修理をさせていただきます。それから寺下用水路、昨年に引き続きこれも260メートル、それから山谷排水路183メートル、この合計が806万9,000円という内容になってございます。

続きまして、地域用水環境整備事業、231万7,000円の内訳ですが、山谷落揚水機場、揚

水ポンプを設置しました。1基です。それから萱場揚水機場、揚水ポンプを設置をしております2基の設置分がこの金額でございます。

続いて3番目、農業基盤整備事業、これは旧伊奈町の中島地区、それから南太田地区、昨年の延長路線上でございます。排水フリームの中島地区が500メートル、それから南太田地区が700メートル、市の負担分については37.5%という内容の金額決算額でございます。

続きまして、県営土地改良総合整備事業2,259万2,000円、これも旧伊奈町です。山谷落の農道1号線、それから城中三島の排水路、農道については22.5%の市の負担分です。城中三島の排水路については6.5%の市の負担分、合計がこの金額になってございます。

続いて、久賀地区でございますが、湛水防除事業、これは太夫沼落の排水路を整備してございます。

それから、下から2番目、市単機械・施設整備事業470万5,000円、6事業体で整備をしております。詳しくは、農政課にてお尋ねいただければ、今報告しても結構なのですが、時間の関係で割愛させていただきます。

それから、47ページ、ここで金額の大きいものとして、病害虫の防除事業、これはつくばみらい市の協議会の補助金65万円、それから麦の赤カビの防除、10%の補助で14万7,000円、水稻の箱苗防除、空中防除をやめて久しくなりますけれども、空中防除のかわりに箱苗防除、初期防除ですね、これが490万円です。それから田んぼ畑の野ネズミ駆除、これについては、野鼠除という薬剤を購入しておりますけれども、その購入費が33万円と合計602万7,000円という決算額でございます。

続いて、一つあけて、花卉の栽培振興事業400万円です。昨年も400万円だったのですがその前は500万円でした。これについては、伊奈の方が5名、それから谷和原の方が1名ということで6件でフリージア、それから、テッポウユリ等々の球根を購入しています。これの種苗の購入の資金の借り入れでございます。

最後になります。地籍調査事業ということで、高岡の地区、集落でいいますと、高岡及び善助新田、善助新田というところが伊奈地区にございまして、高岡のわきですね、これの面積が35ヘクタールの業務委託を実施しております。その下の復元測量業務委託については、土地改良で実施した事業の周囲の外周の測量ということで、合計しますと1,361万6,000円決算をいたしました。

以上が、農政課の主な事業でございます。

続きまして、決算書に入らせていただきます。

これは、簡潔に入らせていただきますので、最初のページが、新規事業をご報告申し上げます。44ページでございます。

歳入の県支出金、県補助金、4目の農林水産業費県補助金ということで、44ページの上から一番最後の前に、買ってもらえる米づくり条件整備補助金459万7,000円、これ歳入も同じです。これは茨城みなみ農協で水稻の種子消毒、3分の1県費補助ということで、温湯消毒機、お湯を沸かして薬剤を使わないで、水からお湯にかえて種子を消毒すると、安心安全な種苗等に役立てるとということで3分の1補助をいただきました。そっくり農協さんに流れる補助金でございます。

それから、身近なみどり整備推進事業補助金39万9,000円、これは県費の100%補助です。昨年の4月以降導入になりました環境湖沼税等に伴う県からの要請に基づく事業を実施し

ました。後ほど歳出の方で、場所等々を説明をしたいというふうに思います。

それから、続いて歳出に移らせていただきます

歳出は158ページをお開き願いたいというふうに思います。

負担金補助金の一番最後なのですが、買ってもらえる米づくり条件整備補助金、農協に流しました459万7,000円、温湯消毒機の機械分です。

続きまして、160ページ、平成19年度から、減反については農協に所管事務を移行いたしました。今年で丸3年目を迎えるわけですが、19年そして20年ということで、減反については前にもお知らせをしましたとおり目的を達成しております。100%以上。去年についても100%以上、85ヘクタールの面積を超過して減反を達成しております。

ここで、不用額1,753万1,136円が計上してございますが、この額については、個別の補助金です。個人補助金、水田農業構造改革対策個人助成金、1億1,900万円何がしの数字がございますけれども、ここで1,500万円ほどあまりました。なぜかといいますと、作物関係が予定よりも少なかったと、一般の調整水田が多かったということも考えられますけれども、それと次ページの162ページ、2段目ですね、水田農業構造改革対策担い手助成金、これが960万円何がし支出をいたしました、ここが160万円当初減額になっております。あとはほぼ横並びで推移をいたしました。

市単の補助金については、約1億3,000万円から1億4,000万円で推移してきているのですけれども、それから国の交付金等が約1億5,000万円、約2億9,000万円の事業で、つくばみらい市の減反は、目標達成もろもろの上乗せ補助金等も含めて歳出をされております。国の補助金についてはのっておりませんが、個々に1億5,000万円、プラスした額で減反の経営を賄っているというのが現況でございます。

なお、ちなみに、今年度、21年度についても、農協のお話を確認しますと、今年も100%以上は確定と、最終的には、加工米、今きょう来てやっているのですが、これがすべて終わらないと最終結論は見ないのですけれども、おおむね今の段階で100%は楽勝で超えていますので、今年もできるものと確信をいたしております。

続きまして、164ページをお願いいたします。

この中で、10目の土地改良事業費の17節公有財産購入費、谷原西部創設用地費ということで、保育所それから幼稚園一体型の施設、今、工事まさしく始まろうとしていますけれども、この用地代として平米7,500円、これは当初からの鑑定の結果でございます、面積については9,739.88平米、宅地ですから小数点以下も出ますので、これの合計が7,304万9,100円という数字でございます。

続きまして、11目農道整備費については、建設課の所管でございますので、割愛させていただきます。

続きまして、167ページの12目地籍調査費、ごめんなさい、先ほど説明をいたしましたので170ページをお願いします。2項林業費、ここでちょうど中段委託料なのですが、身近なみどり整備推進事業、先ほど歳入で——県から100%もらっています環境湖沼税の関係ですね——で整備をしたのが、西檜戸の農村公園、旧谷和原のちょうど陽光台の手前、坂上がったところの左側ですね、ここに農村公園がございますので、当時、谷和原村がちょうど合併前、終わる1年前ですね、遊具等を全部撤去しましたので危険遊具、ほとんど鉄棒しかないのですが、そこにベンチ、木製のベンチですね、茨城県の木を使った木製のベンチ、それとヤマツツジ約100本程度、2カ所に分けて植栽をしております。後ほど

近くを通りかかった際はご確認をお願いしたいというふうに思います。

非常に簡単ですが、以上で農政課所管の主要事業並びに新規事業等の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、産業政策課長。

産業政策課長（奈幡 優君） 産業政策課奈幡です。

決算のご説明をさせていただきます。

それでは、11ページと12ページをごらんください。

6款の商工費、現予算としましては1億1,445万2,000円、支出額が1億1,081万9,609円で、不用額が363万2,391円、執行率としまして96.82%です。

それでは、最初に歳入の方をご説明いたします。

27、28ページをごらんください。

27、28ページの一番上の5目商工使用料でございますが、収入額としまして110万4,495円、これはワープステーションの中にある歴史公園の多目的広場の使用料と自然散策の森の使用料でございます。この金額が収入として上がっております。

それと、次は43、44ページをごらんください。

同じく5目の商工費県補助金なのですが、これは、備考の方の欄の市町村消費生活センター設置等事業補助金という形で、平成20年の10月10日より消費生活センターを立ち上げましたので、その備品等の補助という形で15万8,000円がおりてございます。

それとその下のがんばる商店街支援事業補助金としまして、商工会さんが中心となりましてPR紙等の発行しました。その事務費に対して40万円の補助が県の方からついたような形でございます。

次に、55、56ページをお願いいたします。

一番上の3目なのですが、商工費貸付金元利収入という形で、1,102万9,700円という数字なのですが、これは自治金融に委託したお金の返金でございます。利子が若干ついて返ってきているような形になります。今年もこの金額は支出の方では1,100万円という形で支出していますので、来年戻ってくるような形になります。

それでは、次に歳出の方に、169から176ページが産業政策課関係になります。

170ページと172までは人件費ですので、重立ったものを172ページから説明したいと思います。

172ページの13委託料でございますが、こちらの附属書類に同じような形が、46と47ページをお開き願いたいと思います。この附属書類の2番目の中小企業事業資金融資あっせん事業、48ページですか、48ページの中小企業事業資金融資あっせん事業としまして2,956万8,000円のつていますが、その詳細が右の方に、商工会融資事業費事務委託料という形で110万1,000円、この金額が商工会融資の関係です。これは融資あっせん事業を行ってまして、その審査会に提出する書類を商工会さんの方に委託しましてこれだけの金額をお支払いしてございます。実際20年度はここに記載してありますが、自治金融が77件、振興金融が17件、合わせて94件、融資金額が4億5,630万円という金額です。この手数料的なものを商工会さんの方に払うのに基準がございまして、1件当たり2,000円の手数料ですか、それと融資金額の0.2%を支払うような形になっていますので、この金額が支払われてございます。

それと172ページの19の負担金、補助及び交付金の欄なのですが、この欄の中の主なも

のとしましては、補助金がかなりの量を占めています。まず補助金で3,582万8,000円、内訳を申しますと、商工会補助金といたしましてこの48ページ、こちらの附属書類ですね、一緒にごらんいただけますか、附属書類の方の48ページの下から2番目、これは商工会の健全な運営を支援するために補助金を交付し、商工業の育成を図るものでございます。

今度は172ページのその下の中小企業信用保証料補給金なのですが、これはちょうど真ん中にございます中小企業信用保証料補給金という形で、これは融資を受けた中小企業に対し、保証料を立てかえるというような形で市の方から支出したものでございます。

172ページ一番下の住宅リフォーム資金助成制度補助金なのですが、これは49ページの、失礼しました、附属書類の49ページの一番上の欄に同じ金額が載ってしまっていて、この内訳としまして、台所から太陽光発電、給湯器、屋根までの57件で、金額としまして424万1,000円支出してございます。これはリフォーム等によって市民が改良工事を行った場合に経費の一部を支出するわけなのですが、10万円以上の工事費からという形で10%の補助という形、100万円以上になりますと、100万円ちょうど10万円になりますので、その10万円が上限としまして、100万円以上だと200万円であっても10万円が助成金として支払われるような形になってございます。

それでは、次の174ページをごらんください。

一番上のがんばる商店街支援事業補助金でございますが、先ほど県の方からの40万円の補助金と市の方の同じ金額の40万円の補助という形で、これも商工会さんのPR事業に対して80万円の補助を行ってございます。

その下の21の貸付金でございますが、これも附属書類の48ページの真ん中から下のところでございますが、これは中小企業に対する資金供給の円滑化と自治金融制度の促進を図るために預託をした金額でございますが、歳入の方で上がっていたと思っておりますが、同じ金額1,100万円と利子がついて歳入の方は1,102万円幾らですか、そちらの金額で返ってくるような形になります。これは預託金の金利を6カ月単位で預けているような形をとりまして、安い金利で預けているような形なものですから、1年で預けた分の差額を利用してもらって銀行さんの融資を図っているような制度でございます。

決算書の174ページのその下の24の投資及び出資金でございますが、これは自治金融損失補償寄託金と申しまして、これは焦げついた分を8%分ですね、焦げつき分の8%を市の方で負担するために150万円の支出をしてございます。常時300万円を預け入れておきまして、なくなった分、前の年に支出した分を穴埋めするような形で150万円支出してございます。

次に、174ページの負担金、補助及び交付金でございますが、大きいのは、市観光協会の補助金、これは観光協会の方で支出するような形で、観光協会の運営強化ですね、あと事業促進を図るため179万3,000円支出してございます。

それとそのページのフィルムコミッションなのですが、フィルムコミッションとしては金額的に本当に少ないのですが、これをちょっと説明させていただきます。市内の、映画とか、テレビとか、CMとかそういうものの撮影のために、常時ほとんど毎日のように職員が飛び回っているような状態です。支的には本当に少ないのですが、この事業がかなりウエートを占めてしまっていて、担当の方はかなり飛び回っているような状態ですので、仕事としてはかなりの量を占めていると思っております。

それでは、そのページの13番の歴史公園管理業務委託料でございますが211万9,249円、

これは前年度、19年度まで、シルバーとかに頼んでおりましたが、20年度から茨城県開発公社の方に業務委託をしまして、若干でございますが委託料は下がった形で委託しているような形でございます。

それと最後に、その一番下の消費生活対策費としまして、全体で105万3,057円支出してございますが、これは20年の10月10日、相談員2人をこれは嘱託員として雇いまして、毎週2日、水曜日と金曜日、この相談を行っていくような形で、人件費とか、備品とかそういうものに対して、それと研修費とかそういうものに対して支払った金額が105万3,057円でございます。

平成20年度は、相談件数は10月10日から始まりましたので、それと毎週水金だけでしたので、38件という少ない件数でございますが、21年8月末現在では、95件の相談が寄せられていまして、毎日1件ずつのような、計算するとそのくらいかなという形は受けるのですが、1人から何回も相談件数があったりしますので、実際のところ、電話とかそういうものに対しては多いような形だと思います。これも平成16年がピークで、今年度はだんだん下がってきているような形で、平成16年度から見ますとかなり件数的には下がってきているような形だと思います。

以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、生活環境課、よろしく申し上げます。

生活環境課長（張谷昌彦君） 生活環境課の張谷と申します。よろしく申し上げます。

それでは、生活環境課の決算につきまして説明させていただきます。

まず、歳入からです。決算書の29ページ、そして30ページをごらんください。

2目の衛生手数料、畜犬手数料ですが、収入済額としまして134万9,800円です。これは狂犬病予防法関係の登録及び予防注射済み証の交付手数料の額になります。

続きまして、33ページ、それから34ページをごらんください。

33ページの上の方になります。節2の都市計画費補助金です。これにつきましては、まちづくり交付金の自主防犯・防災活動事業としまして防犯灯整備に対しまして20万円の交付金になります。この20万円を財源にしまして、防犯灯39基の方整備しました。

次に、55ページと56ページの方をお願いします。

項5の雑入、節5の雑入、下の方になりますが、この中で生活環境課関係で主なものは、県民交通災害共済加入推進費に対する46万3,600円です。これは1人50円の推進費ということで収入になります。

次の58ページをお開きください。

58ページの備考の上から三つ目になりますが、資源物回収収益負担金としまして628万2,136円で、これは集積所に出されました新聞、それから雑誌、ダンボールなどの資源物の収集にかかる売払代金になります。

続きまして、今度歳出になります。81ページ、それから82ページの方をお願いします。

目8の交通安全対策費になります。支出済額が4,280万9,398円でした。それで需用費ですが、支出額2,969万3,901円と、それで支出の主なものは、光熱水費とそれから修繕料になります。光熱水費に関しましては、防犯灯の電気料金になります。また、修繕料748万1,243円は防犯灯、そしてカーブミラーの修繕にかかった費用です。

続きまして、84ページをお願いします。

84ページの工事請負費になります。支出済額が534万8,669円で、交通防犯施設整備のた

めに危険箇所等にカーブミラーや防犯灯を設置しました。また、スクールゾーンの路面表示をここで行っております。

それから、同じく19節の負担金補助金交付金になります。支出額613万9,400円になります。負担金で主なものは、常総地区交通安全大会負担金や、それから防犯協会常総支部負担金をここで支出しております。

また、補助金では、86ページになりますか、86ページの備考の一番上のところのチャイルドシート購入補助金です。これは6歳未満の幼児が着用するチャイルドシート購入に対する補助金として、20年度におきましては、補助件数が211件ございまして、182万3,900円を支出しております。

続きまして、143それから144ページをお願いします。

ここで目6の環境衛生費になります。環境衛生費は、狂犬病の予防に関する経費及びあと一部事務組合に対する負担金が主な支出となりまして、支出額が2億1,689万5,294円でした。

それとあと次のページになりますが、まず委託料としまして、狂犬病予防業務としての畜犬管理システムの委託料、これで犬の登録管理を行い、予防注射の案内通知書などを作成する経費として50万4,000円の支出になります。

それで負担金では、取手市外2市火葬場組合、そして常総衛生組合に対する負担金、合わせまして2億1,295万6,969円支出です。補助金では、1キロ当たり5円の資源物回収に対する補助金で、20年度26団体補助しまして248万3,900円、また、スズメバチ駆除費補助金としまして69件への補助で64万4,600円を支出しております。

次の公害対策費になります。

公害対策費では、河川等の水質検査や不法投棄の回収処分に要する費用で、支出額が358万5,472円です。主な支出は、委託料で、シルバー人材センターにお願いしております不法投棄物の回収業務委託としての236万342円の支出になります。

続きまして、147ページの清掃総務費です。ここは生活環境課の7名の人件費、それから公共施設里親制度に関する経費、また、常総地方広域組合に対する負担金でありまして3億3,550万3,950円を支出しております。

続きまして、2目の塵芥処理費になります。ここでは、13節委託料で、次の150ページになりますが、150ページの一番上になりますが、一般家庭のごみ収集運搬業務委託料を支出しております。またその下の補助金としまして、生ごみ処理機補助金としまして34件申請がありまして51万5,700円の支出です。

それから、151ページになります。

151ページと152ページですが、項3の上水道整備費になります。まず負担金ですが、西ノ台の小絹浄水場撤去費用の一部を水道会計の方に負担したもので328万8,600円、また、補助金としまして上水道第2次拡張事業国庫補助事業対象起債償還分補助金としまして、繰り出し基準に基づきまして850万8,000円の支出、それからその下の24節投資及び出資金につきまして、上水道事業起債償還出資金としまして、これも補助金と同じく繰り出し基準に基づきまして1,603万3,000円を支出しております。

生活環境課の決算につきましては以上です。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 最後に市民窓口課、よろしく申し上げます。

市民窓口課長（飯泉芳郎君） 市民窓口課の飯泉です。よろしく申し上げます。

まず最初に、収入の方から説明したいと思います。

27ページをお願いします。

13款の使用料及び手数料のうち2項手数料、1目の総務手数料、2節の戸籍住民手数料でございますが、予算額1,519万8,000円に対しまして収入済額が1,535万5,500円です。これは住民票とか戸籍とか印鑑証明等の手数料でございます。

続きまして、35ページをお願いします。

14款国庫支出金、3項の委託金、1目の総務費国庫委託金で2節戸籍住民基本台帳費委託金としまして86万5,000円の予算に対しまして収入済額が82万5,000円、外国人登録事務の委託金でございます。

続きまして、45ページをお願いします。

15款の県支出金の3項の委託金、1目の総務委託金、3節の戸籍住民基本台帳費委託金としまして、4万円の予算に対しまして収入済額が4万4,821円でございます。人口動態の事務委託金としてでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、支出の方でございますが、93ページをお願いします。

2款の総務費、3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費でございます。当初予算額1億3,560万1,000円の予算に対しまして補正額512万5,000円、これは人件費の減額補正でございます。それから予備費流用額でございますが59万円あります。これはレジスターを買うために予備費を充当したものでございます。現計予算額が1億3,106万6,000円に対しまして支出済額が1億3,033万5,996円が支出してございます。これの主なものとしましては、人件費とそれから機械借上げの手数料でございます。

また、うちの方の戸籍関係につきましては、決算に関する附属書類の34ページ、35ページに、住民票は何件出したとか、出生届が何件あったとかというふうな形で、参考までに出してございますので、そちらをごらんください。

以上でございます。よろしくをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。これより質疑及び意見を行います。

質疑のある方、いかがでしょうか、挙手をお願いします。

坂委員。

委員（坂 洋君） ごみの収集のことなのですが、愛宕住宅のところにごみ収集場所があるのですが、その茨城ゴルフ側の方の家がどんどん建っているのです。その住民の方が、どうしても愛宕住宅のところまで車でごみを持っていかなければならないと。あそこちょうど4トン車でも入れるような道がありまして、そして市が持っている空き地もあって、そこにごみ集積所をつくれるつくれないということを行っているのですが、ごみ収集の委託で2トン車の車があるのかどうかということですね、お聞きいたします。

そしてあともう一つですが、この間、福岡の盆踊りに行きました、小学生の方が3時間近くやぐらの上ではやしをやっているのです。問題は、太鼓がもう随分古くなってしまって、太鼓が今年やったらもう使えないような太鼓の革の張りだということで、来年はもうできないのですということで、こういう補助というのは、どういうものがあるのかということをお聞きしたいのです。

委員長（染谷礼子君） 担当課答弁をお願いします。

生活環境課長（張谷昌彦君） 収集車で2トン車ですか、これがあるのかどうかという

ようなご質問ですが。現在ごみ収集に関しましては、市内が2業者そしてあとは常総市の方の業者をお願いしているわけですが、設備投資もありまして、現在の車でやっていると思いますので、2トン車があるのかどうかというのは今ここではお答えできませんので、後ほどお答えしたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 部長。

市民経済部長（中川 修君） よろしいでしょうか。2問目の福岡盆踊りの太鼓が古くなっているというお尋ねでございますが、前に私が企画政策課にいる時分に、コミュニティ助成金とかというようなことで、企画政策課担当の方の助成金でございますけれども、県に申請をしたことがございまして、補助金が否定された理由はちょっと記憶が定かではないのですけれども、補助金の申請が通らなかったという経緯がございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

はい、農政課長。

農政課長（坂田 宏君） 先ほど、市単の機械整備、説明いたしました、たしか私6組合といったような記憶がございますけれども、2組合です。きょう廣瀬委員も見えていますけれども、谷和原生産組合で荷受けの整備それから乾燥機の更新工事ということで総事業費が911万7,990円、補助金が3割補助ですので260万5,000円、これと伊奈の狸穴の営農生産組合、ここでコンバインの四条刈り購入してございます。総事業費が735万円、補助金が210万円ということで、総額市の負担は500万円とったのですが、470万5,000円の支出でございました。残金については繰り越しとなりましたけれども。

このほかに先ほど私ちょっと勘違いして申し上げましたが、国の補助事業、実験事業で6団体やってございます。決算書に載ってきませんけれども、おのおの各団体の口座に入金されますので、これが3分の1補助、国補事業で正式名称でいいますと、ちょっと長いのですが、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（国補）ということでございます。補助率は3分の1と、6団体で実施をいたしました。

これは、先ほど言いましたように、決算書にのってきませんが、総額で約4,100万円、1,236万4,000円の補助をいただいております。そのほかに県単、長渡呂新田の営農組合、汎用コンバインを購入してございます。約600万円の事業費で206万5,000円の県費の補助を仰いでおります。県費と国費を合わせて、こちらを使いましたので、市単の補助が約30万円繰り越しになったということでございます。よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 農政課からの追加の説明がありました。

そのほかに質疑ございますか。

神立委員。

委員（神立精之君） 159ページ、水田農業構造改革対策費についてお聞きしたいのですが、これ全体で100%この時期にはいつているわけだよね。

農政課長（坂田 宏君） この時期とはいつのことでしょうか。

委員（神立精之君） 20年。

農政課長（坂田 宏君） 100%達成してございます。

委員（神立精之君） それで100%達成するので、1億5,907万6,000円が必要だということで予算とったと思うのだけれども、ここで236万6,000円を補正で減額しているわけだ。それにもかかわらず、また不用額で1,753万1,136円が不用額で残っているのだけれども、これは作物がそれだけ消化しなかったからできなかったのか、なぜこうなのかそこらち

よっと聞きたいのだけれども。

農政課長（坂田 宏君） 先ほどちょっと触れたのですが、補正も、確かに神立委員おっしゃるように補正をとりました。3月に精査をしてとればよかったのですが、先ほど言いましたように、19年から農協サイドに事務が移行したということで、詰めをやっていたのですが、その最終の報告が、うちの方に来たのが、すべてを把握できなかったということで、結果的には1,700万円あまったと。

じゃどこであまったのですかというご質問なのですが、個人達成の助成金については、1番から6番まで細節あるのですが、これ中にも中身、これ中にもってきませんけれども、個人目標達成助成金、これが実績ベースで約8,000万円、それから2番目として集落目標達成助成金、これが実績ベースで約900万円、団地化の転作の助成金これが650万円、それから4番目として、麦、大豆、主要作物、ソバ（特定作物）この生産助成金、これが約1,136万円、それと特別栽培米、これは県の指定した慣行栽培の5割以上の減農薬ということで栽培したもの、これが総額で1,170万円、それとあと直播栽培、これが6番目として、これが約160万円、これを合わせて1億1,900万円何がしの数字になるのですが、この差金については、ここでも作物の差金、転作団地化の助成金等があります。それから4番目の上乘せの部分の麦、大豆、主要作物、ソバ等の助成金、これも若干減っています。予定数よりも。それとさっきちょっとお話したのですが、162ページの水田農業構造改革対策関係の助成金、これが160万円減になっております。もう一つ160ページの頭ですね、水田農業構造改革対策助成金、個人助成金ですね。これが1,500万円、ほぼこの部分で減額するべきだったのですが、この精査がおくれたと、調整がおくれましてまことに申しわけなかったのですが、その関係でおくれました。

委員長（染谷礼子君） 神立委員。

委員（神立精之君） そういうことになってくると、これ100%消化できているの。

農政課長（坂田 宏君） 転作も若干減ったのですが、管理水田、保全管理参入、調整水田の部分です。これが増えていきますのでツープイになってございます。減反については先ほど言ったように81.5ヘクタール、目標をオーバーして達成しておりますので、これが確定の数字になっていきます。金額的には、上乘せの交付金が減りましたけれども、面積はオーバーしたという現状でございます。

委員（神立精之君） じゃ、大丈夫なんだ。

農政課長（坂田 宏君） 大丈夫です。

ちなみに、今年も今のところ100%できると確信しております。

委員長（染谷礼子君） 廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） 160ページの、これは暗渠排水用の資材補助なのですが、これここで聞かなくても担当課へ行って聞けばいいかと思うのだけれども、要するに農協で一般から委託されての資材かと思うのですが、個人で暗渠、どうしても掘らなくちゃならないという場合、その場合はどうなのか、補助申請できるのですか。

農政課長（坂田 宏君） 個人であっても、内容が補助金交付の目的の内容に合致しておればお支払いいたします。

ちなみに、去年は、ほぼ100%予算額消化しています。今年の頭から、今年も今約7割弱予算消化しておりますので、このままいくと秋口、これからやる方は足りないかもしれないので、12月補正をお願いするかもしれません。よろしく申し上げます。

委員（廣瀬 満君） 実は、今年作付できるような状態じゃなくて休耕しちゃったのです。それはちょっと農研センターの排水が漏れてきちゃって、とにかく暗渠を掘らないと作付できないということで今年は休んじゃったのです。トラクターは入れないし、今年暗渠を計画しているのだけれども、そうしたら申請するようにしますからよろしくお願ひしたいと思います。

農政課長（坂田 宏君） ちなみに、昨年の20年度決算ベースの暗渠排水の資材の補助金でございますが、36名の申請がございました。総事業費が254万1,816円、もちろんこれは資材費ですので税抜きです。上限が8万8,000円、10万円かかっても8万8,000円しか出ませんけれども、1反歩当たりどれだけ掘ってもいいかという問題じゃありませんので、やはりそれには一定の基準がございますので、それに沿った内容の市の補助金が222万6,000円歳出をしております。よろしくお願ひします。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

高木委員。

委員（高木寛房君） これ生活環境課なのかな、予算じゃなくて、広報車があるじゃないですか、白黒ツートンの。あれはそちらなの。

生活環境課長（張谷昌彦君） パトロール車ですか。

委員（高木寛房君） そうそう。

あれは伊奈・谷和原両庁舎に1台ぐらいずつ置いているのですか。その使用、どのぐらい年間使用されているかとか。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

生活環境課長（張谷昌彦君） 防犯協会の方で、毎月2回青色パトロール車で市内を巡回してもらっています。

委員長（染谷礼子君） 高木委員。

委員（高木寛房君） それと、防犯に限らず安協さんもそうですし、いろいろな団体、PTAなんかもたまに使っらしいのですけれども、台数が足りないということをおっしゃるのです。要するに、使うときにかち合っちゃって、なかなか使えないということがあるので、できればもう1台ぐらい増車できないかなんていう声がかかなり多く出ていまして、その辺のところどうですかね。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

生活環境課長（張谷昌彦君） 要望として、受けたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしいですか。

委員（高木寛房君） よろしくお願ひします。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 146ページの公害対策の委託料の不法投棄処分の委託料、シルバー人材で頼んで見回って処理、これは対象になるところのエリアというのは、どういうところ、市内すべてですか。

生活環境課長（張谷昌彦君） 市内すべてです。週2回、1日3時間ほどになりますが、市内をむらなく歩いてもらっています。

委員（川上文子君） 道路だとかいろいろあると思うのだけれども、農業用排水路なんかも対象になるの、不法投棄があったときは。

生活環境課長（張谷昌彦君） 農業の方は対象になりません。道路ですとかほかの、あと市有地ですね。そこにあるところは、全部不法投棄ということで生活環境課の方で回収しています。

委員（川上文子君） わかりました。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） フィルムコミッション推進事業費なのだけれども、先ほどの説明だと、大変忙しく活発に仕事に追われているというふうに説明をされたのですけれども、実際には、ロケ件数が20件で、ロケーションハンティングが5件だというふうに説明で言っておるのですけれども、具体的には、どういうふうな仕事に忙しくしているのかということなのですが。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

産業政策課長（奈幡 優君） それでは、古川委員にお答えいたします。

まずロケ地の、こういう場所がないかとか、向こうから指定してきたところを探す、それと、その場所について、個人が持っているところとか、会社が持っているビルとか、そういうものをうちの方で地権者、所有者に当たりまして、貸すなり何なりするような形で動いているような形です。

そういう形ですので、畑とかそういうところもございまして、そういうところも撮影で、これはワープステーションの向こうのあれとは、エキストラですか、あれとは別に動いていますので、年間としてかなりの、日にちとしてはかなりの日にち、これで見ますと、去年の20年度で見ますと128日ですか、128日動いているような形でして、作品は、20作品になっていますが、実際48作品で動いているような形です。CMとかいろいろございまして、映画とか、テレビ撮影とかもろもろの形で動いていますので、地権者も、地権者の方、所有者の方も昼間いない方もございまして、夜、早朝等に交渉しに行くような形もとっていますので、担当としてはかなりきついような形で動いてございます。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） 県全体の事業としてもなっているわけですがけれども、職員は具体的に何人が対応していて、それでかなりのロケーションのセッティングをしてあげているわけですがけれども、ただサービスのみというだけで、その事業での波及効果というのかな、そういうのはどういうふうに図ったらいいのかなというふうに思いますけれども、どうなのでしょう。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

産業政策課長（奈幡 優君） 職員の人数としては、実質1.5人ぐらいですか。1.5人ぐらいで動いていまして、メインの人が1人いまして、それを補佐するような形でもう1人いるような形をとってございます。

それと、無料というか、クレジット、映画でしたら、一番最後に流れてくるあれがかなりの、お金としてはすごい金額にはなるそうなのです。でもそれは、ただで入れていただくような形で、つくばみらい市、本当ならばフィルムコミッションまで入れてほしいのですが、向こうとしてはちょっと長いのでFCで略しちゃうのです。つくばみらい市FCが大体のクレジット流してもらおうような形です。

経済効果とかそういうものを考えるとかなりの金額になるとは思います。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

次に岡田委員。

委員（岡田伊生君） 今の古川委員に関連するのですが、産政課の今の話、ワーブが、ほら、なくなっているわけですよ。それで今、得しているのはNHKかなという感じがするのですが。県が離れている、それでなぜ、エキストラが残っちゃったからということも考えられるわけなのですが、やはり本当に1.5人の職員をつけて、それだけのフォローを、今言ったようにエキストラの会をどうするのかという問題もあるのでしょうかけれども、この辺はよく考えていただきたいなというような感じがするのですが、その辺課長のお考えあるいは部長のお考え。

それともう1点は、これでもう市民経済部で終わるわけなのですがけれども、市民経済部管轄ではないと思うのですがけれども、前に、予算委員会的时候、シルバー人材センターの方の決算も出してくださいというようなことで、わかりましたというような話があったような気がするのですがけれども、この辺は、委員長、どちらの方へ請求されるのか、その辺もちょっと後でお願いしたいのです。

委員長（染谷礼子君） 担当課の方。

産業政策課長（奈幡 優君） それでは、最初の方のエキストラの会の方についてご説明いたします。

一応エキストラの会という別団体がございますが、受け付けとかそういうものは、市の職員が、これはまたFCとは別に1人やってございまして、補助金等にも、補助金この中に入ってこないのですが、そういう補助も少し出してございまして、中で市の方の職員も手伝っているような形はとっている形ですが、できれば本当にもう別の大きい、その中で、エキストラの会だけで、本当に収支までなってやっていただければ一番いいかなとは考えている次第でございます。それと、シルバーの方はちょっとわからないのですが。

委員（岡田伊生君） シルバーは多分、産政課ではない、どこが担当なのかわからないのですがけれども。終わってからも結構なのですがけれども。出してもらえるかどうかだけ。

委員長（染谷礼子君） わかる範囲で局長の方から。

議会事務局長（井波 進君） シルバー人材センターの決算等については、シルバー人材の方で、団体の方でやられておりまして、市の窓口としては、保健福祉部の方で担当しているかと思うのですがけれども、決算書の開示とかというのは、できるかなと思うのですがけれども、その辺については、次の決算のときにでも、その前に私の方から、部長の方には話しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） もう1回、産政課の課長、言われることもっともなところもあるのです。確かに、エキストラの会だけ残っちゃったみたいな感じになっているのですが、ただ、今の財政的なものを考えたときに、どうあるべきか、予算も含めて、いきなり切っちゃうわけにはいかないでしょうし、だからその辺をどうするかは検討していただいて、何らかの方法で切りかえるとか、そんな方法を考えていただければと思います。要望しておきます。

委員長（染谷礼子君） 要望ということでよろしく願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

倉持委員。

委員（倉持悦典君） 生活環境課にお聞きしたいのですが、今ごみ処理には、大変な

労力とお金がかかっているのですが、146ページの委託料の中に、不法投棄物の処分委託料236万円何がしがあるのですが、金額じゃなくて、どういうものがどういう場所に捨てられているのか、例えば、河川の中にとか、道路際とか、ちょっと場所がわかればと、その捨てられている物。それから、これに対して、この下に禁止の看板とありますけれども、このほかに何か対策を講じているかどうかお聞きしたいのですが。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

生活環境課長（張谷昌彦君） 不法投棄の捨てられる場所と、どういうものが捨てられているかということなのですが、ちょっと見ますと、物としてまずは可燃ごみ、それから不燃ごみ、あと空き瓶、空き缶、それから粗大ごみですか、テレビですとか、洗濯機ですとか、ありとあらゆるものが不法投棄されているような状況です。それでその場所ですが、道路沿いが多いようです。

もう1点の方の質問ですが、現時点におきましては、不法投棄禁止というような看板で進めているところです。

委員長（染谷礼子君） 倉持委員。

委員（倉持悦典君） 自動車とかそういうものが河川に捨てられるとかなりお金がかかる、取手の利根川の中には相当あるとか、小貝川にもあるそうなので、そういうのがないだけ当市としては負担が少ないのかなと思うのですが。やはり物が捨ててあるとそのあと捨てやすい、そういうことを含めて、それと看板というのは効果があるかということ、悪いのをわかっている捨てる人が、看板あるからやめるということもちょっと考えられないので、ほかの方法も考えていただきたいと思います。

それから、農政課にちょっとこれ、決算とは違うのですが、162ページの一番上の方ですね。農地集積の担い手の、集積促進事業補助金として403万円幾らありますね、決算されています。この議会で今年度の分は400万円減額補正、これは政権が変わって民主党のいっていることがこういうふうになってきたのかなと理解できるのですが、今後も課長にこれ答えてもらいたいと言ってもちょっと無理かもしれないのですが、今後このような事業を、政府の方針がかわるとそれに従わざるを得ないのかもしれませんが、大変大事なことで我々は認識しているのですが、課長、執行部側としてはどんなふうに関心しているか、ちょっとその辺、聞かせていただければ。

委員長（染谷礼子君） お願いします。

農政課長（坂田 宏君） まず補正、ちょっと誤解しているようなので、説明をしたいと思います。

補正予算で歳出400万円削減しました、歳入200万円削減しました。ところがこれは、そのときに説明したのですが、国の産地づくり交付金にかえますよということなので同じです。

それから、今後の対応はどうするのだというお話なのですが、昨今の日本農業新聞、とうとう私も2カ月前ぐらいからとりまして、ちょっと勉強しているのですが、非常に難しくてわかりません。というのは、農地の集積についてはストップしますよと、民主党の党首がおっしゃっていますので、今後内閣も変わり、施策が下におりてくれば明確になるかと思うのですが、一時所得の補償も含めて2年間かけてやりますよと、補正予算でとった財源については1割5分ぐらい残っているのを全部凍結します。無駄は全部省きますよというお話なのですが、どこまで省くのか、これはよく施策の内容を検討しながら、

農協さんとも緊密な連携をとりながら、間違いのないように適正な対応を進めたいというように考えています。よろしくをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 倉持委員。

委員（倉持悦典君） 今、課長のお話があったように、これから我々といいますが、この基幹産業である農業を守っていくために、今までも自民党が政権をとっていたときも農政は猫の目ののごとく変わっている振り回されてきたのですが、今度大転換といいますが、個々の農家に対しての所得補償という、まるっきり今までと違うことがありますので、これはこれでいたし方ないと思うのですが、今、課長がおっしゃってくれたように、各農家に周知徹底をよくしてもらって、混乱の起きないようにお願いしたいと思います。要望しておきますので、よろしくをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしくをお願いします。

農政課長（坂田 宏君） 委員のおっしゃるよう努力いたします。よろしくをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 次、ございますか。

松本委員。

委員（松本和男君） 農業ということで課長に聞きます。

602万7,000円ということで、病虫害防除事業ということで、さっき説明がありましたけれども、水田あるいは畑の全域を対象に野ネズミの一斉駆除を実施し、農作物の被害の防止に努めたと、こう出ているのですけれども、野ネズミの野鼠の薬代ということについては、薬代の方は幾らなのか、そしてもう一つは、効果はどうなのか、もう一つはモグラというのがいるのだよね。そういったところもまとめて答えをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 担当課長お願いします。

農政課長（坂田 宏君） 薬については、先ほど言いましたが、野鼠除という優しい薬を使っています。例えば、人間が3錠なめても死にません。昔の赤い薬だところっといっちゃいますけれども、今の薬は死にません。

私が野ネズミを、じゃ死んだのを見たのかというお話だと思うのですが、昨年も電話かかってきました、一部の動物を飼っている農家をやっていない方。うちの猫とか犬死んじゃうからやるんじゃないという内容なのですけれども、それもわかるのですが、薬剤も非常に弱い薬剤を使っていますので、ご理解願いたいというお話ししました。

それともう一つは、本当に効くのか、あなた見てきたのか死んだの、むだ遣いじゃないかこれは、というご指摘あったのですが、昨年、一昨年より水稻の協議会にかけております。空中防除の実施協議会。私はやめたいというお話をしたのですが、委員の方の強い継続のご意志でもって継続をしてきたという経過がございます。

また、今度総会を控えておりますけれども、年明け、その際、33万円からの野鼠駆除の薬剤代、それとこれ出日当も入っています。防除屋さんの日当も入っていますので、それも含めて、できれば切っていきたいと、私は個人的には考えております。個人的にですよ。よく協議会の委員さんのご意見をちょうだいしながら、適切な判断をしたいというように思いますけれども、個人的には、もう家ネズミそれから野ネズミは撤退するべきかなと私は思っています。

それから、モグラの件ですが、モグラは最近見ていませんで。私も田んぼやっているのですけれども、モグラ見ていないのですが、よく土盛り上がっていますから、あれモグラ

だと思うのですが、なかなかモグラは撤去の方法と申しますか、撃退する方法、モグラについても、今度普及センター等々調べまして、対応については考えていきたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 松本委員。

委員（松本和男君） ネズミだとかモグラの話をする余談に思うのだけれども、実際に田んぼだとかやっている人たちは、立派な暗渠なのだけれども、今度それがしっかりしていないところは漏水しちゃって大変なんだという話もあるわけですよ。その辺もきょうどうのこうのというのじゃなくて、そういう農協を通じて、そういう会議のときには、実態をよく聞いてやってもらいたいということをお願いします。

委員長（染谷礼子君） ほかに。

秋田委員。

委員（秋田政夫君） 農政課長にちょっとお尋ねしたいのですが、今、政権が変わって、新聞等で出ているのですけれども、農機具のリースについて、今年度、今現在補助金がストップになってしまうというようなことが報道されているのですけれども、そうすると非常に農家にとっては困ってしまうわけですね。今現在つくばみらい市で、そういった農機具をリースで、国の補助の対象で、それを使っている戸数というのは現在あるのでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 担当課長。

農政課長（坂田 宏君） 今のところありません。

続けてちょっとお話ししますと、石破さんですか、現農林水産大臣、リース事業については非常に重要なので、継続してくださいと自民党に強いお願いをしているということが載っておりました。

それから、今までやってきた関連の事業ですね。例えば、炊飯ジャー等の貸し出し事業、給食センター等も生かしてやりなさいと。ついこの前、たしかあれは朝日系のテレビだと思うのですが、むだ遣いの部類だというようなご指摘をしている方もございましたけれども、いろいろな意味で総合的に勘案しながら、適切に対応したいというふうに考えています。ちなみに、秋田委員のご質問のリース事業については、当市についてはまだゼロでございます。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

ほかにありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、市民経済部所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

以上で本日予定された各部所管の一般会計決算に対する質疑意見を終了いたします。

次回は9月14日午前10時から委員会を開きます。

それでは、大変長い間ご苦労さまでした。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時09分散会

第 2 号

[9 月 14 日]

つくばみらい市議会決算特別委員会
(第2号)

平成21年9月14日 午前10時01分開議

出席委員

委員	長	染谷	礼子	君
副委員	長	高木	寛房	君
委員		秋田	政夫	君
委員		坂	洋	君
委員		倉持	悦典	君
委員		堤	實	君
委員		岡田	伊生	君
委員		直井	誠巳	君
委員		横張	光男	君
委員		松本	和男	君
委員		古川	よし枝	君
委員		海老原	弘	君
委員		山崎	貞美	君
委員		廣瀬	満	君
委員		豊島	葵	君
委員		川上	文子	君
委員		中山	平	君
委員		神立	精之	君

議長 今川英明君

欠席委員

なし

出席議員

5番 中山栄一君

出席説明員

農業委員会事務局長	猪瀬	重夫	君
農業委員会事務局主幹	中山	幹夫	君
保健福祉部長	湯元	茂男	君
社会福祉課長	長塚	工	君
社会福祉課長補佐	草間	節	君
社会福祉協議会事務局長	沼尻	修	君
社会福祉協議会事務局補佐	直井	和美	君

児童福祉課長	成島辰夫君
児童福祉課長補佐	中村将君
介護福祉課長	斉藤一君
介護福祉課長補佐	小林弘幸君
国保年金課長	野本英夫君
国保年金課長補佐	岩本将史君
健康増進課長	吉田邦恵君
健康増進課長補佐	谷口雅之君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	井波進君
議会事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議事日程第2号

平成21年9月14日(月曜日)

午前10時01分開議

1. 協議案件

- 1) 認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 2) 認定第2号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 3) 認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 4) 認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 5) 認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定について

午前10時01分開議

委員長(染谷礼子君) おはようございます。

決算2日目になりますけれども、大変お疲れのところありがとうございます。これから決算特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名です。欠席委員は倉持委員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の決算特別委員会を開会いたします。

その前に、1点皆さんにお願いがあります。

大変きょうも審議するものがたくさんございますので、時間等もでございます。質疑につきましては、できるだけまとめまして、お1人1回、まとめて質疑をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会に、議会事務局職員、農業委員会事務局長及び同職員が出席です。これより議事に入ります。

なお、議案の説明については、簡潔に、主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定についてを議題といたします。

まずは、農業委員会所管の一般会計決算について説明を求めます。

猪瀬農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） それでは、おはようございます。

農業委員会の事業報告ということで、まず決算に関する附属資料、こちらの方は45ページになります。そちらの方から説明に入りたいと思います。

定例総会が12回で、権利移動、転用許認可、農用地利用集積計画の決定等について審議いたしました。

農地法の3条許可が86件、28万2,000平米余、4条許可が、届け出許可合わせまして23件、1万8,000平米余、5条許可が同じく207件、19万7,000平米余、20条通知受理が46件8万3,000平米余、現況証明20件、1万2,000平米余、制限除外9件、2万1,000平米余、その他証明で494件となっております。

農業経営基盤強化促進法では、新規の設定が田畑合わせて58万8,000平米余、再設定面積で34万2,000平米となっております。

農業者年金関係では、被保険者が55名、受給者は370名と前年より減少しているような状況です。

それでは、農業委員会の決算書の方、151ページからになります。

農林水産業費の農業委員会費でございますが、当初予算4,675万6,000円のところ67万4,000円を補正しておりまして、予算現額は4,743万円、支出済額が4,637万8,901円で、105万1,099円が不用額となっております。

支出の主なものとしては、委員報酬19名で1,192万7,093円、職員給与費が3,294万708円、負担金が75万4,000円などが主なものです。

164ページの方へ飛びまして、8目の農地費1万7,220円、9目農業者年金対策費が16万2,466円となっております。

歳入関係では、42ページですが、農業委員会交付金が347万5,000円、農業者年金業務受託手数料40万9,000円などが主な収入となっております。説明は以上です。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより質疑及び意見を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。

川上委員。

委員（川上文子君） 野堀というか、さんの土地がありますよね、45ヘクタール。19年の5月までで、45ヘクタールのうち農地が31ヘクタールで残、山林原野ということでしょう13ヘクタール、19年の5月の時点で、農地法の3条の所有権移転の許可済みが23ヘクタールで残が8万3,651ヘクタールという状態だったと思うのですが、この間も転用が行われていて、実際には、どこまでどういう状態になったのか。

それから、土地について、何らかその使用許可、土地利用の、例えば、埋め立て等に関する許可だとか、そういう取り扱いの申し出等があったのかないのか、その土地の現状の把握についても、農業委員会でどのぐらい、どういう形で把握しておられるのか教えてください。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） 利用状況については、以前にも説明したと思うのですが、平和台付近の梅の植林、その後確認はしていないのですが、あとそれ以外についてはほとんどまた手つかずの状態といえますが、ぼつぼつ20年度も転用が相続絡みとかそ

ういうもので上がってきているのですけれども、それで現地見た限りでは耕作放棄地というのが、耕作放棄地、全然手をつけていないというのがほとんどです。

それから埋め立てですか、埋め立てについては、農業委員会の方には直接はないのですが、生活環境課の方で、事前審査ということで書類が上がってきたらしくて、その農業委員会の意見はどうですかということで、そういう埋め立てしたいんだよという話は聞いております。農業委員会としては、問題ないというか、意見は特にないということで意見書には出してあります。以上です。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 梅林、梅を植えてという確認したのはいつごろで、それ以後確認していないというのは、どのぐらいの期間確認していないのか。

それから、農地法3条の所有権移転の許可済みが、さっき言いました19年の5月時点で、23万676平米だったと思うのですけれども、それがどのぐらい現時点で増えているのか。

それから生活環境課の方で、埋め立て等の相談があったというのは、そのうちのどのぐらいの面積のものについて埋め立て等の要請があったというふうに受けとめたのか、問題ないと判断したわけでしょうから、一定どのぐらいということ把握していたんだと思うので、あわせてお願いします。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） お答えします。

20年中に出た案件は多分10件ぐらい、ちょっと積み上げてみないと正確な数字はわからないのですが、10件程度で、1ヘクタール前後だと思います。

それから、埋め立てる面積についても、1万平米というか1町歩前後、それも資料ちょっと手元にないので正確な数字はわからないのですが、約1町歩前後、場所については神生の新しくできた道路と永島組の焼却場というか処分場ありますよね、あの間の谷津田といますか、その場所です。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 後で、ちゃんと資料出してください。10件といってもトータルとして、農地法の3条の所有権移転が、あわせて、いついつ時点まで何平米終わっているのか。

それから、埋め立て等の申請があった地域というのはどのぐらいのエリアなのかということについて、そうすると残も出るでしょうから。それから現地の把握というのはいつまでにしたのですか、そのぐらいは今答えられるでしょう、あとのほかのものは後でメモで出してもらえばいいです。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） 現地の確認も毎月定例総会の前に、1週間ぐらい前に農地パトロールと現地確認ということで歩いていますので、一応神生の方面とか出た場合には、重点的に農業委員ともども確認はしております。

数値については後で集計しておきます。

委員長（染谷礼子君） ほかにございますか。

高木委員。

委員（高木寛房君） 決算ではないのですけれども、以前、猪瀬局長にご相談申し上げました黎明地区の さん所有の東檜戸台地区の土地ですか、その件なのですけれども、

それは地権者の知らないうちに業者側のミスで埋め立てられてしまったと、その後の経過ですか、どのような形になっているのか。それと、地権者の方にどのように対処していただけるのか、その部分ちょっとお聞きしたいのですけれども。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） さんの件については、東陽建設が埋め立てしたわけなのですが、東陽建設については、現在のところもう事務所を引き払っちゃって連絡がとれないような状況になっているので、生活環境課の方ともあわせて、今そういう連絡をとっているような状況でございます。

それから以前に、委員さんからありましたことは、電話は通じなかったのですが、その時点では事務所はあったものですから、その件は伝えてあったのですが、今のところ金がないのだというそれ一点張りで、そのころは、とりあえず間違っちゃったのだから、誠意は見せてくださいということではお願いはしてあります。

委員長（染谷礼子君） 高木委員。

委員（高木寛房君） 地権者からすれば非常に困っているわけですよ。確かに、地権者も、田んぼだったのですけれども、谷津田ですね、仕切りをやっておけば間違いはなかったのだらうとは思うのですけれども、できれば埋め立てるといふその地点をまず把握していただいて、そのときに対処していただければご迷惑をかけることはなかったと思うのですけれども、いずれにしても誠意をもって対処の方をよろしくお願い申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 要望で。

委員（高木寛房君） はい、以上です。

委員長（染谷礼子君） ほかにございますか。

堤委員。

委員（堤 實君） 局長にお願い、要望なのですけれども。実は、絹の台で、もう既に宅地として使用している——20年以上前ですよ——あの物件を、これを登記するに当たって、宅地に変更という件で、大変忙しい中、局長初め皆さんには、私は依頼があったものですからお願いしたのですが、それにかかわる大勢の10何人の人が待っているわけですよ。たまたまやってもできないことはないけれども、順序があるからというようなことで延ばされたのですが、それが非常に難しい困難なチェックが必要であれば別ですけれども、そういう場合、今後のお願いなのですが、局長、ぜひとも緊急度に応じて、司法書士の方から私実は頼まれたのですよ、何とかならないかと、10何人も待っているんだということで、そういう場合は、今後の緊急度に応じて一応チェックしてもらって、早急にその手配をお願いしたいということで要望しておきます。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 要望ですが。答弁ありますか。

猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） これ場所については、もう一度詳しくわかりますかね。件数が多いものでちょっと。

委員（堤 實君） ああそうですか、でもそんな件数多くないと思うのですよ。絹の台1丁目の件で、何月だったかな、まだ2カ月ぐらい前ですよ。私も局長の方にお願いたけれども、皆さん忙しいところで頑張っておられるので、それ以上強くお願いしてもしようがないからと、そのことによって、丸1カ月延ばされちゃうということがあるわけですよ。

そういうことで、今後そういう場合には、いろいろな市民からの要望があったときに、優先順位というか、緊急度に応じて、やってやれないことはやむを得ないのです。やってやれることはやはり状況によっては残業でもして、とにかく手配してほしいということを要望したいと思います。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） わかりました。

委員長（染谷礼子君） ほかに。

坂委員。

委員（坂 洋君） 農業者年金のことについて、ちょっと教えていただきたいのですが、附属書類の45ページの一番下ですが、農業者年金関係ということで、被保険者数が55名で、受給者数が370名ということで、1人の保険者が7人を支えているということなのですが、議員年金も破綻してしまうような状況なのですが、農業者年金は今後どうなっていくのでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） 被保険者が55名で370人を支えるという制度ではなくて、現在の年金は積立年金ということでやっていますので、自分で積み立てた額だけ、積み立てた額に運用益をプラスしてもらえるとというふうな制度に変わっております、新制度については。ですから、55人で全体を支えるというそういう話とは別になっております。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

委員（坂 洋君） 積み立てということですね。わかりました。

委員長（染谷礼子君） ほかに。

秋田委員。

委員（秋田政夫君） 附属書類の45ページなのですが、その中の1総会の中の（2）で農政関係となっているのですが、これに関連していると思いますけれども、現在、つくばみらい市だけではなくて、非常に問題になっている耕作放棄地ですね、これについて恐らく何回となく定期的にパトロールはしていると思うのですがけれども、現在、つくばみらい市で、どの程度の耕作放棄地があって、それに対する対策を農業委員会の方でどのように話し合っている、対策を立てているのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいのですがお願いします。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） 耕作放棄地については、20年度に農業委員会と農政課が合同で調査したのですが、それで耕作放棄地全体としては121ヘクタールでございます。そのうち、農振農用地が26ヘクタール、それをとりあえず優先的に解消しようということなのですが。

国の方では、耕作放棄地を解消するのにかかった費用、それが10万円以上の場合は5万円を補助しますよということがあるのですが、それについても、耕作放棄地協議会がなくてはだめですよということで、耕作放棄地協議会をなるべく早く立ち上げてということで、今農政課の方で準備中なのですが、それも今年度中、できるだけ早いうちにできると思いますので、そちらの農政課とタイアップして進めていきたいというふうに考えております。

委員長（染谷礼子君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） そうしますと、そのパトロールですけれども、年に何回ぐらい、定期的ではなくてですか。

委員長（染谷礼子君） 猪瀬事務局長。

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） 20年度の調査のときは、約1カ月ぐらい農政課と農業委員会、2人1組になって地区ごとにやって調査したのですが、農業委員会のパトロールについては、違反転用とかそういうのがあった場合のパトロールですので、耕作放棄地のパトロールという話ではないです。

委員（秋田政夫君） そうですか、私農業新聞をとっているのですが、その中で、特集でずっと出ていて、農業委員会の役割として、いわゆるそういった放棄地のパトロールを、ほかでは定期的には実施しているというようなことで、それに対する対策も講じているというような記事がずっと載っているのです、その辺と比較して、つくばみらい市はどうかかなと思って今お聞きしたのですが。

わかりました。ありがとうございます。

委員長（染谷礼子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、農業委員会所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

ここで執行部の入れかえをいたします。

議案説明のため保健福祉部長、関係課長及び職員が出席です。

それでは、保健福祉部所管の一般会計決算について説明を求めます。

なお、議案の説明につきましては、簡潔に主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

それでは、初めに、湯元保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） おはようございます。

それでは、平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について、保健福祉部の所管につきまして、これから説明をいたします。

各担当の課長から説明します。

順番は、社会福祉課、児童福祉課、介護福祉課、国保年金課、健康増進課という順番で行います。よろしくようお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） それでは、初めに、長塚社会福祉課長、お願いします。

社会福祉課長（長塚 工君） よろしく申し上げます。

まず決算書の25、26ページからになります。

歳入を説明させていただいてそのあと歳出の方説明させていただきます。

附属書類は、36ページと37ページになります。

決算書、歳入25、26ページ、まず歳入の主なものとしまして、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料の中に1節としまして、社会福祉使用料があります。これはきらくやまふれあいの丘の使用料で、すこやか福祉館とか、世代ふれあいの館、それと施設の中にあります自動販売機等の使用料になります。1,144万5,650円。

次に、国庫の方になります。29、30ページ。29、30ページから国庫がありまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の中の下の方になります1節社会福祉費負担金になります。備考の欄で、身体障害者補装具給付事業で657万9,189円と、それと一つおきまして、障害者自立支援給付負担金1億1,413万4,650円、この二つは障害者自立支援法の関係なのですけれども、本人の自己負担を差し引いた公費にかかる分の2分の

1を国庫支出金と、それと4分の1を県支出金ということになっています。これの障害者自立支援法の自立支援給付というものがあるのですが、今備考でありましたように、補装具の給付とか、施設を利用している方の生活する上でのサービス等の国分、国の2分の1になります。これの今説明しました県分は35、36ページにあります。35、36ページの備考欄の下から2番目、障害者自立支援給付負担金5,970万6,219円、これが今話しました県の4分の1のものになります。戻りまして、29、30になるのですけれども、1節で残りました特別障害者手当等給付費国庫負担金542万8,590円、これは障害児福祉手当、また特別障害者手当にかかる分の国の4分の3の分です。

次に31、32ページになります。

上の方の上段の方になるのですけれども、3節生活保護費負担金1億8,639万5,790円、これは生活保護扶助費にかかる分です。国が4分の3を負担して、残り4分の1は市の負担ということになっているのですが、この国が負担している4分の3の分です。

同じページで、今度は項2国庫補助金、1目民生費国庫補助金、節の方に移りまして1節で社会福祉費補助金があります。この中には、備考で、障害者地域生活支援事業費補助金856万8,000円というのがあるのですが、これも障害者自立支援法にかかるもので、その自立支援法の地域生活支援事業というものにかかわるもので、社協でやっておりますひまわり園とか、さくら園、それから社会福祉法人のふれんず等、地域活動支援センターの委託料や日常生活給付、訪問入浴等にかかっているものなのですが、その国の2分の1の分です。これも同じように、4分の1は県が負担して、これは39、40ページの中段にあります。障害者地域生活支援事業費補助金というもので388万2,000円というのがありますけれども、これが県の4分の1になります。

戻りまして、37、38ページ、上段、一番上の段になります。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の中の3節生活保護費負担金312万6,615円、これは、先ほど生活保護費4分の3が国で4分の1が市という話をしたのですが、病院とか施設に入所をした後、つくばみらい市、市内に戻るところがなくなった場合に、市の4分の1を県が負担してくれることになっています。その分がここで計上されています。

続きまして、39、40ページ、中段の一番下になるのですけれども、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業費補助金314万6,000円、これは何度も出てきますけれども、障害者自立支援法にかかわる施設等の運営、それから事務費等の補助金として歳入になったものです。

歳入の大きなものは以上になります。

続いて、歳出の方は、決算書の101ページ、102ページ、101、102ページから民生費が始まりまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、これは目でいいますと4億9,099万2,990円というのがあるのですが、これは国庫の特別会計繰出金と、それから保健福祉部長、社会福祉課、それと介護福祉課、国保年金課の職員等の人件費等が含まれています。

この中で主なものといいますと、103、104ページになるのですけれども、19節負担金、補助及び交付金になるのですけれども、これの中段になります市社会福祉協議会補助金というのがありまして、これが2,386万8,000円、これは社協運営のための補助金でありまして、主に人件費とか事務費等に使われております。それとこの段の中の下になるのですけれども、市民生委員児童委員協議会補助金651万円、これは市の民生委員、児童委員さ

ん74名いるのですけれども、その活動費になります。

次に、同じページの下段の方になりますけれども、2目の社会福祉施設費があります。支出済額で1億49万2,528円というのがあるのですが、この中には、平成20年度から21年度へ繰り越しました繰越明許費がありまして、6,758万円の繰り越しがありました。これは20年度で実施しております地域活性化生活対策臨時交付金というもので事業計画したもので、きらくやまふれあいの丘、すこやか福祉館の防水工事にかかるものを20から21へ繰り越している分です。

社会福祉施設費の中では、主なものが13節委託料、施設維持管理委託料9,906万5,000円があります。これは市社会福祉協議会へきらくやまふれあいの丘のすこやか福祉館と世代ふれあいの館の運営、維持管理を委託しているもので、主に人件費、事業費、光熱水費とか修繕費とかになります。

その次が、107、108ページに飛びまして、5目の身体障害者福祉費、総額で3億769万9,102円、この中で主なものは、13節の委託料一番下段になります。障害者自立支援システム管理委託料ということで157万2,900円、障害者の受給証とか、認定資料の作成とか、国保連のデータ等のシステム委託料になります。

次のページ、引き続き委託料がありまして、委託料の欄の下段、地域活動支援センター事業委託料3,935万7,358円、これは地域活動支援センターの委託料になるのですが、これと同じなのですが、19節の真ん中に、地域活動支援センター運営費負担金91万円というのがあるのですが、これを合わせまして4,027万2,069円になるのですけれども、障害者自立支援法の地域生活事業、地域生活支援事業にかかるもので、市社協のひまわり園、さくら園、それから福祉法人のふれんず、それからつくばのライフサポート、それと市外で柏市とか常総市にあるんですが、そちらへの地域活動支援センターの運営負担金委託料になります。

同じくこのページの中で15節工事請負費があります。オストメイト対応トイレ設置工事259万3,500円があります。これは伊奈庁舎と谷和原保健福祉センター、すこやか福祉館の障害者用のトイレを人口肛門、人口膀胱等の保持者の対応トイレに改修したもので、説明資料37ページの中段にあります。

同じく20節扶助費の中で一番上になります。在宅心身障害児福祉手当158万7,000円、これは在宅心身障害児の保護者に対しまして、介護に当たる保護者とその家族の苦勞に報いるということで手当を支給しているものです。

続きまして、一つおきまして、身体障害者日常生活用具給付事業532万3,318円、これはストマとかそれからベッド、紙おむつ等の給付したり、修理するための費用です。

次に、身体障害者補装具給付事業1,123万1,594円これがあります。これは車いすとか、義手、義足等の補装具の給付、修理のためのものです。

二つ飛びまして、自立支援・更生医療給付事業334万2,870円、障害者の生活上の便宜を増すための障害を軽くしたりとか、その機能を回復するためにということの医療の給付になっています。

その次の二つ、これは特別障害者手当並びに障害児福祉手当になりまして、それぞれ532万8,100円、222万8,900円になっております。これはさっき話しましたように、4分の3が国になっております。

下から2番目、地域生活支援事業263万6,700円、移動支援とか、日中の一時支援とか訪

問入浴サービス等の生活支援の分です。

一番下が、支援費自立支援給付ということで2億2,517万1,527円、居宅介護とか、生活介護とか、施設入所支援とか、それから短期入所とかそういった介護給付、それと自立訓練とか就労支援、共同生活援助等の訓練等の支援事業になります。

次が111、112、次のページになります。

6目老人福祉費なんですが、この中の13節委託料の中の一番上になるのですが、地域ケアシステム推進事業委託料1,188万1,521円というのがありまして、これは在宅の高齢者、心身に障害のある人、それから難病患者、児童等のための、地域の中で安心して暮らせるように援護が必要な人に、チームでもってサービスが受けられるようにしている制度で、市の社会福祉協議会に委託しているものです。

次に、飛びまして、131、132ページ、131ページから項で3番生活保護費が始まりまして、生活保護費総額は2億2,368万6,171円、まず1目が生活保護総務費ということになっておりまして1,744万1,670円、職員の人件費とかシステム等の事務費、その次のページになって133ページ、134ページの中段にある2目の扶助費というのがありまして、これが2億577万1,668円、生活保護費そのものです。国が4分の3出しておりまして市が4分の1で負担しております。

最後は、3目で生活保護適正実施推進事業費というのがありますが、これは国の補助金を受けて、事務費の中でも国の補助金の分がありまして、その分47万2,833円、以上で歳入と歳出の主立ったものになります。

委員長（染谷礼子君） 次に、児童福祉課成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 児童福祉課です。よろしく申し上げます。

決算書の歳出から申し上げます。

107ページ、108ページをお願いします。

3款の民生費、4目ふれあいセンター管理費でございます。主立ったものを申し上げます。

まず報酬で225万1,200円、これにつきましては、非常勤特別職1名分と事務員1名分の報酬です。13の委託料128万3,020円、これにつきましては、施設の管理委託としまして警備委託料からエアコンの保守点検までの支出でございます。

次に、ページ飛びまして、119ページ、120ページをお願いします。

2項1目の児童福祉総務費でございます。こちらにつきましてもまず報酬で、非常勤特別職家庭児童相談員を設けておりまして1名分、それから嘱託事務員の報酬でございます。230万4,540円の支出でございます。

次のページをお願いします。

13の委託料ですが、2,450万5,325円の支出をしております。主なものとしましては、広域入所委託料でございます。2,277万8,590円の支出でございます。保育児童の市外の委託でございます。そのほかに児童扶養手当、児童手当のシステム管理委託料の支出でございます。

19節の負補交でございますが、1億1,862万7,440円の支出でございます。主なものとしましては、補助金で特別保育事業費補助金570万5,000円、これは一時保育、子育て支援等の事業でございます。

次に、市内民間保育所運営費補助金1億39万2,300円の支出です。これにつきましては、

民間保育所の運営費に対しまして、国が基準額の2分の1、県と市で各4分の1ずつの負担割合です。

次に、延長保育促進事業費補助金1,085万400円の支出です。民間の延長保育事業を実施したことによる補助でございます。

次に、節20の扶助費でございますが、1億2,110万8,260円の支出です。これにつきましては、児童扶養手当の支出でございます。国が3分の1、市が3分の2の負担割合でございます。

2目の児童措置費でございますが、次のページをお願いします。

扶助費で、3億1,654万円の支出です。児童手当の支出でございます。3歳未満が1人につき1万円、3歳以上が第1子、2子が各5,000円、第3子以降1万円の支出で、小学校終了までとなっております。

次に、3目の母子福祉費でございますが、まず報酬では、母子自立支援員を置いておまして、その1名分の報酬。それから20の扶助費でございます。910万6,500円の支出でございます。これにつきましては、父子及び母子家庭福祉金でございます。1人につき1,500円の支出でございます。義務教育終了までの分でございます。

次、4目の保育所費でございます。まず1節の報酬ですが、8,720万9,526円の支出です。非常勤の報酬としまして、校医、歯科医の報酬、また嘱託職員として保育士、それから調理員、保育補助員をお願いしておまして、その報酬分でございます。

次のページをお願いします。

11の需用費ですが、5,793万6,374円の支出をしております。主な支出としましては、給食の賄い材料費3,288万1,014円の支出です。それから、消耗品費では、教材、事務用品、医薬品等の支出で1,063万9,293円の支出をしたものでございます。

12の役務費につきましては397万5,919円の支出で、主なものとしまして、通信運搬費、それから手数料では布団乾燥手数料、月1回年12回布団の乾燥をしまして、114万8,960円の支出です。

13節の委託料ですが、維持管理委託としまして警備委託料から浄化槽、次のページになりますが、植栽管理等の委託をお願いしたもので、679万679円の支出をしております。

次に、15の工事請負費ですが34万6,500円の支出です。これにつきましては、伊奈第2保育所のエアコンが故障しまして修繕したかったのですが、古いものですから部品がなく、つけかえたというものでございます。

次のページをお願いします。

5目の児童クラブ費でございます。こちらでは、報酬で2,532万6,739円の支出をしております。主に児童クラブの指導員報酬30名分でございます。

それから、13節の委託料では88万1,000円の支出です。こちらにつきましては、小張小学校に新たに児童クラブを新設しました。その工事設計委託、それから測量委託等が主なものでございます。

15の工事請負費ですが1,520万7,150円の支出です。これにつきましても、小張小学校の児童クラブ新設に伴う工事費でございます。

18の備品購入費54万1,905円、こちらについても小張小新設に伴う備品をそろえたものでございます。

次のページをお願いします。

6の子育て応援特別手当費なんです、国の決定が年度末のため、20年度の実施に間に合わなかったということで、全額を繰越明許をお願いしたものでございます。

続きまして、これに伴う歳入を申し上げます。

ページ23ページ、24ページをお願いします。

12款の分担金及び負担金の2項2節の児童福祉費負担金でございます。これにつきましては、保育所の保育料、また児童クラブの負担金で1億3,276万2,900円の歳入でございます。

次に、29ページ、30ページをお願いします。

一番下の欄でございます。14款の国庫支出金の1目2節の児童福祉費負担金でございます。2億2,104万7,670円の歳入でございます。これにつきましては、児童手当の国庫分、それから児童扶養手当の国庫分、それから民間の保育所運営費に対する国の負担分でございます。

次のページをお願いします。

2項国庫補助金、2節の児童福祉費補助金です。660万1,000円の歳入です。これにつきましては、民間保育所で行っております延長保育に對しましての国の補助分でございます。

次に、35ページ、36ページをお願いします。

まず、3項の委託金、2目民生費国庫委託金の2節児童福祉費委託金ですが7万9,272円の歳入です。これにつきましては、特別児童扶養手当の事務費分として入ってくるものです。

次に、15の県支出金の1目2節児童福祉費負担金1億157万6,566円の歳入です。これにつきましては、児童手当の県負担分、それから、民間保育所の運営費の県の負担分でございます。

次に、39ページ、40ページをお願いします。

款15の県支出金の2項県補助金、2節で児童福祉費補助金、こちらで2,200万4,530円の歳入です。児童クラブの運営費補助、それから小張小学校につくりました児童クラブ設置に對しての補助、こちらが運営費に對しましては913万3,000円、施設に對します補助につきましては833万3,000円の歳入でございます。

49ページ、50ページをお願いします。

17の寄附金、2目2節の児童福祉事業寄附金でございます。金額が4万2,000円ですが、これにつきましては、プレミアムヘア・クラウドिट、パーマ屋さんなんです、そちらの代表中島さんより、谷和原第2保育所に寄附がございました。教材費で使用させていただきました。

55ページ、56ページをお願いします。

4項の受託事業収入の1目1節児童福祉費受託事業収入です。872万8,660円の歳入です。これは管外、市外からの保育児童の受け入れ分でございます。17名受け入れております。

次に、5の雑入、1目雑入の2節保育所給食費給付金655万835円の歳入です。3歳児以上の児童に對しまして、主食代としまして月500円をいただいております。そのほか、職員の給食費月4,500円でございます。

最後になります。59ページ、60ページをお願いします。

雑入で下から8番目、遠足バス借上料保護者負担金88万3,500円のうち56万円分が保育所分でございます。残りは幼稚園分でございます。

以上が児童福祉課でございます。よろしくご審議をお願いします。

委員長（染谷礼子君） 説明途中ですけれども、ここで10分間休憩をいたします。
11時10分まで休憩といたします。

午前 1 1 時 0 1 分休憩

午前 1 1 時 1 2 分開議

委員長（染谷礼子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、介護福祉課斉藤課長、お願いします。

介護福祉課長（斉藤 一君） 介護福祉課斉藤です。よろしくお願いいたします。

介護福祉課所管の一般会計分について、これから説明させていただきます。

説明資料の方は、39ページの方になります。

まず歳入の方から説明をさせていただきます。

決算書の38ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金1節の社会福祉費補助金の一番上にございます老人クラブ補助金79万1,000円、これについては、3分の2というような県からの補助をいただいております。

続きまして、次のページをお開きください。

40ページの中段、ここにございます高齢者労働能力活用事業費補助金250万円、これについては、シルバー人材センターの方に、市から250万円出しているその同額を県の方からいただいている補助金でございます。ちなみに一応23年度までというようなことになっております。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。

105ページの方をお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者センター管理費、こちらにございます130万9,521円という総額につきましては、高齢者センターの管理維持費ということになってございます。現在というか昨年度利用されている方については、主なものを少し申し上げますと、空手それからダンス、踊りなど約26団体で、延べ1,300人程度の方が利用されております。利用されている方の年齢層等をみますと、高齢者センターという名前にはなっておりますが、ほとんどが一般の方が多いようでございます。

続きまして、111ページ、112ページの方をお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉費でございますけれども、総額では3億3,996万931円を支出しております。その主なものについて説明いたします。

8節報償費の敬老祝金386万2,000円、この内訳を申し上げますと、喜寿、米寿、それから白寿の99歳以上ということで、3段階になっておりまして、喜寿の77歳については単価が7,000円、支給が326名、それから米寿の88歳については単価が1万円、支給が122名、それから99歳以上でございますが、単価が1万5,000円、24名、合計は472名ということでございます。

それから、13節委託料でございますが、これの一番下の介護用品支給事業201万3,178円につきましては、在宅の要介護者や重度障害者などに対しまして紙おむつなどを支給する事業でございます。20年度につきましては131名の方に支給をしております。

続きまして、次の113、114ページの方をお願いいたしたいと思います。

19節負補交、支出総額2,725万9,000円でございますが、この主なものといたしまして、上から3段目、常総広域市町村圏事務組合負担金1,105万3,000円、これは老人福祉センターがございまして、そちらへの負担金ということになってございます。

その下の補助金の二つ目、単位高年クラブ連合会補助金223万4,400円、これについては単位クラブ数が21クラブということで助成をさせていただいております。

それからこの節の一番下から2番目、福祉育成・援助事業補助金806万3,000円につきましては、社会福祉協議会等への補助金でございまして、ひとり暮らしの老人等への牛乳等配達いたしまして安否確認をする事業ということで継続して実施をしております。

続きまして、20節の扶助費、総額が325万7,310円の主なものといたしまして、2段目のタクシー等交通費助成事業140万円は、3級以上の障害者及び75歳以上の高齢者に対してバス券等を助成する事業でございます。

続いて、緊急通報設置事業でございますが、これはひとり暮らしの高齢者に対して、何かあったときに消防へボタンを押すだけで連絡がいくというようなシステムを設置する事業ということでございます。20年度は23件分ということでこの金額がかかっております。4月1日現在224件設置が済んでおるものでございます。

それから、28節の繰出金2億8,800万8,000円、これは介護保険特別会計の繰出金ということになっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、国保年金課の野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 国保年金課です。よろしくお願いたします。

国保年金課の一般会計分についてご説明いたします。

まず歳入からご説明いたします。

31、32ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫補助金、1目の民生費国庫負担金でございます。このページの上から3段目なのですが、4節の国民健康保険事業負担金こちらが964万3,312円の収入済みでございます。これは、国保税軽減分について国が公費で負担する分でございます。保険基盤安定負担金でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

3項の委託金、2目の民生費国庫委託金、1節国民年金費委託金でございます。1,063万4,901円の収入でございます。これは、国民年金事務委託金ということで、国からの国民年金の事務についての委託金でございます。

次に、37、38ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目の民生費県負担金でございます。上から2段目の4節国民健康保険事業費負担金でございます。4,343万5,106円の収入済みでございます。こちらは、保険基盤安定負担金でございまして、保険料軽減分を県が負担するものでございます。

次の5節県保険基盤安定負担金、こちらの収入済額が3,808万9,442円でございます。これは、後期高齢者医療保険基盤安定対策費負担金ということで後期高齢の方への負担金でございます。これも県の負担金でございます。

次に、2項の県補助金、2目民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金でございます。次のページ40ページをお願いいたします。こちらの備考欄でございますけれども、上から

2 段目、乳児医療福祉費補助金から母子医療、重度医療、65歳以上重度医療、幼児医療、次に妊産婦医療、次の父子医療福祉費補助金までの合計9,597万5,000円、これがマル福分の県の補助金でございます。

次に、51ページ、52ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金、1節の老人保健特別会計繰入金でございます。収入済額が152万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

20款の諸収入、3項貸付金元利収入、1目の民生費貸付金元利収入、1節の高額療養費貸付金元利収入でございます。223万2,000円の収入額でございます。これは、高額療養費の貸し付け事業分を返還してもらった分、24件分でございます。

次に、2節の出産費資金貸付金元利収入でございます。254万4,000円でございます。これは出産費の貸し付けの分を返還してもらった分でございます。9件でございます。

次のページをお願いいたします。

5項の雑入、1目雑入、1節の医療福祉費返納金でございます。収入済額が4,490万8,462円でございます。主なものが医療福祉費返納金でございます。

以上が収入でございます。

次に、歳出の方に移らせていただきます。

ページが115、116ページをお願いいたします。

8目の医療福祉費でございます。これはマル福の医療費の支払い関係の費用でございます。ここで主なものは扶助費になっております。20節の扶助費で2億4,252万5,696円の支出額でございます。主な内訳といたしまして、備考欄に載っておりますので、こちらをこちらになっていただきたいというふうに思います。

それから、次に9目の老人医療給付費でございます。3億1,489万3,850円の支出済みになっております。

こちらの内訳は、次のページ、19節負担金、補助及び交付金でございます。2億3,419万3,599円の支出済額でございますが、こちらは備考欄の方でございますが、負担金としまして、茨城県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金で1,276万1,098円、これは構成市町村の事務費の負担金でございます。それから茨城県後期高齢者医療給付費負担金2億2,143万2,501円でございます。これは、後期高齢者医療費分の5割を公費で持つということになっておりまして、その分の12分の1が市の負担分でございます。

次に、28節の繰出金7,981万2,923円の支出済みでございます。こちらは内訳としまして、老人保健特別会計繰出金、それから後期高齢者医療特別会計繰出金になっております。

次に、10目の高額療養費貸付金でございます。21節の貸付金で195万3,000円の支出でございます。これは高額療養費の貸し付けで20件分でございます。

次に、11目出産費資金貸付金でございます。こちらが254万4,000円の支出でございます。これも出産一時金の貸し付けで9件分でございます。

次に、12目国民年金費でございます。支出済額が164万1,197円でございます。ここは市が行っている国民年金の事務ということでございまして、支出の主なものは次のページ、120ページの使用料及び賃借料で143万5,586円、これが国民年金のシステム借上げ料でございます。

以上が、国保年金課分の一般会計の主なものでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 最後に、健康増進課吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） 健康増進課です。よろしくお願いします。

まず初めに歳入からご説明させていただきます。

25、26ページになります。

一番上、上段になりますけれども、12款分担金及び負担金、2項負担金、2目衛生費負担金でございます。1節なのですが、保健衛生費負担金、収入済額が448万1,700円につきましては、これまでの健診は40歳以上の方は老人保健法に基づき、すべての市民を対象に実施してきましたが、20年度から医療保険が実施主体となりましたので、特定健康診査へと移行したことによって、40から74歳までの方で国民健康保険に加入している方の特定健診費の自己負担金となっております。

31、32ページになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節の保健衛生費負担金でございますが、これにつきましては、19年度精算追加交付金でございます。事業費の負担割合が国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1となっております。その事業を実施したことにつきましての国庫負担金114万8,415円でございます。

続きまして、37、38ページでございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目の衛生費県負担金でございますが、これも先ほどと同じように、国庫負担金と同額で県の方も3分の1となっておりますので、114万8,415円の歳入でございます。

続きまして、39ページ、40ページになります。1節の保健衛生費補助金でございますが、この献血推進事業補助金でございますが、6万3,000円となっておりますが、これは事業費の2分の1が県補助金となっております。

42ページに移らせていただきまして、42ページにつきましては、健康増進事業費補助金、備考でございますが、100万3,000円につきましては、老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に制度が改正されたことに伴い、20年度の精算交付分でございます。妊婦健康診査臨時特例交付金拡充支援事業費補助金につきましては、妊婦健康診査を償還払いした分の補助金になりまして、2分の1が交付金扱い、2分の1が補助金扱いとなっております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては、113ページ、114ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、7目精神保健福祉費でございますが、これは次ページになります。116ページ、一番上でございますが、備考の欄でございますが、心の相談委託料として10万円支出してございますが、精神科医師の相談委託料でございます。精神的な問題を抱えた本人及び家族に精神科医師が相談を行い、社会福祉や自立を支援するものでございまして、谷和原の保健福祉センターで4回実施しておりまして、延べ相談者数は6名でございました。

135ページ、136ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、これは一般職員及び嘱託職員の人件費等になってございます。

続きまして、137ページ、138ページになります。

この中で、19節負担金、補助及び交付金でございますが、この中での主なものとしまし

て、常総地域病院群輪番制負担金516万8,906円につきましては、市民が休日夜間に適切な医療を受けられるよう、常総地域の近隣市町と連携し、救急医療の体制を確保しておりますのでございまして、第2次救急体制、入院治療が必要な場合になりますが、この場合に病院群輪番制に参加する病院と連携を図りまして、救急医療の体制を確保しているものでございまして、参加病院数につきましては八つの病院が参加しております。

続きまして、常総地域小児救急病院群輪番制負担金でございますが、これにつきましては第2次救急医療体制をしいてございまして、取手協同病院及び総合守谷第一病院の二つの病院によりまして、小児救急医療の輪番制を実施しております。取手協同病院が水曜日を除く週6日、守谷第一病院が水曜日を担当しております。交付金の休日夜間第1次診療交付金につきましては、第1次医療体制でございまして、これは外来で来た方でその場で対応する治療などを行っているものでございまして、取手北相馬休日夜間緊急診療所で医師会病院の医師が治療に当たっているものでございます。

続きまして、2目の保健センター管理費でございますが、これにつきましては、次ページの139、140ページになりますが、14節の使用料及び賃借料になりますが、下水道使用料としまして、新たに20年度から取手広域下水道への下水道使用料として支払っております。

続きまして、3目の保健福祉センター管理費でございますが、主なものとしまして13節委託料になります。特殊建築物定期調査報告書作成業務委託料23万1,000円につきましては、これも20年度から新たに支出しているものでございまして、2年ごとに特殊建築物定期調査報告書を茨城県に提出するもので、その調査報告書の作成を1級建築士に依頼したものでございます。なお、提出先は、県南総合事務所の建築指導課の方に提出しているものでございます。

142ページになります。

失礼しました。その前に139ページの4目の予防費でございますが、これが142ページになります。主なものとしましては、11節の需用費でございますが、医薬材料費でございますが、267万6,975円につきましては、今回麻疹風疹の第3期4期として新たに加わりまして、その医療費そのほかBCG等の今まで実施してきました医薬品の材料費になります。

続いて、13節の委託料でございますが、乳幼児予防接種委託料につきましては、これも2,463万1,500円でございますが、予防接種には集団で行うものと個別に行うものがございまして、集団で行うものはポリオとか小児麻痺でございますが、このようなものがございます。個別に行うものとしては、BCG、三種混合等がございます。このため対象者本人の感染予防と地域的な感染症の予防をするため、定期予防接種、法定外予防接種及び集団接種を病院及びクリニック等の医師に委託しているものでございます。その委託料でございます。

健康診断委託料2,076万8,506円につきましては、疾病の早期発見、早期治療によります発症と重症化を防ぐために、財団法人茨城県総合健診協会に委託しているものでございまして、その委託料でございます。

健康増進室指導委託料652万1,340円につきましては、専門の健康運動指導士により、利用者各人の健康状態の目的に合った運動指導をすることで、みずからの健康づくりに意識を持ち、健康的な運動習慣を身につけるために、健康運動指導士等による指導を行っているものの委託料でございます。

高齢者予防接種委託料1,081万3,104円につきましては、60歳から65歳の方及び身体的内部障害をお持ちの1級及び2級の方につきましては、対象者となります9,230名の方で、実際に予防接種を受けられた方は5,378名になりますが、2,000円を限度に公費負担したものでございます。

続きまして、143ページ、144ページになります。

5目の母子衛生費の主なものとしまして、委託料でございますが、妊婦・乳児健康診断委託料1,397万5,210円につきましては、妊婦として母子健康手帳の交付者数は452名でございます。妊婦の健康診査の延べ受診者数は1,827名になってございます。乳児としまして、生後3カ月から6カ月と9カ月から11カ月の乳児を対象に健診を医療機関に委託することによって健康管理の向上を図っているものでございまして、乳児の健診延べ受診者数は556名になってございます。以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

ここで質疑及び意見を行いたいと思います。

質疑のある方。

秋田委員。

委員（秋田政夫君） 資料の142ページなのですが、節の13の委託料の中で、健康増進室指導業務委託料とありますが、専門運動指導士によるということなのですが、ここに参加されている方に対するのこれの効果ですね、医療費に対しての、いわゆる削減するためのものだと思うのですよ。それに対するの参加されている方のその医療費に対するそういった効果というのは、こういった効果があらわれているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。お願いします。

委員長（染谷礼子君） 答弁をお願いします。

健康増進課長（吉田邦恵君） ちなみに、健康増進室の利用者数でございますが、20年度につきましては1万1,954名の利用がございまして、この増進室を開設というか、開いている実施日数は308日ございまして、1日平均おおむね39名ほどの利用者がございます。医療費に占めるこの効果的な調査については、その辺につきましては、今後検討させていただくということでございまして、よろしく申し上げます。

委員（秋田政夫君） 健康増進で参加して、感想とかそういったものがお聞きできればと思うのですが、参加者のこれに対するの感想というかそういったことを、ちょっとお聞きできればと思うのですが、当然いいと思うのですけれども。

委員長（染谷礼子君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） ちょっと私からお答えいたします。

具体的に数字的なものにあらわせないし、何というか、健康を維持するという点もあると思うのですよ。だから病気になっている人が指導を受けて治っちゃったとか、そういうようなデータの把握というのはこれはできないと思うのですよ。

だから、どこまで効果があるのかというのは、また別な角度でちょっとこの辺検討したいと思うのですけれども、数字であらわしたりとかというのは、なかなかこれはちょっとすぐぱっといかないと思うのです。

委員長（染谷礼子君） 答弁がありましたけれども、じゃ先ほどの利用者の。

委員（秋田政夫君） 感想ですね。参加しているその。

委員長（染谷礼子君） その辺についての答弁が、どうでしょうか。

委員（秋田政夫君） あくまでも健康な人が参加しているのか、それとも不健康といっ
ては何ですけれども、ちょっとこれから、例えば、懸念される方が参加してそれが改善さ
れたとか、そういったことがないと効果というのは見えないと思うのです。ただ、健康な
人が健康のために健康でやっているのは、というか、どちらかという健康になるために
参加されると思うのです。いろいろな形で参加する人がいると思うのですけれども、その
辺、参加者の、これに参加しての効果というか、感想ですよね、意見というか、そういっ
たものがあれば、わかればお聞きしたいなと思っているのですけれども。

委員長（染谷礼子君） 担当課の方でその現状について、わかるところがあればお願
いします。

健康増進課長（吉田邦恵君） これはあくまでも健康を目的として意識づけで、運動の
意識を植えつけるために、まずもって実施される方が一番多いということで聞いてござい
まして、各健康教室等を開きまして、あとは健診の事後相談会などを開きまして、体型的
にちょっとこういうことで体重等の制限をされるとか、血糖値の問題とかいろいろござい
まして、こういう健康増進課でもこの健康増進室等を運営していますのでいかがですかと
いうことで市民の皆様提示したり何かはしてございます。今後の利用者に対してのアン
ケート調査も視野に入れて市民の意向等も把握したいなと思っております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） 専門の運動指導士というのは現在何名くらい、年間で何人くらい
ここにわかっているのですか。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） これ年間308日開設してございますので、運動士は必ず
1名その部屋というか、で指導を行ってございます。延べ人数については若干資料等もご
ざいませんで申しわけございませんが、以上です。

委員長（染谷礼子君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） この専門運動指導士という資格を持っている方だと、持っている
と思うのですけれども、それは具体的にどういった資格で、どこから派遣されてきてい
るのですか。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） これは、実際に健康運動指導士という方でございまして、
この人は国家資格だということに聞いてございます。それでその方全員が308日常駐して
やるわけではなく、そのほか民間の会社に委託してございますので、その会社の研修等
を受けられた指導士も一緒にというか、うちの方のセンターの健康増進室の方に来られて
いる場合もございます。

委員長（染谷礼子君） 神立委員。

委員（神立精之君） ついでに、ちょっと聞きたいのだけれども、この142ページ、143
ページに関してなのだけれども、まずこれ母子衛生費あるよね、ここに補正が225万円と
ってあるのだけれども、委託料で不用額がこれだけ出ちゃっているわけだ260万円、それ
と今言われたように、委託料で142ページにも400万円からの不用額が出ちゃっているわけ
だけれども、こういうものはどういうふうな予算の組み方をしているのですか。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） 142ページの13節の委託料の405万4,348円でございますか。

これは不用額として計上してございまして、これは予防費の不用額でございます。

委員（神立精之君） こっちは。

健康増進課長（吉田邦恵君） 144ページの13節の委託料の不用額としまして266万4,300円でございますか。

これにつきましては、母子衛生費の委託料の不用額となっておりまして、先ほどは予防費の不用額ということになってございます。

委員（神立精之君） これは不用はこれでいいんだ。

委員長（染谷礼子君） 部長の方から説明があります。

保健福祉部長（湯元茂男君） 今の質問は、母子衛生費ありますね143ページ、これで補正予算で225万円増額したと、こちらに戻って、142ページの委託料の405万4,000円不用が出ているのはどういうことかということですか。

委員（神立精之君） そうそう。

保健福祉部長（湯元茂男君） これは目が違うのです。

委員（神立精之君） 目が違うけれども、こっちもそういうことで残っていて、こっちにも残すということは、今までの予算の組み方がおかしいのじゃないかということなのです。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） この母子衛生費の225万円につきましては、当初の見込みが甘かったということで、当初の見込みがちょっと若干ずれがございましたということで。

400万円につきましては、妊婦健診等が、回数が5回から14回になったということで、回数等の変更に伴うものでございます。

この委託料の不用額の405万4,348円につきましては、当初予定していた健診等の受診者が、当初見込みよりも少なかったということで不用額が発生してございます。

委員（神立精之君） だから、こればかりでなく、この課でほとんど、社会福祉課においても、児童福祉課においても、介護にしても、みんなこういうものが多いのだ。みんな予算とっても不用額で残っちゃっているのが相当あると思うのだ。

委員長（染谷礼子君） それでは、質疑の途中ですけれども、ここで1時まで休憩とします。

午前 11時58分休憩

午後 1時00分開議

委員長（染谷礼子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

倉持委員出席のため、全員出席です。

保健福祉部所管についての説明が終わりまして、休憩前に神立委員の方から質問がありました件について健康増進課の方から説明がございまして。

健康増進課長（吉田邦恵君） それでは、予防費の500万円の減額でございますが、これにつきましては、受診率の伸び悩みに伴っての減額となります。母子衛生費の増額補正につきましては、妊婦健診が5回から14回ということで改正されまして、増額補正になっ

たものでございます。以上です。

委員長（染谷礼子君） 神立委員、よろしいでしょうか。

委員（神立精之君） その増額になった割にはこっちで減額になったということはということなの、不用額になった。回数が増えたにもかかわらず、こっちで不用額が増えたということは。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） この妊産婦については増えているのですが、ほかの健診等につきましては減額になっておりますので、不用額の増加になったものでございます。

委員長（染谷礼子君） 山崎委員。

委員（山崎貞美君） 決算とはちょっとかけ離れるのですけれども、部長にお伺いしたいのですが、今新型インフルエンザ、これが取りざたされておまして、これに対する予防接種が足りないだろうといわれておまして、本市においては、医療機関とどのようなタイアップをとられているのか、あと、その優先順位、一般的にいわれている幼児だとかそれから持病を持っていらっしゃる方だとか、いろいろいわれておるのですけれども、それのところの対応と申しますか、計画と申しますか、そういったものがおありであれば教えてください。

委員長（染谷礼子君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） 新型インフルエンザ、これは、どっちが主導かということと県なのです、県の保健所の方で。この間も、夜、先週か、集まって、保健所とそれから市内の医療機関9人のお医者さんに来ていただいて、こういった話をしまして、保健所の方で指導的にそういう話をされました。

まだその辺ははっきりしていないのですよ。どうするかというのは。まだ国の方が決まっていないうし、ですから、ちょっと私の方としましても、どうなのかなというような状況なのですが、とにかく、国が主体になって、県も当然一緒になって、私どもがそれに協力していきたいというふうに思っております。

委員長（染谷礼子君） 山崎委員。

委員（山崎貞美君） わかりました。

本市においても、夏休み前に児童が感染したという情報が出ております。大事に至らなくてよかったと思っておりますけれども、この辺のところも十分これからそういう時期に入りますので、十分考慮していただきたいと思う次第であります。

委員長（染谷礼子君） 次、川上委員。

委員（川上文子君） 五つぐらい質問します。

まとめて言いますね。122ページの補助金の中の市内民間保育所運営費補助金1億39万円、この支出内容の内訳を教えてください。

それからもう一つ、保育所の問題で、20年度、保育時間30分延長というのが6カ所の保育園でやられたというふうに思うのですが、実際その延長の中で、どれだけの、正確な人数じゃなくても構わないのですけれども、お母さんたちの助かったとかということも含めてですけれども、どのぐらいの割合のお母さんたちが、その延長時間を利用する形で就労を確保しているのかということ。

それから、附属書類の40ページに保育所の人数が載ってまして、40ページの保育所の下の方に、3歳未満児、3歳児、4歳児以上ということで人数が載っていて、ずっと合併

前から見てくると、大体今2割ぐらい保育所の入所人数が増えているんですね。それでこの年に、新たに民間のふたばが開設をされるということで、その保育所自身の数も増えたという状況はあるのだけれども、実態的には多分入所の人数がそれぞれの保育所でも増えているのが現実なのではないかなというふうに思っているんですね。それでこの年度の時点での各保育所の定数に対してどのぐらいの割合で入所をしていたのか。国の方では一定定数以上のものについても、25%までは認める等の判断をしているようだけれども、実態的にはどうなったのか。

それから、あと130ページのところで、この年に小張小学校の児童クラブが、130ページの委託料等に入っていますけれども、小張小学校の児童クラブが新たに建設をして、今年開設をされて、大変喜ばれているというふうに聞いているのですが、この間の教育民生委員会の中でも、残すところの少人数の学校についても、児童クラブを全校実施の方向じゃないかという話があって、また来年度予算の中でもその面での拡充という形で議会の中の要望も出されることになった、委員会の中ではそういう協議をしたのですが、地域活性化事業の中でも、その対象のメニューの中に、小規模校の児童クラブの設置についても地域活性化のこの間の交付金は対象にしますよという項もあったのです。だから、国自身も、そういう方向での取り組みを求めているわけで、児童クラブの増設を求めているわけで、そこら辺について、小張小学校の開設があった年なのだけれども、これ以降どんなふうに方向づけを考えているのかな、ぜひ積極的な取り組みを求めたいと思うのですが。

あともう一つ142ページ、最後ですが、142ページのところのさっきも話になりました予防費の委託料なんですけど、昨年のこの委託料は、去年は1億円だったのです。今年は当初予算が、ここの中でわからないけれども、7,000万円かそこらあったのかな、もっとあったのかな。実際には、この予防費全体で見ると、補正で500万円の減額をして、さらに委託料が中心だけれども400万円の不用額を残しているということからすると、予防費全体からすると、当初予算から見ても約1,000万円ぐらいの支出減ということなのだろうと思うのです。

先ほど少しお話を聞いたら、その対象の年齢が、今年度、20年度に国保の加入者で74歳までということで、市の方で責任を負うその健診の対象が変更になったということなのだけれども、それにしても当初の予想人数よりも下回っているということからすると、やはりこれは現状を見て、何らかその予防事業の受診者を増やしていくことが必要なのかもしれないと思うのです。そういう点で、この決算の中で、何を次につなげていくのに課題として思っておられるのか、以上、五つについてお願いします。

委員長（染谷礼子君） 5点の質問がありましたけれども、最初に、児童福祉課、成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 児童福祉課の質問で4件ほどなのですが、その最初の122ページの民間保育所に対しての運営費補助なのですが、その補助の内訳としましては、民間保育所、認可されている保育所なのですが、ピジョンランド及び新たにできたふたばランド保育園2カ所ございまして、ピジョンランドに対しましては6,776万1,590円の補助です。それから、ふたばランド保育園に関しましては3,263万710円の補助となっております。

これについては、ふたばランドに関しては、特にちょっと差があるのですが、保育料に関しまして、これはふたばランドが徴収しております保育料は市と同額なのですが、直接

ふたばランドの方で保育料は徴収しております。その分を除きますので若干下がってくるもの。それと、去年、20年度に初めて開園したものですから、定数までにいていませんでした、73人だとは思ったのですが、その定数までいていないということで、運営費の方も若干減となっております。

それから、30分延長したということでの保護者の対応なのですが、正規にこれ調査はしておりません。直接保育所長の方からも、そういうことに関しての意見というのは、保護者の方からいただいているということなので、今ちょっと調べておりますので、後でまた報告したいと思います。

それから、定数に対して何人入所しているのかということなのですが、今回、決算ということで、20年度の数でよろしいでしょうか。保育所、公立6保育所ありまして、これで定数が450人、実際に3月末で入所していた方が459人、これは他市町村からの受け入れも含めてのトータル人数です。これからしますと2%ほどの増になると。

ただ、各保育所に応じて入所している児童が異なります。まず、頭からいきますと、伊奈の第1保育所、定員が60名に対して63人、伊奈第2保育所が定員80人に対しまして52人、伊奈第3保育所、定員60人に対しまして76人、伊奈第4保育所、定員90人に対しまして97人、谷和原の第1なののですが、80人に対しまして78人、谷和原第2がやはり80人の定員に対しまして93人の児童を預かったものです。これ見ますと、伊奈の第3では26%ぐらい、第4が7%、谷和原の第2で15%ぐらいの定数に対しての増ということになります。

それから、小張小学校の児童クラブ、20年度の年度末なのですが、開設できました。当初からしますとかなりおくれてしまったのですが、地盤調査をした結果、当初予定していたところが地力がないということで、場所の変更等もやりました。そういう関係でちょっとおくれちゃったのですが。おかげさまで、20年の3月の本当の末なのですが、開設しまして、そのとき12名、そこから預かっております。現在は25名ほど来られております。

このあとの今小学校区で児童クラブ対応していないところ2カ所ほどあるのですが、これは東小学校と三島小学校です。これに対しましては、議会からの予算要望等にもありますので、今年度、二つの学校の対象者の保護者に対しまして、アンケートを今お願いしているところです。ある程度回収しているのですが、その中で、三島小で16人希望すると、もし開設した場合、希望しますかということで、希望するという方が1、2年生でそれだけおりました。児童福祉課としても、全小学校区をカバーしたいということで、今後その児童に対して、また保護者に対しての支援としまして、何らかの方法で開設はしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） 健診の受診率向上ということでございますが、今現在、みらい健診1の方が終了しまして、秋口10月からみらい健診2の方に移るわけですが、この時点で、新たに未受診者に対しての新たな受診勧告の通知を21年度から対応してまいりたいと考えております。

それとともに、21年度につきましては、がん検診の重要性について啓発する意味でも、こういうチラシ等を各戸に配付してございますが、また新たに10月1日からの女性特有の子宮頸がん検診、乳がん検診等の無料受診クーポンを送付しまして、受診のきっかけの場をつくりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 市内の民間保育所の運営費の内訳を教えてくださいましたのですけれども。ふたばランドの開設をしたあとに、お話を施設長に伺ったんですね。少し前になるのですけれども。幼稚園と保育園の一体的な保育ということで、非常にやはりやりやくさもあるという話だとか、それから市の方の取り組みにもう少しというような期待もあつての話がされていたのですが、実際には、ふたばの開設以後、協議をやりながらどんなふうに対応がされてきたのかという、施設とのコミュニケーションはどの程度やられているのか。

それから、保育所の入所の人数で20年度の実態なので、今とはまた違うのだと思うのですけれども、この時点で伊奈第3とそれから谷和原の第2についていうと、かなり伊奈第3保育所についていうと、26%というのは、大変ちょっと問題のあるパーセントになっているわけで、現時点で、今年度の予測の中で同じような事態が起こることがないのか、それから実際には入れないという待機児童が、今年度の中で生れる危険はないのだろうかということと。あと児童クラブについては前向きな方向で取り組んでいくということで、調査もされているということなのですが、谷和原地区についても、福岡小と十和小については、移送してきてということですよ、実際には、それもすごく変則的な形で。実際には、各学校でカバーできれば一番いいわけで、ぜひ努力を望みたいと思います。これは要望にしておきますけれども。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） ふたばランドさんとのコミュニケーションなんです、開設まではかなり濃密にやらせていただきました。開設後は、所長さんとは何回か打ち合わせ等もやらせていただいて、ふたばさんは、ご存じのように認定保育園ということで、保育児幼稚園児一緒に預かっているという、そういうのもありますので、市の方でもまたそういうふうな勉強もしたいということで、施設の方に、勉強会じゃないですが、施設の方に出向きまして、状況等参考にさせてもらっております。今後もまた取り入れられるところ、また公立の方の状況等も詰めながら進めていきたい、そういうふう考えております。

それから、待機児童の関係なのですが、4月1日現時点では、当然待機児ゼロということで対処しているのですが、保護者の方でどうしても通勤やそういう利便性の関係で、伊奈の第3保育所、また谷和原の第2については圧倒的に子供の数も多いということで、かなり増えておりますが、伊奈の第2また伊奈の第1なのですが、伊奈の第1は、最終的には定数より3人ほど、20年度多かったのですが、伊奈の第2は定数までいっておりません。これはかなりみらい平の方で人口増加があるのかなということで、定員数も20名ほど上げたのですが、その年、ふたばランドさん開設してくれるということであったものですから、そちらとの二つに流れたのかなというふうなことでございます。

現在の待機児童、21年度現在で1名いると思います。これは1歳児を預けたいということで、今公立とピジョン保育所、こちらで確認したのですが、1歳児満杯ということで、空くまで待っていただくというのが、今21年度現在の状況です。1名だと思えます。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 待機1名1歳児。ふたばとのコミュニケーションの話なのですけ

れども、ふたばで、幼稚園と保育園と一緒にやっていますよね、これから公立でその取り組みもするということですよ、こちらの方では、谷和原も含めて、今度一緒の形で取り組んでいくという方向ですよ。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 始まるに当たっては、認定こども園と同じような、一緒にじゃなくて、同じ敷地内に同じつながった建物を立てて、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所のカリキュラム等がありますので、それでやっていくと。なおかつ有効的に使えるものはお互いに使う。保育所においても、将来的にそういう認定こども園のような扱いもできるようなということで今現在は進めております。委員の皆さんにも協力していただいて進めておるところです。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 言っておきたかったのは、ふたばの経験というか、実態をちゃんと把握してそのプラスもマイナスも把握をしながら、今後の取り組みの中で生かすことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

施設長もいろいろの思いをもっておられるようだし、実態として、実際には、認定こども園として実施したところでのプラスマイナスを今後の取り組みの中で生かすところ、ただすところという点ではする必要はあるし、やはり民間で認可して頼んでいるところについては、やはりいろいろ連絡をとり合わないといけないのかなというふうには訪問して思いました。

委員長（染谷礼子君） 要望で。

委員（川上文子君） はい。

委員長（染谷礼子君） ほか。

横張委員。

委員（横張光男君） 2点ほど、これは健康増進課長にお伺いしたいのですが。

先ほどここで質問するばかりが能じゃないですから、休憩時間に聞いたのですが、ちょっと私も合点がいかない点がございまして。まず、決算書の138ページの交付金の休日夜間第一次診療交付金という100万円ジャストなのです。非常に不思議に、今までもそうだったのかもしれませんが、ただ今までがそうだったということではなくて、やはりやかましいと言いますと、この決算書の中に交付金という表現をしているのは2点しかないのです。消防団員の交付金と、これの交付金なのです。私は、休日夜間第一次診療交付金というのは、本来は交付金ではないのではないかとというのが1点ございまして。というのは、いわゆる広域行政への負担金ではないのかという点があるのですが、それはいずれにしても、やはりこの100万円の積算根拠ですよ、多分これは、私も過去に藤代にいましたから、取手北相馬のあそこの病院ですね、そこで休日夜間診療をした際の負担金だと思うのです。たしか、均等割、患者割、基本割とかという当然行政が負担する上においては、それなりの根拠があって私はしかるべきだと。しかし、ほかの利根町、取手、守谷という市町村は、恐らくそういう形をとっているのではないかと、しかし、なぜそこへ出す負担金がこのつくばみらい市の100万円という定額で出した経過ということをお伺いしたい。

それとなぜそこまで聞きますかといいますと、果たして今つくばみらい市の実態が、その休日夜間第一次診療の交付金を100万円出して、それを本来のその患者割、基本割、

利根町、取手、守谷が出しているような負担金の割合に戻すれば、患者割を入れた場合にはどうなるのか。当然計算すれば増えるかもしれませんが、減るかもしれません。しかしそれはいずれにしても、やはり行政が支出するという根拠はやはりなくてはならないのではないかと、私はそれを思うのです。その点が1点。

それともう一つは、決算説明書の44ページで、今、川上委員からも出ましたけれども、いわゆる2,817万4,000円の健康診査事業料、決算書全体を見ますと、先ほども見たように、予防行政で相当の減額をしているのです、予算全体が。というのは、なぜかという、当初見積もりよりも、こういう健診受診率が、当初見たのよりも目標に達していないのではないかという懸念をしたわけです。

ですから、この決算説明書に出す場合、いわゆる基本健康診査からすべて成人歯科検診までございますよね、550名だよ、3,238名だよではなくて、やはり該当者がこれだけいて、これだけの受診があったのだと、健診率がこのくらいなのだということを私は知りたいわけです。1項目1項目は要りませんから。といいますと、聞きたいことは、単純に前年度から比べて、多分予算全体、大枠から見た場合の減額の問題から見ると、健診率は下がっているのではないかという心配もするわけです。その2点をお伺いしたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） 第1点目の交付金としましての100万円でございますが、この取手北相馬休日夜間でございますが、これにつきましては、昭和59年9月から開始されてございまして、旧伊奈町時代ですが、平成3年にこの取手市、守谷市、利根町で構成しております取手北相馬夜間救急診療運営計画に加入しました。この時点で100万円ということですが、これ平成3年から100万円ございまして、この休日夜間の緊急の運営算出基礎でございますが、取手、守谷、利根町につきましては均等割で20%、患者割で80%という算出基礎になって負担額を各市町では負担しています。

第2点目の件でございますが、確かに、制度改正に伴いまして、老人保健法が改正されて、新たな制度になったわけで、確かに受診者、分母となります対象者も減少してございます。たしか今ちょっと資料がないのですが、9,000人台かなということで話今ちょっと思ったところでございますが。受診率につきまして、確かに、今までだれもが社会保険に入っていようが、国民健康保険に入っていようが、だれでも分け隔てなく市の健康診査に受診できたということでございますが、制度改正に伴って今度は国保加入者の方とか、その被扶養者になっている方が対象となって9,000何がして、受診率そのものについての低下ということではなく、受診者そのものが減っちゃっているので持ち出しが少なくなっちゃったという現状もございます。

委員（横張光男君） これでやめますけれども、この休日夜間診療のいわゆる交付金に仕分けたのは、多分、私の想像なのですが、交付金というのは、これと消防しかないのです。交付金という決算書で使っているのは、多分、負担金的性格ではないかと。交付金というのは、私は財政上、本来のとるべき項目ではないのではないかというふうに思うのです。恐らく定額だから、もう根拠がないからもう交付金制度でやっているのだと。しかし、他の団体に出す場合には、私は負担金、そういう責務があるわけですよ。そうすれば、交付金の場合は任意になっちゃいますから、ある面でおさなくてもいいという表現とられますから、強制ではありませんから、財政上で。ですからやはり私は、交付金ではなくて負担金ではないだろうか、特にこういう行政ですから、私は思うのです。

そういう面で、ただ、金額が定額だから分けただけであるのしょうけれども、私はこれから、つくばみらい市の医療行政がもっともっと医療機関が、今は他に頼らざるを得ません。しかし、今後伸びてきたときに、こちらの方じゃなくて、診療は地元でというようなことになるかもしれません。そのときには、定額でやった場合に、今は患者数が計算をすれば100万円を超えるかもしれません。しかし、今度は減ることも将来ともに予想しなくちゃならないわけですよ。ですから、私は、増える、減るではなくて、他の市町村と共同して出す負担金ですよ。これらについては、定額の給付金はいかがなものかなという感じはするのです。増えてあっても、減ってあっても、ということですが、課長の見解を聞きたいとは私申しません。私の考え方は以上です。

それと、先ほども言いましたけれども、この決算説明書の44ページ、分母と分子の問題、しかし、受診率は下がっていないのだというような表現をされていましたけれども、じゃどのくらいの、この全体の平均で2,817万4,000円は、項目ごとには必要じゃありませんけれども、どのくらいの該当者に対する受診率、パーセントになっているのかということ、説明がなかったものですから、もう一度聞きたいと。

私は、この点については、過去の一般質問でもやりました。この医療費高騰を防ぐのは何といってもやはり病気の早期発見です。早期治療です。それが過去のデータから見ると40歳代の受診者が非常に少ないと、それが50、60になって健康というものに対する意識が非常に芽生えてきて、しかし、中には、私は一番大事なのは、若いときの受診率が必要なのだ、大事なんだと、40歳前後の、ということ、私を一般質問でやったことありますけれども。ともかく、40歳前後はブラックホールになっているのです。ですから、今後、健康増進に努めて医療費抑制、当然そうなるわけですから、この辺についての課長がどうこれから取り組むのかをお伺いしたいと、それで終わります。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） 交付金の問題につきましては、事務局サイドと取手、守谷、利根町の方にこちらからアクションを起こしまして、事務局サイドで今後の対応等を検討していきたいと思っております。

受診率につきましては、健康増進課の方で対応していますのは、18歳から39歳ということでございまして、対象者としまして、20年度でございまして、25回ほど実施してございまして、対象者としましては1万233名の方が対象者です。これ男性でございまして、それで受診者は142名、受診率は1.4%でございまして、18歳から39歳の女性につきましては、25回実施してございまして、対象者としましては9,436名の方が対象でございまして、受診者は350名、受診率につきましては3.7%で、男女合計しますと対象者が1万9,669名で受診者は492名、トータル的な受診率は2.5%となっております。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） やめようと思ったのですが、課長として、この数字にあまり満足はしていないと思うのですよ。私はしつこく言いますけれども、今後、やはり国保行政、すべて、介護はともかくも、老人保健会計、非常に皆さん方医療費が高騰して困っているのは事実だと思います。今きょうこのごろじゃありません。しかし、そのキーワードとなるのが健康増進なのです。これは私からあえて申し上げることもありません。しかし、永遠のテーマかもしれません。

しかし、この受診率が、今までは、先ほども川上委員の質問で、パンフレット代なんだ

よと言っていましたけれども、何とかこれを上げることを、本当に、もう待ったなしじゃないかと、こう思うのですよ。その点の決意と申しますか、課長の所信が得られませんでしたから、それをできればお伺いしたいと、以上です。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） おっしゃるとおりでございます。今後は、部内の横の連携を緊密にいたしまして、受診率向上のために、できる限りの手だてをしていく覚悟でございますのでよろしくをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 先ほど、川上委員さんからの質問の中の30分延長しての人数なのですが、30分延長したという調査は、人数は調査していませんので、6時半から7時まで30分延ばしたのですが、現在、公立で276名ほど利用しております。ただ、7時までが何人、6時半までが何人というのも統計とっていませんので申し上げられません。全体の割合からすると、267名ですので、6割ぐらいが、時間は7時までかはわかりませんが、延長を利用しているのかなと、以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 質問のある方。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 4点聞きたいと思います。

一つは、同じく保育所なのですが、今年4月1日現在での職員の嘱託、それから正職員と嘱託、臨時の割合を出してもらったのですが、嘱託職員数が非常に多いのです。特に保育所関係が非常に多いのです。42名というふうに出ているのですが、正職員は何人なのか。そして、正職員の中でも、年齢層に20代、30代、40代、50代というふうに分けるとどういうふうになるのかなというふうに思うのですが、その辺出たらぜひ教えていただきたいと思うのです。

それから、104ページなのですが、社会福祉の、毎回質問をして恐縮なのですが、部落解放愛する会の補助金で、今年は、補助金の制度によりまして若干少なくなっているのですが、そのほかに職員がこの同和団体が主催する研修会に派遣をされているんですね。それを調べてもらって資料をもらったのですが、10回開催されているのですが、その中には、宿泊もあつたりするので実際はもっと日数が増えるわけなのですが、その中で、どのぐらいの経費かかっているのかというふうにお聞きしましたら、職員の研修だけで参加費と旅費と含めて41万1,000円年間かかっているのです。それで前、違うところでも、市長の交際費の中でも話をしたのですが、特にこの部落解放愛する会に偏った形で祝電なんかも打っているということで、かなりの出費をここの同和団体に行っているわけですね。これはつくばみらい市だけではなくて、全県がこういう形ですとやられてきているというふう思うのですが。

特に私は、部落解放愛する会のところにすごく気を使っているのかなというふうな思いがあって、実はご存じだと思うのですが、以前にいろいろ糾弾的な行動があつたりして、そういう問題をずっと引きずっているのかなというふうに思っているのです。その点で。

それから、その点今後どういうふうにするのかと、このまま続けていくのはちょっと私は、県の問題でもあるけれども、どこかできちんと精査しなきゃいけないのだというふう思うのです。特に今回も見てみますと、資料代として1人5,000円もかかるのです。ど

ういう資料なのかというのものもあるのだけれども、宿泊ということも含めて、これはどこかでメスを入れなければ、自治体として問題を残すのじゃないかと思うのですが、その辺の見解をぜひ聞きたいというふうに思います。

それから、もう一つは、112ページの、平成20年度で始めた事業ですけれども、難病患者見舞金ということで、112ページの上の方のところのありますね、80万1,000円ということで、人数は89人というふうに決算出ています。予算を立てるときには175人ということで210万円の予算を組んだのです、実際は非常に少ないわけですよ。予算を組むときに当然一定の資料を見ながら175人というふうに出していると思うのですが、その辺は周知がされていなかったのかなど、申請主義ですので、申請がなかったといえればそれまでかもしれませんけれども、何かその辺のところをどういうふうに見ているのか伺いたいというふうに思います。

それから、医療費なのですけれども、乳幼児の医療費のマル福プラス独自の施策ということで、大分頑張ってきたというふうに思うのですが、県は、この前の知事選挙でも、小学校3年生まで医療費の補助制度をやるというふうに公約しているのだけれども、そういうことも踏まえて、所得制限の撤廃、これはやはりすべての子供が安心して医療にかかれるという状況をつくってもらいたいというふうに私は思うのです。そういう点では、今後の見通しとしてどういうふうを考えているのか聞きたいというふうに思います。

委員長（染谷礼子君） 質問が4点ありましたけれども。

答弁できるところから。

児童福祉課の成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 私の方から、保育所の嘱託職員さんの割合、それと正職が何人いるのかということでお答えします。

嘱託職員ですが、これ3月末の嘱託職員で申しわけないのですが、保育士と保育補助員で40名でございます。正職が35名でございます。割合としましては、58.8になると思いますので、約6割が嘱託さんでお願いしているという状況です。以上です。

委員長（染谷礼子君） 次、社会福祉課長。

社会福祉課長（長塚 工君） 同和団体につきましては、県内に4団体ありまして、愛する会、今おっしゃっていたもの、それと人権連茨城、それと全日本、全国連、これは略称になりますけれども4団体あります。この4団体は県も対応しております。

それで、愛する会につきましては、市に支部がありますので、そのほかの3団体は支部がありません。それで、補助金として対応している経緯はその辺があると思います。

それと、研修につきましては、県のその4団体に対応する対応方針としまして、各団体が主催している行事に出席しているという経過があります。県の方でそういう対応方針をとっていますので、市も同様に県と同じ対応方針をとっているという流れはあると思います。

決算書112ページの難病患者福祉手当につきましては、広報活動につきましては、市の広報も利用しましたし、その保健所の方にお願ひしまして、そういう周知等もお願ひしております。結果的に当初予算額よりも減というふうになってしまいましたけれども、広報的には、市ばかりではなくて保健所にもお願ひしていますので、ある程度の広報結果は出ているのではないのかなと思います。

委員長（染谷礼子君） マル福の方で。

国保年金課長（野本英夫君） それでは、先ほどの乳幼児の件につきましては、マル福の件かなというふうに思います。

それで、乳幼児につきましては、茨城県の助成を受けまして、就学前までということで、今所得制限を設けまして、茨城県の基準に基づいて助成をしているわけでございます。それで、今回、県知事選挙後ですね、小学3年生まで拡大するというふうなことでの情報は聞いてはおります。

それでその内容につきましては、まだ未定ということでございまして、小学3年生まで助成する場合に、所得制限を撤廃するかどうするかというのはまだ未定であるということでございます。

それで、現在、県の基準では就学前までということで助成しているのですが、当市におきましては、自己負担が発生するわけなのですが、マル福の自己負担、これを当市では助成しております。そういうことで、各市町村それぞれ工夫して助成をしているわけなのですが、つくばみらい市では単独でこの自己負担分を助成していると。

それでほかの市町村の様子を見ますと、単独で助成している市町村というのは、割とこの所得制限を撤廃していないというふうな市町村が多いというふうな状況でございます。そういうことで、この所得制限につきましては、今後県でどういうふうに対応するのか、そういうことも踏まえまして、この自己負担、単独助成しているということもありますので、その辺もいろいろ検討しまして、最終的には、市として判断をしていかなければならないのかなというふうには考えております。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 済みません、先ほど、40名と申し上げましたが、40名は、通常の嘱託保育士でありまして、そのほか保育補助員がおりますので、全体で嘱託保育士さん50名でございます。大変失礼しました。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

古川委員、よろしいでしょうか。

委員（古川よし枝君） 数字はわかりましたけれども、正職員の中での年齢層というのは、わかりませんよね、これは人事課ですか。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 申しわけございませんが、ここでは、ちょっとその資料持参してきませんでした。ただ、平均的には30歳以上がかなり多く40歳、50歳と若い層は少ないというのは現状でございます。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） 職員もそうですけれども、嘱託とか臨時とか増やしていくということになっているわけですけれども、特に保育士さんは、正職員と同じように働いていますよね、それで待遇が非常に不安定だし、これは5年契約、5年ですか、専門士の場合は、3年でした。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 嘱託職員に関しましては、1年契約で最長5年間勤務できるということです。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） ということで、継続しても5年間なわけですから大変不安定で

すよね。これではやはり責任を持った保育士という仕事に、せっかく専門職をとった方が活かされないという状況をつくると思うし、この状態でいったら、市の保育行政はどうなっちゃうのかなということも含めて、やはり市全体の問題として考えていくべきじゃないかなというふうに思って前も質問したことあるのですが、やはりこの間も職員を減らしていく、正職員の割合が減っていくという状態があちこちで起きているし、当然つくばみらい市でもそういうことだから、特にここは注意を払う必要があるんじゃないかというふうに思っています。

それから、難病見舞金なんですけれども、広報の成果があって89人で、そういう成果があるんじゃないかという説明ありましたけれども、予算組むときは175人ということで組んだのですよね、これはかなりつかんだ数字として見て予算を組んだのだと思うのですが、やはり申請という形で額もあまり多くないということもあるけれども、せっかくつくっている制度だから、対象者には、もっともっと声をかけて、制度を利用していただいたらどうかというふうに思うのですが、その辺のところの、89人で広報した結果じゃないかなというのは、ちょっとわからないのですが、理解できないのですが、その辺のところもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それから、医療福祉費の乳幼児の問題ですけれども、近隣では、確かに制度的にはつくばみらい市は600円の自己負担の分も無料にしているということだけでも、近隣はどこでもほとんど所得制限ないのですよ。この要求は非常に大きいのです。3年生までなっただとしても、無料の人と、それから多少収入があるからといっても3割負担ということですよ。だから非常にこれは子育て世代にとっては負担になるし、やはり安心した環境をつくるという意味では、もう少しつくばみらい市でも、他の市町村よりもここがいいというところで、この辺で頑張ってもらいたいというふうに思うのですが、その点についてはわからないですよ、要望とします。ただ、難病問題についてはどうなのか伺います。

委員長（染谷礼子君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（長塚 工君） 当初175人の内訳なのですけれども、これは難病ですから、個人情報等もあって公開できない部分もある。しかし、保健所で把握しているのは175人は把握していたと、把握していた全員が申請すれば175人、だからそうしたわけですが、当然、175人の人に、一応個人情報ですから、通知という手段はまずとれないのかなと思います。

ただ、保健所ではそういう175人を一応把握をしていますので、つくばみらい市では、こういう制度ができましたよということを保健所の方がその175人の対象者の方にも話してくれています。その上で広報もしているわけですので、対象者全員がもしするとなると、こちらから働きかけるといことはまずあり得ないと思いますので、ただ、広報だけというわけ、広報という手段になってしまいましたけれども、把握している保健所さんの方でもその方々にお知らせしていますので、とりあえずといたしますか、把握している方については、恐らくこういう情報は伝わっているのかなと思っています。

委員長（染谷礼子君） ほかにございますか。

坂委員。

委員（坂 洋君） 2点ほど執行部の思いというものをお尋ねいたします。

附属書類の39ページの敬老祝金ですが、20年度は386万2,000円、対象者が77歳、88歳、99歳と、11年間の間で、この間お年寄りが亡くなってしまおうというのは随分長いのではな

いかと私は思っているのです。それで19年度は、70歳、80歳、85歳、88歳以上と、ちょっと細かいですね。対象者も19年度は1,406人、決算額も984万2,000円で、これ今のこの20年度より600万円多かったのですが、それでこれはどういうプロセスで減ってしまったのか、そういうこの市の簡単に減ってしまっているものかどうかお聞きしたいのと。

あともう一つお聞きしたいのは、今度いろいろ制度が変わってくると思うのです。国からの指示が。例えば、後期高齢者医療制度が廃止されると、そして絞って言えば、児童手当が廃止されて子ども手当が今度創設されるわけですね。その辺のところの移行していく中でどのように円滑にいけるかということ。その担当課、担当部長としては、円滑に行くためにはどういう心配をしているか、配慮が上からしてほしいかということをお聞きしたいのですけれども。

委員長（染谷礼子君） 敬老祝金に関して。介護福祉課、斉藤課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） お答え申し上げます。

この敬老祝金制度でございますが、この改正については、19年度に改正されまして、20年度からこういう新しい年齢層を設定して実施をしたということでございます。

前からの経緯というお話でございますが、ちょっと古い話ですけれども、私が入ったときにちょうど福祉課に配属になって、その当時は、たしか記憶ですと、70歳以上の方全員というような制度でスタートしたというような経緯がございます。実際、そういうお年寄り、たくさんの方にお祝いをしてあげるといのが本当の趣旨かなと思うのですが、いかんせんこういう財政事情というのが実際にはございまして、縮小という言い方は変ですけれども、記念すべき年齢を迎えた方に対してお祝いするというふうには制度が変わったのかなというふうには思っています。

それから今ちょうど敬老祝金、今年度につきましては、民生委員さんを通じて77歳と88歳にはこの間お願いをしたところでございます。それと国や県の方からも、ある一定の年齢を迎えた方には、褒状なり記念品がございます。ついでに申しますと、21日の敬老大会の日に、99歳以上、今現在18名つくばみらい市におられますが、この方については、最高齢ですと103歳という方が今つくばみらい市で一番高齢の方ですが、18名に対して、21日の日に、市長とともにお配りをするというふうには予定をしております。以上です。

委員長（染谷礼子君） 児童福祉課成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 私の方から、来年度から児童手当がなくなって、子ども手当に変わるということで、どういう市の対応していくのかというようなことなのですが、政権交代でまだ国の方の内容、情報、新聞等では若干流れておりますが、どのようになるのか、その辺が全然まだはっきりしたものがおりてきていません。

子ども手当にしても、当初今流れている情報では、最初が半額の1万3,000円、次に全額の2万6,000円になるというような情報は流れていますが、国、県からの正式な情報が一切ありませんので、その辺で、何の情報もないので、今すぐに今度対応していかなくてはならないのかなということで、大変事務サイドでは困っております。どういうふうな要綱でどういうふうな事務処理をしていっていいのかというのが、ちょっと目に見えないところがいっぱいあるものですから、その辺国や県も正規の正しい情報を、市町村の方にも早急に流していただければ、私どもの方でも大変助かります。以上です。

委員長（染谷礼子君） 説明終わりました。

堤委員。

委員（堤 實君） 今回出席されている担当者の保健福祉部の皆さんは、非常に日本の福祉化というか、高福祉化に伴って、大変な仕事だと思うのです。また金額的に見ても前から比べると、とんでもない金額だなということを実感しているわけです。

そこで、三、四件、ちょっとお伺いしたいのですが、まず社会福祉課の長塚課長にお伺いします。

この高福祉化に向けて、110ページのところに在宅手当というのがあるわけなのですが、今後、特に北欧については在宅介護といいますが、なかなかそういう施設というのが満遍なくできるというわけにはいきませんので、あちらの方では、在宅で介護をしても、国からの補助があるということをやっているようですけれども、その方向性はいかがなものかなと、そういう方向になるのか、その辺をまず聞きたいということが一つです。

それから、先ほどから話が出ております健康増進課の吉田課長の方にお尋ねします。

先ほど来、横張委員あるいは秋田委員の方からも話が出ています。この健康増進については、ご承知のとおり、転ばぬ先のつえといいますが、そういうところが強いわけなのです。確かに、がんやいろいろな病気にかかってしまってからでは、まず治すのにお金がかかると同時に大変な問題なんです。その前に、例えば、運動するとか、いろいろな面での体力をつけるということが非常に大事なのです。私も同感です。秋田委員と同じように私もたまたま30年近く子供たちを指導した経緯がありますけれども、ただ、その施設だけでは、ほかの人も行こうと思ってなかなかやれないという人もいると思うのです。そういうことで、いろいろな方向で、広報その他で、市民の皆さんに伝達する方法を、もちろん専門家の皆さんから、優しく家庭でどういうことをすれば体が強くなって鍛えられるんだということを教える必要がある。

ここに来ていない人でもそれぞれ皆さん家庭あるいはいろいろな施設でやっている人も多いと思います。例えば、夕方朝には公園を散歩するとか、いろいろは方法があると思います。ですから、その辺をもっと強烈にPRすべきではないかと私は逆に思います。簡単な言い方しますと、自分の歩いている力、あるいは腕力の力、それよりも1.2倍、1.3倍、トルクをかけることによって体というのは強くなるんです。ですから、その辺をもっと具体的に専門家の皆さんから指導いただいて、やはり広報で流すとか方法があると思うのです。その点の意欲があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと同時に、138ページの常総地域輪番制の負担金の中で、病院名、例えば、先ほどのものは8個の病院に依頼しているという説明がありましたけれども、具体的に今もし忙しければ後ほど、地元の人たち、市民の皆さんに伝える必要もあるので、何かあったときにはそこに依頼するというので教えてもらえれば、それでもいいと思うのですけれども、これをまずお願いしたいということです。

それから、野本課長、これは118ページだったかな、ちょっとわかりにくかったのですが、老人医療給付費の中のこれは負担金、補助及び交付金の中の高齢者医療給付費負担金この中の50%の負担の中で、市としては12分の1負担というような話があったのですが、この点、より具体的に教えてもらえればありがたいのですが。

大体、以上なのでございますけれども、よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 4点の質問がありましたけれども、介護福祉課斉藤課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） 今の委員のご質問は、長塚課長というご指名でございます。

したけれども、高齢者に対する在宅福祉のあり方、あるいは施策、あるいは予防というような観点でのご質問でよろしいのかなと思うのですが。

具体的には、介護特別会計の方がまだこれからですけれども、そちらの方でも出てきますが、多少重複しますけれども、高齢者へのそういう在宅福祉サービスという観点からいえば、決算書の中では、112ページに、具体的に備考の中で各事業を示してございます。

それで、例えば、在宅福祉サービス事業98万1,200円とございますけれども、これなんかは60歳以上とそれから障害者を対象にしていると、それから理髪サービス事業なんかの場合には、これも介護者の、少しは在宅での理髪ができるという意味では、そういう助けになるのかなという事業ですけれども、これも寝たきりの高齢者、あるいは障害者、年4回を対象としてやっております。

先ほどのちょっと漏れましたけれども、在宅福祉サービスというのは、じゃ何をやっているのかということですが、これはホームヘルプサービスです。例えば、買い物とか掃除とか料理とか、一般的なホームヘルプということです。それから、寝具洗濯、これも同じです。これなんかも48人の方が決算上はこのサービスを受けられたということです。それから、介護用品はおむつなんかであります。これについても、131の方がこの事業を利用なさっております。

それから、一般会計以外に特別会計の方がこれからでございますが、その中でいろいろな介護予防活動というものをしております。具体的には、特別会計の中で説明したいと思いますが、介護福祉課の中では、主に保健師2名が中心になって、一応高齢者の場合には2種類に分けてあります。2種類と申しますのは、一般の健康な高齢者と、それから特定高齢者というふうに位置づけをしています。特定高齢者というのは、これから介護のおそれのある方といった方がわかりやすいのかなと思うのですが、ある検診を行った中で幾つかの点で、ひっかかるという言い方はおかしいのですけれども、そういう方を特定高齢者というふうに呼んで、例えば、長・楽・部とか、特会の時点では説明するのですけれども、お口のパトロールだとか、そういう予防事業を幾つか展開をしております。以上です。

委員長（染谷礼子君） 次、答弁の方、吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） それでは、運動の大切さということでご質問がございましたが、今、本市では、健康増進課としまして、健康づくりのための環境や取り組みを充実させることを目的としました健康増進計画を現在策定中でございます。並びに食育に関する、生涯にわたっての生活習慣病予防のための食育推進計画を現在策定中でございます。22年度中の策定に向けてただいま準備を進めているところでございます。

また健康の大切さということで何か機会等がございましたら、こちらから出向いていきまして、その健康の大切さ等につきましても、市民の方、幼児、学童についてもPRしていきたいと考えてございます。

それに常総地域の病院群の輪番制の八つの病院はどこだということでございますが、八つの病院につきましては、宗仁会第一病院、取手協同病院、取手北相馬保健医療センター医師会病院、きぬ医師会病院、総合守谷第一病院、東取手病院、水海道さくら病院、守谷慶友病院の八つでございます。それに常総地域の小児科の救急医療輪番制につきましては、取手協同病院、総合守谷第一病院、守谷第一病院につきましては水曜日だけでございます。ほかの6日につきましては取手協同病院が対応してございます。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） それでは、後期高齢者医療給付費負担金12分の1ということでございます。これは後期高齢者の医療費なのですが、これの5割について公費で負担するというふうなことになっております。それで残りの5割については、保険料と後期高齢者の支援金というふうなことになっておりまして、この公費の5割の部分でございます。そういうことで、全体で5割、12分の6が公費ということで、国が12分の4、県が12分の1、市が12分の1ということで、市の負担分が12分の1ということの金額でございます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

堤委員。

委員（堤 實君） どうもありがとうございました。

吉田課長、先ほどの病院名ですね、このリストか何かも、ありましたらもらえません。ちょっと今間違えちゃうといけないので、お願いします。

それから、もう1点ちょっと聞きたいのですが、心の病の件がありました。これは116ページだったかな、精神保健福祉費の中の委託料の件で、心の相談委託料という件なのですが、具体的に精神的なそういった病なのだろうけれども、金額的には10万円ということになってはいますけれども、これはあまり具体的には説明は難しいと思うのですが、例を挙げれば、どういう内容なのかちょっと聞きたいと思ひまして、説明できる範囲でひとつお願いしておきます。以上です。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

健康増進課長（吉田邦恵君） 心の相談でございますが、なかなか病名にしましても、うつの方とか、そのほかちょっと聞きなれない病気の方等がございまして、ケース・バイ・ケースでございまして、同じものとして内容的には属さないケース・バイ・ケースの方がいらっしゃいます。

20年度につきましては、水海道厚生病院の精神科のドクターが健康相談を行っております。市内にも小張クリニックの伊津野先生がございまして、伊津野先生は20年度は対応が難しいということございまして、この水海道厚生病院の先生にお願いした経緯、21年度につきましては、伊津野先生も対応してくださるということございまして、内容的にはちょっと難しい面があるのかなと思ひます。

委員（堤 實君） 2番目のリストの方。

健康増進課長（吉田邦恵君） 病院名のリストにつきましては提出させていただきます。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員。

委員（海老原 弘君） 二、三点質問します。

ページが112ページ、その委託料の方で2点、理髪サービス事業委託料72万5,400円と福祉移送サービス事業委託料、理髪の方は、どのぐらいの件数で、理髪に行く床屋さんとか、その方の人数とかわかったらお願いします。

それから、福祉移送サービスについては、これ内容がちょっと漠然としているので、具体的にわかればお願いします。

あと次のページで、114ページの扶助費、タクシー等交通費助成事業140万円、これも具体的に件数がわかればお願いします。

委員長（染谷礼子君） 介護福祉課齊藤課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） ご質問の一番目の理髪サービス事業についてお答えしたいと思います。

家庭において理髪することが困難な65歳以上の寝たきりの高齢者、または重度心身障害者の方に対しての床屋さんの派遣という形でございます。これについては、年に4回以内ということで、3カ月に一遍ということでございます。20年度の利用者は76名です。以上です。

委員（海老原 弘君） 床屋さんの方はわかりませんか。

委員長（染谷礼子君） 斉藤課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） 件数はちょっと今わかりませんが、ほとんどの床屋さんを一応対象にしております。

委員長（染谷礼子君） もう1点、斉藤課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） ご質問のもう1点目が、タクシー等交通費助成事業140万円ということかと思いますが、これにつきましては、いわゆるバス券と申しまして、月1,000円のバス券を支給をしているということです。対象は、3級以上の障害者と、それから70歳以上の高齢者ということで、20年度の実績人数は138名です。以上です。

委員長（染谷礼子君） 長塚課長。

社会福祉課長（長塚 工君） 112ページの福祉移送サービス、これは市の社会福祉協議会とかNPO法人がやっているものなのですが、対象者は高齢者とか障害者などの方で、公共交通機関を使って移動することができないような人、移動制約者というふうな言い方をしていますが、そういう人たちを対象に、通院する場合、それから病院とかに通所する場合、それとレジャーなどに行く場合に有償でもって車両送迎をしているサービスが福祉移送サービスの内容となりまして……。

委員（海老原 弘君） 件数とか。

社会福祉課長（長塚 工君） 件数は、済みません、今ちょっと把握していないので、後で調べます。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員。

委員（海老原 弘君） NPOと言いましたけれども、送迎サポートのようなことでしょうか。

社会福祉課長（長塚 工君） 済みません。

間違いました。これは済みません、社会福祉協議会の方に委託している分でした。NPOの方は別でした。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか、海老原委員。

委員（海老原 弘君） ちなみに、そういう部門もあるのですか、その送迎サポート等でやっている部分は、ここには載っていないけれども。

社会福祉課長（長塚 工君） 福祉有償サービスというのがあります。

それは、ここには載っていないですね。112ページに載っているのはちょっと勘違いしまして、社会福祉協議会に委託している先ほどの移動制約者という方に対する送迎サービスでもって、1回100円でやっています、それとあと社会福祉協議会の方から来ていただいたのですけれども、そちらの方で教えていただきまして人数が今わかりまして、登録している方が、大体少ない月で21人の登録者、多い月で27人の登録者があります。延べ利用者として年間で227人、年間で227人の延べ利用者があったということで今ちょっと資料

いただきましたので。

委員長（染谷礼子君） あとなければ。大分出尽くしたようですので、じゃ最後に廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） ふたばさんが予定よりも人数が少ないみたいなのだけれども、保育所とそれから幼稚園、これの要するに市の補助分、民間の場合とそれから公立の補助率ですか、例えば、私立の場合とそれから公立の場合、これ保育所の場合は、ある程度所得によって保育料が変わるということですね。民間と公立の場合、これは差はないわけですか。幼稚園もそれ。あと19年度にあそこのふたばさんが開園するということに、地代ですか、市の土地を借地してやると、それがはっきり決めていなかったような気もするのだ。あれは一応補助で今のところもらっていないとか、市の固定資産税、それは市で負担しているのか、これは23年度に、谷和原地区へやはり一体型の幼稚園と保育所ができるわけですね。その辺の絡みもあるのでちょっと聞きたいのですけれども。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） まず1点目の公立と民間の保育料が格差があるのかということだと思うのですが、公立の保育料で統一させてやってもらっておりますので一緒です。

それから2点目の賃借料ですか、ふたばさんのところに貸したときの賃借料なのですが、賃貸借の契約を交わしておりますして、歳入歳出は、財政の方が管理しているものですから、申しわけございません。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

委員（廣瀬 満君） そうすると、今後谷和原地区へ一体型どういう形でとるかという、ひとつの施設で幼稚園、保育所をやるわけだね。それも一応公立の保育料、それから幼稚園の授業料という形で、民間もどこへいっても同じ負担でやってもらっていると、市外にもやはり委託しているところがあると思うのですけれども、ないですか。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 市外の方にはそれなりの人数お願いしております。それは決められておまして、施設の規模とか、園長さんのいるいないとか、そういうものがありまして、その施設の料金でお願いします。またうちの方に何人が受けております。そういうのもそれでやらせていただいております。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

豊島委員。

委員（豊島 葵君） 関連で聞きたいのだけれども、今成島課長が、広域入所委託料と向こうへ行っているのでしょうか、これは民間に行っているのでしょうかほとんど、こっちはなくほかへということだけれども、これ理由というのはどういう理由が多いのか。

それとうちの方へ、こっちにも来ているでしょう。管外保育の受託収入というのがあるわけですから。それはさっき待機児童の川上委員の方から出たのだけれども、待機児はいないということなのですけれども、こっちの方へ、広域の方へいっちゃってそういうのもあるんだろうけれども、こっち受け入れているというあれもあるし、その辺の関係というか理由だよな、それ主な理由というのは何ですか。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 受託と委託と両方やっているわけですが、理由としまし

ては、保護者の勤め先がその近くにあるということで、これが大きな理由でございます。お願いする場合にあっても、保護者の方が、今うちの方でお願いしているところで一番遠いのが小山市か水戸なのですが、やはりそこに正職で勤めているということで、その職場の近くという、受け入れ側の理由としましても、やはりこの近辺に勤めているということが大きな理由です。あとそのほか今の申請上がってくるのですが、それがほぼ理由としてはそれになります。

委員（豊島 葵君） 母子家庭とか父子家庭の人が多いということなのですか。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） それは、母子家庭とか、父子家庭とか、両親そろっていると、それは割合的にはないですね。割合的にはないというか、理由は皆同じです。

委員（豊島 葵君） さっき料金は大体補助あったり何かで同じになっているのだけれども、結局これ出ていく、こっちからお願いする人とこっちで引き受けている人といえるでしょう。そういう中で、市ではどっちが得じゃないのだけれども、そういう得というのはないけれども、どういうふうな考え、これはしょうがないのだけれども、将来はどっちの方へいった方がいいのかという、それは難しいけれども、でも財政的には同じようなものかな。

委員長（染谷礼子君） 成島課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 正確に数字はじいていないのですが、子供さんの年齢とかそういうのもありますし、はじいていないのですが、この近辺ではそんな委託も受託も開きはないと思います。

委員長（染谷礼子君） それでは、以上でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） では、保健福祉部所管の一般会計決算に対する質疑、意見は以上で終了いたします。

このあと、まだあるのですけれども、ここで10分間休憩をしたいと思います。

午後 2 時 3 6 分休憩

午後 2 時 4 6 分開議

委員長（染谷礼子君） 休憩前に続きまして再開いたします。

続きまして、認定第 2 号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第 2 号について説明を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） それでは、認定第 2 号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について説明いたします。

担当の野本課長の方から説明いたします。よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） それでは、認定第 2 号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定についてでございます。

272ページをお願いいたします。

平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、歳入決算額43億5,359

万5,987円、歳出決算額42億805万3,077円、歳入歳出差引額 1 億4,554万2,910円、翌年度繰越額 1 億4,554万2,910円でございます。

この決算の内容につきましては、292ページの歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額が2,192万2,552円でございます。これは、一般管理費ということで、レセプト点検、資格確認、給付確認等の事務的経費になっております。

主なものは、1 節の報酬307万2,240円の支出済みでございます。これは嘱託職員報酬でございます。レセプト審査員 1 名とレセプトを整理する整理員 3 名分の報酬でございます。そのほか13節の委託料759万99円の支出でございますが、これは資格給付関係の電算委託料でございます。それから14節の使用料及び賃借料767万1,237円の支出でございますが、これも国保システムの借り上げ料が主なものでございます。

次に、2 目の連合会負担金、支出済額183万7,000円でございます。これは国保連合会への事務負担金でございます。

次に、2 項徴税费、1 目賦課徴收费でございます。支出済額が985万4,394円、これは国保税賦課徴収関係の事務的経費でございます。やはりここでも多いのが委託料ということで13節745万8,538円、これは計算センターへの国保税関係の電算委託料でございます。

次のページお願いいたします。

3 項の運営協議会費でございます。支出済額が19万9,100円でございます。これは、国民健康保険運営協議会の経費でございます。運協 3 回、それから会長の研修が 2 回、委員研修が 1 回、以上の研修を実施しております。

次に、4 項趣旨普及費でございます。

支出済額が57万3,300円でございます。こちらは、エイズのキューアンドエーということでエイズ関係の普及版、それから国保の普及のパンフレット等の作成でございます。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費でございます。支出済額これが25億3,810万8,826円でございます。これは療養給付費と療養費ということで、国保連合会への支出でございます。

次のページをお願いします。

2 項の高額療養費でございます。支出済額が 2 億6,715万1,312円でございます。こちらにつきましても、一般被保険者と退職被保険者分の高額療養費でございまして、主に国保連合会に支出しているものでございます。

それから、3 項葬祭諸費でございます。455万円の支出でございます。これが葬祭費で91件分でございます。

次のページをお願いします。

4 項出産育児諸費でございます。支出済額2,492万円、これは出産育児一時金の支出でございまして、70件分でございます。

次に、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等でございます。これが支出済額が 5 億4,356万9,205円でございます。これは後期高齢者支援金と事務費拠出金で、支払基金の方に納付しているものでございます。

次のページをお願いします。

4 款の前期高齢者納付金等、1 項の前期高齢者納付金等、支出済額が73万1,918円でございます。これは前期高齢者の納付金と事務費拠出金で支払基金に支出しているものでござ

ざいます。

次に、5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、支出済額9,033万6,070円でございます。これは、老人医療に充てるための拠出金でございますして、支払基金に支出しております。

次のページをお願いします。

6款介護納付金、1項介護納付金でございます。支出済額が2億4,334万1,787円でございます。これは介護納付金として支払基金に支出しているものでございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金4億3,174万8,603円でございます。内訳は、高額医療費共同事業拠出金が8,268万1,593円、それから2目の保険財政共同安定化事業拠出金が3億4,906万5,324円でございます。

次のページをお願いします。

8款の保健事業費、1項特定健康診査等事業費でございます。1,514万3,504円の支出でございます。

それで、主なものにつきましては、次のページの委託料でございますして、特定健診委託でございます。13節委託料で1,463万3,144円、これが特定健診の委託でございます。

次に、2項の保健事業費でございます。955万6,100円でございます。これは人間ドック、脳ドックの委託でございます。

それから、10款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。支出済額450万9,400円、これにつきましては一般被保険者と退職被保険者の国保税の過年度分についての還付金でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の方をご説明いたします。

277ページからお願いします。

1款で国民健康保険税、1項国民健康保険税でございます。調定額が18億8,572万2,824円、収入済額14億347万3,607円でございます。不納欠損額が982万8,055円ということでございます。収入の納付率でございますが、全体で74.4%でございます。現年度分だけでパーセントを出しますと90.40%が現年度分の収納率になっております。

次のページ279ページをお願いします。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目特定健康診査等事業費負担金でございます。こちらが収入済額が230万円でございます。これは特定健康診査をやったときの個人の負担分ということで1人1,000円で2,300名分でございます。

次に、3款使用料及び手数料、1項の手数料でございます。こちらの収入済額が92万3,401円、これは国保税の督促手数料でございます。

それから、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、収入済額が8億9,976万2,642円でございます。それで内訳としまして、現年度分が8億9,660万6,199円内訳については備考欄のとおりでございます。それから2節の過年度分につきましては315万6,443円でございます。

次のページお願いいたします。

2目の高額医療費共同事業負担金、収入済額が2,067万6,074円でございます。これは高額療養費の国の負担分でございます。

それから、3目特定健康診査等負担金、収入済額が186万円でございます。これが特定

健康診査の国の負担分でございます。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、収入済額が1億6,064万3,000円でございます。それで普通調整交付金が1億5,739万6,000円でございます。内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。

2節の特別調整交付金、収入済額が324万7,000円でございます。

次に、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目の療養給付費交付金、収入済額が2億6,139万8,836円でございます。これは社会保険診療報酬支払基金から入ってくる退職被保険者の療養費に充てる分でございます。現年度が2億625万7,456円、過年度分が3,682万3,836円、それから退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額1,831万7,544円でございます。

次のページお願いいたします。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目の前期高齢者交付金、収入済額が5億8,541万6,088円でございます。これは前期高齢者の医療費と支援金に充てるものでございます。

次に、7款県支出金、1項県負担金、1目の高額医療費共同事業負担金、収入済額が2,067万6,074円、これは高額療養費の県の負担分でございます。

それから2目特定健康診査等負担金186万円の収入済額でございます。これは健康診査の県分の負担金ということで国と同額になっております。

次に、2項県補助金、1目茨城県国民健康保険調整交付金、1節の茨城県国民健康保険調整交付金で収入済額が1億8,593万1,000円でございます。これは一般被保険者の療養費に充てるものでございます。

次に、8款共同事業交付金でございます。次のページお願いいたします。

1項の共同事業交付金で、収入済額が4億6,244万4,787円、内訳としまして、1目の高額医療費共同事業交付金で収入済額が6,015万5,150円でございます。

それから、2目の保険財政共同安定化事業交付金、これが収入済額が4億228万9,637円でございます。

次に、10款の繰入金、一般会計繰入金でございます。1目の一般会計繰入金、1節一般会計繰入金が収入済額1億2,589万6,109円でございます。内訳につきましては、備考欄のとおりです。

2節の保険基盤安定繰入金、収入済額が7,077万1,224円でございます。

次に、11款の繰越金でございます。次のページ、287ページでございまして、2目のその他繰越金で収入済額が1億3,917万221円でございます。

次に、12款の諸収入でございます。1項の延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金で370万6,498円、これは保険料の延滞金の収入でございます。

次に、4項の雑入でございます。収入済額が667万1,566円でございます。

内訳につきましては、次のページ、289ページでございます。1目の第三者納付金で266万6,364円、これが収入済額で17件分の収入となっております。

次に、2目の返納金、こちらが収入済額で100万5,489円、こちらは15件分の収入でございます。

それから、3目の雑入でございます。収入済額が299万9,713円でございます。

以上が、国民健康保険特別会計の決算でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） これより認定第2号に対する質疑及び意見を行います。
質疑のある方。

川上委員。

委員（川上文子君） 決算の段階にきてわからないといっているのはしようがないのかもしれないのですけれども、わからない、読み取れないのです。

歳出の中の後期高齢者支援金というのが5億4,356万円ありますよね、後期高齢者の支援金として出すわけですけれども、そのもとになるものというのは、国保税の中の後期分の税負担分と、それから後期高齢者の国の負担分、国庫負担金補助金の両方の負担金の合計が支援金として出ていくというふうに考えていいのか、後期高齢者医療制度の導入によってどういうふうにお金が動いているのかよくわからないので、そういうことなのか。

それから、収入のところ前期高齢者交付金というのがありますよね。これは70歳から74歳までの方のことでしょうか。それでその金額が、後期高齢者医療制度の導入によって前期分は国保に残るとのことでの5億8,000万円という立て方の意味がわからないのですが、この療養給付費の減額がありますよね。この分の減額と前期高齢者の交付金の増額分というのが合わさって、今までの療養給付費交付金として受けた部分の75歳以上を除く部分の合算で見るとは、見方がわからない、前期高齢者交付金というものは、どういう中身のものとして計算されてここにこの数があるのかというのがわからない。さっき言った後期高齢者支援金の歳出についても、どこがその裏づけとなる数字の歳入部分なのかというのがわからない。ごめんなさい、読み取れないのです。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） まず歳入の方で、前期高齢者交付金かと思うのですが、こちら医療費等支援金に充てるものなのですけれども、前期高齢者、これが65歳から74歳ということでございます。それで、国保については、65歳から74歳の前期高齢者がかなり多いわけです。被用者保険の場合には、退職すると全員国保に入ってくるというふうなことで、前期高齢者の負担金というのは、ほとんど国保がもたなければならないというふうなことになってしまうわけでございます。

それで、前期高齢者交付金というのは、国保がそれを全部負担するというのは非常に大変だということで、若い人がそれを全部負担しなければならないわけなのです。そうすると、被用者保険の方で若い人がいっぱいいますので、その人の分が国保の方に結局入ってくるというふうな形なのですけれども、国保では、前期高齢者、若い人の分が少ないので、国保の負担金としましては65万3,000円しか、前期高齢者納付金としては65万3,000円しか納付しないのです。これは支払基金の方に前期高齢者納付金ということで納付するのですが、そういう前期高齢者納付金ということで、若い人のお金を支払基金が集めてプールするわけです。それで前期高齢者の65歳から74歳の割合で今度市町村の国保に戻ってくるわけなのです、支払基金の方から。その分がこの5億8,541万6,088円と、これは当然前期高齢者の医療費もここには含まれているわけです。今までの療養費が減っていますので、この分がここに上乗せして入ってきています。

委員（川上文子君） 療養給付費の交付金の中の部分の移動と関連している。

国保年金課長（野本英夫君） そうですね。

委員（川上文子君） その部分が分けてこちらに。

国保年金課長（野本英夫君） そうなんです。それも一緒に今計算されて入ってきてし

まっているのですが、医療分と支援分ということでプラスされて入ってきています。

委員（川上文子君） 歳出する支援金。

国保年金課長（野本英夫君） はい。

それで、今度そのお金をもとに、市町村で国保の方で支援金として国保税を課税していますので、そのお金で後期高齢者支援金ということで、広域連合の方に最終的にはいくようになるわけなのですけれども。

委員（川上文子君） 後期高齢者の支援金の5億4,000万円の中にその部分からもいくと。

国保年金課長（野本英夫君） そうです。

これはみんな支払基金に市町村で負担しますので、そこから後期高齢の方に配分されると。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） ごめんなさい、読み取れなくて。歳出の方の後期高齢者支援金分というのは、さっき言った前期高齢者交付金の中から移動していくと考えるの、そうじゃなくて、私が思ったのは、後期高齢者支援金というのは、国保税の中の後期高齢者分の負担分、税負担分とそれから国の補助金の支援金分が入っていくというふうに思ったのだけれども、そうではないのですか。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） そのとおりです。

税分とあと国からの交付分。

委員（川上文子君） 医療分と支援金分と補助金が入って。4億5,000万円ぐらい。

国保年金課長（野本英夫君） それを最終的に支出するということになります。

委員（川上文子君） そうすると、療養給付費交付金と前期高齢者交付金というのは、国保の中の医療給付費として充当する財源になるということですよ。さっき言った前段のは、そうですよね。後期高齢者の方に回るものではないですよ。

後期高齢者も入るの、この中から、歳出の方に連動していくものなの。療養給付費交付金と前期高齢者交付金が医療費の保険給付費に移動していくのではないの、歳出の方。それも後期高齢者の方の支援金の部分も一部分も入っているのそんなことはない。

国保年金課長（野本英夫君） 療養給付費につきましては、支援金の中には入っていきません。

委員（川上文子君） 交付金の中に入る、交付金が療養給付費にいくわけでしょ。それについては後でやりましょう。ごめんなさい、後で勉強会に行かなきゃならない。

最終的に、今年度、後期高齢者医療制度が導入されて、新しい政権になって、もしかしたら廃止されるかもしれないのですけれども、国保財政にとって、私は、この制度がプラスなのかマイナスなのか、本来言うと、75歳以上が別枠になるということで、国保財政にとってはプラスの要因になるというふうに思うのですけれども、その数値がどう読み取れるかということでわからなかったの聞いたので、担当としてはこの年度、後期高齢者医療制度の導入によって国保財政はプラスになったのですか、マイナスになったのですか、それはどんなふうに見てそう理解できるのですか。それだけでいいです。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 国保財政にとってプラスかマイナスかということでござ

いますけれども、療養給付費交付金が前年度と比べると減っているわけです。それから、この減った分については、先ほどの前期高齢者交付金に上乘せされて入ってきているということです。それから、前期高齢者交付金全部合わせて集計してみますと、市の方の負担金これが60数万円ということで、負担金の方がかなり少ない金額になっていますので、トータル的にはマイナスにはなっていないのじゃないかなというふうに思っています。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） ちょっと教えてください。

保険料の滞納ということで大分あるわけなのですが、4億7,000万円ですか、滞納というか未収金が、これについてはいろいろと鋭意努力されていると思うのですよ。そうしますと、今度支出なのですが、要するに、療養費用ということで28億数千万円、この中身として、収入と支出のバランスの話なのですが、支出を抑えるという意味で、ちょっと勉強不足なのですが、ジェネリック医薬品という考え方がありますよね。こういうの使ってくださいと、低価格というか、大分そういう動きがあるのだけれども、この辺は担当課としては、そういう指導はしているのでしょうか、その支出の部分で。例えば、医療機関にこうしてくださいとか、そういったものは。

委員長（染谷礼子君） 課長。

国保年金課長（野本英夫君） ただいまのジェネリック医薬品の件でございますけれども、これにつきましては、国の方からも、ジェネリック医薬品を検討するようというふうなことで通知がきております。

それで、県内市町村いろいろ調査等があるのですけれども、その中で、積極的にジェネリック医薬品を使用してくださいということでやっている市町村というのは、まだ二、三市町村しかないということです。これは医師会と協議をして進めるといふような流れになっているということでございまして、医師会に話をもっていくと、どうも医師会の方でいい回答が得られないというふうな状況がございまして、国保としまして、これから医師会の方とどういふふうに協議をして、医師会の賛同を得てこれを広めていくかというのが課題になっていくのかなというふうに思いますけれども、つくばみらい市におきましても、このジェネリック医薬品の使用につきましては、これから検討していかねばならないと、それで、できる限りジェネリック医薬品を使ってもらえるように進めていければというふうには考えてはおります。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） 課長の方からあったのですけれども、医師会と薬価問題というのは、かなり前から、何というのですか、議論されていますよね。税金ですので、皆さんの保険の中でやって、このままいくとパンクしちゃうんじゃないのかというのが現状の中で、医師会の顔色見て、といっても、これは一自治体が云々できるものではないのかもしれないですけれども、強くその辺を申し入れるのと同時に、広報というか、そういう活動をしてもらって、もう少し利用する側がジェネリック医薬品をください、処方をお願いしますといえやらざるを得ないのでしょうか、法律的には。ですから、担当課が遠慮、二の足踏まずに、そういう意味で利用する側が言えいいわけですから、この辺は十分にやはり考えていただきたいと思っております。要望というか、来年度に向けてひとつよろしく願いたいと思います。

委員長（染谷礼子君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、認定第2号に対する質疑意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 挙手全員です。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第3号について説明を求めます。

湯元保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） それでは、認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について説明をいたします。

引き続き、野本課長の方から説明させます。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 認定第3号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定についてでございます。

310ページお願いします。

平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計歳入歳出決算、歳入決算額3億4,409万4,333円、歳出決算額2億7,911万6,213円、歳入歳出差引額6,497万8,120円、翌年度繰越額6,497万8,120円でございます。内容につきましては歳出からご説明いたします。

319ページ、お願いいたします。

まず、1款の医療諸費でございます。1項医療諸費、支出済額2億7,749万3,856円、これは支払基金と国保連合会へ支出する医療費でございます。

それから、2款諸支出金で支出済額が162万2,357円でございます。その内訳としまして、1項の償還金が9万6,357円でございます。これは老人保健の審査支払事務手数料の前年度分を精算した返還金でございます。

それから、2項の繰出金152万6,000円でございます。これは19年度繰越金を一般会計に返還したものでございます。

以上が歳出でございます。

歳入につきましては、315ページをお願いいたします。

1款支払基金交付金、1項の支払基金交付金、収入済額が1億7,819万8,405円でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されまして、医療費の方で老人保健の医療費として支出するものでございます。

次に、2款の国庫支出金、1項の国庫負担金、収入済額が1億777万5,603円でございます。これが老人医療給付費分の国庫負担ということで医療費に充てる分でございます。

それから3款の県支出金、1項の県負担金、収入済額が2,374万5,957円、これは老人医療給付費の県負担分でございます。

次に、4款繰入金、1項の一般会計繰入金2,234万1,000円、一般会計からの繰り入れ分でございます。

次に、5款の繰越金、次のページでございます。繰越金の収入済額が412万4,960円、前年度の繰り越しでございます。

6款の諸収入でございます。790万8,408円でございます。これは3項の雑入、2目の第三者納付金が124万8,944円、これが第三者納付金として4件分でございます。

それから、3目の返納金665万9,464円。以上が老人保健特別会計の歳入でございます。よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第3号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、認定第3号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第3号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 全員挙手です。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第4号について説明を求めます。

湯元保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） それでは、認定第4号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について説明いたします。

介護福祉課の斉藤課長から説明します。

委員長（染谷礼子君） 斉藤介護福祉課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） それでは、平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計歳入歳出決算、歳入決算額20億7,773万1,475円、歳出決算額、済みません、324ページです。歳出決算額19億9,448万1,989円で、歳入歳出差引額8,324万9,486円、翌年度繰越額同額の8,324万9,486円ということでございますが、決算の関係上、決算が6月ということになりますので、この間の補正の方でお願いしたとおり、やはり返還金でございます。ですから20年度決算における実質の返還金が5,172万4,000円ほどございますので、実質の繰り越しというものにしますと3,152万5,486円ということになるかと思えます。

歳入の方から説明させていただきます。

329ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料という順で説明します。この1目の第1号被保険者保険料の全体調定額が4億1,970万8,702円、収入済額が4億372万1,452円で、不納欠損が305万7,660円ということになっておりますが、この調定額に対する全体の収入率をみますと、全体収納率は96.2%ということになります。

続いて、その内訳の方で、1節の現年度分特別徴収保険料、収入済額3億5,003万4,960円、これは年金天引きということもありまして100%の収納率でございます。

次の現年度分普通徴収保険料、2節であります。これが済み額が5,151万5,700円で、

約89%の収納率でございます。ちなみにその前の年度と比較しますと、率にして1%のアップということになっております。

次の3節過年度分普通徴収保険料217万792円、収納率でいくと18.4%ということになりますが、その前年度は14.6%ということでもございました。

続きまして、4款の国庫支出金と、それから次の国庫補助金、それから支払基金交付金、県支出金とありますが、それにつきましては、歳出の給付費の補助額分ということで、それぞれの率に応じた収入額というふうになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、335ページをお願いします。

一番下、8款繰入金、2項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、介護予防給付費繰入金の12.5%分ということで2億4,479万5,000円というふうになってございますが、これについても細かく申し上げます、実績が6月に出ておりますので、実際の金額は2億2,126万923円というふうになりますので、2,466万8,077円については一般会計へ戻すということになります。

次のページをお願いいたします。

2目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金3,457万6,000円、これも同じでありまして、実績の結果は2,695万3,475円ということでもありますので、762万2,525円については一般会計に戻すこととなります。

それから、3目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）でございますが、現年92万5,000円これについても同じでございます。

次の4目地域支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）ということでもございますが、収入済額が771万2,000円、これにつきましても決算によりますと718万8,725円ということになりますので、52万3,275円については一般会計に戻すということになります。

それから、次の9款繰越金でございますが、前年度繰越金は1億228万6,050円ということでもございます。

続いて、10款諸収入でございますが、次の339ページをお願いしたいと思います。

3項雑入、2目の返納金で697万668円ということでもございますが、これについては、今年21年3月の補正をお願いしたものでございまして、主には、取手市にございます特養北相寿園の過誤請求分が1点と、もう一つは、土浦市の株式会社カルミックスというところの不正請求分ということになります。

続きまして、次のページの歳出の方を説明いたしたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料418万6,350円のうち、主なものでございますが、平成21年度から23年度までの市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を業務の策定委託ということで394万8,000円を支出しております。

続きまして、19節の負補交3,000万円につきましては、地域介護・福祉空間整備交付金ということで、これはデイサービスセンター等の整備費ということで、全額国庫金ということで3,000万円の支出ということになっております。

続きまして、3項介護認定審査会費ですが、次の343ページをお願いしたいと思います。

1目介護認定審査会費の1節報酬でありますけれども、452万7,600円ですが、これは認定審査を行う委員さんへの報酬ということでありまして、単価については1人1回1万9,600円ということになっております。

続きまして、2目の認定調査等費、12節の役務費の701万5,600円の主なものの中には、手数料として、主治医等意見書作成料685万8,600円、これの件数については1,569件ということでした。

その次の13委託料477万7,100円の主なものとして認定調査委託料425万円、これは委託先については、主には、特養をやっておりますいなりの里、それとぬくもり荘、それからスマイルケア、社協などであります。約1,500件ほどということになります。

次の下の段にいきまして、2款の保険給付費、1目居宅介護サービス給付費ということですが、これは介護認定を受けている方ということになりますけれども、19節の負補交、9億1,826万9,646円で内訳の方は備考の方をごらんいただきたいと思いますが、19年度決算と比較をすると750万円ほどの増、率にして8.3%の増ということになっております。

続いて次の345ページをお願いします。

2目施設介護サービス給付費の19負補交6億8,415万9,742円、これについても内訳は備考のとおりですが、ここについては19年度と比較すると2,348万円の増ということで、3.5%ほどの伸びということになってございます。

続いて、2項支援サービス等諸費、1目居宅支援サービス給付費、これは支援の方ということになります。19節の負補交5,575万8,759円、これについても、備考の方の内訳のとおりとなっております。これについても、19年度と比較をしますと466万円ほどの増ということで9.1%ほど増えております。

続きまして、次の347ページの方をお開きいただきたいと思います。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費の19負補交2,561万7,584円、これについては、自己負担の1割分の額がある一定額を超えた部分について、高額として払い戻したという金額でございます。

それから、続いて次の5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費19負補交8,141万8,890円、これは施設入所者の食費と居住費についての低所得者の方への給付費ということでございます。

続きまして、349ページをお願いしたいと思います。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、これの13節委託料285万5,420円、これにつきましては、介護予防スクリーニング検診ということで、20年度より介護保険特別会計より実施ということになってございます。

次に、2項の包括的支援事業・任意事業、1目の介護予防ケアマネジメント事業費の委託料3,432万2,361円ということですが、その委託料については、社会福祉協議会に委託する地域包括支援センター委託料ということになっておりまして、そこからさらにいなりの里、ぬくもり荘への委託分、あるいはその人件費、物件費等の委託費用というようなことでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

2目任意事業費のやはり13委託料200万4,700円ということですが、これについては、配食サービス事業ということでございます。ちなみに、利用者は月に25名程度ということで平均196食というものを出しておる事業でございます。

次に、4款の基金積立金、それで1項介護給付費準備基金積立金の25節積立金5,127万8,584円の内訳は、準備基金利子積み立てが27万3,584円、介護給付費準備基金積立金が

5,100万5,000円ということです。

続いて、2項の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の25節の積立金1,988万5,755円これは新規でありまして、全額国庫補助金ということで財源は措置されております。

それから、次の5款の諸支出金、次のページ353ページをお願いします。1項償還金及び還付加算金の2目償還金、23の償還金ですが1,499万3,625円、これは償還金等で1,149万921円と、それから介護給付費交付金返還金350万2,704円で、これは19年度決算によって確定した分の償還金ということになっております。

続きまして、3項の繰出金、1目の一般会計繰出金、28の繰出金4,229万80円は一般会計繰出金ということでございます。

以上が平成20年度介護保険特別会計の説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第4号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） 一つだけ数字的なものを教えてください。

350ページのケアマネジメント事業費ということで、3,432万円云々というのが出ていますけれども、これかかわっている人数というのは何人ぐらいなのですか。

委員長（染谷礼子君） 斉藤課長。

介護福祉課長（斉藤 一君） お答えします。

具体的な人数というのは今ここでは出ないのですが、このうちのいなりの里と、ぬくもり荘に委託している分はおのおの1名ということで、あとは社協にいる方の人数ということでございます。人件費が一応1,800万円、社協分として1,800万円ということでありますので、4名から5名ということかと思えます。この事業非常に細かく分かれていまして、もし参考にとということであれば、事業内容のいった細かいものも用意してありますので、もしあればお渡ししたいと思います。社協包括支援センター分が四、五名、それと特養分のいなりの里とぬくもり荘がおのおの1名ということかと思えます。

委員長（染谷礼子君） 資料ということによろしいですか。

ほかにはございますか。

川上委員。

委員（川上文子君） 附属書類の78ページの介護認定者の数が載っているのですが、これ合計すると1,278人になるんじゃないかと思うのですが、この認定者数というのは、高齢化率の増加というか、1号被保険者の人数の増加、この年度というのは、この期でいくと、18年から20年度が介護保険の3年間ですよね。だから17年と比べてみると、1号被保険者の数の増加より若干下回るんですけども、実際に認定者の予測というところからすると、初めの18年に向けて今後3年間つくっていくときの、認定者数がこのぐらい増えるだろうと、このぐらいのサービス量が増えるだろうというふうに予測をして3年間の予測の保険料を算出するわけですよね。そういうところからすると、この3年間というのは、認定者が割と伸びなかったというふうに見えるのか、どうなのか。

それから、この認定者の中で、実際には何のサービスも受けていないという部分はどのぐらいの割合、現在でいいですけども、認定は受けただけでも何のサービスも受けてい

ないというのはどのぐらいいるのか。

それから、もう一つ、低所得者の認証の場合についていうと、グループホーム等だと大変費用負担がかかるので、なかなか費用負担の上から入りにくいという現実があるのですが、そういう状態で市の方でいろいろ相談を受けたとか、なかなか実際には民間のケアマネジャーとの協議になるのでとらえにくいかもしれないけれども、そういう形で把握している部分が大変困難を抱えている人がいるとかという形で把握している部分があれば教えてほしいと思います。

委員長（染谷礼子君） 齊藤課長。

介護福祉課長（齊藤 一君） まず、ここにある認定件数は1,278ということですが、実際に介護保険利用している方は900名前後です。ですから、300人以上使っていない方がいらっしゃるということですね。

介護認定の場合には、申請した日までさかのぼることが決まっているのに、受けておいた方がいいよとか、医者に勧められたとかというようなことは、認定を受けておいた方がいいよと、要するに、使う予定がまだないのに、受けておいた方がいいよと言われる意見で認定を受けた方がいらっしゃるということかなというふうに思います。

それから、グループホーム入所の費用負担の面での相談という話でしょうか。グループホームで、私来て日は浅いのですけれども、今ちょっと補佐にも確認したのですが、そういう相談はまだ受けたことはございません。それから今グループホームについては、4カ所、市内にございます。恐らく、最近の確認はしていませんが、5月ぐらいの確認では1カ所については、3室とはいわないのですが、居宅介護ですので、定員に対して三つぐらいあっていますよというお話は何っておるところです。

済みません、あともう一つ何でしたか。

委員（川上文子君） 予測と認定者数というのは。

介護福祉課長（齊藤 一君） 前からの数字、あまり古いものは私確認していないのですが、今見ている限りでは予測ほどの数字の増えはないと。要するに、高齢者の割合、毎年パーセンテージ的に、20%超えたつくばみらい市ということも考え合わせると、高齢者の割合ほどの増は今のところはもちろん増えてはいますけれども、ないのかなというふうに思います。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 3年間の決算のまとめの年なわけだから、平成17年の決算の時点で、介護保険会計でいうと、差し引き17年度の決算時点の残高が6,000万円ぐらいあって、基金が4,200万円ぐらいあったのですよね。この3年間移動して結局20年度の決算で基金が1億4,800万円と、差し引きが6,000万円ですか、さっきの補正等を入れると、あれかもしれないけれども、そのぐらいは残っているということからすると、約1億円ぐらいの新たな財源が確保できてしまったと、それはどこに要因があったのかというのはともかくとして、そういうことですね、ということでもいいですね。今後に生かすということでしょうけれども。

委員長（染谷礼子君） 齊藤課長。

介護福祉課長（齊藤 一君） 今、委員がおっしゃるように、21年3月末までの残高は1億4,898万396円ということになってはおります。ただ、新しい3カ年計画がちょうど始まった年が本年度でありますので、まだ本年度以降の3カ年の分の決算等はまだ見えてき

ておりません。その中で、どんなふうな動きを見せるかということも考えながらやってい
かなくちゃいけないなというふうに思っています。以上です。

委員長（染谷礼子君） ほかにございませんか。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 認定審査を受けるときのいろいろ経費なのだけれども、今回、
せっかく認定を受けたのに、何かそれが生かされないで、もう1回やり直しという形があ
ったりして、これは介護の保険料の中に含まれないけれども、1人当たり1回、認定をす
るときの経費としてはどのぐらい見たら……わかりませんか。どのぐらいするのでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 斉藤課長。

介護福祉課長（斉藤一君） 認定の経費まではつかみ切れていませんが、ただ、この
特会の中からどうしても支出をしなければいけない部分は当然あります。

先ほど私説明の中で、1件当たり報酬として支払っている部分が1万9,600円とありま
すが、ただそれは1回の委員1人当たりの報酬でありまして、5人いたらその5倍、た
だし、その中に、更新や区分変更なり、新規認定なりの方が何件いるかで、例えば1万
9,600円は同じなのです。例えば、50件もあれば1件当たりの件数安くなりますが、5
件しかなければ当然高くなるということかと思えます。あとは、状態を把握するための調
査ありますよね。それをお支払いしたりしますので、20年度までは、そういうふうに払っ
ていましたが、今年度から新規分については嘱託、先ほどどこかで嘱託の話ありましたが、
2名ほど保健師の嘱託をしております。今年度分の新規分については、すべて介護福祉
課の方で調査をするというようなスタイルで今進めているということです。それ以外にそ
のケアマネ等当然あるかと思うのです。そういう部分についての費用は、ちょっと私
の方では把握しておりません。

委員長（染谷礼子君） 説明終わりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） それでは、なければ、認定第4号に対する質疑及び意見は以上
で終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 全員挙手です。よって、認定第4号は原案のとおり認定されま
した。

次に、認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計決算認定につい
てを議題といたします。

認定第8号について説明を求めます。

湯元保健福祉部長。

保健福祉部長（湯元茂男君） それでは、認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期
高齢者医療特別会計決算認定について説明いたします。

では、国保年金課の野本課長から説明させます。

委員長（染谷礼子君） 野本国保年金課長。

国保年金課長（野本英夫君） 認定第8号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療

特別会計決算認定についてでございます。

408ページをお願いします。

平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、歳入決算額 2 億 4,273万8,005円、歳出決算額 2 億3,836万2,469円、歳入歳出差引額437万5,536円、翌年度繰越額437万5,536円でございます。

内容につきましては、419ページの歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額が362万6,600円でございます。主なものが、委託料の191万2,668円でございます。これは高齢者の健康診断の委託料でございます。492人が健診を受けております。

次に、2 項の徴収費でございます。249万2,746円の支出済額でございます。主なものは、13節の委託料で184万1,343円でございます。これは納入通知書とか、そういうものの作成の委託料になっております。

次に、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1 項の後期高齢者医療広域連合納付金 2 億3,224万3,123円でございます。これは、次のページですね、422ページ、負担金、補助及び交付金でございます。うち保険料納付金が 1 億8,145万7,200円、それから保険基盤安定納付金、これが5,078万5,923円でございます。

以上が、後期高齢者医療の歳出でございます。

歳入につきましては、413ページをお願いいたします。

1 款の後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料でございます。調定額が 1 億 8,575万900円、収入済額 1 億8,268万5,000円でございます。収納率が98.35%でございます。

次に、収入の主なものは、4 款の繰入金、1 項の一般会計繰入金、収入済額が5,747万1,923円でございますが、内訳は、1 目の事務費繰入金で668万6,000円、次のページをお願いいたします。2 目の保険基盤安定繰入金5,078万5,923円、これは低所得者についての保険料軽減分、これを公費で負担するもので、県が4分の3、市が4分の1を負担するものでございます。県の負担分でございます。

次に、5 款の諸収入でございます。4 項の雑入でございます。

次のページをお願いします。5 目の雑入で、1 節の雑入で収入済額が247万2,166円でございます。このうち特定健診委託金が201万9,924円、それから後期高齢者医療制度特別対策補助金30万5,242円、これは広域連合からの補助金でございます。それに高齢者医療制度円滑補助金14万7,000円、これは県からの補助金でございます。

以上が歳入でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第 8 号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

川上委員。

委員（川上文子君） 420ページの一般管理費の中の委託料の健康診断委託料というのが191万円ありますよね。非常に少ない感じがするのですが、後期高齢者の対象者については、この中でというか、予防の対応していくというその事業の金額ですか。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） これは、今まで市で老人保健の場合にはやっていたと思

うのですが、後期高齢に移行したということで、広域連合の方からこのお金をもらうというか、市でやった場合にはお金がくるというふうなことで、市の方で受診券を全員に送りまして、それで健診を受けてくださいということをやっている事業でございます。それで、4,086人に受診券を発送して492人が後期高齢者の方で受診されたというふうなことでございます。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） そういう事業の割合からすると、非常に金額が少ない感じがするんですけども、今まで市でやっていた予防の事業の対象が大きく、この移行によって実際に受診をしなくなったとかということが起こっていないのですか。ほとんどカバーを、市の方でも申請があればやるということがありましたよね、それらも含めてカバーを、今までの健診等の受診と変わらない形で受けられたのか、それとも対象の、予防の健診の枠が狭まって、非常に少なく、実際に受けられるものが少なくなった結果こうなったのか、どういうことなのでしょう。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 健診の内容につきましては、今までと同レベルの内容だというふうに思っております。それで、健診につきましても、各個人にやはり受診券を送っておりますので、なるべく受診してもらいたいというふうな気持ちはあるのですけれども、あと、未受診者に対しましても、再度、受診券を送りまして、受けてくださいということをお願いはした経緯はございます。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） その結果として、実際には、この制度になる前のと比べて、受診者が増えた減ったというのは把握していないのか、それとも把握してどうなのか。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） この後期高齢に移行する前の受診率というのは、特に把握はしてはいなかったです。

委員長（染谷礼子君） ほかに。

海老原委員。

委員（海老原 弘君） 昨年から開始されたわけですけども、つくばみらい市のこの決算にある対象人数というのは、これ未かな、末期で何人というのは把握できますか。

それと、保険料は厳密にいうと個人個人で違うと思うのですが、その低い方と高い方の度合い、わかればありがたいのですが。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 対象人数でございますけれども、21年の3月31日現在で4,192人でございます。

それで、保険料の高い人と低い人ということでございますけれども、これは特別高い人とか低い人どういうふうになっているかというのはちょっと集計していませんので、どういうふうな人数とかそういう割合というのもちょっとわからないのですけれども、平均はわかります。平均は4万4,311円でございます。

委員長（染谷礼子君） 答弁終わりました。

海老原委員。

委員（海老原 弘君） 高い方を聞きたかったのは、実際に年金から引かれている人で、

その人は年金もたくさんもらっている人なのですが、相当高額な金額を引かれているというようなことを聞いたものですから、実際どのぐらいになっているのかなという疑問。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 済みません。ただいまの質問、一番高額ということでは、申しわけないです。限度額が50万円なのです。そういうことで50万円が一番高額というふうなことになってしまいます。

委員（海老原 弘君） 50万円、限度ね。

この制度ね、一番今この間の選挙でも問題になったのが、年金から引くということで、うちにも母親がいますけれども、引かれる前に、前の年度で、あなたは幾ら幾らになっていますよと、それで、年金から引かれると、その了解というのはとっていないですよ。私の記憶ではとっていないというふうに判断しているのです。おふくろのところへ来た通知は、4月15日のものが大体4月7日か8日だったのです。だからもうわからないまま引かれたというのが第1回目の保険料じゃないかなというふうに思っているのですが、そこ間違っていますか。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 特別徴収の場合なのですけれども、これは前年度の所得で計算されたもので当初は引かれますので、4月には前年度と同額で引かれるというふうな形になります。

一番最初の税額につきましては、前年度の所得を参考にして、参考といいますか、所得でパーセントで課税されるというふうなことになります。

委員（海老原 弘君） ですから、その前の年度は、高齢の人は引かれていないですよ。ですからそれが1回の年金から、うちのおふくろの場合はたしか6,000円だと思ったのですが、それを引かれるのがわかったのは、4月7日か8日の手紙がきてからだと思うのです。

ですから、例えば、きょうの審議の中でも、個人情報保護法とかいろいろ出てきていますよね、本人の知らないまま金額が自分の年金から引かれるということを国と自治体が行っていいのかと、皆さんに聞いてもわからないでしょうけれども、私はそこからおかしいというふうに思ったのです。ですから今そういう質問したのですが。もし私の考えが違っていたら訂正します。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 今、委員がおっしゃったとおり、突然年金から引かれたということで、そういうことではまずいのじゃないかというふうなことで、いろいろ苦情等言ってこられる方もいらっしゃいました。

ただ、市としましては、法律で決められた徴収方法でございますので、特別徴収につきましては、国の法律に基づいて徴収しているというふうなことでございます。そういうことで、年金から引かれるのもそれでいいという人も中には、いるのはいるのですけれども、突然年金から引かれて何事だということで苦情が最初にあったということは確かなことでございます。

委員（海老原 弘君） 答弁いただきましたけれども、私は国のあり方を文句言っているのであって、例えば、今年定額給付金を、私に言わせればたかが1万2,000円配付するのに、どれだけ市民がいろいろな手続をされたか、あれを考えると、引くときはほとんど

無断に近い状態で引いて、くれるときはすごいさうさいのじゃないかと、これが皆さんの感情でした。私もそう思いました。

ですから今後こういうことある場合には、もう本当にやはり個人、おれおれ詐欺だって電話かけてきますよ、これはもう無断で引いたようなところあるので、国民の怒りを買ったんじゃないかというふうに私は思います。以上です。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） この制度が導入されての会計年度ですけれども、保険料の徴収の問題も含めてだけれども、医療を受けるその権利というか、そこを侵害されているということも一つの大きな医療制度の問題点もあるわけですがけれども、市内では、例えば主治医を決めて一定月6,000円ですか、基本的には、その範囲の中で医療を受けるというようなことがいわれているわけですがけれども、実際、市民の中で医療を受けて大変憤慨をしたとか不都合があったとかと、そういう苦情というのは窓口の方にはありませんか。

委員長（染谷礼子君） 野本課長。

国保年金課長（野本英夫君） 病院の方で医療を受けてその後の苦情というのは特に、今のところこれまできてはおりません。

委員長（染谷礼子君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、認定第8号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第8号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 賛成多数です。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

以上で、本日予定された農業委員会及び保健福祉部所管の決算に対する審査が終了いたしました。

次回は9月15日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時22分散会

第 3 号

[9 月 15 日]

つくばみらい市議会決算特別委員会
(第3号)

平成21年9月15日 午前10時00分開議

出席委員

委員	長	染谷	礼子	君
副委員	長	高木	寛房	君
委員		秋田	政夫	君
委員		坂	洋	君
委員		倉持	悦典	君
委員		堤	實	君
委員		岡田	伊生	君
委員		直井	誠巳	君
委員		横張	光男	君
委員		松本	和男	君
委員		古川	よし枝	君
委員		海老原	弘	君
委員		山崎	貞美	君
委員		廣瀬	満	君
委員		豊島	葵	君
委員		川上	文子	君
委員		中山	平	君
委員		神立	精之	君

議長 今川英明 君

欠席委員

なし

出席議員

5番 中山栄一 君

出席説明員

教 育 長	豊嶋隆一 君
都 市 建 設 部 長	片見和男 君
教 育 次 長	秋田信博 君
都 市 計 画 課 長	木村明夫 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	沼尻春満 君
建 設 課 長 補 佐	浅川昭一 君
建 設 課 主 査	関 正 臣 君

建設課係長	大山勝弘君
特定事業推進課長	中泉次男君
特定事業推進課長補佐	石島昭夫君
下水道課長	豊島利夫君
下水道課長補佐	松崎昭徳君
水道課長	中山和明君
水道課長補佐	永野鉄雄君
学校教育課長	瀬崎和弘君
学校教育課長補佐	八木勝則君
生涯学習課長	吉田弘之君
生涯学習課長補佐	広瀬実君
生涯学習課スポーツ振興室長	中山和広君
伊奈給食センター所長	梅本和成君
谷和原給食センター所長	井橋行雄君
図書館長補佐	直井久江君
伊奈公民館主査	稲見三男君
谷和原公民館係長	堀江栄子君
わかくさ幼稚園教頭	井波美紀君
すみれ幼稚園教頭	山田悦子君
谷和原幼稚園教頭	草間真知子君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	井波進君
議会事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議事日程第3号

平成21年9月15日(火曜日)

午前10時00分開議

1. 協議案件

- 1) 認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 2) 認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 3) 認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 4) 認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 5) 認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 6) 認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定について

午前10時00分開議

委員長(染谷礼子君) おはようございます

大変長い間ご苦労さまです。きょう最終日の審議になりますので、どうぞよろしくお願

いいいたします。

ただいまの出席委員は17名です。欠席委員は神立委員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の決算特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に、議会事務局職員、都市建設部長、関係課長及び職員が出席です。

これより議事に入ります。

なお、議案の説明につきましては、簡潔に主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

また、質疑につきましても、できるだけまとめまして、お一人1回ということをお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定についてを議題といたします。

まず、都市建設部所管の一般会計決算について説明を求めます。

片見都市建設部長。

都市建設部長（片見和男君） それでは、認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定につきまして、都市建設部門の水道課を除く4課の主要内容についてご説明申し上げます。

都市計画課、建設課、特定事業推進課、下水道課の順番で説明を行います。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） それでは、初めに、都市計画課木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） おはようございます。

初めに、都市計画課の平成20年度決算内容につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出とあるんですが、歳入から話しますと、ちょっとわかりづらい面もあるものですから、歳出の主だったもの、それに付随して歳入も、その都度という形で説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お手元の決算書の185ページをお開きいただきたいと思います。

中段、都市計画費、1都市計画総務費でございます。1億4,479万9,000円の当初予算、補正が1,688万9,000円、支出済額が1億2,594万9,794円ということでございます。

こちらで一番、主だったものは、減額補正の1,600万円ほど実はさせていただきました。これにつきましては、今年度の3月議会で約1,200万円ほど、その以前にも、実は合わせて400万円程度、減額補正をさせていただいております。これにつきましては、区域指定関係の事務費420万円、それから、都市計画の基本図作成、それから、道路体系の計画、それから、都市計画マスタープランの計画の入札差額につきましてお返し申し上げたというのが、その内容でございます。

続きまして、187ページ。

都市計画課そのものの大きな事業というのは特別なんですが、その中で、平成20年度につきましては、委託料の中、966万9,000円の予算を持っておりますが、そのうち、支出済額が962万7,108円使わせていただきました。

主だったものが、都市計画基礎図、これは平成20年度から22年度までの委託料でございます。458万3,250円。

それから、都市計画マスタープランの業務委託料、これにつきましても、昨年度から今年度までということで363万8,250円。

それから、道路体系の整備計画策定、これも、昨年度と、20年度と21年度の事業でございますが、132万3,000円を平成20年度に支出させていただきました。

こちらが、都市計画総務の主だった事業でございます。で、こちらにつきましては、実は、歳入の方の6,200万円ほどございます。37ページ、38ページの実は、合併特例交付金6,200万円ほど市はいただいておりますが、そのうちの850万円ほどが、実は都市計画課の都市計画基礎図450万円、こちら明細が入ってございませんが、下の方です。県補助金の1総務費補助金、1番の合併特例交付金6,200万円というのがございます。こちらの中に実は、この三つの計画の交付金が、実は850万円ほど入ってございます。内訳ございませんが、ご説明させていただきたいと思っております。

支出の方に戻りまして、総務費の主だったものは、その辺でございます。

続きまして、公園費、187ページの下の方からご説明いたします。

次のページ、189ページ。

大きな支出金額にございましては、委託料2,664万4,945円の支出をさせていただきました。ほとんどが公園管理の委託でございます。公園につきましては、シルバー人材センターに委託しているもの、それから、企業に委託しているもの、公園ごとに実は、その主要事業の経過説明の中の51ページに、細かく実は明細を書かせていただきました。

簡単に申し上げますと、さるまい自然公園に78万7,500円、絹の台・西ノ台公園の維持管理に1,058万7,570円、福岡堰さくら公園・水辺プラザの管理費に739万円、それから、丘陵部の緑地保全維持管理に288万7,500円、勸兵衛新田児童公園に22万7,850円と、そのほか、公園の遊具の点検に31万円、それから、せせらぎの小路、これは守谷市との間にございます絹の台の住宅地の中にあります公園でございますが、これは今年度につきましては、守谷市が実は管理運営しておりますが、3年交代で、実は平成19年度から21年度までは守谷市が管理しています。そちらの負担金が364万4,352円、守谷市の方にお支払いをしてございます。

主だった公園につきましては、以上でございます。

続きまして、191ページ。住宅費でございます。

その次のページ、申しわけございません。193ページ、194ページをお願いいたします。

こちらに20年度の主な住宅関係の支出がございまして、やはり委託料463万7,170円、こちらにつきましては大きなものは、公営住宅管理システム導入委託料、公営住宅の管理をするために、地域住宅交付金をいただきまして406万3,500円のシステムの導入を実は、それで、消し込みであるとか、いろいろな作業を実は電算化したという事業でございます。これも、地住交の交付金を130万9,000円ほど、補助金としていただいております。

それから、もう一つ、15の工事請負費に、そんなに大きい事業ではないんですが、公営住宅の火災報知器の取付工事80万8,500円。これにつきましては、社団法人の全国公営住宅火災共済機構の方から補助金28万2,000円ですけれども、いただいて行った事業でございます。

それから、28繰出金、こちらは、市営分譲住宅の特別会計への繰出金945万8,000円でございます。ほとんどが人件費という形になりますが、こちらから市営住宅の繰出金をしてございます。

以上が、簡単ですけれども、都市計画課の主だった事業の説明でございます。

歳入につきましては、これから簡単に、今の事業も含めてご説明いたします。

28ページをお願いいたします。

28ページの上から二つ目、土木使用料の住宅使用料、これは市営住宅101件に対します住宅の使用料、1,773万6,400円が使用料として実に入っております。

それから、主だったところでございまして、次の30ページの中段です。

土木手数料、事務手数料で屋外広告物の許可申請手数料61万5,500円でございます。これにつきましては、歳出の方では全く、事務費だけなものですから、出てきておりませんが、歳入として61万5,500円、実は計上させていただいております。

それから、34ページ。

先ほど申し上げました住宅の管理システムの導入につきまして、都市計画費補助金として130万9,000円を、34ページの上の方から、中段の上の方に、都市計画費補助金として収入が4,230万9,000円ありますが、その内訳の一つ、一番下になりますが、地域住宅交付金として公営住宅の130万9,000円を補助金として入れてございます。

主だったところは以上でございまして、もう一つだけ申し上げますと、48ページ。

48ページの中段なんですけど、これは財産収入になりますが、ちょうど真ん中に分譲住宅敷地貸付収入（市有地）、それから、同じく（過年度）、それから（市有地、過年度）と実は三つに分けて入っております。これは分譲住宅が、市が持っている土地についての地代という形で、これだけ実は、約260万円近い金額が入っております。

それから、もう一つ大きな収入の関係ですが、50ページ。

やはり財産収入でございまして、不動産売払収入で実は553万4,440円というのがございます。これは、市営分譲住宅の山王新田の住宅の1期住宅の中の一區画の土地が売れたということで、実は553万4,000円入っております。これが昨年8月だったと思っております、そういう形で大きな収入がございました。

都市計画課所管の平成20年度につきまして、主だった事業は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、建設課浅川課長補佐をお願いします。

建設課長補佐（浅川昭一君） それでは、続きまして、建設課の決算の主なものをご説明いたします。どうぞよろしくお願いします。

まず、収入から入りたいと思います。

28ページをごらんください。

27、28なんですけど、6目の土木使用料の中に2節道路使用料ということで、道路占用料が上がっております。これにつきましては、ほとんどがN T Tや東電の電柱、公道に立っているといいますが、市道の用地に立っているということでの使用料でございます。それで1,637万5,961円の収入がありました。

続きまして、31、32ページをごらんください。

こちらは、一番下の4土木費国庫補助金の中の土木費補助金で住宅市街地盤整備事業補助金ということで記載があると思うんですが、こちらに関しては、小張バイパスの整備事業に関する事業費の50%を国から補助をいただいているというものでございます。939万1,000円でございます。

次のページになります。次のページの一番上をごらんください。

緊急地方道路整備事業補助金ということで、こちらは守谷小絹線の整備に係る事業費の55%の補助ということで、5,005万円が収入になってございます。

その下なんです、一般補助施設整備等事業補助金なんです、こちらは、東部丘陵地区の市道整備に対する補助、県に対して支出しているものに対しての補助金として、こちらは事業費の45%で7,088万4,000円の収入がありました。

次に、51、52ページをごらんください。

こちらは、2の基金繰入金の3番まちづくり基金繰入金の中のものなんです、決算額で収入額1億7,710万500円のうち、建設課分としましては4,122万円を充てております。こちらは、基金を取り崩して守谷小絹線の事業に充てたものでございます。4,122万円、守谷小絹線事業に基金から充てたということで計上になっております。

次に、61、62ページをごらんください。

こちらは、起債なんです、62ページの一番上でございます。市道整備事業債（小張）とありますが、こちらは、小張バイパス事業に関して補助金もいただいているんですが、市持ち出し分の45%の起債を借りております。430万円でございます。

その下なんです、一般公共事業債、こちらは東部丘陵部の市道整備委託金及び公管金というものを県に対して支出しています。それに対しての起債、75%で、6,500万円の起債をしております。

次に、その下なんです、臨時河川等整備事業債、こちらは中通川河川改修に伴う伊奈新橋附帯設備ということで、昨年度は2,380万円の起債をいたしました。こちら、県に支出しているものの事業でございます。

収入の主なものは以上なんです、次に、歳出に入りたいと思います。

歳出なんです、まずは、167ページ、168ページをお願いします。

目で言いますと11の農道整備費の中の主なものと、15の工事請負費、建設工事ということで農業基盤整備事業（農道整備）工事費ということで、785万4,000円の支出があります。こちらは、三島小学校の北側といいますか、裏側の部分で、幅員が4メートル、延長が200メートルの農道整備の事業を完了しております。

次に、その下の17番公有財産購入費、こちらは谷原西部創設用地費ということで、1,611万円の支出となっております。こちらは、谷原西部の開発で道路用地の拡幅部分に対するもので、県南農林事務所の方に支出したものでございます。

次は、19負担金補助及び交付金の中で下から2番目、一般農道事業（谷原西部地区）負担金でございますが、こちらは862万5,000円の支出になっておりますが、内容的には、谷和原保健センターから川通水までの農道を整備する分でございます。こちら、県南農林事務所の方で整備は行っていますので、そちらに支出するものでございます。

同じく、その下の谷原西部地区集落道整備負担金なんです、こちらは、同じく谷原西部地区で集落道路、川崎地区で幅4.5メートルで約1キロにわたる集落道路を整備完了しております。それに対する負担金が1,247万円でございます。

次に、ちょっと飛びまして、177ページ、178ページをお願いいたします。

こちら、2道路橋りょう費、道路橋りょう総務費の13番委託料の中に、道路台帳補正委託料として700万円の支出があります。これに関しては、平成20年度に道路の認定51路線、廃止が22路線あったんですが、それを生かすための台帳に補正をしたものでございます。台帳の補正でございます。それで700万円の支出です。

次のページ、お願いします。

次は、2道路維持費の13の委託料です。13の委託料の中に市道補修委託料ということで

3,736万7,133円支出になっておりますが、こちらは、道路の穴とか、U字溝の敷設がえとか、簡単なものの工事なんですけど、20年度1年間では約90カ所の補修を行ったものでございます。

その下の道路管理等委託料なんですけど、こちらは、道路管理とありますが、どちらかといいますと、草刈り業務が主でございます。道路周りの草刈りとか、あと、枝剪定とかも入ってございます。

一つ飛びまして、15の工事請負費の中に施設維持補修工事ということで、舗装補修工事があります。こちらは、田村、坂野新田、大和田等で、去年は7本の工事を発注しました。これも完了してございます。

次に、19の負担金補助及び交付金なんですけど、負担金の中に横断暗渠改修負担金ということで651万5,000円の支出がございまして、こちらに関しては、福岡土地改良で老朽化したコルゲートポンプを敷設がえしたということで、昨年度は7カ所で行ったものの負担金でございまして。

次のページをごらんください。

これの一番上です。委託料の中の上から6行目ですか、6個目の地域住宅交付金事業ということで3,708万円の支出がございまして、こちらに関しては、東部丘陵部の道路整備の委託金でございまして、当初1億円の協定がございました。ただ、繰り越しということで、県の方でも思うように事業が進んでいないのか、ちょっとできない部分があったので、20年度の支出としましては、1億円のうちの3,708万円を支出しました。

次の15工事請負費でございまして、道路新設改良工事としては、宮戸外6本の工事を完了してございまして、2,823万6,500円でございます。

今のが単独分でございます。国補、補助事業費の工事としましては2,628万円、こちらは補助ももらったものの工事なんですけど、こちらは小張バイパス等が含まれます。

次に、下におりまして、公有財産購入費、市道拡幅用地費の単独分としては1,612万5,416円、こちらは谷井田の将監新田地区と田村の買収費が含まれてございまして。

その下の市道拡幅用地費の国補分としましては、筒戸と小張、守谷小絹線と小張バイパスの分が含まれて4,207万6,084円ということで支出してございます。

一つ下がります。負担金補助及び交付金の中の下から3番目、公共管理者負担金1億2,044万円の支出がございまして、こちらは東部丘陵地区の道路の用地代として支出したものでございまして。

次に、22補償補填及び賠償金の中の補償金、工作物等移転補償、単独分と、及び、その下に国補とありますが、こちらに関しては、上の17番の公有財産購入費に係るものの工作物や立木の補償に支出したものでございまして。工作物移転の国補の方で、ちょっと6,000万円という計上がございまして、こちらに関しては、守谷小絹線の方で幼稚園の買収がありましたものですから、建物の買収費で、ちょっと大きな数字が上がってございまして。

次のページをお願いします。183ページでございます。

こちらの4橋りょう維持費の中の19負担金補助及び交付金に伊奈新橋工事負担金で9,241万円というものがございまして、こちらは中通川改修に伴う伊奈新橋のかけかえに対する負担金でございまして。

ちょっと下がります。6安全快適なみち緊急整備費の中の17番の公有財産購入費に関して、道路用地費とございまして、こちらは足高地区で、東小学校からおりてくる道の整

備ということで用地を買収しました。4名の方から買収して901万9,265円ということで支出しています。

次ページをお開きください。

185、186なのですが、上から二つ目、13の委託料でございます。鬼怒川・小貝川樋管点検等委託料なのですが、694万2,298円となっております。ただ、この中には記載はないんですが、小貝川と鬼怒川の堤防を占用している区域の除草として400万円、600万円のうちの400万円が除草に費やしたお金でございます。

一応、ざっとなのですが、建設課の方での説明は、これで以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、特定事業推進課中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 特定事業の中泉です。よろしくお願ひいたします。

説明の前に、1カ所、訂正をお願ひいたします。

決算書の附属書類でございますが、これの53ページをお願ひいたします。

一番右側の「特定財源又は関係収入」という欄がございますが、上から2番目、合併特例債25万4,300となっております数字を25万4,200に訂正をお願ひいたします。

失礼いたしました。「254,300」を「254,200」に訂正をお願ひいたします。

誤りがありましたので、おわび申し上げまして訂正をさせていただきます。

それでは、特定事業推進課の20年度の主な事業につきまして説明をさせていただきます。

まず、合併特例債事業でございますが、総額で3億8,763万7,407円の事業費となっております。路線ごとに申し上げますと、豊体横町下宿線が3億161万7,407円。東榎戸台線が8,602万円となっております。この詳細につきまして、決算書に従いまして説明させていただきます。

182ページ、お願ひいたします。

182ページの道路新設改良費の委託料となっておりますが、備考の欄で上から4番目、合併特例債特定事業委託料1億580万円と、一番下、同じく合併特例債特定事業委託料（繰越明許分）となっておりますが、1,412万円、これ合わせまして1億1,992万円でございますが、これはすべて茨城県に委託した委託料でございます。

内訳といたしましては、豊体横町下宿線が3,390万円となっております。内容は盛土工事、これが480メートル、それと、家屋移転等の補償調査の委託でございます。

東榎戸台線につきましては、主に用地測量34万平米、34ヘクタールです。これと詳細設計を実施してございます。

続いて、1段置いていただきまして、公有財産購入費ですが、備考の欄、上から3番目、4番目の道路用地費と、同じく道路用地費の繰越明許分、合わせまして1億1,381万7,794円が用地買収の事業費となっております。

内容ですが、これは豊体横町下宿線の用地費でございます。23筆、8,321平米を買収しております。これには当然、補償が伴いますので、次ページ、184ページをお願ひいたします。

一番上の工作物等補償と、その下の同じく工作物等補償、繰越明許分となっておりますが、合わせますと1億5,389万9,613円となっております。これは主に家屋移転の補償でございます。主なものとして4件の家屋移転がございました。

続きまして、丘陵部関係ですが、192ページ、お願ひいたします。

つくばエクスプレス推進費ですが、その中の節の欄で需用費、それから役務費とごさいまして、備考の欄に目を移していただきますと、印刷製本費15万8,760円、通信運搬費4万4,455円とありますが、これ、昨年度、丘陵部内の民有地の利用促進、これを図る目的で全地権者にアンケートを実施させていただきました。1,243件実施しております。うち472件の回答がありました。その結果に基づきまして、今年度、税に関するパンフレットを作成しているところでございます。

次に、負担金補助及び交付金の欄の一番下をごらんいただきたいと思います。これは区画整理内の都市計画決定された市道の整備負担金、通称119条負担金とっておりますが、20年度におきましては3路線の工事が実施されております。これに伴う市の負担金でございます。

続きまして、ただいま説明させていただきました事業の歳入につきまして、説明をさせていただきます。

52ページ、お願いいたします。

52ページの下から3番目、まちづくり基金繰入金というのがございますが、1億7,710万500円となっておりますが、このうち8,457万5,000円が、先ほど申し上げました119条の負担金の45%分となっております。

もう一度、申し上げます。8,457万5,000円の金額が、ちょうど119条負担金の45%の金額となっております。

続きまして、62ページ、お願いいたします。

上から3番目、備考の欄で伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業債となっておりますが、都市計画事業債でございます。1億330万円ですが、これが先ほど申し上げました119条の残り分55%分が、この金額でございます。

基金取り崩しから45%、起債から55%というような財源となっております。

続きまして、大きく下がっていただきまして、合併特例債ということで、備考の欄をごらんいただきたいと思います。

都市計画道路東檜戸台線事業債8,170万円と、一番下、(仮称)豊体横町下宿線整備事業費2億8,640万円となっておりますが、これは、それぞれ各事業費の95%の財源が合併特例債となっておりますので、それぞれの事業費の95%となっております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長(染谷礼子君) では、最後に、下水道課豊島課長お願いします。

下水道課長(豊島利夫君) 下水道課の所管する一般会計についてご説明を申し上げます。

決算書の23、24ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の部からご説明申し上げます。

12款分担金及び負担金のところでございますが、1目の衛生費分担金、1節の衛生費分担金で収入済額が41万円、これは、コミュニティ・プラントの青木の方に新規ということで、1件分収入してございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

13款の使用料及び手数料の3目衛生使用料でございます。1節のコミュニティ・プラント使用料、収入済額が1,881万8,761円となっております。

次、31ページの方をごらんいただきたいと思います。

14款の国庫支出金の2項国庫補助金の2目衛生費国庫補助金、当初予算471万6,000円に対しまして206万4,000円の減額補正をさせていただきましたが、こちらは合併浄化槽の補助に対する国庫補助でございまして、補助額が確定しましたので3月に減額補正をさせていただいたものでございます。収入済額は265万2,000円でございます。

続いて、36ページをごらんいただきたいと思います。

14款国庫支出金の国庫補助金の7目総務費の国庫補助金でありますけれども、備考の一番下でございます。2節の総務管理費補助金で地域活性化・生活対策臨時交付金1,000万円でございますけれども、こちらが、公共下水道特別会計へ管渠更生の工事費として、補助として受け入れたものでございます。

ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

県支出金の県補助金、3目の衛生費県補助金でございますけれども、当初予算額702万3,000円のうち695万8,000円が合併浄化槽の補助として計上させていただいたものですが、これも補助金の確定により減額をさせていただきまして339万円になっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2節の清掃費補助で収入済額が339万円となっております。

続いて、51ページをごらんいただきたいと思います。

18款繰入金で2項の基金繰入金の3目まちづくり基金繰入金、予算で82万3,000円が繰越財源となっておりますけれども、こちらは蛇沼排水路に係ります農業用の排水機場の設置工事の繰越分に充てるものでございます。収入済額1億7,710万500円のうち、5,130万5,500円が都市下水路の工事と公共下水道の特別会計への繰出金に充てているものでございます。

続いて、61ページをごらんいただきたいと思います。

21款市債の方でございますけれども、5節の都市下水路事業債で1,500万円、これが蛇沼に係ります農業用水機場の設置事業費で繰り越し分で1,500万円が収入済になっております。

続いて、149ページをごらんいただきたいと思います。

支出の部になります。

4款衛生費の2項清掃費、3目生活排水対策費でございます。こちら632万5,000円ほど減額させていただいております。

150ページの方の11節の需用費、こちらコミュニティ・プラントの管理費等でございます。主なものとしまして、光熱水費で629万6,712円、修繕料195万1,635円等で需用費として856万3,761円を支出しております。

一番下、委託料でございますが、処理場の運転委託料等で支出済が1,581万5,605円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

15節の工事請負費につきましては、青木のコミプラの制御盤の移設工事費で21万円等、支出してございまして、工事請負費で26万8,800円。

19節の負補交でございますけれども、合併浄化槽の設置補助としまして、24基分886万6,000円等で、総額934万3,000円を支出してございます。

続いて、158ページをごらんいただきたいと思います。

5 款農林水産業費の 1 項農業費で158ページの一番下、繰出金でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰り出しが 1 億4,626万3,000円支出してございます。

続いて、189ページをごらんいただきたいと思います。

7 款土木費の都市計画費の 3 目下水道費でございます。

190ページ、一番下ですが、工事請負費としまして都市下水路補修工事の48万3,000円につきましては、下にあります農業用水の設置工事に対する附帯工事で、ネットフェンス等の工事を行ったものです。1,582万2,500円、これにつきましては、繰越事業でポンプ及び建物の設置工事を行ったものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

192ページの一番上でございますが、負補交で取手地方広域下水道組合への負担金が 5 億4,800万円です。

28節の繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金で 3 億2,615万2,000 円でございます。

以上が下水道課所管の一般会計の決算でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

堤委員。

委員（堤 實君） 特定事業推進課長に、ちょっとお願いします。

櫛戸台線のところの盛土です。これはあれですか、土を買っているということですか。ちょっと聞きたいんですが。

委員長（染谷礼子君） 中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 先ほどご説明いたしました盛土につきましては、豊体横町下宿線の方となっております。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

海老原委員。

委員（海老原 弘君） 190ページの樹苗圃場用地管理委託料の 9 万4,500円ですが、この前、私、一般質問でも、これに関連する質問をしたんですが、この樹苗地というのは、きらくやまの下の方のところだと思うんですけども。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員、マイクお願いします。

委員（海老原 弘君） 済みません。

今の現状というか、あまり活用されていないんじゃないかという、一般質問の中にも入れたんですが、状況わかりますか。

お願いします。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） おっしゃるとおり、場所は、きらくやまからの西谷田川に沿った場所。途中が相当広さがございますが、あそこの一部が樹苗地として、実は前に、ふるさと創生事業の緑の事業がございまして、そこで、実は皆さんから、いろいろな樹木をあそこで管理して、それを皆さんにもらっていただくというような、そういうことで

始まったものですが、今でも、実は若干、樹木はございます。そちらで、なかなかいいものがないものですから、なかなか利用されないというのが現状なんですけれども、ただ面積が大分多いものから、そちらの草刈りであるとか、そういうものについて、実は管理委託がかかってきているということでございます。

ただ、これだけでは実際に間に合いませんで、実際には職員が自分たちで草刈りをして良好な環境を保っているというのが現状でございます。そういうことです。

よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員。

委員（海老原 弘君） この前、質問でも言ったんですが、今、課長の言うように、有効に活用されていないというところが、多額の、これ予算。私もともと造園屋に勤めていたものですから、これだけの予算あれば、新しく苗木を買ってやれば、相当の品物が買えるというような金額だと思うんですけども、一方で、この前、一般質問したように、みらい平の方では緑地が不足をしているというような状況があるんで、この間の一般質問と同じように、この活用を十分これから考えていただきたいと思います。

要望しておきます。

委員長（染谷礼子君） 要望ということでお願いします。

ほかにございますか。

直井委員。

委員（直井誠巳君） 特定事業の方で、新事業の豊体横町下宿線、そのことをちょっと聞きたいんですが、随分、今、転圧もかけられて、あと1年ほどで今度は面整備に入れるのかなと思います。決算を見ると、報告を聞くと、大分順調に移転も、いわゆる用地買収も進まれていると思うんですが、既存の道路から中通川に向かって農道が行っていますよね。その農道を美味しんぼの方から谷和原の方に向かうということで、その農免道路が分断されるわけです。既存道路から中通川に農免道路が行っているわけでしょう。それを利用して、皆さん、田植えにしる、稲刈りにしる、それから、農機具の搬入をしているわけなんです、あれ、全く分断されるんです、構造上ね。それで、地域の方は大変不便を感じておると、これが仕上がった場合に、今の計画であれば、そこを農免道路附帯と、つくってほしいというような話、多分にあると思うんですが、その辺のことをお聞きしたいんですが、その要望に対するお考え。

それと、1軒の方が、どうしてもスムーズな答えを出し切っていないというような話も聞いているんで、この2点、進捗状況お伺いしたいんですが、よろしくどうぞ。

委員長（染谷礼子君） 中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 1件目の道路の分断云々につきましては、特段、今のところ具体的な地権者等々からお話がございますが、今後、工事に差し当たりまして、十分に協議して進めていきたいと考えております。

それと、1軒ほど用地買収にご賛同いただけない方がおられるのかというご質問かと思うんですけども、その事業には、別段、事業そのものに反対ということではなくて、その方、市の方に若干要望がございまして、その要望のすり合わせが、まだ済んでいないと。要するに完結していないということで、今後も十分に折衝してご理解をいただきたいと、このように考えております。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

直井委員。

委員（直井誠巳君） 確認したところ、その農免道路附帯というような要望、要請の話は行ってなさそうなんですが、地域では、その話、盛り上がっているんです。だから、地域だけの話であって、まだ正式に課の方には依頼の話は行っていないと思うんですが、なかなか、農家の方なもので、役所まで出かけて行って折衝するというのは苦手な方がたくさんおるんです、実際ね。

しかし、地域の中では、どうしても作業ができなくなってしまうというようなおそれあって、今、当然、人力じゃないもので、またいで行くわけにはいかないし、どうしても、機械、それから、軽トラック等の利用もあるもので、道路というものがないと。ましてや、今、計画されている道路上に、軽トラック、それから、農機具を置くと、大変危険です。それを防ぐためにも、それらしい農作業用の道路なんかも、やはり必要なのかなと思うんですが、多分に、近々、今、その話も行くんじゃないのかなと思うんです。

地域では、その話、どうしても聞いてほしいような話もあるんです。まったく、あれ断されちゃうもので、その辺のところも、ひとつ要望としておきたいんですが、よろしくお願いします。

委員長（染谷礼子君） 次、豊島委員。

委員（豊島 葵君） 建設課の方、きょう課長休みで浅川課長補佐だから、答えられるところだけでいいです。

特例債事業とか、補助事業とかは順調にいつていると思うんですけれども、この単独事業だよな、市の単独事業。これに関しては、特に補修事業なんかは、結局、総務部長にも、この前、言ったんだけど、結構、道路に起因する事故で補償金とか払うのが、このごろ目立って上がってきているという関係上、例えば区長を通して上がってくる農道整備とか、補修してほしいというやつが、結局、単独事業がかなりない中で、どのくらい要望に対して20年度はこたえられたのか。パーセント、半分しかできなかったとか、3分の1しかできなかったとかあるでしょう。お金ないんだから、これは。だから、その辺ちょっと。

財政課の方では、結局、優先順位とかは、建設課の方から上がってきた順位でやっているんだよということだから、もちろん要望あれば、そこへ見に行って、ちゃんと対処はしていると思うんだけど、危険度とか、いろいろあると思うんだよな。だから、その辺は、どういうふうに対処して、どのくらい達成というか、要望にこたえられたのか、ちょっと聞きたいと。

委員長（染谷礼子君） 浅川課長補佐。

建設課長補佐（浅川昭一君） 今の質問なんですが、まず要望がありまして、危険と判断できる部分に関しては即対応をしております。ただ、すべてとは言えないんですが、危険な場所に関しては、もうお金あるとかないとかじゃなくて、もうその場で、職員ができることは職員で、職員でできないことは業者に委託しまして、修復というか、しております。

ただ、何%とか、そういうものに関しては、ちょっと今、手持ち資料がないものですか。だから、できるものについては、やっております。

ただ、当初予算で工事を組む集落からの要望ですね。それは、毎年増えています。それに対して、財政面等、見比べながら優先順位をつけて財政課に要望はしておるところなんですが、やっぱりそれについても、優先順位というのは危険が一番です。その次に、通

学路もしくは交通量等、調査しまして順位づけして、財政課には要望しているところでございます。

できるだけ対応できるように、心がけていきたいと思えます。

委員長（染谷礼子君） 豊島委員。

委員（豊島 葵君） そういうことでお願いしたいと思うんですけれども、これは、あと、部長にちょっと言っておくだけけれども、結局、これは建設課ばかりじゃなく、この前も言ったんだけど、職員がみんな、やっぱり通勤するときとか、あるいは、市内回って歩いているわけだよな、いろいろな面。そういう中で、やはり気がついたところは、別に向こうから上がってきたやつばかりじゃなく、やはり自分の目で見たところは、あそこはちょっと危険だとか、あるいは直さなくちゃだめだよというところは、やはり建設課ばかりじゃなく全職員で、やっぱり上に上げて、部長会議なりで、やはりそういうのはやっぱり直していくべきだと思うんです。

そうじゃないと、やはりこういうでかい事業ばかり、今、目が行っているところで、やはり農道とか、あるいは集落の道路とか、そういうところをやはりよくやらないと、やはり市民の不満がたまって、何やっているんだということになりますので、だから、その辺をちょっと、これ、部長に。

やっぱりその事故、起こる前に、やっぱり。これは交通安全の方とも、また起因すると思うんです、道路ばかりじゃなく。だから、道路が、とりあえず補修だよな、一番大事なのは。だから、そこらは上がってきたらすぐやるように、やっぱり職員、下の方へも、やはりよく周知徹底してもらいたいと思うんだけど、部長の考え、ちょっと聞かせてください。

委員長（染谷礼子君） 片見部長。

都市建設部長（片見和男君） それでは、道路補修についてのお話をしたいと思っております。

まず初めに、市民全員の方をお願いすることは、今、広報紙で市民全員の方に、道路について、穴とか、そういうものが、壊れている破損場所があった場合には、ぜひ建設課の方にご連絡をいただきたいというふうに、広報紙で、今月号ですかね。掲載をお願いいたしまして、次回出るときには、それが皆様方に届くのかなと思っております。

私ども、道路については、よちよち歩きの子供さんから高齢者の方まで、安心して安全に歩いていただく、これが基本でございます。したがって、職員全体といたしまして、日ごろから通勤途上、穴ぼこがあった場合は建設課の方をお願いをしているところでございます。

また、先日の総務関係の特別委員会にもご指摘があったということでございますので、再度、総務部長の方からご連絡ありましたので、私ども、至急、改めて職員全員にグループウェア、今すべて持っておりますので、コンピューターの中の回覧板で職員全員の方をお願いしているところでございます。こちらについては、毎日、やっぱり点検していただかないと、やっぱり道路は刻々と変わってきます。特に雨が降った後については、破損が多うございます。職員の方をお願いして、また、市民にもお願いして、安全な道路を守りたいというふうに考えてございます。

委員長（染谷礼子君） 豊島委員。

委員（豊島 葵君） よろしくお願いしたいと思えます。

それで、まだ市道になっていない、建設おくれて、要望あるんだけど、買収できなくて市道になっていないというところもあるんだよね。それで、そこに穴があいていて、それは道路のわき、側道というか道路に面しているところだから、狭いところなんか、そこを車、まだ買収していない私道でも通るわけだよね。私有地でもね。だから、そういうところも、やはりそこは私有地だからいいじゃなく、やはり穴あいているところは、その地主さんに言って、やはり砂利ぐらいいは埋めて、安全に通行できるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしいですか。

次、岡田委員。

委員（岡田伊生君） 今の豊島委員の質問と関連するんですが、要するに180ページの13の委託料の金額の中です。

たしか説明だと、補修費が大体、箇所が90カ所ということなんだけれども、これ、合併前から、補修の内容にもよるでしょうけれども、大分区長さんを介して要望書ということで、かなりの数が山積みになっていると思うんです。今言った90カ所というのは、その中のことなのかなという感じはするんですが、そのほか、部長が、今答弁された要するに市民に対して広報を通して、いろいろな箇所の報告を求めているんだということなんだけれども、ですから、要は、豊島委員が言われたように、どのぐらいの要望があって、どのぐらいの対応ができてきているのかというのは、これ、決算ですから、本来はなくちゃいけないと思うんです。できるかできないかは別としまして、やはりただこうやっていますと言うんじゃないで、その辺は、やはりもうちょっと答えをいただきたいというところなんです。

というのは、かなりの、これ、これだけの3,700万円ぐらいで補修費用を、このつくばみらい市の全体の市道、これ、全国でも、たしか北海道に次ぐぐらいの、何番目とかという市道を持っている自治体なわけです。そういう中で、この補修費をこの中でやっていくというのは、財源がないというようなことがあるんでしょうけれども、ぜひとも、この辺をちょっと、これ、調べていただきたいんです。やはりどのぐらいのあれがあったのか。

今言ったように、補修は2種類あると思うんです。大きくやらなくちゃならない部分と、また、穴あいたのを住民が来たから、ちょっと補修すればいいというのは、それはそれでやっているんだとすれば、大体どのぐらい出ているのか、で、どのぐらい対応したのか。

あと、今言ったように、これ、本当に、かなりの問題が出ていると思うんです。この道路の補修の問題は、拡幅も含めて、いろいろな意味で。だから、やはりすぐに対応できないものもあるでしょうし、そういうものを本当にお願ひしたいんです。

数字的に出ないと、これ、決算している意味が、果たしてあるのかというようなことにもなっちゃいますので、ですから、すぐやれということではないんですけれども、やはりそれによって、じゃあ、どうしようということで、みんなで知恵を出すとかしないと、予算どりにしたって、予算どりができないなら、じゃあ、対応をどうするのかというようなこととかやって、次にやっていけなくちゃならないんで、せっかく今、豊島委員が言われたようなことは、ぜひともお願ひしたいんです、私らも。

ですから、できれば、この場でじゃなくてもいいですから、後ででも結構なんで、数字的なもので、どのぐらいの要望が来ていて、今、部長が言われた軽い補修の部分、穴あいているのであったら、どのぐらいの報告来て、どのぐらい対応している。そちらは、ある程度対応できると思うんですけれども、その辺、お願ひしたいんですが、どうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 片見部長。

都市建設部長（片見和男君） 区長の皆様方から要望あるのは、まず初めに、道路を広げてほしいというふうな要望、そして、舗装をしてほしいという要望、また、排水が悪いので排水を新たにつくっていただきたいという要望、また、道路が壊れているので補修の要望、また、修繕の要望ですか。補修よりも、もっと穴ぼこあいたり、修繕するというふうな意味で私ども使っておりますけれども、基本的に、穴ぼこがあいたとか、そういうふうに舗装の、側溝のふたが壊れた場合には、すぐにやらなくてははいけませんので、これは修繕というようなことで考えておまして、即対応するのが基本でございます。また、そのほかの補修、それと、新規に要望とかについては、いろいろな区域からご要望をいただいております、今、私どもの方では、すべての金額を整理していない状況でございます。

岡田委員がおっしゃるとおり、やっぱり要望があったからには、やっぱり今おこたえをしなくてははいけない。できるできないをはっきり、こういう財政状況ですので、すべてがおこたえできる状況ではございません。ただ、その内容については、担当課の方で、よく整理をいたしまして、金額等を把握に努めたいというふうに考えていきたいと思っております。

委員長（染谷礼子君） 岡田委員、いかがですか。

どうでしょうか。

委員（岡田伊生君） よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） では、次。

高木委員。

委員（高木寛房君） 2点ほど、経過ということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、一つは、県の事業なんですけれども、これは特定事業推進課の方かな。

以前、一般質問でもさせていただきましたけれども、東櫛戸台地区ですか。その、みらい平に隣接する第三調整池ですか。その部分の外周道路の件なんですけれども、これ、舗装の整備も大分進んできまして、地域の住民は大分喜んでいますが、まだすべて整備は、まだ終わっていないようですけれども、これは県の回答だと全部やると、そういうようなお答えをもらっているんですけれども、それは間違いありませんよね。

委員長（染谷礼子君） 中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 私どもの方も、県の方から、そのように伺っておりますので、間違いはないというふうに考えております。

委員長（染谷礼子君） 高木委員。

委員（高木寛房君） ありがとうございます。

それと、これは建設課になるのかな。その外周道路に伴いまして、この台地区の今現在使っている道路なんですけれども、それを、ちょうど東福寺というお寺あるんですけれども、寺の先の地先とアクセスするという話をお約束させていただきましたけれども、その一番末端のお宅2軒ほどあるんですけれども、その2軒の地権者の方は、土地を提供してもいいから、何とかアクセスさせてくれというような話ですので、この部分の工事も間違いなくやっていたきたいんです。

委員長（染谷礼子君） はい、浅川課長補佐。

建設課長補佐（浅川昭一君） 今のご質問なんですけど、前任者から、確かに要望があったということは引き継いでおります。現在、調査に入っております。拡幅の場合は、基本

的に寄附というのを原則としていますので、土地の提供があるということであれば、優先順位はおのずと上がってきますので、これから、よく調査して決定したいと思います。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

委員（高木寛房君） お願いします。

委員長（染谷礼子君） 済みません、質疑、途中なんですけれども、ここで10分間休憩をとりますので。

午前 11時 12分休憩

午前 11時 22分開議

委員長（染谷礼子君） それでは、再開します。

発言のある方。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 4点、聞きたいと思います。

一つは、186ページの負補交の中で、例えば県河川協会負担金って100万円、毎年ずっと負担金あって、ほかにもいろいろ負担金があるわけです。県道の整備促進協議会負担金とか、関東国道協議会負担金とかって、わずかな金額だけれども、こういう協議会とか推進期成同盟とか、そういうところの会費を払うわけですけれども、これはどういう形で、見える形で反映してくるのか。毎年、会議を開いて、きちっと目的に沿った行動やなんか、そういうものが起きているのかどうかということ、いつも気になっているんですけれども、今議会で、ちょっと聞きたいなと思っていました。特に県の河川協会負担金というのは、非常に大きいんですけども、実際は、どういう仕事を協会でしているのか、わかっていれば、聞きたいというふうに思います。

それから、188ページのところなんですけど、19年までは一般住宅の耐震の診断を県と市の助成で、わずかだけれどもやっていたんですが、これは18、19年度で終わっていて、20年度はないわけですけれども、今後やっぱり一般住宅の耐震の診断をして耐震化を促進するというのは、やっぱり大きな仕事だというふうに思うんですが、大変難しいというふうに言われているんですが、その辺のところ、どういうふうに考えているのかということと。

それから、180ページ。行ったり来たりしちゃいますけれども、使用料賃借料のところ、水中ポンプ借り上げ、それから、出水時機材借上料ということで支出をしているんですが、大分、内部幹線というか、そういうところでは減ってきているのかというふうに思うんですけども、20年度では、どういうことがあったのか、どこでどういうふうに使ったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、最後になるんですが、区画整理の中で集合住宅がどんどん建っているわけですけれども、実際どれだけの戸数が、あの開発の中で今つくられているのか。申請確認も含めて、その辺の把握はされているのかどうかというふうにお聞きしたいんですが。

その4点です。

委員長（染谷礼子君） 4点ありましたけれども、答弁できるところから。

浅川課長補佐。

建設課長補佐（浅川昭一君） では、最初の質問の河川関係のご質問なんですけど、一応、河川で何個も、鬼怒川下流とか、小貝川改修とかありますが、こちらは、今後、川も改修が必要になるかと思います。その改修に対しての要望する団体が主です。一番下の県河川

協会負担金に関しては、1級河川に対する今後の対応とか要望を、国とか県に要望している団体です。それに対して負担をしています。

要望先に関しては、国とか国会議員なんかにも要望には伺います。

委員長（染谷礼子君） ほかの質問の中で。

木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 都市計画課関係2点あったかと思いますが、まず、耐震の診断補助につきましては、これ、国の関係の補助の関係で、実は19年度で一度、途切れてございます。実を言いますと、耐震計画を各市町村でつくりなさいという、実は指導が現在来ております。実は今年度できるかどうかということで、実は今検討してございます。耐震計画をつくりますと、必ず耐震計画に沿った耐震診断をして、その先にあるものが、実は耐震工事の補助というところまで実際には検討しなければいけないという制度になってございます。

実は補助制度もございまして、地住交、それから、ストック事業という実は補助事業もあるものですから、市として今後どういうふうにかかわっていただけるかを現在検討中でございます、方向性については。もしかすると補正で、またお願いするようなことがあるかもわかりませんが、現在、その辺も含めて検討しているところでございます。

歯切れの悪い回答で申しわけないですが、そういうことでございます。

委員長（染谷礼子君） 浅川課長補佐。

建設課長補佐（浅川昭一君） じゃあ、建設課の方でポンプの借り上げについてなんですが、こちらで使用したのは、中通川の谷井田で、あと、長渡呂新田では特別養護老人ホームの西側で使用をしております。箇所的には、谷井田の場合は何カ所もありまして、1カ所ではございません。大まかに2カ所の部分で使用しているということです。

委員長（染谷礼子君） じゃあ、中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 区域内の集合住宅の戸数ということでございますが、2009年8月現在で1,167部屋です。戸数というか部屋というふうに、ご理解いただければと思います。

委員長（染谷礼子君） 答弁が終わりました。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 今の区画整理内の住宅、賃貸住宅ですよね。1,167。

委員長（染谷礼子君） 中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） いわゆるアパートということです。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） 水中ポンプの借り上げということで、大きなところが、ずっと通常的に毎年やっている。対処しているわけですけれども、伊奈東の中の住宅地の中は、前も、いつも私も気になってはいるんだけれども、やっぱり雨水が都市下水道につながらないところがあって、ポンプを使うほどではないけれども、やっぱりそういうところがあるので、市街地の中の私道路があって、いろいろ障害があるんだけれども、やっぱりその辺の改修を。せっかく都市下水道があるのに、そこにつながらないというのは、やっぱり課題ではないかなというふうに思うのね。ぜひその辺のところも、今後検討してほしいなというふうに思っています。

それから、もう一つ、最初に質問したところの、いろいろ負担金とかわかるんですけれ

ども、県全体でやられるわけですよ。例えば県の河川でしたらね。すると、1自治体、つくばみらい市で100万円でしょう。相当大きな金額が、この協会に行くわけです。それが、国会議員や国への要望団体として、そこに使うんだというのは、ちょっと税金の使い方からいうと、そういうのに、そんなにたくさん使うべきなのかなというふうに疑問を持っているんですが、たくさん、そういうのはあると思うんです。

例えば県道もそうだけれども、県道も、毎年、県道の整備促進協議会負担金というのも3万4,000円というふうに計上されていますし、そういうの拾ったらいっぱいあると思うんです。だから、そういう行政と国との関係のところの見直しなんかも必要じゃないかなというふうに、金額わずかですけれども、というふうに思ったりしているんですが、その点ではどうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 浅川課長補佐。

建設課長補佐（浅川昭一君） 今の質問なんですけど、例えば川に関して何個かありますけれども、川の改修が基本的に全部終わることがあれば、こういうものはなくなるものかと思うんです。ただ今後、改修は、まだありますので、団体的には必要な団体。ただ、その100万円とかいう、ちょっと金額がかさむやつについては、ちょっと算出基準がありますので、今、ちょっと調べますので、回答はちょっとお待ちください。申しわけございません。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 公園の管理の問題なんですけれども、附属書類の中に載っていませんよね。

〔「51ページ」と呼ぶ者あり〕

委員（川上文子君） そうですね。で、毎年毎年載っているんですが、一つは、合併をした後、市内の中に、こういう形で公的なお金を出して管理している公園が幾つかあるんだけれども、そこ自身の公園として生かされているだろうかとか、いろいろな意味での検証というのは、一定必要なんだと思うんです。その点について、どうかということ。

それから、管理する費用の考え方、どんなふうに管理をしていくのかという。除草何回とかというふうに書いてありますけれども、考え方として、ここは除草何回をしてとかという考え方というのは、何らかの裏側の考えがあって、ここについてはこういうお金で除草しよう、あれをしようというふうに決めているのか。そこら辺の管理の仕方と、それから、やっぱり生かし方の点での検討が、この間されているのかということ。

それから、あと、丘陵部の開発の問題なんですけれども、9月の議会で、茨城県の将来負担額が860億円ということで、この事業の、私は、まさに破綻が明らかになったというふうに思っていて、そういう意味で、丘陵部の開発計画というのに、本当に市が四つに組む必要があるんだろうというふうに思っているんですが、そのときに、責任ある人口計画を県につくらせていくことが必要じゃないかと。その人口計画についての県の、事業者としての責任も同時にとらせないと、結局、いつか来るだろう、いずれこうなるだろう、1万6,000人だろうということで市自身が公共的な投資をしていくと、大きなやっぱり負荷を負うわけですから。そのことについて、市長は、そのように県に言っていきますというふうに一言で言われたんですが、実態的には、多分、県との間で、そういう形での協議というのは進められているのか、実際的にはどうなのかということについて聞きたいんです。

委員長（染谷礼子君） じゃあ、答弁の方をお願いします。

木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 先に、公園についてのご質問でございましたが、費用の、つまり管理の仕方についての考え方と、それから、公園そのものの生かし方というご質問ということでございますが、もちろん公園というのは、市民の憩いの場として実はつくられるものでございます。管理につきましても、実は先ほど川上委員さんおっしゃられましたが、この説明書、見ていただいて、実は昨年につくり方と、今年は全く違えてつくっております。昨年は、こんなふうにつくってございませぬ。今年は公園ごとにわかるように、実はつくらせていただいたつもりです。

そういう意味で、目についてしまったのかなというふうにも思いますが、公園につきましても、例えば本当に人がたくさん集まる、もちろん、広い芝生を中心として遊ぶような公園につきましても、できるだけ実は多く除草作業をしたいと。現在、年4回を基本にしておりますが、今年度から実は4月に早速、草の場合、春先に、なかなか事業が入れないで、6月、7月になってしまいますと、相当、実は草も伸びてしまうということで、今年度から、昨年の12月だったでしょうか、前倒して明許で実は公園の管理ができるように、4月早々に実は第1回目の草刈りをしている。それ以後、実は草刈りの場合ですと、実はすぐに草が伸びてしまいます。本来であれば、3回、4回ではなくて、5回、6回と実はしたいところなんです、必要最低限のところ、状況に応じて実は作業をさせていただいているというのが基本です。

基本的に公園管理につきましても、除草作業と剪定作業、それから、安全面についての遊具等の管理というのが、この三つが実は基本になって、実は管理をしております。その上で、市民の皆さんに安全で親しまれる公園にしたいということで、実は努力しているつもりでございます。

なお、利用につきましても、ほとんどが住宅地の中に公園位置してございますから、私どもの方では、例えば何人利用したとか、そういう数字は実は、公園ですから自由に入っただけのところでございますので、例えばテニスコート年間何人利用したというのは、すぐ数字が出るんですが、なかなか公園利用者何人ということではございませぬが、ただ皆さん大変たくさんの方に毎日来ていただいているというふうに、私どもの方は感じてございます。

ただ一番大事なことは、福岡堰のさくら公園でもそうなんです、ちょっと公園の中に、例えば高低差があって危ない場所があるようなところには、やはり看板をつけたり、注意喚起をしたり、それから、なるべく、その段差をなくすような小さな工事等も行いながら、皆さんの安全を第一に利用していただくということで考えて管理しております。

答えになっているかどうかかわからないですが、以上でお答えとさせていただきます。

委員長（染谷礼子君） もう一つの方の質問で、中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 一般質問にも委員の方からございましたけれども、人口計画、当初、県から示された人口計画というのは、当初、合併計画をつくる上で市の方からの、いわゆる社会増について事業者には資料として求めたというふうに聞いております。

基本的に人口計画というのは、要するに行政単位がつくるのが本来の形ではないのかなと思っておりますけれども、しかしながら、この社会増というのは非常にとらえ方も難しいということもございませぬし、私ども、この前、市長が答弁申し上げましたとおり、県の

方には、いわゆる区画整理事業者としての実行計画を出してほしいというふうには求めています。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 公園の問題なんですけれども、今、私、手元に18年と19年と20年の決算に対する附属書類を持ってきたんですが、公園によつての管理の仕方、細かく言うと、例えば絹の台・西ノ台公園の除草は、18年度は6回やっているわけです。19年、20年は5回、ほかのところは4回、さるまい公園は3回というような形で、一定の判断の中でそういうことを決めているんだと思うんですけれども、これから丘陵部で、今年は、この20年度は288万円なんですけれども、どんどん、これ、広がって行って、管理費用が出てくるわけです。

やっぱり筋立てというか、管理をする考え方、それから、生かし方について、やっぱり裏づけをさせる必要があるというふうに思うんです。利用頻度や、その使い方によって、ここはこういうふうに管理していくということなんだろうと思うんですけれども、同時に、この間、海老原委員も質問したように、3%の開発に伴う共有地というか公園用地があつて、それは地元の管理負担になっているけれども、あちこちでやっぱり高齢化の中で管理ができない状態があつて、そういうところについても、どうしていくのかということも含めて、全体からすると公園用地というのは、市全体からすると大変というか少ない面積、少し前、調べた指数からすると。だから、今あるものを大切に生かすことが基本だというふうに思いますけれども、生かし方についてのやっぱり現状の把握や、それから積極的に、さるまい公園なんか、よく問題になったけれども、本当に利用される形になっているかという、決してそうになっていなかったり、そういうものの生かし方も、来ないから手をかけないという判断ではなくて、来てもらうようにどう手をかけるのかという方策も、里親制度とか、いろいろありましたけれども、やりながら、何らかやっぱり考えていかないと、丘陵部でどんどん増えていくことで、その負担うんと増えながら、片側では、さっきの道路も同じですけれども、大きい道路は、それなりの形で進ませようと思って進むけれども、小さいところが、一番身近なところが手薄になるという結果も生むわけで、やっぱり考え方を出していく必要があつて、生かし方についても積極的な方向性を持つ必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、丘陵部の開発については、私は、大変大きな問題を生むと思うんです。人口計画についても、茨城県が出した合併のこの計画だと、その民地については、ほとんど29年以降に張りつくという予測をしているわけです。片側では、使用収益が開始されれば、固定資産税はぐっと上がるわけですね、宅地並みの評価になっていく。ところが地権者は、ずっと売れない形で、ずっと抱えるという状況をもともと予測しながら計画がつくられているということも含めて、市の特徴として、すごい細かいところには目がいくんだけど、こういう大きな問題に、本当にどういうふうにメスを入れるかというところが、すごく弱い。大きなむだは何か非常にあいまいになって、ごみ問題もそうだったというふうに思いますけれども、いろいろなところでそういうものがあつて、特に、この開発の問題は、市をどうつくっていくかという大きな問題になっているわけで、だから、茨城県として、この計画を全体のつくばも含めた計画の中で、どう位置づけていくのか、どこまで保証してきちっとやってもらえるのかということについて、やっぱり市が本当に県とやり合う姿勢を持たないといけないなというふうに思うんです。

抽象的な話をされていて申しわけないけれども、一般質問でやって、そういうふうにやりますと言ったけれども、実際的には、ただただ進むということに成りかねないというふうに思うので、公共投資をどうしていくのかということや、本当に張りつかないのであれば、じゃあ、どうしていくのかということも考えなきゃいけないというふうに思うので、そこら辺は部長かしらね。

委員長（染谷礼子君） 片見部長。

都市建設部長（片見和男君） 伊奈・谷和原丘陵部の人の張りつきのご質問でございますけれども、当初の計画1万6,000人をいかに早い時期に住んでいただくかというのが基本でございます。

まず、住んでもらうためには、やっぱりTX沿線、やっぱり東京都の各区からつくばまで、いろいろなところでかなり面整備やっております。実際、市といたしましても、みらい平のいいところというのかな、これをやっぱりPRするのが一つだと思いますし、また、実際TX関係で申し上げれば、やっぱり当初は時間2本の電車の便でしたけれども、現在は4本になっております。これについては、沿線と、いろいろ協議をして連携して、県にもお願いする、首都圏のTXの会社の方にもお願い、要望活動をお願いいたしまして、増便の活動をやってございます。そういうように利便性の向上を図るとともに、いいまちをつくってまいりたいと思っております。

まちの付加価値といたしましては、先ほども古川委員の方からもお話ありましたように、沿線等協議会をつくってございます。いかに沿線そのもののグレードを上げるか、そういうことを今、発信している状況でございます。

また、整備についての県の負担のご質問でございますけれども、市は119条負担金、道路関係の負担金と公園に關係する負担金については、21年度でございます。協定は結んでございますけれども、理由があるのであれば県に負担をしていただくように、拡大してというのは基本的な考え方でございます。当初から、基本的には市は負担しますけれども、県にもたくさん負担していただくということが基本で、これからも進めていきたいと思っております。

委員長（染谷礼子君） 答弁が終わりました。

木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 公園管理について、おっしゃるように数年前は年間6回、除草作業しておりました。現在、多くて5回、通常、基本的には4回という方向で実は回数は減っております。これも実は、その辺もありまして今年度は4月早々に、つまりやり方を変えて効率よく事業を推進しようということで、実は作業の回数は減らしている。予算の関係もありますけれども、いろいろなことを考えて、効率よく仕事を進めたいというのが、一つです。

それから、もう一つ、旧開発による小さな公園の取り扱い、おっしゃるとおりほとんど地元の皆様のご協力をいただいて管理をお願いしている。ただ若干ですけれども、大きなものについては、市も、そこで協力をさせていただいているということもございます。全くしていないということではないんですけれども、ただ今まで、やはり旧伊奈の公園の扱い方と旧谷和原の公園の扱い方で、やっぱり少し違った側面があったことも確かでございます。ただ、どちらがいいかというよりも、今年から実は絹の台桜公園では、除草作業を地元の人たちに実はお手伝いをいただいております。地元の方にも、利用している方に

いろいろな形で汗を流していただいて、みんなの公園として親しんでいただこうということも、これから大事なことなのかなというふうに考えております。

今年これから秋に、近隣公園がみらい平地区で一つ、それから同じ時期に二つの街区公園、都合三つの公園の移管を受ける予定でございますけれども、そういう管理につきましても、できるだけ地元の方と何らかかかわりを持てることがないのかなと、そういうシステムを模索しながら、単純に市だけがお金を出して公園管理するというだけではなくて、地域の皆さんと一緒に何らかできるものはしていただけるような、そういうお話し合いもしながら公園管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 開発の問題なんですけれども、私は、基本的にT Xのこの6地区の沿線開発というのは、過大だというふうに思っているんです。これ、絶対このまま進まないし、進めれば進めるほど県の負担や地元の大きな負荷を生み出す。私は、絶対この計画の見直しが、今の段階で私はすべきだというふうに思っているんです。ただ茨城県は、そのまま進めると言っている中で、つくばみらい市は、じゃあ、その中でどう考えるかというふうに考えて、私は、人口計画を県につくらせて、事業者としての県の責任をとらせるということを下の方から押し上げることによって、そういう形の、つくば市も同じように県に物を申ししていくことによって、現状に合わせた形での最もいい収束の仕方というか、現状に合った形での開発の仕方を見定めさせることが、私は必要なんだろうと思うんです。

県に責任をとらせるという点でいうと、公共用地なんかについても、やっぱり一定の県の負担の土地を無償ないし安い価格で提供してもらうことやなんかも含めて、人口が張りつかないんであれば、とても市の方では、そういう形の整備をできないんだから、県が責任を持ってやってくれというような要求も含めてやらない限りは、私は、見直しも県がしないまま、ただただ進んでいって。私は、この膨大な開発を全部やるというのは、大変なやっぱり日本の人口から言ったら、現状から言ったら、無謀だというふうに思っているので、その意味で県に事業者としての責任を、つくばみらい市は事業者ではない、幸いに。だからこそ言えるんで、そこをやらせていく必要があるというふうに、私は思っているんです。

そこら辺も含めて、ただそこに魅力ある、魅力あると言ったら、そこには一定、現状との中での限界があるわけだから、市としてどうしていくのかということを考えてほしいというふうに思っています。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしいですか。

じゃあ、済みません、先ほど古川委員の質問の方から、建設課の方から追加の答弁があります。

浅川課長補佐。

建設課長補佐（浅川昭一君） それでは、先ほどの河川の負担金の関係なんです、この100万円の支出があります県河川協会負担金につきましては、事業費割合、要は県の河川協会なんで、県でどれだけ川の改修をやっているかと、その事業費の割合で負担割合が決まっています。全然やっていなくても、均等割というものが5,000円ありますので、事業費割合で決めた金額に5,000円プラスしたもので負担金としてお支払いしているというのが現状でございます。ですから、今回の20年度の決算に関しては、19年度にどれだけ河

川の事業をやったかということでの負担割合になっています。

均等割は、済みません、5万円でございます。均等割5万円です。

それと、もう一つ、よろしいですか。

岡田委員の質問なんですけど、補修等の要望に対して、どれくらい消化しているのかということで数字出ましたので、一応ご報告させていただきます。

平成20年度ですが、皆様からの要望というか住民からの要望で142件の要望がありました。142件です。それに対して何らかの処置ができたというものは106件、処理をしました。75%の割合で消化しているというような数字になっております。

ちなみに、平成19年度は、166件に対しまして104件、63%です。18年度は、195件に対しまして120件、62%でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 堤委員。

委員（堤 實君） 先ほど丘陵部開発地のいろいろ説明がありましたけれども、部長に、ちょっとお伺いします。

このうちの、本来ならば市の方でかなり介入して開発に、いろいろな面での立ち会いということでやられるというのが普通だと思うんですが、県の方に全部移管して、その工事を進めているというのが現状だと思うんです。そこで例えばの話が、例えば当初は公園の予定地が何十%か、恐らく二、三十%だと思うんですが、これを住宅地として売っ払っちゃうと。これは市民の土地として計画されたと思うんです。そういう問題だとか、あるいは、中泉課長にも、ちょっと触れていただきたいんですが、先ほどの残土の問題、この地はかなり広大な土地だったはずなんです。したがって、これ、何メートルぐらい削り取ったのか。その残土が、今非常に実は地元で問題になっているんです。県の方にも、かなり追求しています。というのは、削り取ったいい土をつくばの方に持っていっていると。しかも、今、仮換地された土地には、よそから持ってきた残土を埋めてしまったと、平らなところですよ。ですから、かなり苦情が出ていまして、例えば雨が降っても水が沈まないとか、いろいろな問題について知っていると思うんで、この土をさっきの残土の件と、私、ちょっと勘違いしたんですが、かなり余っているはずなんです。ですから、その点について、ちょっと触れて説明いただきたいんですけども、お願いします。

委員長（染谷礼子君） 片見部長。

都市建設部長（片見和男君） 区画整理の事業についてのご質問が二つございまして、第1個目は地区公園の周りなんでしょうか。今回の第4回の区画整理の変更に伴いまして公園の面積を減らしまして、その部分については、住宅区域とするというふうなお話だと思っております。こちらについては、県が区画整理を行うに当たりまして事業計画を見直したものでございます。見直して行っておりまして、実際、まず1点目は、いろいろ、あそここのところに、サブセンター区域というふうに今まで予定しておりましたけれども、そここのところを沿道サービス型の区域に変更するとともに、事業費の縮減を図るために公園の用地を減らして住宅用地をふやしたというふうに話を聞いてございます。

公園用地につきましては、3%を超えるものについては市が負担をするというような、買収をするというようなことになっております。ただ今回、公園面積が減ったということでございますので、買収の面積は減少してございます。

それと、残土の話です。残土の話については、実際、県の方でどういうふうな計算に基

づいたかというのは、私どもの方、詳細は確認してございません。ただ実際、残土が今発生しているようでございます。現在、豊体で工事している合併特例債事業につきましては、地盤が大変悪うございまして、そちらについてプレロードの土といたしまして残土をご利用させていただいております。これについては、運搬費はうちの方の工事で対応しているのでしょうか。ですから、残土を有効活用することによって、区画整理の費用の削減には貢献しているのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 中泉課長。

特定事業推進課長（中泉次男君） 残土の件につきましては、ただいま部長が申し上げましたとおり、残土につきましてどのぐらいの搬出量ということは、ちょっと詳しくは承知しておりませんが、いわゆる市の公共事業等で使えるものは再利用させていただいていると。先ほど申し上げましたが、豊体横町下宿線の盛土なんかにつきましては、全部、丘陵部の残土を使用いたしております。また、区画整理内、今、住宅も建っておりますけれども、残土そのものをあそこの場所に放置しておくことは当然、景観、それから、そういった粉じん等の問題から、できないから運んで処理するということが行われているのかというふうに理解しております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 堤委員。

委員（堤 實君） その残土かどうかわかりませんが、みどりの駅の周りの開発です。こちらの方に、要するにダンプかなんかで相当の量を搬出しているという話で、今非常に問題になっているんです。しかも、今、仮換地されているところの土地が、よそから持ってきた、例えば粘土だとかあれですよ。それで、ある人が、これどうなんですかと聞いたたら、早速40センチか50センチの土をとって交換しましたということで、ちょっと文句言う人には、すぐ交換してくれると。そういうやり方について、市としていかなものかなということ、私、今申し上げたんです。それだったら、同じ場所で文句言ったところだけ削り取って新しいいい土を入れたと、それで、ここは、隣、一切やらないと。そういうやり方ってあるのかなと。ですから、そういう点について、もっともっと市として監視して介入していかないと、おかしいんじゃないかなということ、今申し上げているんです。

しかも、先ほど言ったように大事な土ですから、気持ちはわかります。それを、残土を1回プールしておいて、そのことが、例えば粉じんだとかいろいろな面で障害になるということはわかるんですが、これも、皆さん知っていると思うんで、今非常に問題になっているんです、正直なところ。あそこの丘陵部の審議委員会でも大分問題出まして、地権者の代表ですから、かなりあれですよ、問題になっているんです。その点は、部長、知っていますよね。ですから、その点を、私、申し上げているんです。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 片見部長。

都市建設部長（片見和男君） 丘陵部の整備については、茨城県で行っております。区画整理事業でございますので、茨城県が個人の土地をお借りして造成をいたしまして、個人の方にお返ししているわけでございますけれども、場所によっては、いろいろ粘土が出たりする場所があるかと思えます。茨城県の施工におかれましては、品質管理を行うよう

に、そういうようなお話がありましたので、こちらの方からお願いしたいというふうに考えております。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

それでは、最後、秋田委員。

委員（秋田政夫君） 質問させていただきます。決算資料の25ページです。

下水道課長にお願いしたいんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、25ページです。使用料についてなんですけれども、その中の目の3の衛生使用料、これについてなんです。調定額で2,434万8,571円、収入済で1,881万8,761円、収入未収額、これが552万9,810円となっているんです。これが、どういった理由でこれだけの、3割以上の未収額になってしまったのか。それが一つと。

これ、単年度会計なんで経年度がわからないんですけれども、かってこれまで、こういった未収額が経年度累計として、どの程度あるのか。

それと、もう一つは、備考欄でコミュニティ・プラント施設使用料（過年度分）となっているんですが、これ、前年度分の未収に対しての支払いだと思えるんですけれども、平成20年度は550万円の未収に対して、次年度、これに対しての過年度分として上がってくると思えるんですけれども、こういったことを見て、非常に未収額が多いということで、これに対しての投資的な経費はかかっているわけなんですけれども、それに対して未収が多いということは、非常に問題なのかなと思います。

これは、このコミュニティ・プラントに限らず、公共下水についても、実際、加入促進をして、接続をして使用料をもらわなければ、経営的には非常に成り立たないと、基本的にはそうだと思うんです。だから、その辺の投資的な経費に対して一般財源になるような形は、どういうふうになっているのかをお聞きしたい。というのは、特別会計に、ほかもそうなんですけれども、一般財源から相当な額の繰入金が行っているわけです。決算見ると繰越金が出ているということで、あくまでも繰入金に対して決算でそれなりの繰越金が出ているという現状なんですけれども、やっぱりこういった未収金を確実に100%を収納してもらわないと、ちょっと決算上おかしな形になってしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺、これ、単年度で、これだけの未収が出て、その経年度では、累計としてどの程度未収額があるのか、ちょっとわからないんですが、その辺ちょっと説明していただきたいんですが、お願いします。

委員長（染谷礼子君） 豊島課長。

下水道課長（豊島利夫君） コミュニティ・プラントの使用料なんですけれども、この調定2,400万円の中で、現年度が1,950万円ぐらい、過年度について480万円ほどの調定額でございます。逆に言いますと、累積の過年度分の未収金が多いということになります。コミュニティ・プラントと公共下水と農集排と、うちの方、三つやっているんですけれども、コミュニティ・プラントが若干収納率が落ちてございます。

今後、使用料金については、下水道と水道で一本化を今進めているということで、下水道につきましては、新しいシステムが入ってございます。大分、おかげさまで便利に使わせていただいているんですが、今後、滞納整理の方に力を入れて未収金の回収に努めてまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） 下水道についても接続をされて、当然、それに対しての投資をしているわけだから、やはり加入促進をして使用してもらわないと非常に難しいというふうなことで、その辺の加入促進ですか。どういったことで滞納整理というか、それよりも、いわゆる加入促進をまずしていかなくちゃならないと思うんですけども、どういった手段で考えているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

委員長（染谷礼子君） 豊島課長。

下水道課長（豊島利夫君） 加入促進につきましては、加入促進の協議会というのを立ち上げてございまして、今年度はまだやっていないんですが、昨年度は8月に開催いたしまして、9月下旬ごろに、接続のお願いというようなことで福岡堰土地改良区との連名で未接続者に、特に接続率の悪い農集排の十和地区と下小目地区の区域の方に、そういうお願いの文書を差し上げまして、10月末に加入促進協議会、今、議員さんの中にも委員さんとして参加していただいたんですけども、戸別訪問をいたしまして、いない家には文書を置いて、早目に接続をしてくださいというようなことで、いるお宅についてはお話をさせていただいて訪問を行いました。その訪問によってということはないと思うんですが、十和、下小目につきましても、微々たる数字ではございますが、徐々に接続されている方が増えてきております。

今後とも、加入促進協議会の方で農集排に限らず、今度、公共下水道の方でも未接続の方いらっしゃいますので、加入促進協議会の方で通知なり戸別訪問等やって接続のお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） ありがとうございます。

私も、去年、農集排で課長と一緒に促進に歩いたんですけども、やはり一般の方は、やっぱり歩かないと、なかなかわかっていないし、もう忘れちゃって、理解していないんです。そういう連絡を受けても、いつまでにやればいいのかなんて、よく話を聞くんですけども、きっと心にはあるんだけども、実際なかなかそこまで、お金のかかることなんで、非常に前向きになれないということがあるんで、やっぱり投資対効果じゃないですけども、やっぱりそれは絶対的に努力をして、議会もそうなんですけれども、前年度同様に促進に努めていかなければならないのかなということ。よく、なかなか、年に1回ぐらいやっても、なかなか現実には厳しいんで、そういったものも含めて、今度、また違った意味でのPR活動も考えて、促進活動をお願いしたいなと要望します。

委員長（染谷礼子君） じゃあ、要望ということで。

それでは、都市建設部所管の一般会計決算に対する質疑、意見は以上で終了いたします。ここで1時まで休憩いたします。

午後は1時から再開します。

午後零時12分休憩

午後1時01分開議

委員長（染谷礼子君） それでは、再開いたします。

認定第5号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第5号について説明を求めます。

片見都市建設部長。

都市建設部長（片見和男君） つくばみらい市公共下水道事業特別会計の決算につきまして、下水道課の豊島課長の方から概略を述べさせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） それでは、豊島下水道課長。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

ページ、356ページをごらんいただきたいと思います。

歳入決算額14億1,512万8,662円、歳出決算額13億2,787万3,973円、歳入歳出差引額8,725万4,689円。うち、繰越明許2,303万円、翌年度繰越額6,422万4,689円となっております。

361ページをごらんいただきたいと思います。

361ページ、歳入の方からご説明をさせていただきたいと思います。

1款の分担金及び負担金でございますけれども、1億5,900万円ほど減額補正をさせていただいておりますが、これは県丘陵部の関係の事業量の減と歳入の変更でございます。

繰越財源充当額としまして、1億4,127万5,000円を充当として計上させていただいております。

1節の負担金につきましては、収入済額で2億1,438万5,000円、これにつきましては、茨城県からの丘陵部に係る負担金でございますが、19年度の繰り越しで1億4,127万5,000円、20年度分で7,311万円でございます。

2節の受益者負担金につきましては、収入済額4,350万4,900円で、現年度と過年度、備考欄のとおりでございます。

2款の使用料及び手数料でございます。1節の公共下水道事業使用料につきましては、収入済額が1億7,725万1,634円、それで、不納欠損額が5名分で21件分で8万9,331円ほど不納欠損処分をさせていただいております。

2節の行政財産使用料につきましては、小絹水処理センター内の敷地にN T Tのアンテナ基地局がございまして、その使用料等でございます。

手数料につきましては、受益者負担金の督促手数料と下水道の指定工事店の手数料で、トータル収入額で5万9,700円です。

3款の国庫支出金でございます。これにつきましては6,000万円ほど増額補正させていただきまして、繰越財源として9,277万5,000円ほど計上させていただいていまして、収入済額で1億9,866万5,000円。

下水道事業の国庫補助が19年度分で5,497万5,000円、20年度分で8,279万円で、トータル1億3,776万5,000円です。

下、地域住宅交付金につきましては、6,090万円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございますが1億1,420万6,000円、減額補正ということで繰り戻しをさせていただいております。収入済額としましては3億2,615万2,000円です。

繰越金につきましては1億4,027万6,000円、補正させていただいております。また、繰

越財源としては226万円、収入済額で1億4,603万6,708円でございます。

諸収入でございます。雑収入でございますが、備考欄に記載のとおりでございますが、消費税の還付金、市有建物災害共済金等でございます。

その他の雑入では、県の支援補助として160万円ほど、また、マイラインという電話加入の変更で還付金も7,560円ほど戻ってきております。

収入済額で1,068万3,120円でございます。

7款の市債でございますが、繰越財源で2,280万円、備考欄の方で公共下水道事業債でございますけれども、繰越分で2,280万円、20年度分で1億4,670万円、合わせまして1億6,950万円でございます。

公共下水道事業の借換債でございますけれども、1億2,850万円でございます。

トータルしまして収入済額が2億9,800万円ございまして、収入トータルが14億1,512万8,662円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

歳出になりますけれども、1款の公共下水道整備費で1目の公共下水道整備費でございますが、補正で9,796万3,000円ほど減額させていただいております。また、予備費からの充用で24万9,000円ほど充用させていただいております。歳出済額では6億4,317万2,479円で、21年度への繰越明許費が2億1,813万円となっております。

366ページの下の方ですけれ、8節の報償費、これは受益者負担金の前納報奨金として716万2,880円ほど支出してございます。

次のページをごらんください。

13節委託料でございます。支出済額が3億3,090万円、21年度への繰越明許費が2億1,813万円でございます。備考欄の方をごらんいただきたいと思いますけれども、東部丘陵部の県委託の国補分でございますが1億283万円、単独につきましては1億1,212万円、国補の地域住宅交付金事業につきましては1億1,175万円となっております。

その下の公共下水道事業の再評価業務委託につきましては420万円、こちらは、下水道は10年度ごとなんですけれども、公共事業については5年度ごとということで、事業の再評価を行うということでございますが、下水道につきましては、平成10年に再評価を行って、10年目になります昨年、また再評価をさせていただきました。結果につきましては、継続という形で評価をいただきました。

15節工事請負費でございます。公共樹の取出工事が30件で766万3,702円、管渠工事につきましては、平成19年度繰越分で4,527万5,000円、20年度分で2億2,396万5,000円となっております。総延長で3,312メートルほど管渠工事を行っております。また、マンホールのポンプ場の1カ所の工事も行っております。工事請負費としまして2億7,690万3,702円を支出してございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2目の公共下水道管理費でございます。総支出済額が1億9,320万6,714円、21年度への明許繰越費が1,400万円となっております。

こちら管理費でございますけれども、370ページの下から2行目、需用費でございます。こちらは光熱水費、電気、水道、ガス代、主に電気代でございますけれども2,874万17円、修繕料としまして1,079万1,270円等で、需用費合計が4,653万7,628円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

13節委託料でございます。支出総額が7,540万7,000円、21年度への繰越明許が200万円となっております。

こちらは施設の維持管理等でございますけれども、真ん中辺です。電気設備点検業務委託ということで339万1,500円、こちらは小絹水処理センターの電気室制御盤等また自家発電等の点検業務を行ったものでございます。

また、その下の脱臭設備保守委託料につきましては、脱臭用の活性炭の交換をしたもので349万1,250円支出しております。

一番下でございますが、15節の工事請負費、支出済額が316万4,910円、明許繰越費で1,200万円。21年度ですけれども、この1,200万円は、小絹の294沿い、この野田線を行きましてラーメン屋さんが右側にあるんですけれども、ラーメン屋さんからローソンの間の管渠の更生ということで21年度に工事を行う予定になっております。

マンホールの段差及び補修等につきましては、3件で176万8,410円を支出しております。

その下の量水器及びボックスの撤去工事ということで129万1,500円支出してございますが、こちらは平成20年の4月から料金が改定されまして、井戸です。自家水を使っている方にも、今までは量水器、メーターをつけていたんですけれども、こちらは井戸水を使用している方、井戸水のみの方、また、井戸水と上水道の併用の方については、認定水量で計算という形に変わりましたので、量水器及びボックスの撤去を行ったものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

19節の負補交で備考の一番下でございますけれども、上下水道料金統合システム導入費用負担金ということで328万3,000円ほど支出してございます。こちらは、水道課に支払ったものでございます。

2款の公債費でございますけれども、流用で72万5,000円、こちらは利子から元金の方へ流用をさせていただいております。こちらは、ちょっと、この分不足という形になりましたので流用をさせていただいております。

23節の償還金、利子及び割引料でございますけれども、備考欄の方を見ていただきますと、事業債の元金で2億131万1,628円、その下の公共下水道事業債借換債ということで1億2,965万8,345円支出してございますけれども、5%以上の高金利で借りていました平成元年、2年、3年度分の公営企業の金融公庫分と財務省の2件分の借りかえを行ったものでございます。

同じく23節の利子につきましては、1億6,052万4,807円を支出してございます。

簡単な説明で申しわけないんですが、以上でございます。よろしく願います。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第5号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、認定第5号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第5号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 挙手全員です。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第6号について説明を求めます。

片見都市建設部長。

都市建設部長（片見和男君） 続きまして、認定第6号のつくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算の主なものにつきましては、先ほど同様、豊島課長の方からご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） それでは、豊島下水道課長、お願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

376ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額 2億6,104万4,837円、歳出決算額 2億4,457万5,664円、歳入歳出差引額が1,646万9,173円で、翌年度繰越額も同額でございます。

続きまして、381ページをお開きいただきたいと思います。

1款の分担金及び負担金の1節農業集落排水事業分担金、収入済額が475万1,090円、備考欄にございますように過年度と現年度分、こちらは主に豊南部の分担金でございます。

2款の使用料及び手数料の1目農業集落排水事業使用料の収入済額が4,240万7,859円、備考欄にありますように、過年度と現年度の使用料でございます。

行政財産の使用料につきましては、高岡・狸穴の処理場内にあります電柱2本分の使用料等、入っております。

3款の繰入金でございます。こちら5,444万6,000円ほど補正させていただいておりますが、繰り戻しを行ったものでございます。

一般会計の繰入金としましては、収入済額で1億4,626万3,000円でございます。

繰越金につきましては、5,606万2,000円を補正させていただいております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

諸収入につきましては、雑入、1節雑入で消費税の還付金また市有建物災害共済金ということで、こちらは、雷等で処理場等の機器が壊れたものの共済金でございます。歳入済額としましては、584万7,939円でございます。

2項の市預金利子、1節の市預金利子につきましては、24万9,620円ほど収入させていただいております。

6款の県支出金でございます。2節の農業集落排水事業交付金としまして346万円ということでございます。こちらは、県からの補助分が、事業に対してくる予定の補助分が事業後5年をかけて交付金として交付されるということで、基金条例を設定させていただいて基金を積み立てする分の補助でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款の農業集落排水事業費で1目の農業集落排水整備費、こちら13万2,000円ほど補正をさせていただいておりますが、これは人件費でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

一番上の13節の委託料でございます。こちら備考にありますように、三島地区の認可業務委託料で413万7,000円、また、高岡・狸穴地区の放流管の設計業務委託、どちらも茨城県の土地改良事業団体連合会への委託でございます。歳出済額で437万8,500円となっております。

15節の工事請負費でございます。公共枿の取出工事につきましては5件で132万5,700円、また、高岡・狸穴地区の放流管の工事が38万8,500円、トータルで171万4,200円の支出でございます。

下へいきまして、2目の農業集落排水管理費でございます。こちら140万1,000円ほどの増額補正をさせていただいておりますが、人件費等でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

11節の需用費でございます。こちら、各処理場に対しての電気、水道料として光熱水費で2,195万4,473円、修繕料として1,390万7,176円、トータルで3,605万1,996円の支出しております。

13節の委託料でございます。こちらにつきましても、処理場の維持管理関係でございますが、備考の2行目です。処理場の管理委託料としまして2,577万1,500円、途中抜きまして、下から3行目で汚泥の引き抜き処理委託料で321万7,752円、管渠清掃委託料で263万2,350円、また、料金関係の電算処理委託料で204万4,175円の支出で、委託料としましては3,543万2,293円の支出となっております。

一番下の15節工事請負費につきましては、マンホールの段差等の補修工事でございます。4件を行っております。212万1,000円ほど支出をしてございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

一番上、19節負担金及び補助及び交付金でございますけれども、備考欄に書いてありますように、上下水道料金の統合システム導入費用としまして、農集排特会の方からは77万6,000円の支出をしております。

27節の公課費でございますけれども、消費税の中間申告また確定申告によります納付金で、トータル238万9,600円を支出してございます。

その下、2款公債費でございます。元金につきましては8,668万6,676円支出しております。また、利子につきましては5,194万5,262円の支出でございます。

3款の予備費でございますけれども、管理費の工事請負費の方へ92万1,000円ほど流用させていただいております。

4款の諸支出金でございますけれども、25節積立金としまして、平成19年、20年分の県からの補助金を積み立てまして626万円を支出しております。

以上で、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第6号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、認定第6号に対する質疑及び意見は以上で終わります。

これより採決に入ります。

認定第6号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 挙手全員です。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第7号について説明を求めます。

片見都市建設部長。

都市建設部長（片見和男君） それでは、認定第7号 つくばみらい市市営分譲住宅特別会計の決算の主なものにつきましては、都市計画課の木村課長から報告いたします。よろしく願います。

委員長（染谷礼子君） では、木村都市計画課長お願いします。

都市計画課長（木村明夫君） それでは、認定第7号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定についてご説明いたします。

決算書の394ページ、お願いいたします。

特別会計の歳入歳出決算総額でございますが、歳入決算額5,174万6,487円、歳出決算額5,026万1,650円でございます。この差額148万4,837円につきましては、平成21年度に繰り越すということでございます。

続きまして、主だったところの説明を、399ページ、400ページからご説明をしたいと思います。

市営分譲住宅につきましては、昭和45年度から始まりまして、当初729戸の借地権つきに分譲をしておりましたが、本年3月末現在で548戸分の管理運営をしております。この548戸の管理運営するための会計でございますが、最初に、使用料及び手数料、これは小さいものですが2万2,800円。これは、自動車の保管場所の使用の承諾書の事務手数料です。これが2万2,800円。

それから、2番目、財産収入、財産運用収入でございますが、目で財産貸付収入でございますが、土地の貸付収入、これが収入済が3,984万440円。不納欠損44万5,905円を欠損処分しておりますが、これは2名に関しまして破産宣告を受けたものがございまして、その分について不納欠損をさせていただいてございます。

内訳は、現年度分の収入が3,720万6,394円、過年度分につきましては107万1,975円。それから、市が土地を持っております土地についての現年度分が153万4,546円、過年度分2万7,525円でございます。

なお、市が持っている土地なんですが、昨年、一般会計の方でもご説明いたしましたが、1件分土地が売却されましたので、当初は28件あったんですが、途中から27件分について、ただ27件分も全部ではなくて、持ち分で個人の所有者と分けるところもあるんですが、27件分のものについて市が所有権を持っている物件の収入でございます。

続きまして、繰入金、当初予算は1,088万8,000円予算しましたが、これは前年度19年度の繰越金で確定した関係で143万円を繰り入れして戻してございます。

続きまして、繰越金です。これが160万円です。

続きまして、諸収入、こちらにつきましては雑入で、実は次のページです。

当初予算208万円というものがございまして、これは名義書換手数料、市が2分の1で

所有者が2分の1の分の収入でございます。実際には、年間に3件分78万円を受け取りました。このうち2分の1は地権者に渡して、2分の1は市がいただいたという、そういう金額でございます。

以上、合計しまして、歳入合計が5,174万6,487円でございます。

続きまして、403ページ、404ページから歳出のご説明を申し上げます。

まず、職員1名分について、給与、手当、共済費が入っております。

それから、主だったものでございますが、使用料及び賃借料、これがメインの予算でございますが、土地の所有者に対しましてお支払いをする、実はお支払いをしました金額でございます。3,845万1,322円、これを地権者の数、現在84名様いらっしゃいますが、その方々に年間にお支払いした金額でございます。残りの市有地分、それから、住宅敷地の借上料、それから、市の過年度分については、以上153万8,042円、それから、107万1,975円、過年度の市は2万7,525円を支出してございます。

それから、続きまして、負担金交付金、先ほども申し上げました名義書換料の78万円について支出をしてございます。これが半額が、半分につきましては、地権者に交付してございますし、半分につきましては、市の一般会計に39万円を繰り入れしているということでございます。

分譲住宅特別会計につきましては、基本的には入居者の方から地代をいただいて、それを地権者さんに分配しているというのが大まかなところでございますので、決算としては、大変、シンプルなものでございますけれども、以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第7号に対する質疑、意見を行います。

質疑のある方。

川上委員。

委員（川上文子君） 分譲住宅事業が始まって、もう40年ということですから。その間の中で、売買もできる形での整理もやってという行為が行われて、管理の仕方についても、市のかかわり方についても、若干変更があったわけですがけれども。実際には、私も、ついせんだって、その1人、持ち主が亡くなって、お子さんも近いところでのつながりも大変少なく、つながりがある人も、なかなか引き受けられない状況でということで、市が引き受けるという判断をされたようですがけれども、1週間引き受けるということでもいい……。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

委員（川上文子君） 違う……まあ、いいですけども。今後いろいろ高齢化の中で、なかなか引き継げない。うまく価値がついて、すぐ売ればいいけれども、借地権だったり、土地柄だったり、いろいろあって。これから今後起こるであろう、いろいろなことが想定されるんですけども、その辺について今抱えている困難だとか、そのことについて、こんなふうに対応していく必要があるだとか、何らか考えているものがあれば教えてほしいんですけども。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） おっしゃるとおり、昭和45年に始まりました分譲住宅の事業につきましては、既に40年、来年3月末で40年が経過しようとしております。その間、実は地権者の方もかわられる、それから、入居者の方もかわりになられるというものは、

例えば相続が発生したり、売買が発生するというような、いろいろなケースが実はございます。先ほども、ちょっと私、市の持っている土地もございますというお話ししましたが、市が持っている土地に住んでいらっしゃる方、それから、個人の地権者さんが持っている土地にお住まいになって方、例えば市であればこうですよ、地権者さんであればこうですよという考え方も、これもおかしい話ですから、やはり同じような考え方で入居者の方には対応をしていかなければならないんだらうと思います。

ただ、いろいろなケースが出てきております。もちろん個別の話になりますが、山王新田の1期住宅の方は、相続の関係で、持っていられた土地をすべて当時の町に寄贈されたという、そういう経緯がございますように、持っていることで大変な相続の関係の負担になってしまうと。そういう問題、何とかならないだらうかというような、実は問題が、今の地権者の方にとっては、一番大きな問題だらうというふうに考えられますが、ただこれも、実は、それじゃあ、どうすればいいのかということを実は考えたときに、なかなか、一朝一夕に問題が解決するような解決方法が出てこない。

逆に、地権者ではなくて入居者の方も、実は住んでいたんですけども、亡くなられて、例えば息子さんが遠くにお住まいになっていて、もう帰ってこない、もう要らないんだと。だけれども、自分の父親が持っている財産だから、そのままにしてあって、もうお化け屋敷のような状態になっていると。もう返すだけだけれども、壊すのにもお金がかかるんだと。だから、どうしたらいいんだらうかというような、実は、そういう相談があったりもします。

その辺も、実は今度、来年、私どもの方だけで、こうしなさいというようなことも恐らくできないのかなと。地権者がございますし、入居者もございますから、家の、上の建物というのは、完全に上にお住まいになっている方の財産ですから、固定資産ですから、それを市がどうのこうのというのは、ちょっと介入し過ぎなのかなということもありますが、ただ今度の契約更新の中で、そういったものも、皆さん、どう考えていけばいいんでしょうかということも、実は、市だけの問題ではなくて、地権者と、それから、入居者と、市と、実は3者で恐らく解決していかなければならない問題なのかなということで、これからの実は交渉について、この3者に集まっていただいて、いろいろな意見を出してもらって解決して、来年の3月の契約更新につなげていきたいというふうに、今、市の方では基本的に考えてございます。市だけで決める問題ではないだらうというふうには考えてございます。

よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員。

委員（海老原 弘君） 山崎委員と私は借りている方の当事者なんですけど、先ほどの報告の中で、不納欠損、破産という話があったんですけど、そうすると、その該当する物件に対しては、どのような処置をしたんでしょうか。例えば地主さんに返すとか、そういう処置はどうなんですか。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） あくまでも、その方が、これから収入があるということをお前提にしておりますから、今までの債務に関しまして、過年度分に関しまして不納欠損扱いにしたということがございます。ですから、今住んでいるものについては、今請求していると、そういう形になっております。

委員長（染谷礼子君） よろしいですね。

山崎委員。

委員（山崎貞美君） 今、先ほど、高齢化になって新しいところに移るという場合、今まで持っていた上物が、その方の個人の所有になるわけです。これを、権利を第三者に、いわゆる借地権を売ろうとしたときに、地主さんがだめだと、売らせないという件もあるんです。それはないですか。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 借地権そのものの売買ではなくて、その上に建っている上物の売買ですね。

委員（山崎貞美君） そうです。

都市計画課長（木村明夫君） その上物に借地権設定はしていないんですが、借地権がくっついていると、そういう状態になっているわけです。ですから、その上物の売買は、もう持っていらっしゃる方が自由にしておりますから、そのときに、例の名義書換料という制度が26万円支払ってくださいと。ですから、上物を売買するときに、地主が、してはいけませんという、そういうような規定はかけておりません。

委員長（染谷礼子君） 山崎委員。

委員（山崎貞美君） 現実的に、売買ができなくなった方もいらっしゃるんです。これは公であれしてもまずいから言いませんけれども、かなりの圧力がかかって、結局は、そのまま出ていきなさいといった経緯がございます。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） その辺は、よく調べて個別に、またいろいろ対応したいと思います。

基本的にはそういうことは、申しわけないですけれども、あり得ないというふうに考えます。というのは、上物の権利は、あくまでも所有者の権利ですから。基本的には、下の土地がありますから、所有者の、もちろん同意を得て売買はするわけですけれども、売買がまかりならぬというような形は、ちょっと契約上は、ちょっと考えられないのかなというふうに考えます。

委員長（染谷礼子君） 山崎委員。

委員（山崎貞美君） もし、そういう……、私は知っていますけれども、仮にそういう件があったときに、じゃあ、役場の方へ相談に行ったときは、先ほど、基本的には権利があるわけですから、それにのっかってやっていただきたいというのは私の願いです。

場合によっては、更地にして返ささいという場合もあるわけです。それは、お互いの合意の中ですから、先ほどおっしゃられたように、やっぱり解体するとなると、やはり多額の金額がかかってきます。それでも、更地にしてお返しするというケースもあるようがございますけれども、それは、あくまでも相対の話し合いの中だろうと思うんですけれども、かなりの圧力があって泣き寝入りをなさった方がいらっしゃるということだけは、そういう1件あったということだけは、お伝えしておきます。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） ありがとうございます。

その更地にして返すというのは、実は、またちょっと問題がございますして、例えば市街化調整区域の中にある分譲住宅の物件を、例えば更地にして返すということになりますと、

今度は、その土地を売ったときに家が建たなくなってしまうという実は状況ができてしまいます。そうすると、今度は、その土地を持っていらっしゃる地主さんそのものが、それを売るときに大変マイナスの面を持ってしまうというようなことも考えられます。ですから、その辺の実は情報の交換とか、そういうのも今後、実はやっていきたいなど。例えば、そこにどういう建物でもあれば、それは後の方が売ったときに、それを壊して改築する分には、どなたでも実は家を建てられると、そういうシステムになっておりますので、そういったいろいろな問題が実は物すごくございます。いろいろなケース、今勉強させていただいていますが、そういうのも含めて今後の交渉に当たっていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 山崎委員。

委員（山崎貞美君） 今、係争中の名義書換料の配分の問題があるわけでありましてけれども、これは、私は一般質問の中でも、和解をしてほしいと。特に3月には契約更新になるわけですから、それに向けて判決をもらう前に、私は和解をしてほしいなど、こう思うわけです。

この名義書換料は、やっぱり前どおり半分ずつ、言葉が悪いんですけども、取るのか、それとも、何らかの配分を考えるのか、それとも取らないのか。その辺のところのお考えといえますか、素案みたいなのはございますでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 木村課長。

都市計画課長（木村明夫君） 裁判の件につきましては、私の口からどうのこうのと言えないんですけど、今進んでいるもので、私も実際の関係になっていないものですから、差し控えさせてもらいたいと思うんですが、もう一つの名義書換料の今後の取り扱いにつきましては、実は、それも含めて、すべてのことについて白紙から検討し直そうということで考えております。

委員長（染谷礼子君） よろしいでしょうか。

ほかに。

直井委員。

委員（直井誠巳君） 今の全くの関連なんですけど、今、山崎委員言われたように、26万円の名義書換料、発生するらしいです。そこで13万円の、それと折半みたいな額でやっているように聞いているんですが、ここ最近の話で、やはりさっき言ったように、都合でよそに転居する人がいて、それを売り渡すようなケースがある話、聞いたんですが、そのときに市の方に、担当窓口の方に相談に行ったらという話もしたんですが、相対でやってくれというような話らしいんです。片方いわく、手数料を市の方でいただいているんだから、相対じゃなくて、あくまでも指導的な立場、中間に立って、お互いにいいような方向に指導するのが市の役割じゃないのかというような話もあったんですが、そこら辺のところも、相対でやってくれじゃなくて、買う側、売る側、知識がある者であればいいけれども、いろいろなケースがあって、難しい譲渡の仕方、買いかえ方もしなくちゃならないと思うんで、ひとつ、中に十二分に入っていて、よい方向にしていただければというようなお願いです。関連からね。

よろしくどうぞ。

委員長（染谷礼子君） よろしいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、認定第7号に対する質疑及び意見は終了いたします。これより採決に入ります。

認定第7号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 全員賛成です。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

認定第9号について説明を求めます。

片見都市建設部長。

都市建設部長（片見和男君） それでは、5番目の認定第9号 つくばみらい市水道事業会計決算の認定の主なものにつきましては、水道課長の方からご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

委員長（染谷礼子君） それでは、中山水道課長お願ひいたします。

水道課長（中山和明君） それでは、よろしいでしょうか。

一般会計とは、また別にございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、認定第9号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計決算認定についてでございます。

最初に、1ページをごらんください。

1ページは、つくばみらい市水道事業の報告ということでございます。これは税込みになってございます。

最初に、収益的収入及び支出でございます。これは費用的な決算でございます。

最初に、第1款の水道事業収益でございます。決算額が9億3,411万2,738円でございませう。予算に比べまして7.6%の減になってございます。

収益の主なものは、給水収益の水道使用料金でございます。

なお、詳細につきましては、後の19ページの方でご説明を申し上げます。

次に、支出でございます。

第1款の水道事業費用でございます。決算額が9億2,088万9,317円でございませう。執行率が92.8%でございませう。

あと、繰越費の逡次の繰り越しが3,003万3,050円でございませう。これは、小貝川の水管橋塗装の工事の繰り越しでございませう。

支出の主なものにつきましては、県企業局からの受水費用、配水、給水に係る費用、また、職員12名おひませう。あと、事務などに係る総係費、また、固定資産の減価償却費などでございませう。

次に2ページに移っていただきます。

2ページは、資本的収入及び支出でございませう。これは、資産に係る費用でございませう。収入ですが、第1款の資本的収入、決算額が9億1,530万6,682円でございませう。予算に比べて9.8%の減になってございませう。

まず、1項の国庫補助金でございませう。9,351万6,000円でございませう。これは丘陵部工

事による国庫補助、または老朽管工事による国庫補助でございます。

2項の企業債でございます。決算額が5億3,920万円でございます。このうちの4億7,790万円は借換債6%のもの6件ございました。入っております。

次に、3項の加入分担金でございます。決算額が6,046万5,000円でございます。20年度は211件ございました。

次に、第4項の負担金でございます。決算額が2億291万118円でございます。これは丘陵部の工事に伴う県からの負担金でございます。

次に、出資金でございます。1,603万3,000円、これは一般会計から伊奈・谷和原地区分の企業債の償還元金の出資金でございます。

次に、7項で施設補償金でございますが、これは補正してございます。決算額が318万2,564円で、成瀬地区の都市軌道に伴う補正をしたものでございます。

次に、支出でございます。

第1款の資本的支出でございます。決算額が9億9,671万4,030円でございます。執行率が88.9%でございます。

第1項の建設改良費でございます。これは丘陵部の工事、または、先ほどの石綿管の更新事業による工事の決算額でございます。3億6,750万1,670円でございます。予算に比べると75.4%の執行率でございますが、やはり丘陵部の仮造成のために今、面整備のおくれなどで不用額が出てございます。

次に、第2項の企業債の償還金でございます。6億2,926万5,000円でございます。このうち繰上債分につきましては、3億4,100万円でございます。

次に、3ページに移っていただきます。

3ページにつきましては、事業の損益計算でございます。

1番から営業収益、2の営業費用、引いていただくと、これが営業利益でございます。8,246万6,429円でございます。

次に、3の営業外収益と営業外費用、引いていただいたもので、その5番目の特別損失がございまして、これを引きますと、一番下から3行目になります。当年度純利益が2,389万2,495円、これが水道事業としまして20年度の純利益というふうなことになります。それに、前年度繰越利益剰余金がございます。それが1億1,089万6,933円を、これを一緒に利益としたものが、当年度の未処分利益剰余金というふうなことになります。これが1億3,478万9,428円でございます。

次に、6ページに移っていただきまして、6ページの下段になりますが、水道事業の剰余金の処分計算(案)ということでございます。

先ほど3ページでご説明しました金額が1億3,478万9,428円ございまして、これが処分ということで、2の利益剰余金ということで、(1)の減債積立金、積み立てするわけなんです。これは地方公営企業債で定められておりまして、今回1,000万円を貯金ということで、これは企業債の償還に充てる積立金というふうなことでございます。

次に、(2)の建設改良積立金、これもやっぱり任意積み立てになっていまして、今回は1,350万円、これは将来の浄水場とか配水場の整備、また、今、機場のポンプとか、例えばそういう施設の費用に充てるための積立金でございます。先ほどの利益全金額を積み立てしますことにより2,350万円となるものでございます。

それで、3番目の翌年度の繰越利益剰余金は、先ほどの利益剰余金から差し引きまして

1億1,128万9,428円というようになるものでございます。

これは欠損金を埋めるものでございまして、4条会計の会計の補てんとかに充てるものでございます。

次に、7ページでございます。

7ページは、事業の貸借対照表、これはつくばみらい市の水道の企業会計の財政状況を明らかにしたもので、保有しているすべての財産、負債及び資本を総括的に表示した報告でございます。

1の資産の部につきましては、資産の合計金額です。下の大体6段目ぐらいになりますでしょうか。これは土地、建物、構築物。構築物というのは、水道管の配水管、給水管などの固定資産の合計が104億3,837万635円でございます。

そのうち、2の流動資産、現金預金が、これは流動資産の現金預金ですが、11億8,293万95円でございます。

次に、未収金でございます。未収金が3億7,860万7,760円、これは給水収益、3月の水道料金も銀行からは4月に入ってきているものですから、その4月に入るための未収金、また、営業外収入で県の負担金とか補助金が、やはり4月ごろに入ってきますものですから、この未収金になります。

(4)の前払金でございます。1,104万円でございます。これは小貝川の水管橋の塗装工事繰り越してございますが、その前払金でございます。

流動資産合計が15億7,704万5,855円、資産の合計が120億1,541万6,490円となります。

次に、8ページです。

負債の部でございます。

4の流動負債でございます。流動負債につきましては、未払金。これは、未払金は水道会計は3月に締めますので、県西用水の受水費とか修繕にかかりました委託などでございまして、2億5,282万1,969円でございます。

あとは、前受金でございます。これは2億707万円でございます。鉄道運輸機構からの車両基地への配水管整備のための前受金でございまして、いわゆる、これも、整備事業は県道つくば野田線の道路改修工事ができないと、谷和原浄水場からの管が筒戸の方に行かないものですので、現在、この前受金ということで、この金額を預かってございます。

次に、下から4番目になりますが、借入れ関係ですが、企業債です。借入資本金合計ですが、基金が19億7,539万3,210円でございます。これは後から、18ページに明細がございしますが、その合計でございます。

次に、10ページに移っていただきまして、10ページは水道事業の報告でございます。

概況でございまして、業務です。

まず、行政区域内の人口が4万4,100人、給水人口が4万857人でございます。普及率が92.6%でございます。

年間総配水量が461万2,318立米、1日最大配水量が1万4,066立米でございます。これは5月6日が最大配水量でございました。

年間総有収水量ですが393万9,328立米でございます。有収率が85.4%で、昨年19年度よりは0.8%よくなっています。増でございます。

供給単価の方ですが216.15円、給水原価が219.52円でございます。これを見ますと、差し引きますと3.37円マイナスと、赤字ということになるんですが、20年度は料金改定がご

ざいまして、新料金の体制に伴って年間、20年度は11カ月の使用料だけしかいただかなかったんです。伊奈地区については6月分、谷和原地区については5月分の請求はいただいておりますので、11カ月分の水道で計算してございますので、このような状況になったということでございます。今年度は11カ月の水道ですが、これを12カ月で計算した場合は、供給単価が235.7円ということで、約16円27銭、来年は収益が上がるのではないかとこのふうなことでございます。

以上でございます。

次に、14ページに移っていただきまして、14ページの一番下になります。企業債及び一時借入金の概況になっておりますが、今年度借入額が、さっき4条予算の方で説明しましたが5億3,920万円、本年度の償還額が6億2,921万2,360円、この中に公的資金の補償金免除繰上償還もございまして、6%以上のものも借りかえしました。本年度末の残高が19億7,539万3,210円が本年度末の残高でございます。

19ページに移っていただきます。

これが水道の費用的な、先ほどの予算の説明でございます。これは税抜きということで、税抜きの額になってございます。

水道事業の収益の給水事業給水収益でございます。8億5,146万9,288円でございます。これが水道の給水収益でございます。

次に、3のその他の営業収益で、他会計負担金2,235万2,315円、これが小貝川水管橋の企業局からの負担金とか、あと、消防水利費で一般会計の総務費の方から、消火栓の関係でいただいております。

次に、2の営業外収益で目の2の他会計補助金で850万8,000円、これは起債利子補助金、一般会計の方の生活環境の方からいただいております。

次に、支出でございます。20ページでございます。

水道事業の費用でございます。その中で原水及び浄水費4億70万5,134円でございます。そのうち修繕費でございます。修繕費では谷和原浄水場のろ過機の改良工事810万円でございます。ろ過機のろ材や塗装など、実施いたしました。

次に、動力費でございます。1,458万8,390円でございます。これは取水場の電気料、ポンプ場です。伊奈地区では11カ所、谷和原地区では4カ所の取水場の電気料でございます。

次に、その下のところになりますが、受水費3億7,366万8,407円、これは企業局への支払いでございます。

現在、水源の内訳としましては、県水は50.88%使っております。地下水が49.12%ということで約半々ぐらいでございます。

次に、21ページに移っていただきまして、委託料でございます。

委託料では、浄水場の運転管理業務委託で1,805万円、これは、久保・谷和原浄水場の運転管理業務の委託をしております。

次に、主なものと、修繕費です。3,893万3,177円ですが、このうち、備考の導配水管、小貝川水管橋改修事業工事で2,382万4,723円でございます。

あとは、下にいきまして浄配水場、654万5,000円、西ノ台の小絹浄水場の20年度は鉄物の工事の撤去工事をしました。その工事が、この654万5,000円でございます。

動力費が2,519万661円、これは各浄水場の電気代でございます。

次に、22ページに移っていただきまして、4目総係費でございます。

総係費では人件費が12名分の職員の給料、手当でございます。

委託料は1,383万6,527円でございますが、内訳としまして、備考で、先ほども下水道の方でありましたが、上下水道料金システム導入業務委託、これは20年度は下水道が、もうそのシステムでありましたが、導入業務委託が420万円、検針業務委託で593万7,595円、これは検針の委託をしております、伊奈地区が11名、谷和原地区が4名の検針員にお支払いをしております。

次に、23ページに移っていただきまして、目の5の減価償却費でございます。

15ページの方に明細書がございましたが、1億6,636万4,638円、減価償却でございます。

6の資産の減耗費でございます。固定資産除却費270万6,580円は、これは西ノ台の先ほどの小絹浄水場の鉄物の撤去に伴い発生するものでございます。

次に、24ページに移っていただきまして、営業外費用でございます。企業債利息が6,747万5,576円でございます。

次に、3の特別損失でございます。これは不納欠損処分を行いました。やはりこれも倒産、破産5件、あて先不明が76件、死亡5件というようなことでございまして、この227万4,899円は不納欠損ということで処理してございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

これより認定第9号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方。

川上委員。

委員（川上文子君） 平成20年度料金統一をした年ですよ。それで、さっき説明があったのを理解をすると、給水収益が8億5,146万円ということで、19年度よりもかなり1億円ぐらい減少している。でも、実際には11カ月で決算をしたということで、決算審査意見書の方の36ページの記述を見ると、それを実際には11カ月だったので、本来もらえる12カ月の換算をすると、9億2,800万円だったということですよ。換算をして、想定をすると、供給単価が逆ざやではなく、実際には16円プラスになるということで、私も、何か統一をして、大変、給水収益が下がってしまって、こんなに実際には、あのときの計算では、2%ぐらいの全体で平均的に料金の引き下げがされるという形だったのに、大変少なくて、どういう計算だったのだろうかというふうに思ったんですけれども、実際には、これで見ると2%でも若干、平均すると、もう少し引き下げの感じの実態になっているということなんだと思うんですけれども、経営的に見ると歳出も当初の予定よりも下回ったこともあって、12カ月の換算で見ると7,000万円ぐらい、本来で言えば黒字になったという決算だと思うんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 中山課長。

水道課長（中山和明君） そうでございます。11カ月で計算したときには、マイナスになりました。それを12カ月でやった場合は、やはり7,000万円ぐらいは黒字になるかなというふうに思っております。現在のみらい平に来ているお客様につきましても、やはり1人世帯が多うございまして、やはり5トンとか6トンぐらいしか、やはり水道使っただけないんで、ちょうど10トンまでが安い設定になっていまして、水道料金が。だから、思うように上がらなかったというふうなこともございます。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 当初の一番初めの予算からすると、給水収益が9億8,000万円だったわけで、実際に12カ月換算からすると、かなり下回る形にはなったということなんだと思うんですけども、営業費用について当初予定よりも下回る形であったということで、全体的に、さっき言った7,000万円ぐらいの黒字ということだと。今後、この水道料金で、今年を見る限りでは順調にいくんじゃないかというふうに思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

委員長（染谷礼子君） 中山課長。

水道課長（中山和明君） おっしゃるとおり、順調にいくかなというようなことでございます。ですが、今後、将来に向けましては、今、鉛の管、取り出ししてしまっていて、今から鉛の管の調査とか、いろいろ経費がかかります。また久保浄水場も、去年も委員さんにおっしゃいましたが、大体32年の建物も、施設も古うございまして、徐々に交換時期がまいりますので、やはり先ほどの処分の2,300万円云々、今年は、でしたが、やはり積み立てをしておかないとという考えがございますので、今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（染谷礼子君） ほかに。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） ひとつ教えていただきたいというか、有収率が85.4で昨年度から比べると0.8ポイントアップした、改善されたということなんですけれども、この有収率、要するに残りの14.6%、漏水なのかなんなのかわからないんですが、大体、漏水と言われているわけなんですけれども、これ、何ですか。設備の時代にもよっても違うだろうし、何とも言えないんですが、この有収率の、これ、85.4%というのは、このつくばみらい市の設備からすると、妥当というかなんというか、許容範囲なのですか。この辺、ちょっと私もわからないので、担当課の方に、ちょっと直接聞きたいんですが。

委員長（染谷礼子君） 中山課長。

水道課長（中山和明君） 妥当かということ、ちょっとなんですけど、やはりこれ、先ほども県企業局から3億幾ら買っていて、本当は、これは捨て水なんですけれども、捨て水が多いと、やはり皆さんに収益が上がらないわけなんで、やはり今みらい平の配水管工事してしまっていて、工事終わっても管の中に水を入れておくんです。そういうのはお金にならないし、また、漏水も関係もあるだろうし、また、例えば谷井田の行きどまり道路なんかございまして、そのときなんか、よく染谷委員さんからもおっしゃられていますけれども、やっぱり水が動かないと塩素が飛んじゃうんで、やはり捨て水というか、泥はけというんですけれども、捨て水をすると、やはり有収率が下がる。

また、今回、丘陵部ではアシックスという会社が、今度、今、工事やっています、やはり1件、富士見ヶ丘の方にぼつんと1件、家ができると、やはり水道では、やはりその水が塩素がなくなるんで、やはり定期的にU字溝に水を捨てなくちゃならないわけなんです。だから、家ができるのであれば、まとめてできれば、そういう状況にはならないんですけれども、例えばそういう関係もございまして、そういう関係で有収率というのは、その年によっては変わってございます。

委員長（染谷礼子君） よろしいでしょうか。

委員（岡田伊生君） わかりました。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） 今回の有収率の話なんだけれども、ほかの行政でも、その有収率をあげるということで、いろいろ、さっき言った泥抜きというか、それがどれくらい利用しているかということも、かなり影響しているというふうに言っています。だから、効率よく効果的な、その泥抜きをやっぴりするんだというふうに思うんですけども、その点、一つと。

それから、前から課題になっている10年の県西用水の買い取り契約の見直しのことについてなんだけれども、先ほど県水と地下水の割合が出されましたけれども、この集計表を見てみると、最大と最小の差がそんなに、だんだん狭まってきて、平均的に水を使うような暮らしぶりになるのかなと。それから、1人当たりの使用量も換算すると少なくなって、そういうことも影響すると、今後、県水を買い取る契約するときに、ぜひシビアに見て、開発人口、まだ見通しのない中ですから、過大な契約にならないように、日ごろから十分気をつけて見てもらいたいなというふうに思っているんですが、そのことについて、どういうふうに、今、状況になっているのか伺います。

それから、7月の1日に関係市町村で、県西地域で県の県水の料金の引き下げを要望するものを首長が連名で出しているんですけども、その点で。首長というか、市長とか出しているわけですけども、その点についてどういう、今後、県が回答を出してくるのかという、その動きについても伺いたいというふうに思います。

委員長（染谷礼子君） 中山課長。

水道課長（中山和明君） 有収率につきましても、やはり先ほど言いました捨て水を少なくすれば、やはり取水場での電気代なんかも、やはり少なくなるわけなんで、その努力をするというようなことでよろしいですか。

委員（古川よし枝君） もちろん支障を来たしちゃいけませんので、きちっとしたい意味のね。

水道課長（中山和明君） 努力をして、なるべく有収率を上げるように図っていくというふうなことです。

あと、先ほどの水需要の関係ですが、やはりこれも、実は県の方に聞いたわけなんです。前にも、議員の方々に説明したときには、12月の議会に同意を求めて、3月の県の議会にかけるんだというふうなことで前にもご説明しましたけれども、県庁に聞きましたところ、今現在、情勢も変わりました、八ツ場ダムの方もわからない状態で、県の方もわからない。国からおりてきてからのものというふうなことでおっしゃっておいりましたので、やはりこれも、やはり水事業につきましては、多分、延びるのではないかというふうなことで考えております。

あと、先ほど委員さんがおっしゃいました、このやはり丘陵部の開発に伴う人口の、前にも一般質問でございました、総合計画のフレームや、あとは、やはり1人当たりの水なんかも、1人世帯だと、やっぱり4トンから5トンぐらいしか使わない状態ですので、前と同じような答弁になろうかと思うんですが、やっぱり地下水を最大利用したもので検討してまいりたいなというふうなことでございます。

あと、県の方に7月に要望出しました。県の企業局の方では、やはり20年度の決算を見て考えるようなニュアンスではとらえてございますので、それ出てからで、ちょっと私、そこまでちょっとお答えできないんですが、考えてもらえるようでございます。決算の状

況でございます。

よろしいでしょうか。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

直井委員。

委員（直井誠巳君） 決算ということなんですが、数字じゃないんです。ひとつお願いなんですが、市内の人口が4万4,100というようなことで、その給水率が92.6%ということですが、当然100%じゃないわけなんですが、昨年度211件が新規に水道加入したと。そのほかは、あと7.4%は水道を引けないもので、井戸水対応しているはずなんです、水のない生活はできないわけですから。そこで、井戸となれば、その水脈がかわって出なくなったり、また、ある地域では、赤カビというのかな、あれがたくさん出てしまっていて、今、ふきんで袋をつくって蛇口に備えて、その赤カビとって、それをおふるに使っているというようなところもあるんです。

水道引けない人の中には、引けない人のほかに引かない人もいると思うんですが、引かない人はほとんどいなくて、何らかの事情があって、開発関係やらなんかの事情があって引けないのが本当なのかなと思うんですが、そこに事情を知らないで張りついた方は、大変、今、頭を抱えているような話もあるもので、ぜひ安心安全な市の水道を提供できるような方法を、便宜を計っていただければなと思うんです。何かの事情あると思うんですが、それは。その辺、どうですか。

委員長（染谷礼子君） 中山課長。

水道課長（中山和明君） 委員さんおっしゃるとおり、そうでございます。やはり例えばミニ開発しまして、水道が当時引けなくて、今現在、地下水を利用して使っている方もあります。やはり説明をこちらから行かしまして、やはり水がほしいと言っても、やはり水道課では、そこに本管を引くというふうな工事はしませんので、やはり今現在お住まいの地域で、やはりそこに引く工事代も持っていただいてというふうなことになります。ですので、やはりその説明とか、水道料金の使用料とかも説明して、ある地区にも、やはり板橋の地区なんですけれども、行かしまして、やはりご説明しました。

でも、やはり説明します中に、やはり経費もかかる、本管から工事も費用もかかる、また、今度、今現在、地下水を使っていた場合は、1,000円、2,000円ぐらいで、例えば水が使えるんだけど、例えば水道に切りかえた場合は、五、六千円になるとかと、結構、費用かかるとかということもあったんでしょうけれども、こちらから説明行ったんですが、やはり引かないというふうなことで、水道の井戸を掘り直して、今、工事しているというふうなこともございますので、やはりある地域では、やはり水道ない方もありまして、やはり本来ですと水道であれなんでしょうけれども、やっぱり水道は水道料金で賄っているものですから、やはりそこに水道を引いていただくといっても、やっぱり水道の会計の中の費用では、そこに本管を入れる経費は出さないので、やはりその地域で、やはり協議していただきたいというのが本音でございます。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

直井委員。

委員（直井誠巳君） その辺のところのお願いも多分にあると思うんで、その辺のところ、その自治会とかに言っていただいて、よく説明していただいて。水だと、やはり無期限じゃないんです。井戸だと、枯渇したり、それから、流れが変わって水量が低くなった

り、それから、さっき言ったような赤いようなカビっぽい、さびかな、ああいうのも出たりするケースがあるもので、永久的でないもので。市のマスタープランにも、安心安全なまちづくりというようなことをうたっているわけですから、やはり水道だと定期的に検査は市の方から、保健所関係の方から行くのかなと思うんですが、それも、結構、間隔の狭い、2年に1度や3年に1度行くんだと思うんだけど、だから、できれば、市の水道が引けるような環境にしていただければなと思うんです。

以上です。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしいですか。

よろしくをお願いします。

それでは、松本委員。

委員（松本和男君） 今、直井委員が言ったのとはちょっと違うんだけど、要するに最初に家が建って、それは、さらに奥の方なんだよね。周りにぼつぼつ家が建って、それで、最初に建てた家が引いたわけだよね。そこから取らせてくれないかという話もあって、引いた家は、当然、水量が出なくなっちゃうよね。そういう話もあるんだよね。その場合に、それはやっぱりその人からもらう、いずれはトラブルのもとだから、水道局に行って相談をした方がいいよという話もしたんです。だから、そういうことも、今度、来ると思うんだ。だから、その本管というんじゃなくても、それに何軒か軒数に見合った太さで給水をしてもらうというふうなところも、話を聞いてもらいたい。

そういうことでよろしくをお願いします。それは可能なんでしょう、そういうのは。

委員長（染谷礼子君） 中山課長。

水道課長（中山和明君） やはりその1軒、最初、建てた方は、やはりそのために自分の個人の費用で引いたわけです。それは給水管という管なんですけれども、で、今後、また近くに、また1軒、家建てるといった場合は、やはり最初に引いた方は、結構お金かけられていると思うんです。ですから、そういうのは、やっぱり今度つくった方との話し合いでやっていただきたいと。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 直井委員が言われたこと、それから、松本委員の言われたことに関連して、この間、調べてみて、やっぱり市の水道事業でやる配水管はどこをやるのかという定義づけ、それから、給水管として個人の費用負担でやらなきゃならない管は、どういところを引くのかという定義づけがされていないんです。それは、やっぱりまずいです。どういうところについては、この公営企業でやるということをちゃんとしないと、整理ができなくなってくるし、その定義自身が現状無理である、無理の状態が最終加入率を引き上げる障害になっているものがあるんだしたら、やっぱりその定義づけを改めながら、どうやっぱり100%に近づけていくかということをやらなければ、この話、幾らしていても整理できないですよ。定義づけがあいまいになっているから。それは、やっぱりちゃんとしなければいけないと思う。そうしないと説明できないし、次の展開にならないというふう思うので、それは、やっぱり中山課長が今いる間に、きちっと定義をする必要があるというふうに思います。

委員長（染谷礼子君） 片見部長。

都市建設部長（片見和男君） ただいまのお話なんですけれども、場所によって、開発行為を行ったところについては、そちらの方で住んでいる方が、お住まいになっている方

がご負担をいただいているというふうなことと、ぼつりぼつり住宅が建った場合には、どうしようもない話と。また、開発行為やったんだけど、本管から大分離れているので、そのところについては水道引けなかったというような、いろいろなお事情があるんだと思います。今、その整理がなされてはいないんですが、整理はしようとしているんだと思うんですけども、その中で、やっぱり開発行為の中で整備した方がいますので、その公平さということかな。そういうことが、ちょっとあるのかなと思っております。研究をしたいというふうに考えています。

委員長（染谷礼子君） じゃあ、そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、認定第9号については、質疑及び意見は以上で終了します。

これより採決に入ります。

認定第9号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 挙手全員です。よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

ご苦労さまでした。

それでは、ここで10分間休憩をします。

45分から再開いたします。

午後2時35分休憩

午後2時46分開議

委員長（染谷礼子君） それでは、休憩前に引き続いて再開をいたします。

その前に、神立委員が午後から出席です。

認定第1号 平成20年度つくばみらい市一般会計決算認定についてを議題といたします。

議案説明のため、教育長、教育次長、関係課長及び職員が出席です。

それでは、教育委員会の所管部分について説明を求めます。

なお、議案の説明につきましては、簡潔に主要事業のポイントを絞って説明するようお願いいたします。

初めに、豊嶋教育長。

教育長（豊嶋隆一君） お疲れさまでございます。

それでは、教育委員会所管の部分については、それぞれの担当の課長の方から説明をいたします。

なお、質問事項に対しては、各係から回答する場合がありますので、よろしくお願いいたします。

委員長（染谷礼子君） それでは、初めに、学校教育課瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） よろしく願いします。

それでは、学校教育課所管の平成20年度決算についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、歳入から述べさせていただきます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

12分担金及び負担金、2の負担金、3目の教育費負担金、1節の小学校費負担金でございます。日本スポーツ振興センター保護者負担金106万7,200円、並びに2節の中学校費負担金、同じく50万20円でございます。こちらは、学校での災害に対する給付事業の負担金

でございます。掛け金 1 人当たり児童生徒945円のうち、460円が保護者負担でございます。

3 節の幼稚園費負担金、こちら、同じ負担金でございます。10万4,400円、こちらの掛け金が園児 1 人295円のうち、200円が保護者負担でございます。

20年度の災害共済の給付金でございますが、小学校が271件ございました。金額で約149万円、中学校で291件、金額で112万円、幼稚園はございませんでした。

続きまして、次のページをお願いしたいと思います。

7 目の教育使用料、1 節の幼稚園使用料、収入済額が3,269万3,934円でございます。わかさ幼稚園、すみれ幼稚園、谷和原幼稚園の現年度分、それと、谷和原幼稚園の過年度分でございます。

一番下の行政財産使用料5,934円につきましては、こちらは谷和原幼稚園の引き込み線の改修工事、東京電力、それと、夏祭り、運動会の露天商の使用料でございます。

それと、収入未済額20万1,500円でございますが、こちらは、わかさ幼稚園（過年度）2万4,000円、すみれ幼稚園（過年度）で3万8,500円、谷和原幼稚園（過年度）分で13万9,000円の収入未済額でございます。

4 節の小学校使用料 1 万4,473円でございます。こちら、行政財産使用料でございます。東京電力、東日本電信電話公社、それと、露天商分でございます。

5 の中学校使用料4,500円でございますが、体育祭の露天商分の使用料でございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思います。

14国庫支出金、2 の国庫補助金、6 目の教育費国庫補助金でございます。1 節の小学校費補助金でございます。収入済額が3,983万600円でございますが、備考欄で一番下の安全・安心な学校づくり交付金3,966万3,000円でございますが、こちらは豊小学校屋内運動場の地震補強及び大規模改修工事の交付金でございます。地震補強事業が2分の1補助、大規模改修事業が3分の1補助でございます。

続きまして、3 節の幼稚園費補助金でございます。212万7,000円でございますが、幼稚園就園奨励費補助金でございます。20年度は、111名おりました。

続きまして、43ページをお開きいただきたいと思います。

15の県支出金、2 の県補助金、7 目の教育費県補助金、1 節の教育総務費補助金でございます。収入済額が609万8,607円でございます。一番最初の備考欄のTT非常勤講師配置事業補助金でございます。557万5,583円、昨年度も同じような補助をいただいております。2分の1が補助でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

3 の委託金、4 目の教育費委託金でございます。1 節の教育費委託金 7 万5,000円でございますが、こちら環境教育推進事業委託金ということで、20年度に新たに対象になったものでございます。

内容的には、環境教育を推進するために、小学校におきまして環境保全に関する体験学習並びにプログラムを開発しながら、環境教育を充実させるものでございます。対象は十和小学校の教諭を対象でございます。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと思います。

17の寄附金で1 の寄附金で3 目の教育費寄附金でございます。1 節の幼稚園費寄附金 4 万2,355円でございます。こちら、幼稚園整備指定寄附金ということで、美容室のクラウ

ディットさん、代表の中島さんから寄附をいただいております。

次は、55ページをお開きいただきたいと思います。

20の諸収入、3の貸付金元利収入、4目の教育費貸付金元利収入、1節の奨学貸付金元利収入でございます。396万5,000円でございます。こちらは、奨学金の返還金でございます。26名分でございます。専門学校、短期大学、大学の場合は3万円の補助でございます。高等学校につきましては2万円でございます。

5の雑入、下です。1目の雑入、3節の学校給食費納付金でございます。収入済額が1億7,954万9,000円でございます。収入未済額が741万9,556円、現年度分の収入未済額が182万4,277円、過年度では559万5,279円になります。

歳入は以上でございます。

それでは、歳出に移らせていただきます。

まず、201ページをお開きいただきたいと思います。

9の教育費でございます。予算現額が19億2,285万5,000円、支出済額が18億5,042万3,977円でございます。20年度の教育費予算額の執行率が96.23%でございます。

204ページをお開きいただきたいと思います。18備品購入費346万3,775円でございます。こちらは、自動体外式除細動器でございます。329万7,000円、各小学校の10校分でございます。管理備品16万6,775円につきましては、小児用の電気パットでございます。これも、10校分でございます。

それと、19負補交の一番下、つくばみらい市教育研究会補助金103万9,000円、こちらも昨年度同様なんです。内容的には、教育研究の発表並びに音楽発表会等でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

上から三つ目でございます。幼稚園就園奨励費補助金783万1,300円でございます。こちらにつきましては、私立幼稚園に在園する園児の保育料の減免を行う設置者に対しまして補助金を交付するものでございます。人数が104名、私立幼稚園が98名、公立が6名でございます。

それと、3目の指導室費、一番下の13の委託料でございます。2,320万7,778円でございます。備考のALT業務委託料でございます。1,696万9,728円、昨年同様で英語指導の助手派遣で4人分でございます。

内容的には、生徒の自主的なコミュニケーションの能力向上を図るものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

一番上の特別支援教育支援員配置業務委託料552万8,250円、こちら各小学校に、普通学級に在籍する児童の介助でございます。学習障害とか多動性障害を持っている子の介助でございます。9名おります。シルバー人材センターに委託しております。

次、2項の小学校費でございます。1の報酬、支出済額が2,940万1,240円で、上から備考欄五つ目でございます。TT非常勤講師報酬でございます。1,417万1,500円でございます。こちらにつきましては、少人数で加配措置がない小学校につきまして非常勤講師を配置することによりまして、教科指導並びに校長の指導する校務を行うものでございます。8人、非常勤講師を配置しております。

それと、次のページをお開きいただきたいと思います。

12の役務費でございます。役務費の一番下でございます。不動産鑑定料29万4,000円でございます。こちらは十和小学校なんです。学校敷地購入のための不動産鑑定料でござ

ざいます。面積が1,597.1平米でございます。

13の委託料ですが、次のページをお開きいただきたいと思います。

一番下のアスベスト調査業務委託23万6,250円でございます。こちらは、17年度にアスベスト調査がありまして、その結果、小張小、豊小、東小については、アスベストの使用はなかったという結果が出ておりました。平成20年度に調査項目が増えまして、調査をいたしました。結果は使用していないという結果でございます。そのほかの学校につきましては、吹きつけアスベストの使用はないということでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

15の工事請負費1,193万1,273円でございます。各小学校の工事でございますので、簡単に該当にするものをお伝えいたします。

小張小学校が給食用リフトの制御盤の修繕工事、豊小学校が用水ポンプの交換工事、谷井田小学校が体育館の屋根の塗装工事、三島小学校が浄化槽交換工事、東小学校がなかよしホールの空調設備工事、板橋小学校が用水ポンプの配線改修工事、谷原小学校がプール配水管補修工事、十和小学校がトイレ漏水修繕工事、福岡小学校がプール管理棟の補修工事、最後に、小絹小学校が職員室のエアコン修理工事でございます。

17の公有財産購入費でございます。学校敷地購入費1,343万3,097円ございまして、先ほど申しましたとおり十和小学校1,597.1平米でございます。単価等につきましては、3筆に分かれていまして、まず1筆が69.82平米が単価が1万400円、それ以外につきましては、地上権の設定もございまして8,320円という単価でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

22の補償でございます。5万7,000円、就業不能補償でございます。やはりこちらも十和小学校敷地購入に係る就業不能補償でございます。立ち会いから契約までの就業不能の補償でございます。

13の委託料でございます。支出済額が37万828円でございます。こちら、毎年行っております農業体験学習圃場管理委託料ございまして、35アールございまして、田植えの体験学習でございまして、伊奈地区小学校を対象にしております。委託先は茨城みなみ農業協同組合でございます。

続きまして、一番下の20扶助費でございます。要保護・準要保護児童就学援助費316万5,748円でございます。20年度は62名の該当でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

3の学校建設費でございます。支出済額が220万5,000円でございます。こちらは、工事管理委託料でございます。豊小学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改修工事の監理業務委託料でございます。

それと、こちらの繰越明許費1,211万5,000円ですが、今年2月の臨時議会のとき、地域活性化・生活対策臨時交付金で板橋小学校校舎の耐震診断の委託料を計上させていただきました。その分の繰越明許費でございます。

15の工事請負費1億1,812万5,000円でございますが、こちらも、やはり豊小学校の耐震補強及び大規模改修工事でございます。

222ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の委託料でございますが、一番下のアスベスト調査業務委託料7万8,750円でございます。やはりこちらも先ほど申しましたとおり、17年度に実施しましたが、アスベ

ストはなかったということで、伊奈東中が該当でしたが、また、新たに20年度に調査項目が増えたために実施したものでございます。アスベストは使用はしてございませんでした。次のページをお開きいただきたいと思います。

15の工事請負費472万2,781円でございます。こちら、主な工事を申し上げさせていただきます。

伊奈中学校につきましては用水ポンプ制御盤配線の改修工事、伊奈東中がプール漏水工事、谷和原中学校につきましては駐輪場屋根修繕工事、小絹中学校がプール滅菌装置の修繕工事でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

2目の教育振興費、8節の報償費でございます。99万7,053円の支出済額でございますが、備考の方で、こちら昨年と同じ事業を行っております。運動部活動の外部指導者派遣支援事業外部指導者謝礼16万2,000円でございます。谷和原中につきましてはバスケット、小絹中につきましてはソフトテニスの事業を行っております。こちらは3分の1の補助でございます。

一番下の20の扶助費でございます。507万7,104円、こちら要保護・準要保護児童就学援助費でございます。20年度は50名いらっしゃいました。

次のページ。

4の幼稚園費、1の幼稚園費、1の報酬でございます。支出済額が3,632万4,987円。

内訳なんです、まず、嘱託職員報酬としまして3,183万787円でございますが、教諭報酬が1,917万3,677円、こちらが嘱託職員の担任教諭分9名分でございます。

その下の補助教諭報酬1,175万6,630円、11人分、用務員報酬90万480円、3人分でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

7の賃金でございます。臨時職員賃金400万7,385円でございます。こちらは、わかくさ幼稚園、すみれ幼稚園の担任教諭の臨時職員の賃金でございます。合計で2名でございます。

それと、13の委託料でございます。こちらの繰越明許費でございますが、220万7,000円でございますが、こちら21年の2月の臨時議会で補正をさせていただきました。地域活性化・生活対策臨時交付金でございます。内容的には、すみれ幼稚園園舎の耐震診断委託料でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

上から二つ目の園児送迎バス委託料2,548万2,599円、バスが6台分でございます。わかくさ、すみれ、谷和原幼稚園、2台ずつ6台分でございます。

15の工事請負費でございます。こちら470万1,227円でございます。わかくさ幼稚園が浸透桝の設置工事、すみれ幼稚園がプールわきのフェンス修繕工事でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

2目の幼稚園・保育所整備費でございます。1の報酬でございます。こちら、幼児施設の検討委員会の委員の報酬でございますが、20年度6回開催させていただきました。その報酬でございます。

9の旅費2万2,000円でございますが、これは費用弁償6回分でございます。

13委託料699万3,000円でございますが、こちらは、やはり基本設計委託料が514万5,000

円、地質調査業務委託料が184万8,000円でございます。繰越明許費311万9,000円でございますが、こちら、基本設計の遅延によりまして開発行為許可申請がおくれたために繰越明許をいたしました。21年の7月16日に、入札は執行しております。

5の奨学金、1目の奨学金、21節の貸付金でございます。384万円でございます。まず、つくばみらい市奨学金貸付金288万円、これが8名いらっしゃいました。それと、つくばみらい市高等学校等奨学金貸付金が96万円、4人分でございます。

ちょっと飛びまして、259ページ、お願いいたします。

7の保健体育費、4目の学校給食施設費でございます。1の報酬でございます。支出済額が3,459万2,260円でございます。嘱託職員報酬が3,456万2,260円、人数につきましては、伊奈給食センターが22名分、谷和原給食センターが17名分でございます。合計で39名分でございます。

次に、262ページをお開きいただきたいと思います。

11の需用費、支出済額が2億2,911万2,869円、一番下の賄材料費1億8,259万9,732円でございますが、年間182日実施しております。伊奈給食センターは2,549食、谷和原給食センターが1,838食、合計で4,387食分でございます。

それと、13の委託料でございますが、次のページをお開きください。

下から四つ目でございます。給食配送委託料2,381万535円、こちらは伊奈給食センターが配送委託が4台、谷和原給食センターが1台、合計5台分でございます。

それと、一番下の米飯炊飯業務委託料843万4,817円でございますが、こちらは谷和原給食センターが委託をしております。業者はコトヤでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

19節の負担金補助及び交付金の一番最後でございます。下水道事業受益者負担金24万6,400円、こちらは谷和原給食センターでございます。平成16年から平成20年度まで取手下水道組合への受益者負担金でございます。

うちの方は以上でございます。ひとつよろしく申し上げます。

委員長（染谷礼子君） 続きまして、生涯学習課吉田課長。

生涯学習課長（吉田弘之君） それでは、生涯学習課関係の決算につきまして説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書の28ページをごらんください。

教育使用料でございます。2節社会教育使用料としまして、収入済額が18万5,150円でございます。こちらは、公民館、コミセン、結城三百石記念館、間宮林蔵記念館、図書館に設置されております自動販売機の設置の手数料及び電気料の合計でございます。

その下の保健体育使用料につきましては、収入済額が159万6,600円でございます。こちらにつきましては、城山の野球場と総合運動公園の野球場の使用料、さらにはテニスコートの使用料、それと、自動販売機の手数料として12万5,400円と、合計で159万6,600円でございます。

続きまして、34ページをごらんください。

34ページの上の方です。都市計画費の補助金としまして、まちづくり交付金（集会施設整備事業）というのが3,980万円ということで、こちらが20年度建設しました板橋コミュニティセンターに係る交付金でございます。

続きまして、51、52ページをごらんください。

ふるさと創生基金の繰入金でございます。下から二つ目です。ふるさと創生基金の繰入金としまして、収入済額が1,995万4,153円のうち、板橋コミセン分としまして1,439万8,000円でございます。

それと、もう1点、文化財の主要事業としまして、板橋の不動院の楼門の改修工事を実施しております。そちらに繰り入れた額が518万3,000円でございます。

生涯学習課のトータルとしましては、1,958万1,000円をこの中から繰り入れております。続きまして、58ページをごらんください。

雑入の中で、58ページの中段に陶芸の窯の電気使用料という形で、こちら、きらくやまに設置しております陶芸の窯の使用料としまして18万2,600円ほど、電気代として入っております。

それから、その少し下に、町史編纂関係の書籍売上金というのが14万3,960円ほどございます。

それと、間宮林蔵記念館で販売しておりますパンフレット代、1部100円でございますが、これが6万1,600円という形で売り上げがございました。

続きまして、60ページをごらんください。

同じく雑入の一番下の方なんですけれども、青少年相談員の店舗訪問業務補助金という形で県から4,640円ほど入っております、これ、雑入の方で処理しております。こちらは、青少年に有害な図書関係を販売しているコンビニなんかですけれども、そちらを1件訪問するということで、アダルトコーナーというのをちゃんと設けてほしいというような指導で回っております。1件580円の補助金ということ、8件分ということで4,640円ほど補助金として入っております。

続きまして、62ページをごらんください。

これは、5番の合併特例債でございます。こちらの合併特例債の方で、右の方に板橋コミュニティセンター整備事業債という形で1億3,410万円という形で、こちらコミュニティセンターの財源としまして合併特例債の方で手当てしていただいております。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

では、233、234ページをごらんください。

社会教育費でございます。その1目の社会教育総務費でございますけれども、その中のまずは、1番の報酬でございます。こちら主に401万円でございますが、その内訳は、社会教育指導員、こちら各公民館、谷和原、伊奈1名と生涯学習課に1名、指導員が配置してございます。そちら、週3日の勤務という形で3人分で370万4,400円でございます。

それから、その下です。放課後子どもプランの検討委員会の委員報酬でございます。こちら、7人の5回という形で、1人、報酬が6,000円という形で5回分でございます。19万2,000円ほど支出しております。不用額、ちょっと多いんですけれども、これ、予算では10回ほど予定しておりましたが、5回で計画ができたという形になっております。

その下は、職員の給料、手当などで、その辺は省略させていただきます。

続きまして、236ページの報償費について説明いたします。支出済額が107万7,000円でございます。こちらは、生涯学習課の開催します講座の各講師の謝金と、その下の成人式の記念品代となっております。こちらは該当者が480名程度いましたが、出席率が7割という形で、2,000円ほどの記念品、印鑑付ボールペン等を記念品として配布しております。

それで、73万5,000円でございます。

続きまして、その下の需用費でございますが、こちらも、文化祭とか成人式等の消耗品とか、印刷費関係でございます。こちらが、89万5,258円の支出となっております。

続きまして、13番委託料でございますが、こちら35万円でございます。成人式の写真代という形で、350人分という形で1人1,000円ということで、35万円の支出となっております。

その下の使用料でございますが、使用料と賃借料につきましては、47万9,000円ほどでございますが、主に文化祭等のパネルの借上料等、あとは、講座の際のバスの借上料等になってございます。

続きまして、238ページの負担金、補助及び交付金でございます。こちらの363万円ほどでございます。主な内容としましては、下の方に文化協会の補助金というのが144万2,000円ほど上がっております。こちらが、大体80団体、文化協会に加入しておりまして、会員が1,362名ほどございます。そちらの活動補助金という形でございます。

それから、常総広域関係のライブラリーの負担金というのが51万6,000円という形で、主な項目となっております。

続きまして、公民館費に移ります。

公民館費でございますが、まず報酬につきましては、これは館長さんの報酬という形でございます。176万4,000円でございます。

それから、続いて、報償費でございますが、こちらは、よつわ大学とか、公民館2館でございますが、そちらで開催しております講座の講師の謝金等でございます。それで95万4,000円でございます。

その下、需用費とか、役務費、委託料につきましては、大体、定例的な施設を維持していくための経常経費という形で、昨年と同様の経費がかかってございます。そちらの細かいところにつきましては、ちょっと省略させていただきます。

それで、講座の参加人数とか、細かい内容につきましては、お手元に配付の決算に関する附属資料の65ページから、各講座の内容と出席者数につきましてはごらんください。

続きまして、青少年教育費の方の説明に移ります。

こちらにつきましては、主な内容としましては、青少年育成市民会議補助金という形で128万7,000円。本部事業とは別に、各支部に補助金という形で小学校単位に配布しております。こちらがでございます。

それと、主な内容としましては、ふれあい交流事業とか、野外コンサートなんかを実施している事業でございます。

続きまして、図書館費でございます。こちらは、減額補正191万7,000円しておりますけれども、こちらは、育休で休んでいた職員が5月に復帰したために、その分の臨時職員の報酬が不用になったという形で、この辺、減額をさせていただいております。

まず、図書館費の1番の報酬でございます。こちらは、館長の報酬と嘱託職員の報酬。こちらが、週5日勤務の司書の方が5人、週3日の司書の方が5人です。この10人でローテーションしながら、勤務していただいているという状況でございます。合計で10人分の嘱託職員報酬ということで、1,217万6,980円となっております。

次のページ、244ページにつきましては、職員の給料とかでございます。

報償費、8番の説明をいたします。

まず、講師謝礼というのが25万円と計上されておりますけれども、こちらは図書館まつりのときに、サトウハチローさんのお子さんの佐藤四郎さんをお呼びして、これは講演会を実施していると、あとは、絵本作家の中川さんを3月にお呼びして講演会を実施、これ2回分という形でございます。

それから、図書館まつりの賞品代としまして10万円ほど。こちらは、感想画というのを小学生にかいていただいて、そのかいていただいた方に絵の具のセットなんかを200名ほどの方に配布したというものでございます。

それから、次の需用費825万円ですけれども、その内訳で、まず消耗品でございます。こちらが、新聞数紙と雑誌をかなりの数買っております。そちらの購入費用が392万円でございます。

それから、光熱水費、主に電気代、水道代でございますが、277万円でございます。

それから、続きまして、委託料につきましては、548万5,000円ほどでございますが、主に施設の維持管理委託という形で経常的な経費となっております。

次の使用料及び賃借料につきましても、これも、毎年同様の額の支出が出ております。

18番の備品購入費でございますけれども、これも図書が531万4,000円という形でございます。

それと、DVDとかCDの視聴覚資料として、27万9,000円ほどの支出となっております。

負担金交付金につきましては、毎年同額というような形でございます。

続きまして、コミュニティセンター費の説明に移ります。

コミュニティセンター費に関しましては、当初予算が2億1,607万3,000円のところ、3月に入札差金という形で541万7,000円を減額してございます。こちらにつきましては、工事費の方が、一般競争入札の方で差金が478万7,000円でございます。工事監理費の差金としまして63万円、合わせて541万7,000円を減額してございます。

それでは、1番報酬でございますが、こちらが検討委員会の報酬という形で、こちら5名で2回ほど実施してございます。

次に、報償費としまして、コミュニティセンターの開館のときの記念品としまして、ふるしきを一応買ってあります。その金額でございます。

それから、需用費でございますが、こちらは585万円ほどでございますが、消耗品としまして、各申請書の印刷代とか、パンフレットの印刷代等になってございます。

それから、これが小絹と谷井田の電気、ガス、水道代で444万5,000円ほどの経費がかかってございます。

続きまして、委託料でございますが、施設管理の委託料という形で、主にシルバーさんの方に施設管理の方をお願いしております。昼間と夜間、9時から夜の10時までという形で13時間分でございます。631万3,860円ということでしてございます。それと、清掃の委託等でございます。

その下に、建設工事にかかる委託料というのがございます。こちらが板橋コミセンの工事監理の方の委託が378万円、それと、道路法24条というのがあるんですけれども、こちらは、敷地が一部、畑のところに建てたものですから、畑の出入り口がなくなった地権者がおられまして、その方に出入り口をつけなきゃいけないという形で設計をお願いしています。その分の委託ということで、13万6,500円でございます。

続きまして、次のページ、250ページをごらんください。

工事請負費でございます。こちらの支出済額が1億7,856万3,000円でございます。

その内訳が、板橋コミュニティセンターの建設工事で1億7,724万円でございます。

それから、その下に、案内板の設置工事ということで、これは小絹も含めて7枚ほど案内看板を設置しております。それが48万3,000円でございます。

それから、機能補償工事というのが、この隣接する畑の出入り口の取り付け工事ということで84万円でございます。

続きまして、その下です。備品購入費でございます。こちらが、板橋コミュニティセンターに係る家具、テーブル、いす、ブラインド等が541万8,000円、あとは、電気とか、音響設備113万4,000円という形になってございます。

続きまして、文化振興費でございます。こちらは、当初予算が733万5,000円でしたが、流用という形で10月に29万9,000円ほど流用させていただいております。予備費から流用をしております。

それは、後で出てくるんですけれども、15番の工事請負費、石碑の補修工事ということで川崎地内に長崎村の日露戦争の碑がございまして、そちらが、地震だと思えるんですけれども、傾いてしまったということがありまして、これは市で管理すべきものという形で、そちらが傾いて危険だというのがありまして、そちらを補修の方しております。そちらが29万8,200円ほどかかってございます。そちら、予備費の方で流用させていただきました。

それと、ちょっと戻りますけれども、11番の需用費としまして、印刷製本費83万1,516円でございます。こちらは、20年度に文化財マップという形で、合併して初めて市の新しい文化財の位置を示したのもの等、文化財の内容を印刷したものを3,000部ほどつくってございます。そちらの作成費用でございます。

それから、委託料、その下です。17万100円でございます。こちらが、田村と台の2カ所、開発行為に伴います試掘をやってございます。そちらに係る委託料でございます。

それから、負担金及び交付金でございますけれども、こちらにつきましては、補助金の方で、綱火の団体さんには、毎年一緒ですけれども、1団体24万円という形で2団体48万円でございます。

それから、各団体さん、西丸山さんとか、福岡盆踊りの方に交付してございます。

それと、不動院の楼門改修工事の補助金という形で518万3,000円でございます。こちら、板橋不動院の方の、これ、県の補助事業で、県の文化財なものですから、修理しているんですけれども、市でも、その24%を補助するという形で、これは4年計画なんですけれども、その初年度という形で、解体工事に係る補助を518万3,000円ほど出してございます。

続きまして、結城三百石記念館費につきましては、これ、毎年変わらず、シルバー2名体制で管理の方をお願いしております、こちらは清掃の委託を込みで2名という形でお願いしてございます。その経費385万円でございます。

続きまして、間宮林蔵記念館費でございます。こちらは、1月に88万2,000円ほど補正をしてございます。

その隣です。予備費流用というのが、また20万円ほどございます。こちら、記念館、平成5年に開館しまして、RCづくりなんですけれども、屋根の雨漏りが結構あって、それを2回ほど修理しています。まず、11月に1回、予備費流用しまして36万円ほどかけて直したんですけれども、完全にとまらなくて、1月に補正をお願いしまして、再度調査をし

まして補修をしたと。現在は、もう雨漏りの方とまっております。その関係で流用と補正の方をお願いしております。

じゃあ、内容につきまして説明させていただきます。

これにつきましては、11番の需用費の修繕料129万円の中身でございます。

経常的な経費という形で、こちらシルバー人材センターの方に管理の方を委託しております。

続きまして、保健体育費について説明させていただきます。

1番の保健体育総務費につきましては、これは人件費なので省略いたします。

それで、2目の社会体育費でございます。こちら、62万1,000円を補正しております。こちらは、スポーツ大会の補助金という形で、関東大会以上に出場した場合は、その経費の2分の1を補助するということになっておりますので、その分の補助でございます。

256ページをごらんください。

まず、報酬でございますが、これは49万5,000円、体育指導員さん22名おられますが、そちらの年間の報酬でございます。

次の報償費でございます。報償費が77万2,000円ほど支出してございますが、これは各種専門部の大会の賞品代とか、スポーツフェスティバル、市民ウオークデーなんかに係る賞品代等でございます。

その下です。需用費106万7,000円でございますが、こちら各種大会の開催用の消耗品等でございます。

それから、ちょっと飛ばしまして、負担金補助交付金でございますけれども、それにつきましては、経常的なものと、一番下に、全国大会出場助成金という形で、これは3月に補正をしました62万1,000円ので62万円の支出ということでございます。

その下です。体育施設費でございます。こちらが、報酬でございます。報酬につきましては、これは事務員の報酬、これは嘱託職員で1人7時間という形で、260日分という形で1人お願いしております、その報酬でございます。

それから、下は、各種施設管理に係る定例的な維持管理費ということでございます。特に光熱水費、需用費の中の光熱水費、今920万円という形でかなり電気代等がかかっているという形でございます。

あとは、維持管理につきましては、こちら、ほとんどこれはシルバーさんの方に管理の方は委託している状況でございます。

あとは、総合運動公園の植栽とか管理委託料という形で、委託料が1,700万円ほどかかっているというような状況でございます。

それから、工事請負費71万4,000円でございますが、これにつきましては、谷和原の武道館の公共下水への接続工事でございます。

それから、負補交の方につきましては、3,803万4,000円でございます。これは常総広域の運動公園分の負担金という形でございます。

以上、雑駁でございますが、よろしく願いいたします。

委員長（染谷礼子君） 説明が終わりました。

休憩を入れた方がよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） じゃあ、休憩を10分でよろしいですか。

55分から再開いたします。

午後3時46分休憩

午後3時56分開議

委員長（染谷礼子君） それでは、再開いたします。

これから質疑、意見を行いたいと思います。

意見のある方。

海老原委員。

委員（海老原 弘君） 二つほど。248ページ。

コミュニティセンターだと思うんですが、委託料たくさんあるんですが、その中で私わからないのは、昇降機保守点検委託料というのは、多分、これは小絹かなとは思いますが。それから、空調室外とか、いろいろあるんですが、疑問のあるのは、昇降機。これ、何の昇降機なのかな。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

生涯学習課長（吉田弘之君） 委員ご指摘のとおり、小絹コミュニティセンターのエレベーターの保守点検委託料でございます。

委員（海老原 弘君） 人間が乗る。

生涯学習課長（吉田弘之君） 人間が乗るものです。

委員（海老原 弘君） そうですか。行ってなかったんでわからないんで、じゃあ、それはわかりました。

もう一つは、264ページ。

一般質問でもやった米飯、谷和原給食センターだと思うんですが、米飯の委託料が843万4,817円と。これ依然としてあるんですが、一般質問でもやりましたけれども、これは現状のままいくしかないんでしょうか。私は、あのときに、伊奈の給食センターが能力的にあいているのではないかというような質問をして、そういう方法は教育委員会では考えたことはないんでしょうか。それとも、それをやるのには、いろいろな難しい点があるのかどうか、それをお願いします。

委員長（染谷礼子君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 今の現状のままでは、結局、スペース等も狭いものから、拡張工事等、そういうものをせざるを得ないと思います。

また、その釜も、ちょっと大きい釜ですので、機械装備も含めると1,000万円以上するようでして、なかなか、ちょっと難しいと思います。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員。

委員（海老原 弘君） 私も、だから、そのところが根本的に認識が違っているのかなと思うんですけれども、私が、どうしてそういう質問したかということ、給食センターをつくったときから相当年月たっていますよね。能力的に余っちゃっているのではないかというのが、私の質問の根本なんです。余っていないんですか、その当時と能力的に、釜を買わなくちゃならないほど。釜を買わなければ、米飯給食が谷和原の分を可能にできないのかどうか。

我々、見学したこともあるんですけれども、本当に、その釜が、ずうっとエレベーターのように流れていって、もう向こうへ着いたときには炊き上がってしまうという、非常に

いい方法じゃないかと思ったんですが、その釜があれですか。買わなければ足りないような状況なんですか、もしやった場合は。

委員長（染谷礼子君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） つくるだけであれば、スペース的に問題ないというような形なんですが、コンテナも要るだろうし、その配送関係です。配送関係で、また、運送料等も大分かかってしまうというような状況ですので、ちょっと積算してみないと、ちょっとわかりませんが、ちょっと、その辺も検討してみたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 海老原委員。

委員（海老原 弘君） ぜひ、これから生徒の数も変化してくると思うんですよ、小張とか、みらい平周辺は増えるけれども、ほかは減るんじゃないかと。そういうようなことを含めて、そういうのを検討していただければと思います。

特に、おいしい米が、伊奈の方では直接農協さんの方からの計らいでできるようになったんです。谷和原は、同じつくばみらい市なのに違う方法をとっていると。そこが、私、どうしても納得いかないんです。従来から業者から買っている、そういう状況。合併のときに、よく市長が言ったと思うんです。一国二制度はおかしいと、言いましたよね。それなのに、この給食は一国二制度のまま、ずうっといくのかと、私、それこそ矛盾していると思うので、ぜひ検討をお願いします。

委員長（染谷礼子君） 要望でよろしいですか。

次に。

横張委員。

委員（横張光男君） コミュニティセンターの関係で、ちょっと説明が、もう少し詳しくいただきたいと思うんですが、と申しますのは、委託料で道路法24条による設計委託料13万6,500円が出ています。それと、工事請負費で機能補償工事として84万円ほど支出されています。これは出入り口がなくなると、いわゆるコミュニティセンターを建設することによって、奥の土地の人が出入り口がなくなったために、それをつけたということなことだと思うんですけれども、ただそこで道路法24条となると、市道へじゃなくて県道の方へ出入り口をつけたということですね。市道だったら、確かに24条の関係はないわけですからね。ちょっと、そのところ説明していただきたい。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

生涯学習課長（吉田弘之君） 横張委員おっしゃるとおり、もともとは郵便局の方から入った市道から、市の道路から出入りしていたんですが、そちらが、かぎの手にコミュニティセンターの土地として買い上げたものですから、隣の地権者の方が県道の方からしか入れなくなったということがございます。それで、県道の歩道の方をまたいで入り口を傾斜の部分で、やっぱり出入り道をつくったということで、24条ということで、県道からの出入り道でございます。

委員長（染谷礼子君） 横張委員。

委員（横張光男君） 素朴な質問なんですが、市道からのつけかえなりの方法はとれなかったということをお伺いしたいんです。というのは、なぜかという、いわゆる地権者は、いわゆる県道の方から出入りしたほうが、これはもちろん便利になります。しかし今までは、あの郵便局から入った市道をその出入り口に使っていたんじゃないかと。そうすると、そこからは取りつけられなかったんですか。そのところ、お伺いしたいんで

すが、市道から。

委員長（染谷礼子君） 吉田課長。

生涯学習課長（吉田弘之君） 細長い土地でございまして、それを約半分に分断したというような形で買収をしておりますので、つくばみらい市の市道の方からの出入りはその地権者については、もう無理ということでございます。

そういうふうな土地の買い上げをしたのは、私、その事情は、ちょっとそこまではわかりませんが、そういうかぎの手で買収をしたために、地権者は県道からしか出入りができなくなったというような事情がございました。

委員長（染谷礼子君） よろしいですか。

次、古川委員。

委員（古川よし枝君） 幼稚園のことで聞きたいんですけども、今、保育所も保育士の嘱託職員の数を聞いたんですけども、幼稚園でも先ほどは、担任の教諭と嘱託教諭と、あと補助教諭も聞いたんですけど、全体として正職員は何人になるんですかということを知りたいと思います。

それから、昨年、わかかさ幼稚園で定員がいっぱいになっちゃって、いろいろ工夫をされたというふうにお聞きですけども、今年のお状況としては、どういうふうに見ているのか。まだわかりませんか、もうそろそろわかると思うんですが、幼稚園については、その点を聞きたいというふうにお聞きします。

それから、この賃借料というところで、ちょっとわからないんですけども、214ページの例えば校内のLAN機器借上料というのを見ると、毎年古くなると安くなるのか。昨年度の決算から見ると、LAN機器借上料というのが34万2,000円あるんですけども、前年度から比べると安くなっているのね。だから、借り上げの機器が本数が減ったのか、それとも、だんだん、年々、経年度で安くなっていくのか、その辺ちょっと聞きたいというふうにお聞きしています。

それから、学校の保健健診の委託をされていて、その結果について、特に児童について聞きたいというふうにお聞きしますが。

委員長（染谷礼子君） 4点でよろしいですか。

委員（古川よし枝君） はい。

委員長（染谷礼子君） じゃあ、4点出ましたけれども、答弁のできる方から。

瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） まず、幼稚園の正職員ですね。まず、20年度は、わかかさ幼稚園が8名、すみれ幼稚園が6名、用務員1名、あと、谷和原幼稚園が7名でございます。

委員（古川よし枝君） 7名。

学校教育課長（瀬崎和弘君） はい。

それと2点目の昨年度はわかかさ幼稚園が、20名オーバーしたと。今年も、従来10月に入園の募集をかけますと、若干遅れてしまいましたので、8月前半に入園希望をとりました。それで、谷和原幼稚園の方が今度19名ほどオーバーになりまして、本来であれば、わかかさ幼稚園であればスペースもありますし、園舎の増設もできるかなと思ったんですが、谷和原幼稚園ですので、ちょっと、その辺は難しいということで、その19名オーバーしたんですが、やはり丘陵部の皆さん、保護者の方が23人いらっしゃいまして、そちらの方は、

谷和原幼稚園、わかくさ幼稚園、選択できるというようなことで、その旨の通知を、その保護者あてにお出ししたんですが、皆さん、谷和原幼稚園がいいという結果が出まして、一応、うちの方は苦渋の選択で、その全員が入園できるように、本当に申しわけないんですが、みらい平丘陵部から来ている方23人の方に、もう一度文書を送って、抽選方法を考えております。

結局、選択できないところというか、十和、谷原、小絹、その方は、もう選択できませんので、谷和原幼稚園しか行けませんので、うちとしては、皆さんが入園できるような形で、今ちょっと進めている状況でございます。

3点目の校内機器借上料ですが、こちらは小張、豊、三島、谷井田、板橋、東の小学校でございます。旧伊奈地区でございます、やはり年数の関係で若干下がったということでございます。

最後、健診の結果ですね。申しわけございません。児童生徒異常がなかったということ聞いております。

以上でございます。

委員長（染谷礼子君） 答弁が終わりました。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 距離から言ったら、あの丘陵部は、わかくさの方が近いような気がするんだけど、そうでもないのかな。でも、どうして谷和原の方に来ちゃうんでしょう。その辺のところは、どうなんですか。

委員長（染谷礼子君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 今度、幼保一体の施設が整備されるのも若干あるのかなと思われまます。

委員長（染谷礼子君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） わかりました。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 五つぐらい、ごめんなさい。すごい細かくて申しわけないんですが、206ページの指導室費の中の委託料の中に大変細かい金額なんだけれども、昨年……。

ごめんなさい、206だから、いいですよ。指導室費じゃなかった、ごめんなさい。その前の教育総務費の中の負担金補助及び交付金の中に、206ページの上の部分ですけども、私立幼稚園の連絡協議会の補助金というのが、昨年5万5,000円あったというふうに思うんですが、今回、見つけられないんですけども、どうなったのか。

それから、212ページの小学校の委託料なんですけれども、真ん中辺にある、校内緑地管理委託料、これが357万円ですけども、昨年645万円だったんです。それから、222ページの中学校の中の委託料。222ページの上の方の5番目ですけど、校内緑地管理委託料というのが、20年度は192万円、昨年427万円。それぞれ半額ぐらいになっているんですが、どうしてか。

それから、三つ目として、附属書類の中の59ページに、59ページにある奨学金制度の受給の、さっき説明がありましたけれども、貸付者が12名、大学が8名、高等学校4人で、今までの過去を見てみると、少しずつだけ増えている感じがするんですよ。それで、政権もかわって、大学の奨学金は支給制度にするという政策や、それから、高等学校は無

料という政策も掲げながらの政権交代があったわけで、高等学校について、そういう改善が今後されれば一番望ましいというふうに思うんですけども、当面独自で設けたこの高等学校の奨学金制度、大学もそうですけれども、もう少し使いやすい制度として拡大していく。ほかの奨学金との併給もできる等の拡大をしていく必要があるのではないかな。現状の経済状況からいっても、そういうことが要請されるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてどうなのか。

それから、四つ目として毎回取り上げているんですが、準要保護・要保護の対象人数、これも附属書類を見ると、ことし合わせると、小学校、中学校合わせて112名、合併の17年度でいくと186名、18年度192名、19年度127名、そして、20年112名ということで、生活の今の新たな貧困の広がりからすると、この対象人数が減っているというのは、この制度の周知の仕方に問題がありはしないかというふうに思うんですけども、毎回、言っていますが、その点はどうか。

それから、もう一つ、学校給食の問題ですけれども、弁当の日、これはこの間の一般質問でも議論してきたところです。私は、全国で広がっている弁当の日の本来の取り組みと全く違う取り組みじゃないかというふうな指摘をして、今度の質問でも議論したんですが、見直しを求めたんですが、少なくとも、その平成20年度の中で、弁当の日が実施をされて、食材の高騰によって、給食費の負担が増えることから、7日間の給食をやめると。それで10日間については、新たな別建ての意図のもとに弁当の日の実施だったわけですけれども、給食費についていうと、その10日間分については、ほかの日の給食としての食材料にまわったということで、保護者のところに戻すとか、学級費に戻すかとかという対応はとられてないわけですね。これは、やっぱり保護者に対する連絡の趣旨からいっても、食材の値上げによっての7日間の減回数という通知からすると、問題を生むものだと思うんです。20年度は、今さらあれだけでも、今後の中で再検討を教育長に求めたんですけども、そういう点で、今年度以降の中できちっと対応をする必要があると思うんです。ちなみに食材高騰だったあの時期と、今、食材はどうなのかということも含めて整理をしないといけないんじゃないかというふうに思います。

それから、弁当の日のあり方については、一般質問で取り上げたけれども、本来の取組の仕方と全く違うじゃないかという指摘もして、再検討を求めましたけれども、あわせて、費用の問題でも整理をする必要があるというふうに思うので、そこは担当のところとして、どう考えるのか、以上5つについて。

委員長（染谷礼子君） 5点ございました。

瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 初めの私立幼稚園補助金ですが、補助金審議会の中で、こちらで当初予算要望したと思います。その中で、審議会の中でご審議をされまして、カットされたと思われま。

それと、小学校中学校内緑地管理委託料ですが、今まで何と言いますか、幹の本数とか薬剤散布とか、回数をなかなか決めてなかった経緯がございまして、いろいろ精査しまして、薬剤散布は何回、枝切りも何回という形で精査しまして、前年よりは軽費な額でやっていただいております。

奨学金でございますが、これは奨学金の金額ですか。

委員（川上文子君） もっと幅広く使えるような形での制度の見直しが必要ではないで

すか。

学校教育課長（瀬崎和弘君） それでは、その件につきましては、検討させていただきます。

準要保護に関しましては、例年出ていますが、以前は、旧伊奈町のときは、基準というか、内規があまりなかったと思われます。それで、以前、私の前のときですか、基準を最低生活費の所得1.3倍ぐらいに設定してはどうかと、川上委員の方からおっしゃられたという経緯がございまして、それで、その所得に応じて見てみたんですが、1.3倍より多い方も何件か出たという経緯でございます。

弁当の日は、食材も以前ほどは、そんなには高騰はしていないと思うんですが、やはり今年度は8回ですね、一応食育という観点で私どもは定着していると思います。ですので私どもは、これからも継続させていただきたいと思っております。

委員長（染谷礼子君） 答弁が終わりました。

川上委員。

委員（川上文子君） 一番初めの私立幼稚園の連絡協議会の補助金、20年度の補助金等審議会の結果を持っているのですが、その中には載っていないんですよね。載っていますか。

補助金審議会の答申を持っているのですけれども、ほかの小学校・中学校なんかについては、要望額どおりに審議額が決定されていて、ちょっと今見つけたらば、幼稚園のそれは、カットという形での記述は見つけれなかったんですけれども、どうでしょうか。

それから、あと、就学援助については、1.3倍という所得の目安を設けたのは一つの前進だというふうには思うんですけれども、実際に表側にそのことが、例えば個々に来た場合について、個々にというか、申請があったものについての判断の一つの材料にしているでしょうけれども、対外的に保護者のところに、そういう所得のランクの場合については十分対象になり得る制度なので、大いに利用してくださいという形で1.3倍という、1.3と言ってもわからないですが、所得の目安というものが、ああ自分は対象になるんだというようなことが明示をされていますか。

それから、給食の問題は、私が言っているのは、一般質問のところ再度ちゃんと、元々始めた人の取り組みの状況はよく学んでほしいのですが、その議論を今する気はないんで、少なくとも給食の費用についていうと、実際には食材の高騰による7日と、8日間と合わせて減らしていながら、給食費はそのままというのは正しい取扱いではないと思うんです。回数を減らすのであれば、そのことも含めて、料金は実際には値上げということにもなるわけですから、保護者の了解をとる必要があるし、整理する必要がある。お金の問題として言っているんですけれども、あわせてもう一度伺います。

委員長（染谷礼子君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 私立幼稚園の補助金ですが、ちょっと手元に資料等ございませんので、後ほど確かめてみたいと思います。

2点目の準要保護の1.3倍という形なんですが、一応内規ではやっていますが、公には公表はしていません。公表するのであれば、規約等もつくりながら公表させていただきたいと思います。

委員長（染谷礼子君） 教育長。

教育長（豊嶋隆一君） それでは、弁当の日の件について私から答弁したいと思うんで

すが、これは内容を落とさないでやっていくためには、これは当然給食の日を減らしたりすることで対応しているわけですが、弁当の日ができたために、もちろんそれでも内容を悪くしないで済むという状況ももちろんあります。それから、弁当の日は、この前おっしゃった香川県でやったのと内容が違うじゃないかという話ですが、これは地域柄によって違いますので、ここの子供たち、ここの実態に合わせてやっているわけですので、つくばみらい市が狙っている、その子供たちの状況をよくするんだということでやっていますので、それで理解していただいて実施していきたいと、そういうふうに思っております。

委員長（染谷礼子君） 川上委員。

委員（川上文子君） 就学援助の問題は、そういう制度があって自分が対象になるんだよと、対象になる場合には受けられる制度として、こういう制度があるというのをやっぱりちゃんと知らせることが必要だと思うんです。それは周知しているんだけれども、で、自分が対象になるか、例えば生活にお困りの方みたいな表現でやった場合は、なかなか手を挙げにくいと。しかし、所得が、この水準であれば受けることができる。それで、子ども達の教育を受ける権利を保障していく公の取組だという制度のあり方を、そういう形で知らせる必要があるんだと思うんです。所得の水準からいくと、現実はかなり困窮家庭が増えているのは事実だから、そういう形で受けるのはとても抵抗があるけれども、一定の目安の中で、そういう場合については、こういうのは十分受けられる権利はあるんだというところで制度を知らせていくことが、積極的にやっぱり利用してもらいながら、教育の状況を確保する、そういう制度として知らせていく必要があると思います。

給食の問題は、教育長とは、なかなか理論が分かれますが、もともと取り組んだ中身を学んでほしいと思います。その取り組みとつくばみらい市がやっている中身が教育的視点から見たときにどうなのかという判断をしてほしい。今この委員会で言っているのは、そのことではなくて、実際に回数を減らしながら給食費はそのまま、7日間については食材の高騰によるだから、それについてはそういう形で通知をされているわけだから、そのことからすると今、食材の高騰はどうなのか検討しなきゃならないし、加えた、その8日間の弁当の日については、費用の点ではどのように対応するかというのは、保護者の了解をとる形で決定しないといけないんじゃないですか。お金の問題として言っているのです。考え方の問題は、ここで延々とやっても、やはり元々始めたところの取り組みを学ぶ必要がありますよ。それはおいておきますけど、整理をする必要があるということをおきます。

委員長（染谷礼子君） という要望でよろしいですか。

委員（川上文子君） はい。

委員長（染谷礼子君） ほかに発言はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（染谷礼子君） なければ、教育委員会所管の一般会計決算に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（染谷礼子君） 挙手多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定されま

した。

これで本委員会に付託された案件は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

以上で、決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4 時 3 0 分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第 6 0 条第 1 項の規定により署名する

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

決算特別委員長